和歌山県石油コンビナート等
防　災　計　画

令和８年４月

和歌山県石油コンビナート等
防　　災　　本　　部

目　　次

第１章　総　　則
第１節　目　　的 ---- 1
第２節　計画の性格と基本方針 ---- 1
第３節　石油コンビナート等特別防災区域 ---- 1
第４節　用　　語 ---- 2
第５節　計画等の修正 ---- 2
第６節　特別防災区域の概要 ---- 3
第７節　防災関係機関等の実施責任及び処理すべき業務の大綱 ---- 7

第２章　防　災　組　織
第１節　和歌山県石油コンビナート等防災本部 ---- 11
第２節　石油コンビナート等現地防災本部 ---- 13
第３節　現地連絡室 ---- 18
第４節　防災関係機関の組織動員計画 ---- 18
第５節　自衛防災組織の活動基準 ---- 79
第６節　広域共同防災組織 ---- 80
第７節　応援協力体制 ---- 80

第３章　災　害　想　定
第１節　火　災　想　定 ---- 81
第２節　爆　発　想　定 ---- 81
第３節　石油等流出想定 ---- 81
第４節　有毒ガスの漏えい想定 ---- 82
第５節　自然災害による二次災害の想定 ---- 82

第４章　災害情報計画
第１節　通　報　計　画 ---- 100
第２節　災害情報の収集及び伝達計画 ---- 102
第３節　災害広報計画 ---- 109

第５章　災害予防計画
第１節　石油及び高圧ガス等災害予防計画 ---- 173
第２節　自然災害予防計画 ---- 174
第３節　航空機事故による災害防止 ---- 174
第４節　防災教育及び訓練計画 ---- 174
第５節　防災施設及び防災資機材の整備計画 ---- 175
第６節　通信設備整備強化計画 ---- 175
第７節　調　査　研　究 ---- 176

第６章　災害応急対策計画
第１節　陸上施設等火災応急対策計画 ---- 177
第２節　接岸・接標中のタンカー等の火災応急対策計画 ---- 178
第３節　有毒ガス漏えい応急対策計画 ---- 179
第４節　石油等流出防御応急対策計画 ---- 180

第 5 節　自然災害応急対策計画 ---- 182
第 6 節　救出応急対策計画 ---- 182
第 7 節　救急医療対策計画 ---- 183
第 8 節　避難誘導計画 ---- 190
第 9 節　住民等に対する広報計画 ---- 202
第１０節　警戒区域の設定計画 ---- 203
第１１節　交通規制対策計画 ---- 203
第１２節　自衛隊災害派遣計画 ---- 203
第１３節　近畿地方整備局による災害対応応援 ---- 204
第１４節　防災資機材等の調達及び輸送計画 ---- 204

第 7 章　災害復旧計画
第 1 節　災害原因調査 ---- 206
第 2 節　改　善　計　画 ---- 206
第 3 節　公共施設の災害復旧計画 ---- 206

第 8 章　南海トラフ地震に関する防災計画
第 1 節　目　　的 ---- 207
第 2 節　地震防災上整備すべき施設等に関する事項 ---- 207
第 3 節　地震防災応急対策 ---- 207
第 4 節　津波からの円滑な避難の確保に関する事項 ---- 207
第 5 節　南海トラフ地震臨時情報に伴う措置 ---- 208
第 6 節　防災教育及び訓練に関する事項 ---- 209

資　料　編 ---- 210

第１章　総　　則

第１節　目　　的

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和５０年法律第８４号）第３１条の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係る大量の石油、高圧ガス、石油以外の危険物、指定可燃物（可燃性固体類及び可燃性液体類）並びに毒物及び劇物等の貯蔵、取扱い、処理に関して火災、爆発、漏洩若しくは流出又は地震、津波その他の異常な現象による災害の発生及び拡大の防止に関する防災対策を確立するため、石油コンビナート等災害防止法並びに防災関係法令の定めるところにより、特定事業所の責務を明確にするとともに、国、県、関係市、県警察、関係公共機関等（以下「防災関係機関」という。）による総合的かつ計画的な防災体制の整備と災害応急対策に万全を期し、もって地域住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第２節　計画の性格と基本方針

１　計 画 の 性 格

本県におけるすべての災害対策は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４０条に基づく和歌山県地域防災計画及び同法第４２条に基づく市町村地域防災計画の定めるところにより推進されてきたが、昭和５１年６月に施行された石油コンビナート等災害防止法第３１条の定めるところにより、特別防災区域については、常設の石油コンビナート等防災本部において、特別防災区域に係る防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、この計画を作成し、毎年修正を加えているところであるが、その取扱いに当たっては、次により調整を図るものとする。

(1) 特別防災区域においては、和歌山県地域防災計画及び当該市の地域防災計画が適用されないので、すべての災害について、この計画の定めるところにより対処するものとする。

(2) 特別防災区域の特殊性にかんがみ、特別防災区域内の災害が区域外に及び又は区域外に及ぶおそれのある場合、あるいは、特別防災区域外の災害であっても区域内に著しい影響を及ぼすおそれのある災害については、特別防災区域以外であっても、この計画を適用し対処するものとする。

(3) 特別防災区域を含む広域・大規模災害が発生した場合等、県において、地域防災計画に基づく災害対策本部が立ち上げられた場合については、情報の一元化や応急対策に係る人的・物的資源を効率的に運用するため、和歌山県災害対策本部と石油コンビナート等防災本部が一体となり、一元的な災害対応を行うものとする。

(4) この計画に定めのない事項については、和歌山県地域防災計画及び当該市の地域防災計画の定めを準用する。

２　基　本　方　針

この計画においては、本県石油コンビナートの立地環境の特質にかんがみ、特別防災区域に係る災害が周辺地域に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、特定事業者をはじめ、防災関係機関は、その果たすべき責務を十分認識し、次の基本的事項に留意し、防災体制の整備と災害の予防並びに災害が発生した場合の応急対策の実施に、万全を期することを基本方針とする。

(1) 特別防災区域周辺住民の生命、身体及び財産の安全確保対策を最優先に行う。

(2) 特定事業者は、災害防止について第一義的責務を有するものであること。

(3) 防災関係機関及び特定事業者は、相互に連携を図り、総合的な防災体制の確立に努める。

３　計 画 の 実 施

(1) この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において、実施責任を有するものである。

(2) この計画を補充、修正したときは、その要旨を公表するものとし、防災関係機関は、平素から教育、訓練、広報等によりこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるよう努めるものとする。

(3) 計画の実施に当たっては、防災関係機関は連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。

第３節　石油コンビナート等特別防災区域

石油コンビナート等災害防止法第２条第２号の規定に基づく、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和５１年政令第１９２号）で指定された特別防災区域は次のとおりである。

１　和歌山北部臨海北部地区

和歌山県和歌山市の区域のうち次の区域

(1) 松江字蛭子地東、字二十七町場、字弐拾町場、字二十五町場、字二十町場、字弐拾弐町外、字拾八町場、字拾八町場南、字中大浜、字拾五町西、字庚申、字三本松、字末切、字拾五町場、字桑畑、字阪部山、字法林寺、字久三山畑、字東山開キ、字拾弐町場、字拾三町場、字東大浜、字拾町場下及び字拾町場並びに湊字谷ノ坪、字御膳松坪及び字奥ノ坪の区域、本脇字海岸、西庄字外浜、古屋字海面空地、松江字蛭子地、字上山、字二十九町場、字外小松原、字弐拾九町場、字海面、字御殿山、字北鵜ノ島、字中鵜ノ島、字南砂ノ口、字北砂ノ口、字鵜ノ島、字内鵜ノ島、字松林寺、字東山、字安左エ門開キ、字東浜及び字外鵜ノ島並びに湊字ロノ坪及び字濵ノ坪の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 湊字青岸坪及び字薬種畑坪並びに西浜字中川向ノ坪及び字上川向ノ坪の区域のうち主務大臣の定める区域

(3) (1)及び(2)の区域に介在する道路の区域

2　和歌山北部臨海中部地区

和歌山県海南市船尾字中浜及び藤白の区域のうち主務大臣の定める区域、当該区域に介在する道路の区域

3　和歌山北部臨海南部地区

イ　和歌山県海南市の区域のうち次の区域

(1) 下津町方の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 下津町下津の区域のうち主務大臣の定める区域

ロ　和歌山県有田市初島町浜の区域のうち主務大臣の定める区域

ハ　イ及びロの区域に介在する道路の区域

4　御　坊　地　区

和歌山県御坊市塩屋町南塩屋字富島の区域

第４節　用　　語

この計画における用語は、次のとおりとする。

1 石　　災　　法 ： 石油コンビナート等災害防止法（昭和５０年法律第８４号）

2 防災関係法令 ： 次の法律及びこれに基づく政令、省令並びに命令等をいう。

(1) 災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）

(2) 消防法（昭和２３年法律第１８６号）

(3) 高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号）

(4) 毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）

(5) 石油パイプライン事業法（昭和４７年法律第１０５号）

(6) ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）

(7) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和４５年法律第１３６号）

(8) 電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）

(9) 港湾法（昭和２５年法律第２１８号）

(10) 労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）

(11) 放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律（昭和３２年法律第１６７号）

(12) その他防災に関する法律

3 県　　条　　例 ： 和歌山県石油コンビナート等防災本部条例（昭和５１年和歌山県条例第３５号）をいう。

4 防　災　計　画 ： 和歌山県石油コンビナート等防災計画をいう。

5 防　災　本　部 ： 和歌山県石油コンビナート等防災本部をいう。

6 現地防災本部 ： 和歌山県石油コンビナート等現地防災本部をいう。

7 関　　係　　市 ： 和歌山市、海南市、有田市及び御坊市をいう。

8 防災関係機関 ： 石災法第２７条第３項第４号に規定する、県、関係特定地方行政機関、関係市、関係公共機関及び県内の公共的団体をいう。

9 防災関係機関等 ： 防災関係機関及び石災法第２条に定める特定事業者をいう。

10 大容量泡放射システム ： 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和５１年政令第１２９号）第１３条第１項の大容量泡放水砲及び第３項の大容量泡放水砲用防災資機材並びに第１４条第５項の大容量泡放水砲用泡消火薬剤をいう。

11　その他の用語は、石災法第２条の定めるもののほか、防災関係法令の例による。

第５節　計画等の修正

この計画は、石災法第３１条の規定に基づき、毎年これに検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

1　防災関係機関等は、毎年防災本部が指定する期日（緊急を要するものはその都度）までに、修正する事項について、防災本部に提出するものとする。

2　防災関係機関等は、防災組織及び防災活動要領等についても、毎年検討を加え、必要が生じたときは、これを修正するものとする。

3　特定事業者は、防災関係機関からこの計画に必要な資料の提出を求められたときは、指定された期日までに提出するものとする。

第６節　特別防災区域の概要

特別防災区域を有する市
（和歌山市、海南市、有田市、御坊市）



1　和歌山北部臨海北部地区

(1) 地　　勢

和歌山北部臨海北部地区は、和歌山市の西部に位置し、紀の川河口をはさんで和歌山下津港和歌山港区に面している。当地区内に所在する特定事業所は、日本製鉄株式会社関西製鉄所（和歌山）、エア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社和歌山工場、和歌山共同火力株式会社、花王株式会社和歌山工場、大岩石油株式会社青岸油槽所であり、主な業種は、製鋼、酸素製造、鉱物化学等である。

(2) 気　　象

当該地区は、瀬戸内気候区に属し、温和な気候に恵まれ、年間を通じて比較的雨が少なく晴天が多い。

和歌山地方気象台観測による 1991～2020 年の 30 年間の統計では、年平均気温は 16.9℃、年平均湿度は 66％で、月平均気温の最も高いのは８月の 28.4℃、最も低いのは１月の 6.2℃となっている。

強風は台風による場合と、発達した低気圧が日本海を進んだときの南よりの強風の場合が多い。2025 年の年降水量は 1,259.5㎜で、月降水量は、1 月から 4 月まで及び 8 月、10 月から 12 月までは 100㎜未満と少ない。しかし、5 月、7 月及び 9 月は 100ｍｍ以上、6 月は 200ｍｍを超え、時として低気圧、台風等による豪雨が発生して被害をもたらすことがある。

(3) 人口及び面積

和歌山市の人口は、令和 8 年 4 月 1 日現在で 177,240 世帯、348,048 人となっている。特別防災区域に隣接する西脇、木本、松江、野崎、湊、砂山、雑賀、今福の各地区における世帯数は 41,862 世帯（市全体の 23.6％）、人口は 81,616 人（同 23.4％）である。本市の面積は 208.64ｋ㎡で、特別防災区域の面積は 5.23ｋ㎡、市全体の 2.5％を占めている。

(4) 交　　通

当該区域に至る道路体系は、国道２６号及び４２号を幹線として、県道、市道及びその他からなっている。

紀の川河口北部に位置する日本製鉄株式会社関西製鉄所（和歌山）及び同社関連事業所には、和歌山阪南線に接続する県道粉河加太線及び和歌山港北島線が通じ、河口南方の大岩石油株式会社青岸油槽所には県道和歌山港線及び国土交通省管理に係る道路（紀の川左岸堤防敷）が、また花王株式会社和歌山工場には、県道和歌山港線及び市道今福２３号がそれぞれ通じている。

一方、鉄道の状況は、和歌山市駅から加太に至る南海加太線と、和歌山港に至る南海和歌山港線があり両線をあわせて 10 駅があり、通勤、観光等に広く利用されている。また、市内では和歌山バス株式会社のバスが運行している。

隣接地区の住家の状況及び公共施設等は下表のとおりである。

隣接地区の人口及び世帯数（和歌山市）

地区名	世帯数	人口
西脇	6,226 世帯	12,570 人
木本	8,158	16,409
松江	4,347	8,636
野崎	8,236	15,508
湊	1,456	2,706
砂山	3,479	6,337
雑賀	7,968	15,890
今福	1,992	3,560

特別防災区域周辺約１km 以内に所在する公共施設（和歌山市）

区分		施設数	備考
教育施設	幼稚園	１９	保育所、こども園含む
	小学校	１３	（分校１を含む）
	中学校	6	（分校１を含む）
	高等学校	4	（分校１を含む）
	その他	3	
病院		6	
公園		１４	
船舶の発着場		3	
鉄道		2	

2　和歌山北部臨海中部地区

(1) 地　　勢

和歌山北部臨海中部地区は、海南市の北西部に位置し、紀伊水道に面した臨海地区で石油・鉄鋼の基幹産業が立地しており、北部臨海工業地帯の中核をなしている。

この地区の住居地は主に地溝部に散在し、西部地域は臨海工業地帯（コンビナート）となっており、これを取り囲むように市街地が形成されており、東部地域は農業地帯となっている。

当該区域に所在する特定事業所は、ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製株式会社海南工場、日本製鉄株式会社関西製鉄所（海南）であり、主な業種は、石油精製、鋼管製造である。

(2) 気　　象

当該地区は、瀬戸内気候区に属し温和な気候に恵まれ、年間を通じて比較的雨が少なく晴天が多い。

メッシュ平年値（1991～2020 年）によると、年平均気温は 16.1℃で、月平均気温の最も高いのは８月の 27.3℃、最も低

いのは１月の 5.5℃となっている。年降水量は 1,560.7㎜で、月降水量は 12 月から２月にかけては 100㎜未満と少なく、３月から 11 月は 100㎜以上で、６月は 198.6㎜となっている。

(3) 人口及び面積

海南市の人口は、平成 17 年４月１日に旧海南市と下津町が合併し、令和８年３月 31 日現在で世帯数は 21,878 世帯、人口は 45,531 人で、面積は 101.06ｋ㎡である。

(4) 交　　通

主要道路は、阪和自動車道、国道４２号・３７０号・４２４号の３路線、主要県道２路線、一般県道１５路線があり、生活道路として市道 1,775 路線がある。阪和自動車道は、市の中央部を南北に縦断し、北部は和歌山市を経て大阪府へ、南部は４２号と結ばれて紀南へと連結している。国道４２号は西部の臨海地域を通り、３７０号は市内を東西に横断、４２４号は市の東部を南北に縦断している。

また、鉄道はＪＲ紀勢本線が西部市街地を南北に縦断している。市内では和歌山バス株式会社が運行し、大十バス株式会社が中央部を東西に走っている。また、平成９年４月から運行を開始した海南市のコミュニティバスが現在７路線で運行している。和歌山下津港和歌浦海南港区の一角には、製油所、鋼管製造所があり、タンカー及び貨物船の搬出入港となっている。

隣接地区の住家の状況及び公共施設等は下表のとおりである。

隣接地区の人口及び世帯数（海南市、一部和歌山市）

地区名	世帯数	人口
船尾	290 世帯	583 人
日方	529	901
築地	25	46
名高	157	287
鳥居	95	183
藤白	505	1,096
冷水	247	374
毛見	1,780	3,333

特別防災区域周辺約１㎞以内に所在する公共施設（海南市）

区分		施設数	備考
教育施設	幼稚園	3	（保育所含む）
	小学校	3	
	中学校	0	
	高等学校	0	
病院		7	
公園		1	
船舶の発着場		1	
鉄道		1	

3　和歌山北部臨海南部地区

(1) 地　　勢

和歌山北部臨海南部地区は、紀伊水道に面した海岸地域に属し、海南市下津町及び有田市に位置している。海南市下津町は、海岸美を誇る和歌浦を望み、海岸線は景勝であり、南は長峯山脈が有田郡市と接している。昭和４０年４月に特定重要港湾の指定を受けた天然の良港、和歌山下津港下津港区を有している。山地は柑橘園が有名である。一方、有田市は、北に長峯山脈、南には中山脈、その中央部を有田川が貫流し、東西にやや細長い長方形をなしている。海岸線は有田川河口を境に、北は海岸線を埋め立てた臨海工業地帯がひらけ、南には沿岸漁業水揚げ量が県下有数の漁港があり、内陸部は「有田みかん」で有名な果樹園がひらけている。地質は、大方において、平坦部が沖積層、長峯山脈が黒色片岩でそれぞれ構成されている。

当地区内に所在する特定事業所は、ＥＮＥＯＳ株式会社和歌山製造所、コスモ石油ルブリカンツ株式会社下津工場であり、主な業種は、石油精製、石油化学系基礎製品製造である。

(2) 気　　象

当該地区は、どちらかといえば瀬戸内気候区に属し、温和な気候に恵まれ、年間を通じて比較的雨が少なく晴天が多い。

メッシュ平年値（1991～2020 年）によると、年平均気温は 16.6℃で、月平均気温の最も高いのは８月の 27.4℃、最も低いのは１月の 6.4℃となっている。年降水量は 1,511.1㎜で、月降水量は 12 月から２月にかけては 100㎜未満と少なく、３月から 11 月は 100㎜以上で、６月は 200㎜を超えている。

(3) 人口及び面積

旧下津町は、海南市と合併し、海南市下津町となっている。

また、有田市は、令和８年３月 31 日現在で世帯数は 11,573 世帯、人口は 24,532 人である。このうち隣接する地区における世帯数は、全体の 19.3%、人口は 18.1%である。市面積は 36.83ｋ㎡である。

(4) 交　　通

海南市下津町及び有田市は京阪神に通ずる国道４２号及びＪＲ紀勢本線で結ばれている。

また、海南市下津町内では、昭和６２年８月から運行開始した海南市のコミュニティバスが現在５路線、有田市内では、有田市のデマンドバスが運行している。

海上では国際拠点港湾和歌山下津港があり、海上の玄関として、原油等を積載した大型タンカーをはじめ、多数の船舶が出入国している。

隣接地区の住家の状況及び公共施設等は次表のとおりである。

隣接地区の人口及び世帯数（有田市）

地区名	世帯数	人口
初島	1,248 世帯	2,494 人
港町	1,012	1,979

特別防災区域周辺約１km 以内に所在する公共施設（有田市）

区分		施設数	備考
教育施設	幼稚園	2	（保育所含む）
	小学校	2	
	中学校	0	
	高等学校	－	
病院		0	
公園		9	
船舶の発着場		2	初島、北箕島
鉄道		1	

隣接地区の人口及び世帯数（海南市下津町）

地区名	世帯数	人口
西	161 世帯	268 人
東	285	575
新田	227	423
上	379	861
方北	236	462
方南	273	603
女良	22	56
丁	130	286

特別防災区域周辺約１km 以内に所在する公共施設（海南市下津町）

区分		施設数	備考
教育施設	幼稚園	3	（保育所含む）
	小学校	2	
	中学校	1	
	高等学校	－	
公園		5	
船舶の発着場		3	
鉄道		1	

4　御坊地区

(1) 地勢

御坊市は、和歌山県の海岸線のほぼ中央、日高川河口に位置し、西は紀伊水道南端、太平洋に面して遠く四国徳島県を望み、東は黒岩山、高城山連峰、日高川上流を境として日高郡印南町、日高川町に接し、北は白馬山脈をもって有田郡と境とし、平野部は日高町、美浜町と隣接する東西約８．４km、南北１６．３km で、海岸線が東西に延びる地形を有している。

市の北部には、市内最高峰標高３６７ｍの薬師谷山があって、ＮＨＫ及び民放テレビジョン塔がそびえる山岳地帯がある。

南部は海岸段丘を形成し、ここに名田町の各集落が点在している。

市の中央部を流路延長１６４km、水量豊かな日高川が東西に貫流し、河口付近のデルタ地帯に御坊、湯川、藤田、塩屋の各町が連なって市街地を形づくっている。

当該地区内に所在する特定事業所は、関西電力株式会社御坊発電所であり、昭和５５年３月から塩屋沖に公有水面を埋立てて、約３５万㎡の人工島を造成し、昭和５９年９月に営業運転を開始した。

(2) 気象

当該地区は、南海気候区に属しているため、黒潮暖流の影響を受け、気候の変化が少なく温暖である。

メッシュ平年値（1991～2020 年）によると、年平均気温は 17.0℃で、月平均気温の最も高いのは８月の 27.6℃、最も低いのは１月の 6.9℃となっている。年降水量は 1,862.4mm で、月降水量は、12 月から２月は 100mm 未満と少なく、３月から 11 月は 100mm 以上で、中でも６月から７月と９月は 200mm を超えている。

(3) 人口及び面積

御坊市の人口は、令和８年３月 31 日現在 20,543 人となっている。世帯数は 10,635 世帯で、１世帯当たりの人員は１．９人で核家族化が進んでいる。市の面積は４３．９１ｋ㎡で、当該地区面積は３５万㎡である。

隣接地区の住家の状況及び公共施設等は次表のとおりである。

隣接地区の人口及び世帯数（御坊市）

地区名	世帯数	人口
塩屋町北塩屋	552 世帯	1,083 人
塩屋町南塩屋	406	874
名田町野島	346	746
名田町上野	229	546
名田町楠井	235	512

特別防災区域周辺約１km 以内に所在する公共施設（御坊市）

区分		施設数	備考
教施	幼稚園	1	
育設	小学校	1	
公園		2	
船舶の発着場		2	

(4) 交　　通

御坊市の道路交通網は、国道２線、主要県道４線、一般県道７線、幹線市道４４線、一般市道６４２線及び広域的な農道により構成されている。広域幹線道路の整備としては、本市の西部を南北に走る国道４２号と、塩屋町から日高郡印南町に入る東西方向の国道４２５号がある。また、高速道路体系としては、高規格道路湯浅御坊道路が本市まで開通しており、和歌山ＩＣ付近へ約３５分でアクセスが可能である。

鉄軌道にはＪＲ紀勢本線とＪＲ御坊駅から市街地を走る紀州鉄道があり、市内交通として熊野御坊南海バス株式会社、中紀バス株式会社の両社のバスが運行している。

第７節　防災関係機関等の実施責任及び処理すべき業務の大綱

特定地方行政機関等、自衛隊、県警察、県、関係市、関係消防機関、特定事業者及び関係公共機関は、所管事項についておおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1　特定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
近畿管区警察局		(1) 管内各府県警察の指導・調整に関すること。 (2) 他管区警察局との連携に関すること。 (3) 関係機関との協力に関すること。 (4) 情報の収集及び連絡に関すること。 (5) 警察通信の運用に関すること。	
中部近畿産業保安監督部近畿支部	(1) 高圧ガス施設の保安管理の助言又は指導及び監督 (2) 電気及びガス施設等の保安に関する指導又は監督	災害に関する情報の収集及び伝達	災害調査及び事後指導
近畿地方整備局（港湾空港関係）	(1) 直轄港湾施設の整備 (2) 海上の流出油に対する防除措置		港湾及び海岸保全施設の災害復旧並びに技術指導
和歌山海上保安部 田辺海上保安部	(1) 航行船舶及び停泊船舶の安全確保 (2) 海上災害に関する教育及び訓練の実施 (3) 防災資機材の整備	(1) 海上における油火災、船舶火災及び油等の流出事故、海上災害防止措置の実施及び指導 (2) 被災傷病者の救出等海難救助 (3) その他海上火災に関する措置	被害及び災害原因調査
和歌山労働局	(1) 事業場に対する労働災害防止のための監督及び指導 (2) 労働安全衛生教育の実施及び支援		労働災害の原因究明及び再発防止対策の指導
近畿地方整備局	(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理 (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄 (3) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備	(1) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 (2) 直轄公共土木施設の二次災害の防止	直轄公共土木施設の復旧

2　自　衛　隊

機　関　名	災　害　予　防	災　害　応　急　対　策	災　害　復　旧
陸上自衛隊 第３７普通科連隊		災害派遣要請権者（知事等）からの要請に基づき、防災活動を実施するものとする。	

3　県警察本部

機　関　名	災　害　予　防	災　害　応　急　対　策	災　害　復　旧
和歌山県警察本部		(1) 災害に関する情報の収集伝達 (2) 避難の措置 (3) 被災傷病者の救出救助 (4) 警戒区域の設定 (5) 災害地における警戒警備 (6) 交通規制及び交通秩序の確保 (7) 災害に関する広報 (8) その他災害における社会秩序の維持	被害及び災害原因調査

4　和 歌 山 県

機　関　名	災　害　予　防	災　害　応　急　対　策	災　害　復　旧
知事室		報道機関との連絡及び災害広報	
危機管理部	(1) 県石油コンビナート等防災本部の事務 (2) 危険物移送取扱所の許可及び予防査察等の実施並びに消防機関に対する助言指導 (3) 高圧ガスの許可・検査等保安管理の指導監督 (4) 特定事業所への立入検査等 (5) 防災資機材の整備 (6) 防災のための教育及び訓練の実施	(1) 応急対策の総合調整 (2) 現地防災本部に対する指示、連絡調整に関すること。 (3) 災害情報及び被害状況の取りまとめに関すること。 (4) 高圧ガスによる災害の拡大防止に関する指導及び緊急措置に関すること。 (5) 自衛隊災害派遣に関すること。	
福祉保健部		(1) 災害救助法に関すること。 (2) 毒物劇物による災害の拡大防止に関する指導及び監視班の派遣に関すること。	
商工労働部	工業用水の保全	工業用水の給水に関すること。	
環境生活部	大気汚染及び水質汚濁の防止対策に関すること。	(1) 大気汚染及び水質汚濁の拡大防止に関すること。 (2) 汚染土壌の処理の指導に関すること。 (3) 廃棄物の処理の指導に関すること。	
農林水産部		(1) 農林業関係の被害防止に関すること。 (2) 水産関係施設及び水産物の被害防止に関すること。 (3) 漁業協同組合等との連絡調整に関すること。	
県土整備部	(1) 特定事業者の港湾施設に対する技術（構造）指導 (2) 緑地帯の整備	(1) 河川及び海岸の防災対策に関すること。 (2) 港湾の被害防止に関すること。 (3) 緑地帯の被害防止に関すること。 (4) 漁港施設の被害防止に関すること。	

5　和歌山市、海南市、有田市及び御坊市（以下「関係市」という。）

機　関　名	災　害　予　防	災　害　応　急　対　策	災　害　復　旧
関係市	(1) 防災に関する組織の整備 (2) 住民に対する防災のための教育及び訓練の実施 (3) 防災に関する資機材の整備 (4) 緑地等の整備	(1) 災害に関する広報 (2) 警戒区域の設定 (3) 避難の指示及び避難所の開設 (4) 災害時における保健衛生についての措置 (5) 給食給水及び生活必需品の配給 (6) 医療救護の実施	災害復旧の実施

6　和歌山市消防局、海南市消防本部、有田市消防本部及び御坊市消防本部（消防署、消防団を含む。以下「関係消防機関」という。）

機　関　名	災　害　予　防	災　害　応　急　対　策	災　害　復　旧
関係消防機関	(1) 防災のための教育及び訓練の実施 (2) 消防施設及び防災資機材の整備 (3) 特定事業者が設置する自衛消防組織、広域共同防災組織の育成指導 (4) 予防査察体制の強化 (5) 消防相互応援体制の強化	(1) 災害に関する情報の収集伝達 (2) 災害に関する広報 (3) 消火及び災害の拡大防止 (4) 警戒区域の設定 (5) 被災傷病者の救出救助及び搬送	被害及び災害原因調査

7　特定事業所

機　関　名	災　害　予　防	災　害　応　急　対　策	災　害　復　旧
特定事業所	(1) 自衛及び共同防災体制の確立 (2) 防災に関する設備、施設及び資機材の整備 (3) 自主点検及び保安検査の励行 (4) 防災教育の徹底及び訓練の実施 (5) 労働安全の徹底 (6) 石油及び高圧ガス等の安全輸送	(1) 異常現象時の通報連絡体制の整備 (2) 従業員の避難措置の徹底 (3) 緊急時の応急措置の徹底 (4) 火災等災害の防御 (5) 災害に関する広報活動に対する協力 (6) その他災害の発生及び拡大の防止等のための措置	

8　近畿経済産業局、近畿運輸局和歌山運輸支局、和歌山地方気象台、日本赤十字社和歌山県支部及び和歌山県医師会

機　関　名	災　害　予　防	災害応急対策	災　害　復　旧
近畿経済産業局		(1) 所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 電気・ガスの応急対策に関すること。 (3) 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達に関すること。	(1) 生活必需品、復興資材等の供給に関する情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 電気・ガス・工業用水道の復旧対策に関すること。 (3) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援に関すること。
近畿運輸局 和歌山運輸支局		(1) 所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 船舶及び自動車の調達依頼に対する関係事業者への協力要請に関すること。 (3) 緊急輸送の確保要請に対する関係事業者への協力要請に関すること。	
和歌山地方気象台	災害に関する気象・地象・水象等の啓発活動	災害に関する気象・地象・水象等の観測、通報、予報、警報の発表及び通知	
日本赤十字社 和歌山県支部		医療救護の実施	
和歌山県医師会		医療救護の実施	

第２章　防　災　組　織

第１節　和歌山県石油コンビナート等防災本部

防災本部は、特別防災区域に係る災害の未然防止及び拡大防止を図るため、防災計画の作成、災害時等における情報の収集、伝達及び応急対策等を積極的に推進するとともに、災害等が発生した場合においては、その規模、態様によって発災市に現地本部を設置し総合的応急対策を講ずるものである。

また、防災本部は、常設機関として県に設置されており、危機管理部危機管理局危機管理消防課に事務局を置き、本部の事務処理に当たっている。

１　防災本部の組織

(1) 石災法第２８条の防災本部は、本部長及び次の本部員をもって組織する。

(2) 本部長は知事とし、本部長に事故等があったとき又は不在のときは、副知事、危機管理部長の順位によりその職務を代理するものとする。

(3) 防災本部に、県条例の定めるところにより幹事を置き、幹事は本部員の属する機関の次の職にある職員を本部長が任命する。

根拠規定	本部員		幹事
	機関名	職名	職名
法第２８条第５項１号	近畿管区警察局	局長	広域調整部災害対策官
	中部近畿産業保安監督部近畿支部	支部長	保安課長
			電力安全課長
	近畿地方整備局	局長	和歌山河川国道事務所長
			和歌山港湾事務所長
	和歌山海上保安部	部長	警備救難課長
			海南海上保安署次長
	田辺海上保安部	部長	警備救難課長
	和歌山労働局	局長	健康安全課長
２号	陸上自衛隊第３７普通科連隊	連隊長	第３科長
３号	和歌山県警察本部	本部長	警備課長
４号	和歌山県	副知事	
		会計管理者	
		知事室長	広報課長
		危機管理部長	危機管理消防課長
			防災企画課長
			災害対策課長
		総務部長	総務課長
		地域振興部長	地域振興課長
		企画部長	企画課長
		環境生活部長	環境管理課長
			循環型社会推進課長
		共生社会推進部長	人権政策課
		福祉保健部長	社会福祉課長
			医務課長
			薬務課長
		商工労働部長	商工企画課長
			公営企業課長
		農林水産部長	農林水産振興課長
			水産振興課長
			資源管理課長
		県土整備部長	県土整備政策課長
			河川課長
			港湾空港振興課長
			都市政策課長

根拠規定	本部員		幹事
	機関名	職名	職名
5号	和歌山市	市長	総合防災課長
	海南市	市長	危機管理課長
	有田市	市長	防災安全課長
	御坊市	市長	危機管理課長
7号	和歌山市消防局	消防局長	予防課長
	海南市消防本部	消防長	警防課長
	有田市消防本部	消防長	警防課長
	御坊市消防本部	消防長	警防課長
8号	日本製鉄株式会社関西製鉄所	所長	環境防災室長
			エア・ウォーター・ガスプロダクツ(株)和歌山工場 スタッフ
			和歌山共同火力㈱技術部副部長
			花王㈱和歌山工場安全課長
			大岩石油㈱業務主任
	ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製㈱海南工場	常務取締役 工場長	環境安全マネージャー
			日本製鉄株式会社関西製鉄所(海南)環境防災室 防災管理課主幹
	ＥＮＥＯＳ㈱和歌山製造所	製造所長	環境安全部門　環境安全グループ　マネージャー
			コスモ石油ルブリカンツ㈱下津工場管理課長
	関西電力㈱御坊発電所	所長	計画課長
9号	近畿経済産業局	局長	総務課長
	近畿運輸局和歌山運輸支局	支局長	首席運輸企画専門官（総務企画担当）
	和歌山地方気象台	台長	防災管理官
	一般社団法人和歌山県医師会	会長	副会長
	日本赤十字社和歌山県支部事務局	局長	事業推進課長
	関西大学社会安全学部	名誉教授 教授	

2　所掌事務

防災本部の所掌事務は次のとおりである。

(1) 平時における事務

ア　石油コンビナート等防災計画を作成し、及びその実施の推進を図ること。

イ　防災に関する調査研究を推進すること。

ウ　防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。

エ　その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

(2) 災害時における事務

ア　防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。

イ　防災関係機関及び特定事業所が、この計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。

ウ　石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。

エ　関係特定地方行政機関を除く国の行政機関及び他の都道府県との連絡を行うこと。

オ　その他特別防災区域に関する重要な事項の実施を推進すること。

第２節　石油コンビナート等現地防災本部

現地防災本部は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災本部の指示を受け、当該特別防災区域において、被害情報の収集・伝達及び緊急かつ総合的な防御活動を実施する。

１　現地本部の基準

現地本部の設置及び廃止の基準は、おおむね次に該当する場合とする。

(1) 設置基準

ア　事故災害

(ｱ) 特別防災区域の存する市長が現地防災本部の設置を必要と認め、本部長にその設置を要請したとき。

(ｲ) その他本部長が必要と認めたとき。

イ　自然災害

(ｱ) 特別防災区域に気象業務法（昭和２７年法律第１６５号）に基づく津波警報が発表され、本部長が必要と認めたとき。

(ｲ) 特別防災区域に震度５弱以上の地震が発生し、本部長が必要と認めたとき。

(ｳ) その他本部長が必要と認めたとき。

(2) 廃止の基準

当該災害の拡大の危険が解消し、又は災害防御活動が完了するかおおむね完了する見込みがついたとき。

(3) 設置及び廃止の手続

ア　本部長は、現地本部を設置するときは災害の状況に応じ、市長又は海上保安部長の意見を聞くものとする。

イ　本部長は、現地本部を廃止するときは現地本部長の意見を聞くものとする。

２　現地本部の設置場所

(1) 設置場所

特別防災区域名		設置の所在地	設置場所
和歌山北部臨海北部地区		和歌山市八番丁１２番地	和歌山市消防局庁舎
和歌山北部臨海中部地区		海南市南赤坂１１番地	海南市役所
和歌山北部臨海南部地区	海南市下津町	海南市南赤坂１１番地	海南市役所
	有田市	有田市箕島５０番地	有田市役所
御坊地区		御坊市薗３５０番地２	御坊市役所

ただし、防災活動の円滑な実施及び災害の状況の総合的な把握を容易にするため必要な場合は、現地本部長の判断により適当と認める場所に現地本部を設置することができる。

(2) 本　部　室

現地本部が設置されたときは、速やかにかつ、円滑な運営をするため、現地本部の事務局長は次の物品を本部室に備え付けるものとする。

ア　机
イ　椅　　子
ウ　黒　　板
エ　現地本部表示板
オ　腕　　章
カ　電　　話
キ　携帯無線機（防災相互波）
ク　テレビ、トランジスターラジオ
ケ　企業配置図
コ　製造工程図
サ　その他応急対策に必要な物品等

３　組　　織

本部長は、各特別防災区域ごとに、石災法第２９条の規定に基づき、現地本部長及び現地本部員を本部員の中からあらかじめ指名しておくが、災害の規模及び状況に応じてその都度現地本部長の必要とする本部員を、本部長の指名により現地本部員とすることができる。

なお、現地本部長及び現地本部員に充てられる者が、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合には、和歌山県石油コンビナート等防災本部運営要綱第４条第１項に定める本部員の代理者がその職務を代行する。

(1) 現地本部長及び現地本部員

ア　本部長があらかじめ指名する現地本部長及び現地本部員は、表－１のとおりとする。

イ　災害の規模及び状況に応じて本部長が指名する現地本部員は、表－２のとおりとする。

〔和歌山北部臨海北部地区〕

表－１　あらかじめ指名する現地本部長及び現地本部員

現　地　本　部　長	現　　地　　本　　部　　員
和　歌　山　市　長	和歌山西警察署長、和歌山北警察署長 和歌山県危機管理消防課副課長 和歌山市消防局長 特定事業所代表（日本製鉄㈱関西製鉄所長）

表－２　災害の規模及びその状況に応じて指名する者

現　地　本　部　員	指　　名　　の　　基　　準
和歌山海上保安部長	海上災害が発生した場合
和 歌 山 労 働 局 長	労働災害が発生した場合
陸上自衛隊第３７普通科連隊長	大規模な自衛隊の災害派遣が行われる場合
和歌山県福祉保健部長	災害救助法が適用された場合
そ の 他 の 本 部 員	大規模な災害が発生し若しくは発生するおそれがあり、現地本部長が必要と認めた場合

〔和歌山北部臨海中部地区〕

表－１　あらかじめ指名する現地本部長及び現地本部員

現　地　本　部　長	現　　地　　本　　部　　員
海　　南　　市　　長	海南警察署長 和歌山県危機管理消防課副課長 和歌山県海草振興局地域づくり部長 海南市消防長 特定事業所代表（ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製㈱海南工場長）

表－２　災害の規模及びその状況に応じて指名する者

現　地　本　部　員	指　　名　　の　　基　　準
和歌山海上保安部長	海上災害が発生した場合
和 歌 山 労 働 局 長	労働災害が発生した場合
陸上自衛隊第３７普通科連隊長	大規模な自衛隊の災害派遣が行われる場合
和歌山県福祉保健部長	災害救助法が適用された場合
そ の 他 の 本 部 員	大規模な災害が発生し若しくは発生するおそれがあり、現地本部長が必要と認めた場合

〔和歌山北部臨海南部地区〕

ア　海南市下津町で災害が発生した場合

表－１　あらかじめ指名する現地本部長及び現地本部員

現　地　本　部　長	現　　地　　本　　部　　員
海　　南　　市　　長	海南警察署長 和歌山県危機管理消防課副課長 和歌山県海草振興局地域づくり部長 有田市長 海南市消防長 特定事業所代表（ＥＮＥＯＳ㈱和歌山製造所長）

表－２　災害の規模及びその状況に応じて指名する者

現　地　本　部　員	指　　名　　の　　基　　準
和歌山海上保安部長	海上災害が発生した場合
和 歌 山 労 働 局 長	労働災害が発生した場合
陸上自衛隊第３７普通科連隊長	大規模な自衛隊の災害派遣が行われる場合
和歌山県福祉保健部長	災害救助法が適用された場合
そ の 他 の 本 部 員	大規模な災害が発生し若しくは発生するおそれがあり、現地本部長が必要と認めた場合

イ　有田市で災害が発生した場合

表－１　あらかじめ指名する現地本部長及び現地本部員

現　地　本　部　長	現　　地　　本　　部　　員
有　　田　　市　　長	有田湯浅警察署長 和歌山県危機管理消防課副課長 和歌山県有田振興局地域づくり部長 海南市長 有田市消防長 特定事業所代表（ＥＮＥＯＳ㈱和歌山製造所長）

表－２　災害の規模及びその状況に応じて指名する者

現　地　本　部　員	指　　名　　の　　基　　準
和歌山海上保安部長	海上災害が発生した場合
和 歌 山 労 働 局 長	労働災害が発生した場合
陸上自衛隊第３７普通科連隊長	大規模な自衛隊の災害派遣が行われる場合
和歌山県福祉保健部長	災害救助法が適用された場合
そ の 他 の 本 部 員	大規模な災害が発生し若しくは発生するおそれがあり、現地本部長が必要と認めた場合

〔御　坊　地　区〕

表－１　あらかじめ指名する現地本部長及び現地本部員

現　地　本　部　長	現　　地　　本　　部　　員
御　　坊　　市　　長	御坊警察署長 和歌山県危機管理消防課副課長 和歌山県日高振興局地域づくり部長 御坊市消防長 特定事業所代表（関西電力㈱御坊発電所長）

表－２　災害の規模及びその状況に応じて指名する者

現　地　本　部　員	指　　名　　の　　基　　準
田 辺 海 上 保 安 部 長	海上災害が発生した場合
和 歌 山 労 働 局 長	労働災害が発生した場合
陸上自衛隊第３７普通科連隊長	大規模な自衛隊の災害派遣が行われる場合
和歌山県福祉保健部長	災害救助法が適用された場合
そ の 他 の 本 部 員	大規模な災害が発生し若しくは発生するおそれがあり、現地本部長が必要と認めた場合

(2) 事務局

ア　現地本部の運営を円滑にするため、事務局を設け、現地本部の庶務を行う。

イ　事務局に事務局長１名と事務局員若干名を置く。

ウ　事務局長は次の者を充て、事務局員は事務局長の指名する市役所の職員及び消防本部（局）の職員とする。

特別防災区域名		事　務　局　長
和歌山北部臨海北部地区		和歌山市総合防災課長
和歌山北部臨海中部地区		海南市危機管理課長
和歌山北部臨海南部地区	海南市下津町	海南市危機管理課長
	有田市	有田市防災安全課長
御　　坊　　地　　区		御坊市危機管理課長

(3) 連絡員及び派遣者

ア　連　絡　員

(ｱ)　現地本部員は現地本部員の業務を補佐させるため、自機関の職員のうちから連絡員を選出し、現地本部に同行させることができる。

(ｲ) 連絡員は、災害の情報及び自機関のとっている措置等について把握し、その内容を自機関の現地本部員又は事務局に対して報告するものとする。

(ｳ) 連絡員は、現地本部の調整事項及び関係機関のとっている措置等を自機関に連絡するものとする。

イ　派　遣　者

(ｱ) 災害発生特定事業所の災害の状況及び各施設について、説明のため災害発生特定事業所から派遣者を現地本部に出席させるものとする。

(ｲ) 派遣者は、現地本部に対し災害状況を報告し、現地本部の質問事項に答えるものとする。

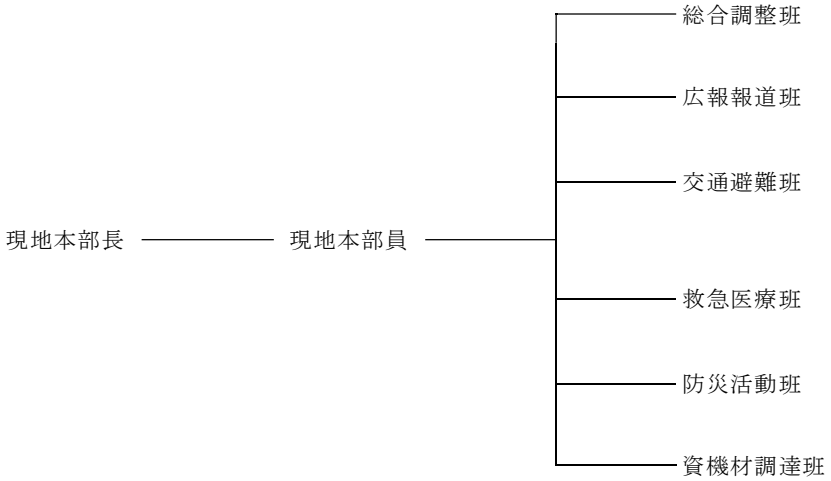
(ｳ) 派遣者は、現地本部の調整事項及び関係機関のとっている措置等を自特定事業所に連絡するものとする。

(ｴ) 特定事業所は、現地本部が設置されたとき、速やかに派遣者を派遣させるため、あらかじめ指名しておくこととする。

4　現地本部の班編成及び所掌事務

災害発生特別防災区域において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、現地本部に次の班を設置し、各班は次の所掌事務を分担する。

(1) 現地本部の班編成



(2) 班　長

各班の班長は、現地本部長が指名するものとする。

(3) 各班の所掌事務

班　名	機　関　名	所　掌　事　務
総合調整班	市 県危機管理部	ア　現地本部会議に関すること。 イ　防災本部への報告に関すること。 ウ　災害情報及び被害情報のとりまとめに関すること。 エ　自衛隊等災害派遣に関すること。
広報報道班	市	ア　広報車等による周辺住民に対する広報に関すること。 イ　報道関係機関等との連絡に関すること。
	消防（局）本部	広報車等による周辺住民に対する広報に関すること。
	海上保安部	ア　港内及び周辺の船舶に対する広報に関すること。 イ　巡視船艇による船舶乗組員等に対する広報に関すること。
	警察署	パトカー等による周辺住民に対する広報に関すること。
	特定事業所	消防本部及び警察本部の指示する周辺住民に対する広報に関すること。
交通避難班	市	ア　避難情報の統括に関すること。 イ　周辺住民に対する避難情報の発令及び誘導に関すること。
	消防（局）本部	周辺住民に対する避難勧告・指示及び誘導に関すること。
	海上保安部	港内及び周辺海域の船舶に対する船舶の交通の制限又は禁止の指示等に関すること。
	警察署	ア　交通規制及び警戒区域の設定等に関すること。 イ　市長の要請又は独自の判断による周辺住民に対する避難勧告・指示及び誘導に関すること。
救急医療班	県福祉保健部（和歌山市）	ア　災害救助法が適用された場合の災害救助活動事務指導に関すること。 イ　保健所救護班に対する指示に関すること。 ウ　衛生材料・医薬品の調達に関すること。 エ　救護班による医療救護活動に関すること。
	日赤和歌山県支部	救護班による医療救護活動に関すること。
	和歌山県医師会	救護班による医療救護活動に関すること。
防災活動班	市	ア　避難所の開設に関すること。 イ　救急物資の調達供給に関すること。
	消防（局）本部	ア　陸上に係る災害に対する防御防除活動に関すること。 イ　陸上における傷病者の救出救助に関すること。
	海上保安部	ア　海上に係る災害に対する海洋汚染の防除及び防止に関すること。 イ　海上における傷病者の救出救助に関すること。
	警察署	被災者の救出・救助に関すること。
	特定事業所	海上保安部及び消防（局）本部の指示する事項の遂行に関すること。
資機材調達班	市 県危機管理部 県商工労働部 県県土整備部 特定事業所	ア　防災資機材の調達及び斡旋に関すること。 イ　応急救助用資機材の調達及び斡旋に関すること。 ウ　輸送に関すること。

第３節　現地連絡室

災害の状況に応じ、災害発生特定事業所の対策本部に関係機関による現地連絡室を設置することができる。
現地連絡室には、防災本部や県振興局、市町村から職員を派遣して、現場の一次情報の共有を図るものとする。
現地連絡室に派遣された職員は、収集した情報を防災本部へ速やかに報告するものとする。

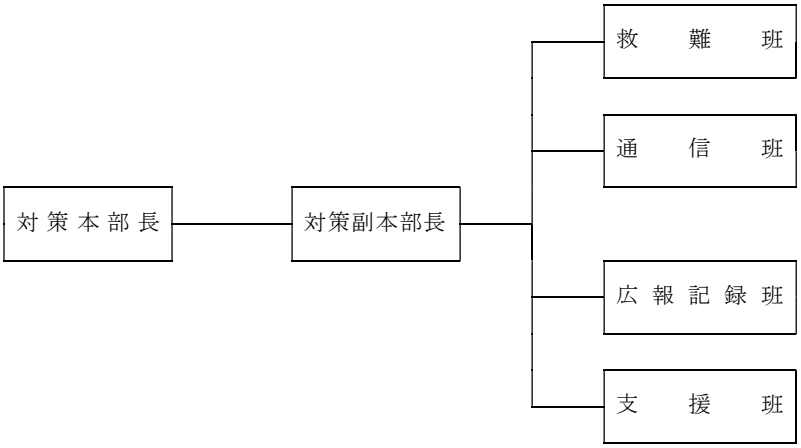
第４節　防災関係機関の組織動員計画

1　配備体制及び所掌事務

災害発生時における関係機関の配備体制及び所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

【和歌山海上保安部・田辺海上保安部】

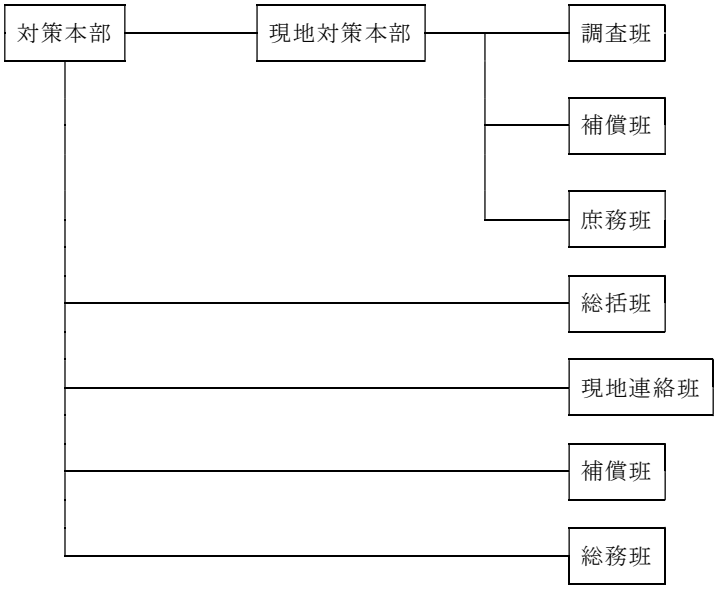
職員の非常呼集を行い、下表のとおり対策本部を設置する。



対策本部措置事項

救　難　班	1　対策本部の業務を実施するための基本方針に関すること。 2　対策本部船舶及び航空機の運用に関すること。 3　業務情報の収集、整理及び提供並びに保管に関すること。 4　本庁、管区本部並びに関係機関に対する報告及び通報に関すること。 5　救助、援助及び汚染の防除の実施に関すること。 6　遭難者、遭難船舶、遭難航空機、流出油等の状況の把握に関すること。 7　対策本部の業務に関する関係機関との協議及び協力に関すること。 8　船舶交通の安全確保に関すること。
通　信　班	1　通信の実施に関すること。 2　通信の運用及び統制に関すること。 3　臨時通信系の設定及びその運用に関すること。 4　通信施設の保守に関すること。 5　通信に関する記録の作成及び保管に関すること。
広報記録班	1　対策本部の業務に関する事項の発表に必要な資料の作成及び保管に関すること。 2　記者発表に関する報道関係者との協定に関すること。 3　取材協力その他必要な便宜供与に関すること。 4　新聞論調、参考資料、統計等の収集及び提供に関すること。
支　援　班	1　対策会議の招集に関すること。 2　対策本部の宿舎及び給食に関すること。 3　器材、消耗品等の物品及び役場の調達に関すること。 4　器材、消耗品等の物品の使用及び在庫の状況の把握に関すること。 5　対策本部の船舶及び航空機の燃料、食糧、清水、電力その他の物品の補給に関すること。 6　原因者及び関係機関の委託により使用する物品の受け入れ、使用及び在庫の状況の把握に関すること。 7　前各号に掲げるもののほか、対策本部の庶務に関すること。

【和歌山労働局】
重大災害等対策本部



対策本部職務分担	
本部長	副本部長
総括班	1　対策本部各班及び現地対策本部の活動の総合調整に関すること。 2　災害の状況、事態の推移、取りまとめ等に関すること。 3　関係機関との連絡調整に関すること。 4　報道機関に関する対応等、情報の管理に関すること。 5　本省との連絡調整に関すること。 6　その他、本部長の特命に関すること。
現地連絡班	1　現地対策本部の援助若しくは共同で、災害調査、司法警察活動、二次災害の防止等の活動に関すること。 2　その他、現地調査において必要と考えられる事項に関すること。
補償班	1　労災補償に関する情報、資料の収集に関すること。 2　労災補償給付の準備に関すること。 3　その他労災補償上の処理に必要と考えられること。
総務班	1　対策本部等の装備、車両、通信手段等の確保に関すること。 2　対策本部の運営に係る庶務に関すること。 3　その他、他の班に属しない事項に関すること。

現　地　対　策　本　部

和歌山労働基準監督署（和歌山北部臨海）
御坊労働基準監督署（有田市・御坊地区）

【和歌山県警察本部】

配備体制と基準

(1) 事故災害

	基　　準	備　　考
和歌山県警察緊急事態対策本部	石油コンビナート等における大規模な火災爆発事故、大規模な油流出事故及び危険物、ガス、毒劇物、火薬類等の大量流出事故が発生した場合	事故の規模に応じて所要の体制を取る。
和歌山県警察緊急事態対策室		

(2) 自然災害

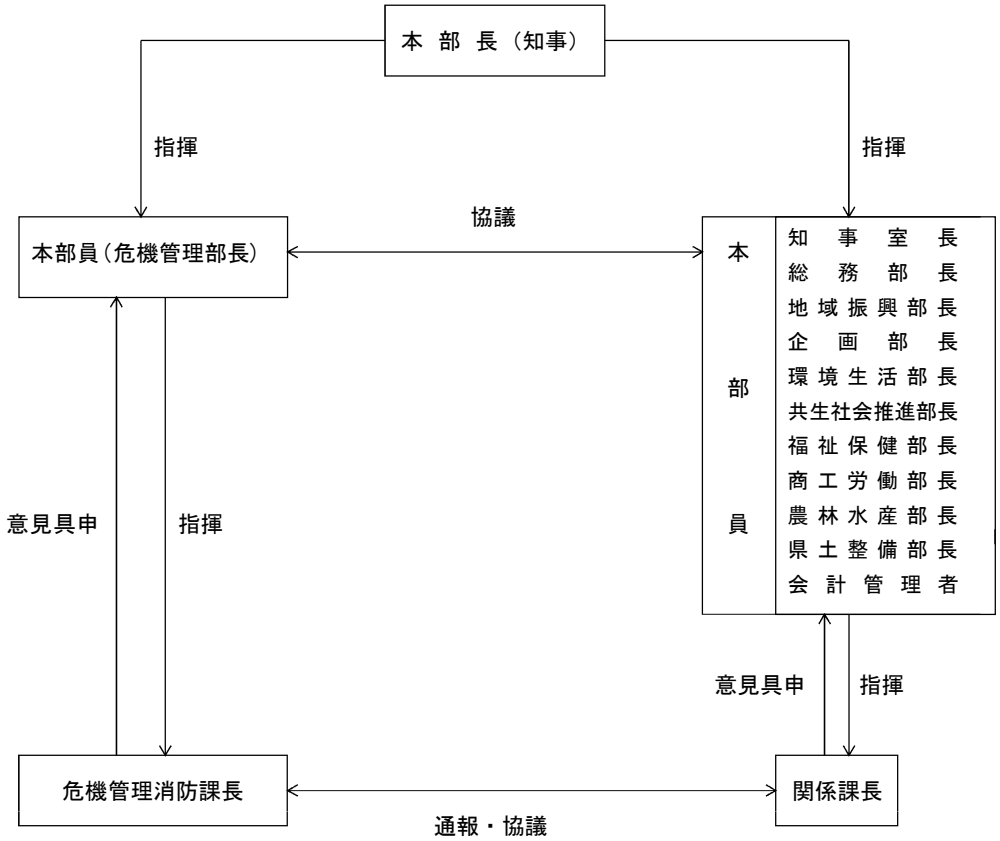
	基　　準	備　　考
和歌山県警察災害警備連絡室	近隣府県で大規模地震等が発生した場合又はその影響により県内においても被害が発生した場合若しくはその被害状況等により必要がある場合 県下に、暴風、大雨、洪水、高潮警報が発表された場合、又は自然災害が発生するおそれがあるが、その発生までに時間的余裕があると認められる場合	
Ｂ号和歌山県警察災害警備本部	県下で大規模地震その他自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	災害の規模及び被害に応じて所要の体制を取る。
Ａ号和歌山県警察災害警備本部		

【和歌山県】

(1) 通報・警戒・配備体制の種類と基準

種類	一 般 的 な 基 準	配 備 課
通報体制	異常現象の発生を知ったとき。	危機管理消防課は次のうち必要な課へ通報する。 広報課, 防災企画課, 災害対策課, 医務課, 薬務課, 環境管理課, 水産振興課, 資源管理課, 河川課, 港湾空港振興課, 港湾漁港整備課
警戒体制	特別防災区域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合で、警戒体制が必要な場合	危機管理消防課及び上記のうち関係課
配備体制	災害の規模が大で関係機関等が総合的な応急対策を実施するとき。	警戒体制の関係課に加え、災害の事態に応じ、各部長が配備を命じる課及びその出先機関

(2) 通報・警戒・配備体制の指揮連絡系統



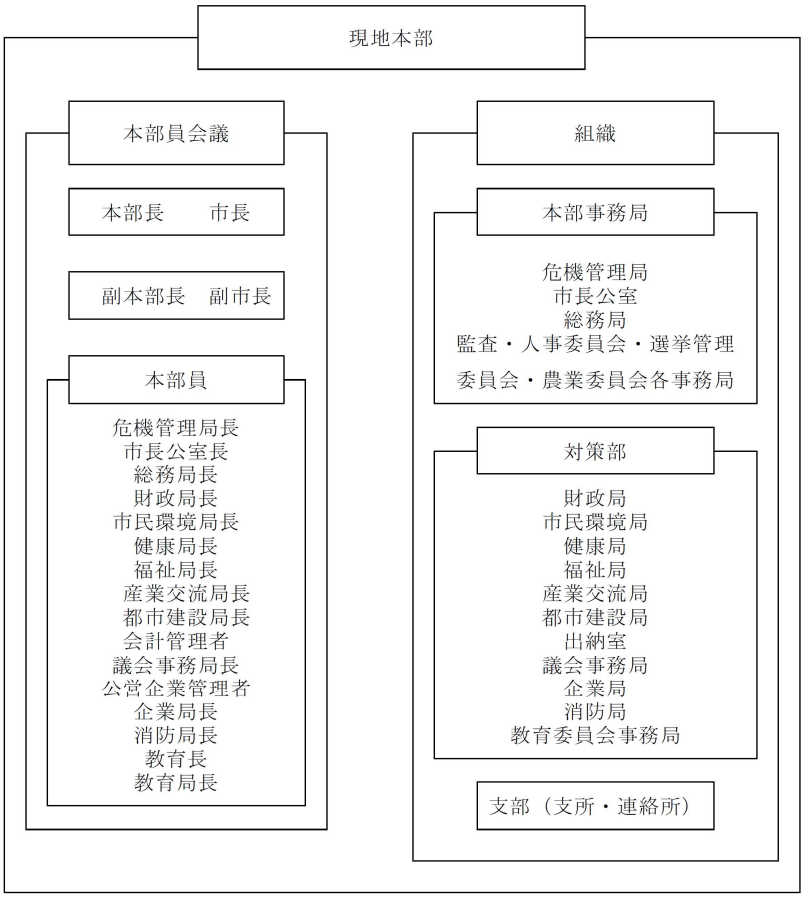
(3) 関係各部の所掌事務

担当部	班名	班長	主な所掌事務
危機管理部	総務班	危機管理局長	ア　防災本部の運営に関すること。 イ　現地本部に対する指示、連絡調整に関すること。 ウ　自衛隊等災害派遣に関すること。 エ　災害情報及び被害状況のとりまとめに関すること。 オ　放送施設の優先利用の依頼に関すること。
知事室	広報班	広報課長	ア　災害情報の広報に関すること。 イ　報道機関等との連絡に関すること。
福祉保健部	衛生班	技監	ア　県保健所救護班に対する指示に関すること。 イ　衛生材料、医薬品の調達に関すること。 ウ　日本赤十字社及び(社)和歌山県医師会に対する協力要請に関すること。
福祉保健部	毒物劇物班	薬務課長	毒物劇物による災害の拡大防止に関する指導及び監視班の派遣に関すること。
危機管理部	高圧ガス班	危機管理消防課長	高圧ガスによる災害の拡大防止に関する指導及び緊急措置に関すること。
環境生活部	環境班	環境政策局長	ア　大気汚染及び水質汚濁の防止に関すること。 イ　汚染土壌の処理の指導に関すること。 ウ　廃棄物の処理の指導に関すること。
農林水産部	水産班	水産局長	ア　水産関係施設及び水産物の被害防止に関すること。 イ　漁業協同組合等との連絡調整に関すること。
福祉保健部	救助班	福祉保健政策局長	災害救助法に関すること。
農林水産部	農林班	農林水産政策局長	農林業関係の被害防止に関すること。
県土整備部	土木班	河川下水道局長	ア　河川の災害対策に関すること。
		港湾空港局長	イ　港湾の被害防止に関すること。 ウ　緑地等に関すること。 エ　漁港施設の被害防止に関すること。 オ　海岸の災害対策に関すること。
商工労働部	工業用水班	商工労働政策局長	工業用水の給水に関すること。

【市】

1　和歌山市

(1)　現地本部組織



(2)　警戒・配備体制の種類と基準

現地本部長は、次表に基づき災害等の状況に応じた体制を決定し、これを命令する。

組織体制区分	配備基準	配備体制区分	動員基準
災害警戒本部体制	・特別防災区域内で軽微な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、警戒の必要があるとき。 ・その他、危機管理局長が必要と認めるとき。	第１警戒体制	・危機管理局全職員 ・関係課の課長及び課長が指名する職員 （軽微な災害応急対策活動の実施 高次の体制に備える体制）
	・小規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ・その他、危機管理局長が必要と認めるとき。	第２警戒体制	・危機管理局全職員 ・関係課の課長及び課長が指名する職員 （小規模災害応急対策活動の実施 高次の体制に備える体制）
	・中規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ・その他、危機管理局担当副市長が必要と認めるとき。	第３警戒体制	・危機管理局全職員 ・副市長 ・公営企業管理者、教育長 ・各局長 ・現地防災本部の事務分掌動員基準の区分欄、第３警戒体制の項に〇印を記した課の課長及び課長が指名する職員

			（各課２人程度） （中規模災害応急対策活動の実施 高次の体制に備える体制）
現地本部体制	・大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ・その他、市長が必要と認めたとき。	第１配備体制	・危機管理局全職員 ・副市長 ・公営企業管理者、教育長 ・各局長 ・現地防災本部の事務分掌動員基準の区分欄、第１配備体制の項に○印を記した課の課長及び課長が指名する職員 （各課３人程度の職員） （大規模災害応急対策活動の実施 高次の体制に備える体制）
	・災害救助法適用を必要とする災害が発生したとき。 ・その他、市長が必要と認めたとき。	第２配備体制	・全職員体制 （大規模災害応急対策活動の実施）

(3) 災害警戒本部の動員区分

関係部局は、通信情報連絡員（２～３人）及び軽微災害応急対策要員を確保する。

災害警戒本部体制における組織の関係部局
市長公室、財政局、市民環境局、健康局、福祉局、産業交流局、都市建設局、企業局、教育委員会事務局

(4) 現地本部における各部の事務分掌

本部事務局		体制区分		事務分掌
局・部	課	第３警戒	第１配備	
危機管理局 危機管理部	・総合防災課 ・地域安全課	全員 全員	全員 全員	・現地本部の設置、運営及び廃止に関すること。 ・現地本部員会議に関すること。 ・現地本部の決定事項の伝達に関すること。 ・気象情報等の受理及び伝達に関すること。 ・自衛隊、県、協定市等への派遣要請及び連絡調整に関すること。 ・国、県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・災害応急対策に係る各部の調整に関すること。 ・避難場所、避難所の開設及び総括に関すること。
市長公室	・秘書課	○	○	・本部長及び副本部長の秘書に関すること。 ・被災地の慰問に関すること。 ・災害視察者、見舞者の応接に関すること。 ・災害に関する写真等による記録に関すること。
	・広報広聴課	○	○	・市民対する災害広報に関すること。 ・報道機関への報道要請及び情報提供に関すること。 ・市ホームページの製作及び更新に関すること。
財政局	・財政課	○	○	・被災者への物資輸送及び物資拠点の開設、運営に関すること。
	・調達課		○	・被災者の食料及び生活必需品の調達及び配給に関すること。 ・災害応急活動に必要な資機材及び燃料等の調達に関すること。
市民環境局 市民部	・市民自治振興課	○	○	・市民相談、要望の対応に関すること。
		○	○	・支部及び避難所の開設及び運営に関すること。 ・支部長、副支部長、避難所運営員の出勤に関すること。

環境部	・環境政策課	○	○	・環境保全に関すること。
健康局 保健医療部	・保健総務課	○	○	・遺体の収容及び火葬に関すること。
健康推進部	・総務企画課	○	○	・医療関係機関との連絡・調査及び調整に関すること。 ・医療救護に関すること。
	・保健対策課	○	○	・被災者の健康管理に関すること。
	・生活保健課	○	○	・食品衛生及び環境衛生の維持に関すること。 ・消毒・防疫に関すること。
消防局	・消防総務課 ・予防課 ・警防課 ・指令課 ・各署	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	・消防団の活動に関すること。 ・広域消防相互応援に関すること ・避難の勧告及び指示の広報伝達並びに誘導に関すること。 ・水火災の警戒及び防ぎょに関すること ・救助及び救急に関すること

動員区分

（第３警戒体制）　○印を記した課の課長及び課長が指名する職員（各課２人程度）を配備する。

（第１配備体制）　○印を記した課の課長及び課長が指名する職員（各課３人程度）を配備する。

（第２配備体制）　全職員体制

各部局に共通する事務分掌
①各部の職員の配置に関すること ②現地本部及び各部間の連絡調整に関すること ③所管する業務に関連する事項の被害状況調査及び取りまとめに関すること ④所管する施設の被害調査及び応急対策に関すること ⑤他部の応援に関すること

支部の事務分掌

構成員	事務分掌
・支所、連絡所の職員 ・支部職員	・所管地区の災害状況調査（被害状況報告、り災者名簿の作成）に関すること ・所管地区の被害状況の取りまとめ及び緊急報告に関すること ・現地本部との連絡調整に関すること ・所轄地区の各種団体との連絡調整に関すること ・避難者が少数の場合の避難場所・避難所の開設に関すること

⑸　配備命令の連絡体系

ア　勤務時間内にあっては、次のとおりとする。

(ｱ) 総合防災課から市役所庁内放送を通じ伝達する。

(ｲ) 各かい所、支所・連絡所へは、所管部が伝達する。

イ　勤務時間外にあっては次のとおりとする。

(ｱ) 総合防災課から電話、携帯電話メール等により、関係職員に伝達する。

(ｲ) 各部局長は、所属職員に伝達する。

２ 海 南 市

防災組織計画

第１項　組織計画

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において防災関係機関が一体となった災害応急対策を実施するため、法令及び本防災計画並びに当該各機関の防災に関する計画に基づき、組織体制等についてあらかじめ整備し、防災活動の推進を図る。

１．本市における防災活動体制

（１）警戒体制

気象警報等により、災害の発生が予想されるとき災害対策本部設置以前の体制として、気象・水防等の情報収集及びその通報並びに被害状況等の取りまとめ、その他災害対策に関する連絡調整に万全を期すため、警戒体制として災害対策連絡室を設置する。

① 発令の基準

室長等が以下の基準に基づき発令する。

ア．海南市に津波注意報、大雨 、土砂災害の各警報等が発表されたとき。

イ．台風が本市に接近するおそれがあり、高潮・波浪の警報が発表されるなど厳重な警戒を要すると認められるとき。

ウ．その他総務部長が必要と認めたとき。

② 解除の基準

室長等が以下の基準に基づき解除する。

ア．災害の発生のおそれが解消したとき。

イ．注意報（津波）、警報（気象警報）等が解除されたとき。

ウ．災害応急対策がおおむね完了したとき。

エ．災害対策本部が設置されたとき。

オ．その他室長等が必要なしと認めたとき。

③ その他

ア．警戒態勢にあたる職員は、本部設置時の事務分掌に準じ、状況に応じて適宜防災事務を行う。

イ．関係課等の長は、担当部署の被害状況等について、危機管理課へ速やかに報告する。

ウ．警戒体制を解除した場合は、危機管理課から関係課等の長に伝達する。ただし、警戒体制に引き続いて本部を設置したときは、警戒体制は自動的に解除するため伝達を要しない。

（２）災害対策本部

ア．災害対策本部の設置

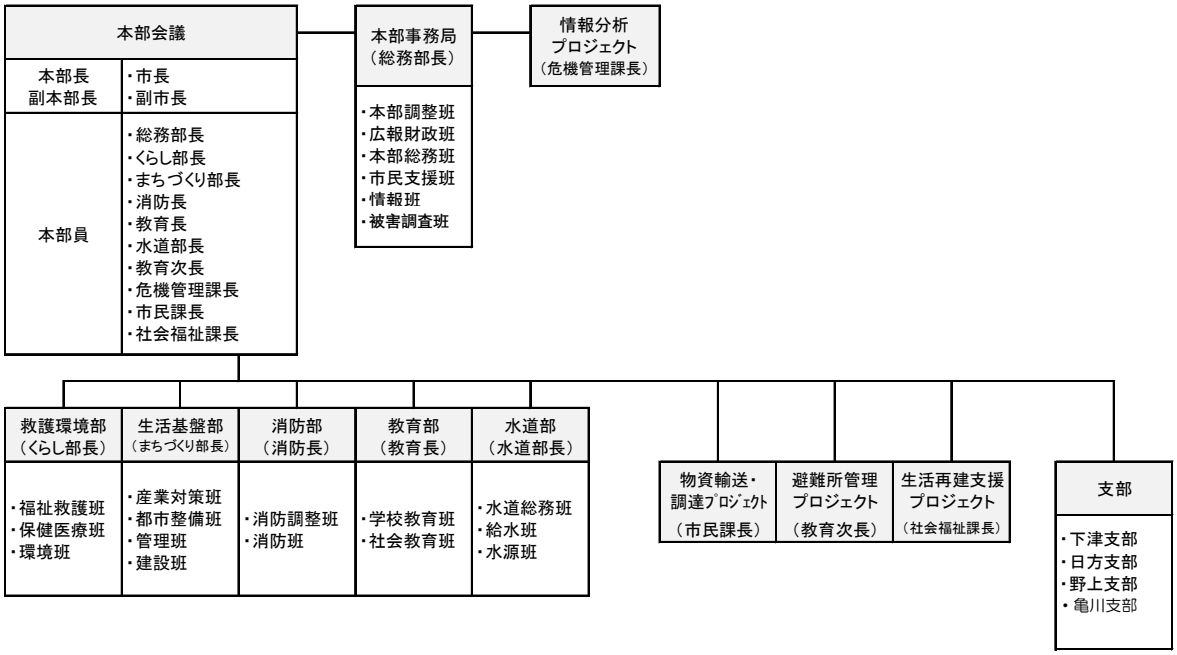
災害時において市民の生命・財産を保護し、市の地域を保全するため、市は原則として海南市災害対策本部条例及び防災計画の定めるところにより災害対策本部を設置し、本部長は市職員を総括して防災の推進を図る。市長不在時は副市長がその職務を代行するものとし、市長、副市長ともに不在時はあらかじめ本部員より代行順位を定めておき、順位上位本部員が代行する。

■ 代 行 順 位

代 行 順 位	役　　職
第 １ 位	総 務 部 長
第 ２ 位	ま ち づ く り 部 長
第 ３ 位	く ら し 部 長

このため市はその組織を整備し、職員の配備体制・所掌事務その他防災活動に必要な事項を定めておくものとし、大綱はおおむね次のとおりとする。

イ．　災害対策本部の組織



本部組織の各職務は次のとおりとする。

役職	職務
本部長	災害復興本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督します。
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行します。
本部員	各災害復興対応実施の責任者となります。
班長・班員	災害対応にあたります。

組織図及び各課の業務内容は、災害の規模に応じて通常業務との関係を勘案し、決定します。

ウ．本部の設置基準

① 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
② 救助法の適用を要する災害が発生したとき。
③ その他市長が必要と認めたとき。

エ．本部の閉鎖基準

① 災害発生のおそれが解消したとき。
② 災害応急対策がおおむね完了したとき。
③ その他市長が適当と認めたとき。

オ．本部及び支部の設置場所

本部は市役所に置く。ただし災害の規模、その他の状況により災害応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要と認めるときは、本部長が他の適切な場所に移動し、設置することがある。この場合、各関係機関に連絡を行う。

支部は、下津支部（下津行政局）、日方支部（日方支所）、野上支部（野上支所）、亀川支部（亀川出張所）の４箇所に置く。

（３）災害対策本部の設置又は閉鎖通知

本部を設置又は閉鎖したとき若しくは、本部員の動員・配備指令・又は解除したときは、直ちにその旨を県知事及び関係機関に通知する。

（4）災害対策本部会議

本部会議は本部長・副本部長及び本部員をもって災害対策の実施方針について協議決定するが、その内容はおおむね次のとおりとする。なお、本部会議の庶務及び業務の処理は本部事務局本部調整班が担当する。

① 災害の予防対策に関すること。
② 情報の収集分析・伝達に関すること。
③ 職員の配備体制に関すること。
④ 自衛隊派遣の検討と要請に関すること。
⑤ 救助法の適用申請に関すること。
⑥ 災害応急対策及び応急復旧に関すること。
⑦ その他災害に関する重要事項。

（5）現地災害対策本部の設置

災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応活動の指揮を行うこととする。

ア．現地対策本部の開設

① 本部長は、副本部長、本部員、その他の職員のうちから現地災害対策本部及び現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。
② 現地災害対策本部を設置したときは、立看板、のぼり等で表示する。
③ 現地災害対策本部には、防災行政無線移動局、ＮＴＴ仮設電話等の通信設備を設置して、常に災害対策本部と緊密な連絡をとる。

イ．現地対策本部の責務

① 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大を防止する。
② 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。
③ 入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。

（6）災害対策本部の事務分掌

各課の事務分掌は次のとおり。ただし、明記されていない業務は、そのつど定める。

部名	部長･ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ長	班名（担当課名）	事務分掌
本部事務局	総務部長	本部調整班（危機管理課）（総合行政委員会事務局）	配備体制の決定
			災害対策本部の設置
			災害対策本部会議の実施
			通信手段の確保
			通信手段の管理・運用
			応援要請
			避難情報の発令及び伝達
			緊急輸送活動の要請
			その他ライフライン施設の応急復旧
			活動体制の確立（海上災害対策）
			海上流出油等対策
			活動体制の確立（鉄道施設災害対策）
			人命救出救助活動等（鉄道施設災害対策）
			活動体制の確立（道路災害対策）
			人命救出救助活動等（道路災害対策）
			活動体制の確立（コンビナート災害対策）
			人命救出救助活動等（コンビナート災害対策）
			危険物災害応急対策
			有害物質漏えい等応急対策
			放射性物質事故応急対策
			本部の閉鎖
		広報財政班（企画財政課）（出納室）（シティプロモーション課）	地震、津波情報の収集・伝達
			市民への情報提供
			外部への情報発信
			財政措置
			避難情報の発令及び伝達
			道路交通の確保
			避難所避難者への情報伝達活動
			在宅避難者への情報伝達活動
			一時市外避難者への情報伝達活動

			活動体制の確立（海上災害対策）
			海上流出油等対策
			活動体制の確立（鉄道施設災害対策）
			活動体制の確立（道路災害対策）
			活動体制の確立（コンビナート災害対策）
			危険物災害応急対策
			有害物質漏えい等応急対策
			放射性物質事故応急対策

部名	部長･ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ長	班名（担当課名）	事務分掌
本部事務局	総務部長	本部総務班（総務課）	動員及び参集
			応援要請
			応援の受入れ
			職員の健康管理・安全管理
			道路交通の確保
			緊急輸送活動の実施
			緊急輸送活動の要請
			労働力の確保
			緊急雇用制度の活用
			活動体制の確立（海上災害対策）
			海上流出油等対策
			活動体制の確立（鉄道施設災害対策）
			活動体制の確立（道路災害対策）
			活動体制の確立（コンビナート災害対策）
			危険物災害応急対策
			有害物質漏えい等応急対策
			放射性物質事故応急対策
			被災地の視察及び慰問
			住民等からの電話対応
		市民支援班（市民交流課）	鉄道交通の確保
			緊急輸送活動の実施
			緊急輸送活動の要請
			帰宅困難者対策
			災害ボランティア活動支援
			活動体制の確立（鉄道施設災害対策）
			自治会、各種団体との調整
			女性に関する相談室の設置
			本部の運営及び庶務
			在宅避難者対策
			NPOとの連携
			男女共同参画の視点を取り入れた対応
			行政相談・法律相談等各種相談
		情報班（管財情報課）	気象情報の収集・伝達<<風水害時>>
			地震、津波情報の収集・伝達
			被害状況の収集
			被害状況の集約・分析
			通信手段の確保
			通信手段の管理・運用
			避難情報の発令及び伝達
			障害物の除去作業の検討・準備
			被災者支援相談窓口の設置
			り災証明書の発行
			情報システムの保安管理
			災害応急対策物品の購入
			災害復旧工事の発注
			空地の活用
			本部の運営及び庶務
		被害調査班（税務課）	被害状況の収集

部名	部長･ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ長	班名（担当課名）	事務分掌
救護環境部	くらし部長	福祉救護班（社会福祉課）（高齢介護課）（子育て推進課）	災害救助法の適用
			避難情報の発令及び伝達
			避難誘導（風水害時）
			避難所避難者対策
			在宅避難者対策
			福祉避難所の運営
			健康調査・健康相談
			メンタルヘルスケア
			遺体の処理､埋・火葬
			応急仮設住宅対応
			応急教育対策
			生活保護世帯の被害調査及び援護事務
		保健医療班（健康課）	応急医療体制の確立
			応援関係機関との連携
			避難所避難者対策
			在宅避難者対策
			健康調査・健康相談
			メンタルヘルスケア
			感染症の予防
			食品衛生対策
			人命救出救助活動等（鉄道施設災害対策）
			人命救出救助活動等（道路災害対策）
			活動体制の確立（コンビナート災害対策）
			人命救出救助活動等（コンビナート災害対策）
			危険物災害応急対策
			有害物質漏えい等応急対策
			放射性物質事故応急対策
			応急医療体制の集約・報告
			遺体の処理､埋・火葬
		環境班（環境課）	感染症の予防
			遺体の処理､埋・火葬
			廃棄物処理
			し尿処理
			活動体制の確立（海上災害対策）
			海上流出油等対策
			活動体制の確立（コンビナート災害対策）
			危険物災害応急対策
			有害物質漏えい等応急対策
			放射性物質事故応急対策
			各施設の維持管理及び応急復旧

部名	部長･ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ長	班名（担当課名）	事務分掌
生活基盤部	まちづくり部長	産業対策班（産業振興課）（農業委員会事務局）	船舶交通の確保
			感染症の予防
			緊急雇用制度の活用
			海上流出油等対策
			災害復旧資金の相談、あっせん
			商工業者の被害調査及び復旧対策
			観光施設の被害調査及び応急復旧
		都市整備班（都市整備課）	被災宅地の対策
			排水施設の対策
			応急仮設住宅対応
			被害状況の情報収集
		管理班（管理課）	障害物の除去作業の検討・準備
			障害物の除去作業の実施
			道路交通の確保

			船舶交通の確保
			応急仮設住宅対応
			海上流出油等対策
			活動体制の確立（海上災害対策）
			活動体制の確立（道路災害対策）
			活動体制の確立（コンビナート災害対策）
			危険物災害応急対策
			有害物質漏えい等応急対策
			放射性物質事故応急対策
		建設班 （建設課） （区画整理課）	障害物の除去作業の検討・準備
			障害物の除去作業の実施
			道路交通の確保
			土砂災害等応急対策
			住宅関係障害物の除去
			活動体制の確立（海上災害対策）
			海上流出油等対策
			活動体制の確立（道路災害対策）
			活動体制の確立（コンビナート災害対策）
			危険物災害応急対策
			有害物質漏えい等応急対策
			放射性物質事故応急対策
			排水施設の対策
			農林業用施設及び農地の被害調査・復旧
			漁港施設及び漁業関連施設等の被害調査・復旧
			応急作業の業者委託
			被害状況の情報収集
			被災建築物の対策
			住宅の応急修理

部名	部長･ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ長	班名 （担当課名）	事務分掌
消防本部	消防長	消防調整班 （消防本部総務課） （警防課）	地震、津波情報の収集・伝達
			通信手段の確保
			通信手段の管理・運用
			応援要請
			応援の受入れ
			避難情報の発令及び伝達
			救助・救急活動
			応援関係機関との連携
			消火活動初期対応
			消火活動における応援関係機関等との連携
			緊急輸送活動の要請
			活動体制の確立（海上災害対策）
			海上流出油等対策
			活動体制の確立（鉄道施設災害対策）
			人命救出救助活動等（鉄道施設災害対策）
			活動体制の確立（道路災害対策）
			人命救出救助活動等（道路災害対策）
			活動体制の確立（コンビナート災害対策）
			人命救出救助活動等（コンビナート災害対策）
			危険物災害応急対策
			有害物質漏えい等応急対策
			放射性物質事故応急対策
		消防班 （海南消防署） （下津消防署）	被害状況の収集
			避難誘導（風水害時）
			救助・救急活動
			応援関係機関との連携（救助・救急活動）

		（東出張所）	応援関係機関との連携（医療救護活動）
			消火活動初期対応
			消火活動における応援関係機関等との連携
			緊急輸送活動の実施
			緊急輸送活動の要請
			土砂災害等応急対策
			危険物対策
			行方不明者の捜索
			活動体制の確立（海上災害対策）
			海上流出油等対策
			活動体制の確立（鉄道施設災害対策）
			人命救出救助活動等（鉄道施設災害対策）
			活動体制の確立（道路災害対策）
			人命救出救助活動等（道路災害対策）
			活動体制の確立（コンビナート災害対策）
			人命救出救助活動等（コンビナート災害対策）
			危険物災害応急対策
			有害物質漏えい等応急対策
			放射性物質事故応急対策
			広報活動
			通信手段の確保

部名	部長･ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ長	班名（担当課名）	事務分掌
教育部	教育長	学校教育班（教育委員会総務課）（学校教育課）	メンタルヘルスケア
			応急教育対策
			教育委員会職員の活動計画
			情報の収集及び伝達
			ＰＴＡ等教育関係団体への協力要請
		社会教育班（生涯学習課）	公民館、体育館等の被害状況調査及び復旧計画
			文化財の保護、被害状況調査及び復旧計画
			応急教育対策
水道部	水道部長	水道総務班（工務課）（業務課）	通信手段の確保
			通信手段の管理・運用
			上水道施設の被害調査の実施
			上水道施設の応急復旧
			給水活動の実施
		給水班（工務課）（業務課）	上水道施設の被害調査の実施
			上水道施設の応急復旧
			給水活動の実施
		水源班（工務課）	上水道施設の被害調査の実施
			上水道施設の応急復旧
情報分析プロジェクト	危機管理課長	（危機管理課）（建設課）（消防本部）	状況の把握<<風水害時>>
			気象情報の収集・伝達<<風水害時>>
			地震、津波情報の収集・伝達
			被害状況の集約・分析
			避難情報の発令及び伝達
			避難所運営
物資輸送プロジェクト	保険年金課長	（市民交流課）（市民課）（保険年金課）	緊急輸送活動の実施
			緊急輸送活動の要請
			備蓄物資の供給
			食料等の調達・搬送
			食料等の供給
			県及び協定業者からの物資調達
			救援物資の受入れ
			救援物資の供給

避難所管理プロジェクト	教育次長	（教育委員会 総務課） （学校教育課） （生涯学習課） （子育て推進課）	避難所運営
			帰宅困難者対策
			食品衛生対策
			収容避難者への対応及び調査
			備蓄物資の供給
			食料等の供給
			救援物資の供給
生活再建支援プロジェクト	社会福祉課長	（税務課） （社会福祉課） （都市整備課）	災害ボランティア活動支援
			被災者支援相談窓口の設置
			住家等被害判定調査
			り災証明書の発行
			被災者生活再建支援金の支給
			災害弔慰金・見舞金等の支給
			生活資金等の貸付
			災害義援金等の対応

部名	支部長	（担当名）	事務分掌
支部 下津	下津行政局長	（下津行政局）	各部・プロジェクトにおける災害対応の協力 自治会、消防団その他各種団体における災害対応の調整・協力 その他必要なこと
支部 日方	日方支所長	（日方支所）	
支部 野上	野上支所長	（野上支所）	
支部 亀川	亀川出張所長	（亀川出張所）	

各班共通※		動員及び参集
		被害状況の収集
		県・関係機関への被害状況の報告
		防災関係機関等との調整
		応援要請
		応援の受入れ
		災害救助法の適用
		避難情報の発令及び伝達
		避難誘導・避難者の安全対策
		公共施設等災害復旧
		激甚災害の指定
		局地激甚災害の指定
		被災者支援相談窓口の設置

※「各班共通」の事務分掌については、各自担当する内容を確認すること。

第２項　動員計画

市長（災害対策本部設置時は本部長、以降本部長）は、災害の規模・種類・被害発生の予想される時間等を検討し必要な防災活動を実施するため、職員の配備体制の基準により配備範囲を決定し、職員を動員する。

１．職員の配備体制の基準

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生した場合における防災活動を実施するための職員の配備体制の基準は次のとおりとする。

（１）風水害

区分	配備基準	配備内容
情報収集配備体制	【気象警報等情報】 ・気象警報（暴風、大雪、暴風雪）が発表されたとき。	
警戒配備体制	【気象警報等情報】 ・レベル３大雨・土砂災害・高潮警報のいずれかが発表されたとき。	＜＜災害対策連絡室体制＞＞ 災害対策連絡室を本庁舎に設置 下津支部を下津行政局に設置
警戒配備体制強化	【気象警報等情報】 ・レベル４大雨・土砂災害・高潮危険警報のいずれかの発表が予測される場合。 【実測情報】 ・河川の水位が避難判断水位を超え、さらに水位の上昇のおそれがあるとき。 【避難情報】 ・警戒レベル３高齢者等避難を発令するとき。	＜＜災害対策連絡室体制＞＞ 災害対策連絡室を本庁舎に設置 下津支部を下津行政局に設置
第１号配備体制	【気象警報等情報】 ・レベル４大雨・土砂災害・高潮危険警報のいずれかが発表され、被害が予測されるとき。 ・気象防災速報（線状降水帯発生）または気象防災速報（線状降水帯直前予測）が和歌山県北部に発表され、本市に被害が予測されるとき。 【実測情報】 ・河川の水位が氾濫危険水位を越え、更に水位が上昇するおそれがあるとき。 ・土砂災害警戒避難基準を越えたとき。 【避難情報】 ・警戒レベル４避難指示を発令するとき。	＜＜災害対策連絡室体制＞＞ 災害対策連絡室を本庁舎に設置 下津支部を下津行政局に設置
第２号配備体制	【気象警報等情報】 ・レベル５大雨・土砂災害・高潮特別警報のいずれかが発表されたとき。 【実測情報】 ・河川の水位が氾濫危険水位を越え、更に水位が上昇し、氾濫するおそれがあるとき。 ・小規模な土砂災害が発生したとき 【避難情報】 ・警戒レベル５緊急安全確保を発令するとき。	＜＜災害対策本部体制＞＞
第３号配備体制	【気象警報等情報】 ・相当規模の災害が発生したとき、若しくは発生のおそれがあるとき。	＜＜災害対策本部体制＞＞

（２）地震

区分	配備基準	配備内容
情報収集配備体制	【実測情報】 ・市域で震度４の地震を観測したとき。 【気象警報等情報】 ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。	
地震警戒配備体制	【実測情報】 ・市域で震度５弱の地震を観測したとき。 【気象警報等情報】 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意・警戒)が発表されたとき	＜＜災害対策連絡室体制＞＞ 災害対策連絡室を本庁舎に設置 下津支部を下津行政局に設置
地震警報配備体制	【実測情報】 ・市域で震度５強以上の地震が観測されたとき。	＜＜災害対策本部体制＞＞ 災害対策連絡室を本庁舎に設置 下津支部を下津行政局に設置

（３）津波

区分	配備基準	配備内容
津波警戒配備体制	【気象警報等情報】 ・和歌山県に津波注意報が発表されたとき。	＜＜災害対策連絡室体制＞＞ 災害対策連絡室を本庁舎に設置 下津支部を下津行政局に設置
津波警報配備体制	【気象警報等情報】 ・和歌山県に津波警報が発表されたとき。	＜＜災害対策本部体制＞＞ 災害対策本部を本庁舎に設置 下津支部を下津行政局に設置
大津波警報配備体制	【気象警報等情報】 ・和歌山県に大津波警報が発表されたとき。	＜＜災害対策本部体制＞＞ 災害対策本部を本庁舎に設置 下津支部を代替設置施設として、加茂川小学校に設置

（４）国民保護

区分	配備基準	配備内容
初動警戒体制	【国民保護情報】 ・和歌山県付近以外にミサイルが通過もしくは着弾の影響を及ぼすと考えられる場合	＜＜初動警戒体制＞＞
初動警戒体制強化	【国民保護情報】 ・和歌山県上空付近をミサイルが通過もしくは、着弾の影響を及ぼすと考えられる場合	＜＜初動警戒体制強化＞＞
緊急事態連絡室体制	【国民保護情報】 ・和歌山県から警戒体制の強化の通知を受理した場合	＜＜緊急事態連絡室体制＞＞ 総務部全職員、消防部全職員、室員
市国民保護対策本部体制	【国民保護情報】 ・和歌山県知事から市国民保護対策本部設置の通知を受理した場合	＜＜市国民保護対策本部体制＞＞ 全職員

２．動員方法

各部長は部内を調整して必要な防災活動人員を編成し、防災活動の準備又は実施のため、職員の配備体制の基準について職員に対して徹底しておく。

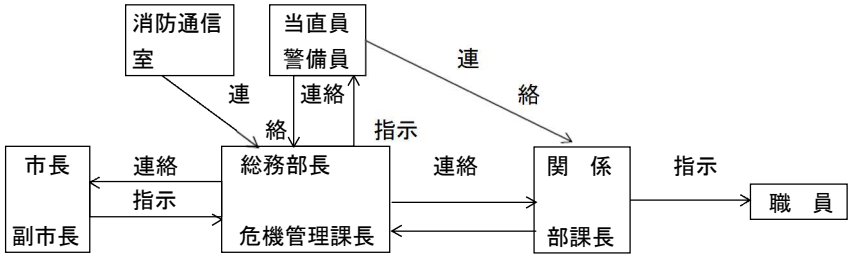
（１）招集による参集

ア．勤務時間内

本部長が配置を決定したときは、本部調整班が庁内放送により配備体制を周知し、各部長及び副部長は職員の指揮監督にあたり、体制を確立する。

イ．勤務時間外

当直員又は警備員は災害発生の情報を察知したときは、直ちに次の方法により連絡して指示をあおぎ、必要に応じて関係部課長に連絡する。関係部課長は、配備指令を受けた場合、あらかじめ定めてある呼出し表により参集を要する職員を招集する。



※　招集の必要があるときは、携帯電話（職員参集メール）を用いる。

（２）自主参集

職員は、勤務時間外・休日等において災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合、配備命令がなくとも速やかに所定の場所に参集し、防災活動に従事しなければならない。

なお、あらかじめ指定された職員は、災害に対する警報が発令された場合、速やかに所定の場所に参集し警戒配備体制につく。

３．災害時における職員の注意事項

① 職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分習熟しておくこと。

② 職員は、異常天候等の場合においては、ラジオ・テレビ等の気象情報に注意し、状況に応じて所属部・課と連絡を密にし、進んで所属長の指揮下に入り防災活動に従事すること。

③ 配備命令を受けた職員は、最も短時間で参集配備につけるよう常日頃心がけ、交通機関が途絶した場合にあっては、徒歩等可能な限りの方法をもって参集し、配備につくこと。

④ 参集途上において把握した災害被害状況については、可能な限りメモなどに記録し、参集後速やかに所属長に報告すること。

⑤ 参集する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、おおむね次のとおりとする。

ア　服装は軽装とし、寒暑に耐え得るものとする。

イ　雨具、照明器具などを携行する。

ウ　ゴム長靴、もしくは強靱な靴を着用する。

⑥ 規律を厳守し、責任を重んじ、社会奉仕の精神を堅持する。また、沈着にしてかつ機敏を旨とし、事に臨んであわてないこと。

3 有 田 市

（１）現地防災本部組織

現地防災本部			
本部長	本部員		
	あらかじめ指名された本部員	その他の本部員	
有田市長	有田湯浅警察署長	副市長	教育長
	和歌山県危機管理消防課副課長	市立病院事業管理者	
	和歌山県有田振興局地域づくり部長	危機管理監	教育次長
	海南市長	経営管理部長	議会事務局長
	有田市消防長	経済建設部長	水道事務所長
	特定事業所代表者	市民福祉部長	市立病院事務長
	（ ＥＮＥＯＳ㈱和歌山製造所長 ）	その他現地本部長が必要と認めるもの	

（２）配備体制

ア．動員計画

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生した場合における防災活動を実施するための職員配備体制は、次のとおりとする。

配備区分		配備基準	配備体制
警戒配備体制	第１号警戒配備	特別防災区域内で軽微な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、警戒の必要があるとき	災害対策準備室 ・危機管理監及び防災安全課全職員 ・危機管理監が指名する職員
	第２号警戒配備	特別防災区域内で小規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、現地防災本部が設置されたとき。	災害対策連絡室 ・総合調整部管理職及び防災安全課全職員 ・経済建設部管理職 ・関係課の課長及び課長が指名する職員
現地防災本部体制	第１号配備	特別防災区域内で中規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、現地防災本部が設置されたとき。	災害対策本部 ・その他の本部員 ・その他の本部員が指名する職員
	第２号配備	特別防災区域内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、現地防災本部が設置されたとき。	災害対策本部 ・全職員

イ．動員方法

警戒配備体制にあたっては、危機管理監の指示により、現地防災本部体制については本部長の指示により参集する。

ウ．動員の伝達

（ア） 勤務時間内

本庁においては、総合調整部から庁内放送等により、その他の施設へは電話等により伝達する。

（イ）勤務時間外

総合調整部から職員メールにより伝達する。関係部長は非常招集に関する連絡体制を整えておくものとする。

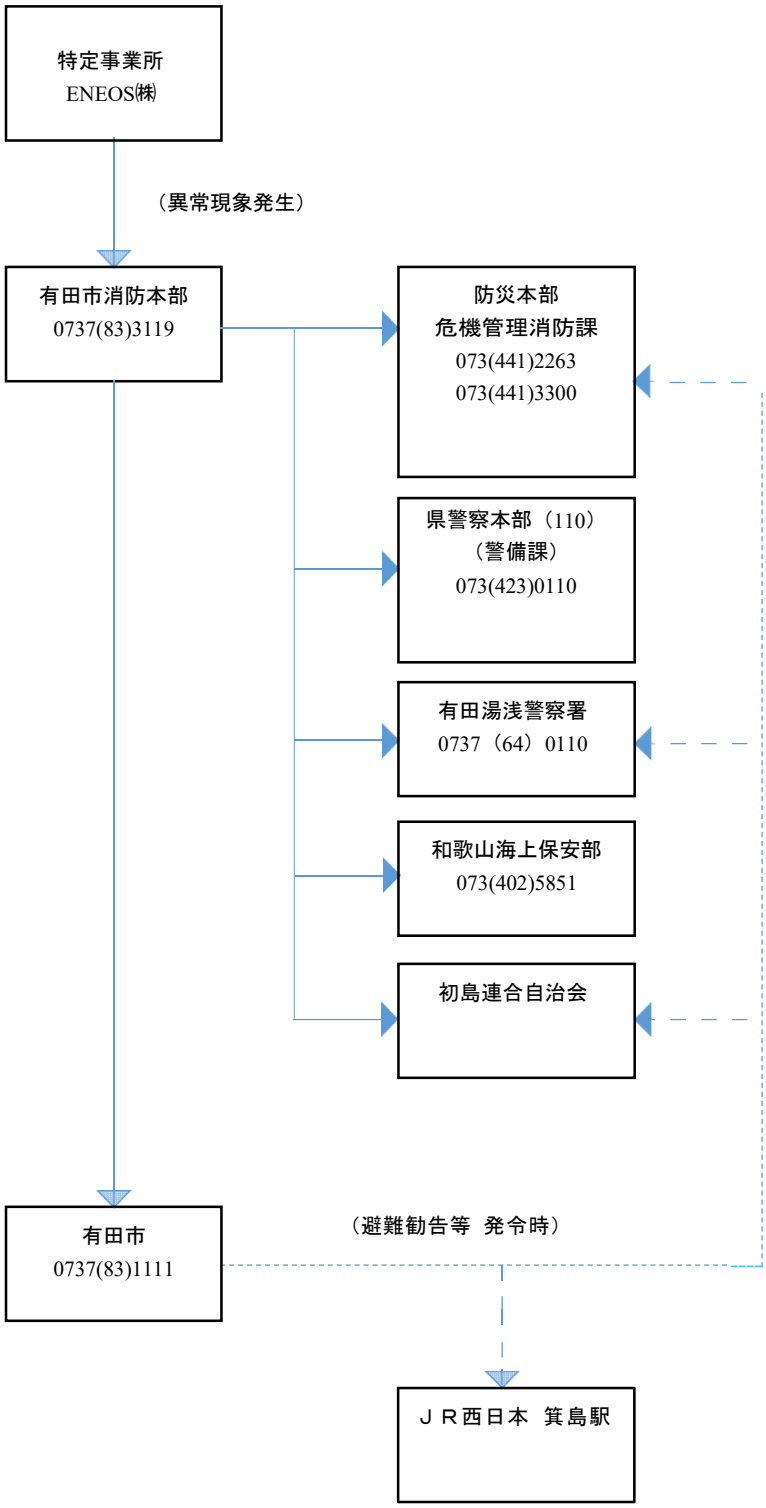
（３）所掌事務

班名	事務分掌	有田市地域防災計画	
		部 名	班名
総合調整班 県	ア　現地本部会議に関すること。 イ　防災本部への報告に関すること。 ウ　災害情報及び被害情報の取りまとめに関すること。 エ　自衛隊等災害派遣に関すること。 オ　電話対応に関すること。	総合調整部	本部班 総務班
広報報道班 消防・警察・事業所	ア　広報車等による周辺住民に対する広報に関すること。 イ　報道関係機関等との連絡に関すること。 ウ　防災行政無線・メール配信等に関すること。		広報班
交通避難班 消防・警察	ア　避難勧告・指示の統括に関すること。 イ　周辺住民に対する避難勧告・指示及び誘導に関すること。 ウ　交通規制に関すること。	経済建設部 水道部	建設班
資機材調達班 県・事業所	ア　防災資機材の調達及び斡旋に関すること。 イ　応急救急用資機材の調達及び斡旋に関すること。 ウ　輸送に関すること。		水道班 産業班
救急医療班	ア　災害救助法が適用された場合の災害救助活動事務指導に関すること。 イ　保健所救護班に対する指示に関すること。 ウ　衛生材料・医療品の調達に関すること。 エ　救護班による医療救護活動に関すること。 オ　避難所における救護所の設置・運営に関すること。	医療救護部	事務班 医療班
防災活動班 消防・警察・事業所	ア　避難所の開設に関すること。 イ　救急物資の調達供給に関すること。 ウ　避難者の移送に関すること。 エ　駐車場整理に関すること。 オ　避難所におけるメンタルケアに関すること。 カ　要配慮者の安否確認及び保護に関すること。	教育部・衛生救護部	学校教育班 社会教育班 福祉班 市民生活班 救護・防疫班 環境班

※事務分掌の詳細については、地域防災計画による。

（４）通報系統

特別防災区域に係る異常現象発生時には、次により通報を行うものとする。



４ 御 坊 市

防災組織計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、この計画に基づき組織動員体制をとり、災害応急対策を適切かつ迅速に実施するものとする。

第１項 組織計画

１．情報収集体制

情報収集体制は、災害警戒本部体制及び災害対策本部体制の動員基準に該当しない警報等が発表されたとき、情報収集を行う体制である。

総務部長及び危機管理課員で情報収集を行い、必要に応じてすぐに災害警戒本部体制に移行できる体制を整える。

２．災害警戒本部体制

災害警戒本部体制は、大雨や台風接近時、震度５弱程度の地震発生時等における警戒活動を行う体制である。

総務部長を災害警戒本部長とし、総合調整班（危機管理課）を中心に、自主参集職員（関係部課の長など）による情報収集グループ、事案処理グループ、現場対応グループ、広報グループを編成し、対応を行う。

なお、総務部長は、必要に応じて、防災グループ員やその他応援職員を動員できる。

３．災害対策本部体制

本部体制は、大規模災害など災害警戒本部体制では対応しきれない場合、市長を本部長とした指令部が意思決定を行い、全市を挙げての対応を行う体制である。

なお、本部長に事故のある場合は副本部長である総務部長が本部長の代理をし、総務部長に事故のあるときは、本部員になるもののうち、御坊市職務代行規則（昭和40年規則第9号）に定める上席の事務職員が本部長の職務を代理する。

第２項 動員計画

１．職員の動員区分及び配備基準

<table>
<tr><th colspan="2">体制</th><th>地震・津波</th><th>風水害等</th><th>配備につく職員</th></tr>
<tr><td colspan="2">情報収集体制</td><td>・御坊市で震度４の地震が発生したとき
・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</td><td>・御坊市に災害警戒本部体制及び災害対策本部体制の動員基準に該当しない警報等が発表されたとき</td><td>総務部長、危機管理課員</td></tr>
<tr><td rowspan="4">災害警戒本部体制</td><td>１号</td><td>・和歌山県に津波注意報が発表されたとき
・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</td><td>・御坊市に大雨、土砂災害、高潮又は暴風のいずれかの警報が発表されたとき</td><td>情報収集体制に加え、
総務課長</td></tr>
<tr><td>２号</td><td></td><td>・日高川に氾濫警報が発表されたとき</td><td>災害警戒本部体制１号に加え、健康長寿課長、こども支援課長、社会福祉課長、都市建設課長、産業振興課長、教育課長</td></tr>
<tr><td>３号</td><td>・御坊市で震度５弱の地震が発生したとき</td><td></td><td>災害警戒本部体制２号に加え、企画政策課長、財政課長、市民環境課長、建築住宅課長、上下水道事務所長</td></tr>
<tr><td colspan="2">本部長（総務部長）が必要と認めるとき</td><td>部長級の職にある職員、防災グループ員、その他応援職員</td></tr>
</table>

災害対策本部体制	１号	・御坊市で震度 5 強の地震が発生したとき ・和歌山県に津波警報が発表されたとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	・御坊市に大雨、土砂災害又は高潮のいずれかの危険警報が発表されたとき ・日高川に氾濫危険警報が発表されたとき	災害対策本部員、危機管理課員、総務課長、企画政策課長、財政課長、選挙管理委員会事務局長、出納室長、市民環境課長、税務課長、保険年金課長、健康長寿課長、こども支援課長、社会福祉課長、都市建設課長、産業振興課長、建築住宅課長、教育課長、防災グループ員
	２号	・御坊市で震度 6 弱以上の地震が発生したとき ・和歌山県に大津波警報が発表されたとき	・御坊市に大雨、土砂災害、暴風、暴風雪、大雪、波浪又は高潮の特別警報が発表されたとき ・日高川に氾濫特別警報が発表されたとき	全職員
	本部長（市長）が必要と認めたとき			本部長が必要と認めた職員

・勤務時間内で、上記以外の職員は、所属長の指示により配備につく。

２．動員方法

警戒本部体制にあっては、総務部長（本部長）の指示により、対策本部体制にあっては、市長（本部長）の指示により参集する。

３．動員の伝達

ア．勤務時間内

危機管理課及び総務課が、本庁においては職員専用チャットツール及び電話により、その他の施設へは電話又は伝令により伝達する。

イ．勤務時間外

危機管理課及び総務課が、緊急連絡網に基づき、電話及びメール等で行う。

４．参集・配備状況の報告

各部課長は、動員体制をとった場合、職員の参集・配備の状況について総合調整班（危機管理課）へ速やかに報告する。

５．動員における注意事項

ア．関係課の長は、必要に応じ動員体制以外の人員を配備することができる。

イ．関係部課の長は、常に職員の非常招集に関する連絡体制を整えておく。

ウ．各職員は、配備体制及び自己の任務を十分に踏まえ、災害が発生するおそれのある場合又は災害発生を察知したときは、参集命令が発せられていない場合でも、速やかに参集すること。

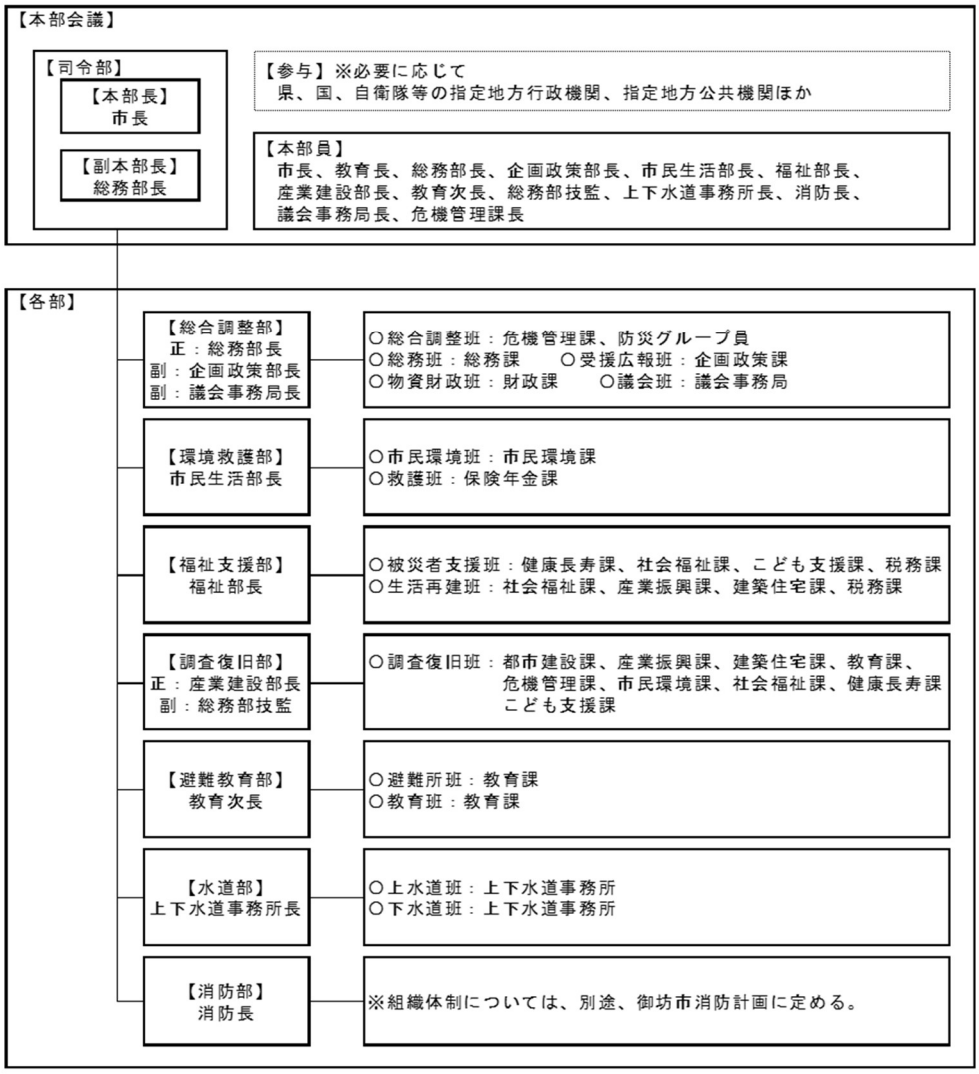
エ．道路寸断等により参集できない場合は、速やかにその旨を総合調整班に報告すること。

６．職員の相互応援

各課における災害応急対策等の実施において職員が不足する場合は、所属部内で余裕のある課から応援を受けるものとし、なお不足する場合は、本部会議において調整する。

第３項 災害対策本部の組織編

＜災害対策本部の組織図＞



第４項 本部の事務分掌

本部、各部、各課の分担任務の概略については、以下のとおりとする。

部名	班名	事務分掌
総合調整部 〈部長〉 総務部長 〈副部長〉 企画政策部長 議会事務局長	**総合調整班** 〈班長〉 危機管理課長 〈担当〉 危機管理課員 防災グループ員	１．災害対策本部の設置、運営及び廃止に関すること ２．通信手段の確保に関すること ３．気象情報、地震・津波情報の収集及び伝達に関すること ４．避難情報に関すること ５．被害情報の集約及び報告に関すること ６．関係部課との調整に関すること ７．関係機関（自衛隊、海上保安庁等）への要請に関すること ８．災害救助法の適用に関すること
	総務班 〈班長〉 総務課長 〈担当〉 総務課員 選挙管理委員会 事務局員	１．通信インフラの応急復旧窓口に関すること ２．職員の厚生に関すること ３．町内会及び自主防災組織との連絡調整に関すること ４．外国人への対応に関すること ５．労働者の確保に関すること
	受援広報班 〈班長〉 企画政策課長 〈担当〉 企画政策課員	１．広報、災害の記録に関すること ２．関係機関（自衛隊、応援自治体等）との連絡調整に関すること ３．協定締結先との連絡調整に関すること ４．報道機関との連絡調整に関すること ５．港湾施設の被害調査及び船舶交通に関すること
	物資財政班 〈班長〉 財政課長 〈担当〉 財政課員 出納室員	【財政課】 １．庁舎の保安管理に関すること ２．救援物資の調達・管理・輸送に関すること ３．運搬用車両の手配に関すること ４．市有財産に関すること ５．災害対策に必要な予算に関すること ６．災害対策関係費の経理に関すること 【出納室】 ７．災害対策に伴う経費の収支に関すること ８．その他、総合調整部に関し必要なこと
	議会班 〈班長〉 議会事務局次長 〈担当〉 議会事務局員	１．議員との連絡調整に関すること ２．議会運営に関すること ３．その他、総合調整部に関し必要なこと

部名	班名	事務分掌
環境救護部 〈部長〉 市民生活部長	**市民環境班** 〈班長〉 市民環境課長 〈担当〉 市民環境課員	１．所在確認調査・安否情報の収集に関すること ２．安否相談窓口に関すること ３．遺体の埋火葬に関すること ４．災害廃棄物に関すること ５．総合相談窓口に関すること
	救護班 〈班長〉 保険年金課長 〈担当〉 保険年金課員	１．関係機関（保健所、医師会、薬剤師会等）との連絡調整に関すること ２．医療機関の稼働状況、被災状況の確認に関すること ３．救護所、救護活動（DMAT、DHEAT の要請含む）等に関すること ４．避難所の巡回、巡回医療の運営に関すること ５．防疫・感染症対策に関すること
福祉支援部 〈部長〉 福祉部長	**被災者支援班** 〈班長〉 健康長寿課長 〈副班長〉 社会福祉課長 こども支援課長 〈担当〉 健康長寿課員 社会福祉課員 こども支援課員	【健康長寿課】 １．自主避難の要望の対応に関すること ２．福祉避難所に関すること ３．DWAT の要請に関すること ４．要配慮者の支援に関すること ５．被災者の健康相談及び健康管理に関すること 【社会福祉課】 ６．要配慮者の支援に関すること ７．遺体の検案等の業務に関すること ８．ボランティアに関すること 【こども支援課】 ９．要配慮者の支援に関すること １０．保育園との連絡調整に関すること
	生活再建班 〈班長〉 社会福祉課長 〈副班長〉 産業振興課長 建築住宅課長 税務課長 〈担当〉 社会福祉課員 産業振興課員 建築住宅課員 税務課員	【社会福祉課】 １．被災者生活再建支援法の適用に関すること ２．災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸し付けに関すること ３．災害義援金に関すること 【産業振興課、建築住宅課】 ４．災害復旧資金融資に関すること 【税務課】 ５．市民の災害情報に関すること ６．被災者台帳の作成に関すること ７．被害認定調査・り災証明に関すること

部名	班名	事務分掌
調査復旧部 〈部長〉 産業建設部長 〈副部長〉 総務部技監	**調査復旧班** 〈班長〉 都市建設課長 〈副班長〉 産業振興課長 建築住宅課長 〈担当〉 都市建設課員 産業振興課員 農業委員会事務局員 建築住宅課員 教育課員 財政課員 危機管理課員 市民環境課員 社会福祉課員 健康長寿課員 こども支援課員	【共通】 １．所管施設の被害調査・復旧に関すること 【都市建設課】 ２．緊急輸送道路及び道路交通に関すること ３．公共土木施設の被害調査・復旧応急対策に関すること ４．樋門等の開閉に関すること ５．障害物の撤去に関すること ６．民間建設業者との連絡調整に関すること 【産業振興課、農業委員会】 ７．農業用施設及び農地の被害調査・復旧に関すること ８．漁港施設及び漁港関連施設等の被害調査・復旧に関すること ９．商店・事業所等の被害調査に関すること １０．物価安定対策に関すること 【建築住宅課】 １１．応急危険度判定に関すること １２．応急仮設住宅に関すること １３．住宅応急修理に関すること 【教育課】 １４．文化財の保護・復旧に関すること
避難教育部 〈部長〉 教育次長	**避難所班** 〈班長〉 教育課長 〈担当〉 教育課員	１．避難所の運営に関すること
	教育班 〈班長〉 教育課長 〈担当〉 教育課員	１．園児・児童・生徒の安全確保に関すること ２．幼稚園・学校との連絡調整に関すること ３．学校再開に関すること

部名	班名	事務分掌
水道部 〈部長〉 上下水道事務所長	**上水道班** 〈班長〉 次長（上水道担当） 〈担当〉 上下水道事務所員	１．所管施設、水源及び送配水管の被害調査・復旧に関すること ２．水の確保及び供給に関すること
	下水道班 〈班長〉 次長（下水道担当） 〈担当〉 上下水道事務所員	１．所管施設の被害調査・復旧に関すること
消防本部 〈部長〉 消防長	**指揮班** 〈班長〉 消防署長 **総務班** 〈班長〉 消防総務課長 **情報班** 〈班長〉 予防課長 **警防班** 〈班長〉 警防課長 **救急救助班** 〈班長〉 救急救助課長 **消防団班** 〈班長〉 消防団長	１．所管施設の被害調査・復旧に関すること ２．消火活動（消防団活動を含む）に関すること ３．救急・救助・捜索活動に関すること 事務分掌等の詳細については、別途、御坊市消防計画で定める。

【消防本部（局）】

1　和歌山市消防局

1　消防職員の非常招集

（１）非常招集の発令

ア　局長は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防力の増強が必要であると認めたときは、次号に定める区分により全所属又は所属を指定して職員に非常招集を発令する。この場合において、災害状況等により次号の区分により難いときは、局長が招集人員等を指定し、発令するものとする。

イ　課長及び署長（以下「所属長」という。）は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に消防力の増強が必要であると認めたときは、次号に定める区分により又は必要とする人員等を指定して所属職員に非常招集を発令する。

ウ　所属長は、前イの非常招集を発令したときは、速やかに局長にその旨を報告しなければならない。

（２）招集の区分

非常招集は、現に勤務している職員以外の職員を対象として、次の区分により行う。

１号招集	各課にあっては、課長及び災害警備又は災害対策上特に必要と認めて指名した職員
	各署にあっては、署長又は副署長及び災害事案に対応可能な１個小隊が編成できる人員
	各分署にあっては、分署長及び受付勤務要員１名並びに１個小隊が編成できる人員
	各出張所にあっては、受付勤務要員１名
２号招集	各課にあっては、課長及び課長を除く職員の２分の１
	各署にあっては、署長及び班長以上の職員並びに災害事案に対応可能な２個小隊が編成できる人員
	各分署にあっては、分署長、受付勤務要員１名及び２個小隊の編成ができる人員
	出張所にあっては、受付勤務要員１名及び救急小隊が編成できる人員
３号招集	全職員

（３）非常招集の伝達

非常招集の伝達は、原則として、電話によるものとする。

（４）参集

ア　職員は、非常招集下命を受けたときは、特に指定がある場合を除き各所属にあらゆる手段を用いて直ちに参集しなければならない。

イ　職員は、非常招集が予測される災害を認知したときは、非常招集下命を待つことなく自主参集しなければならない。

ウ　職員は、交通の途絶等により各所属に参集することが困難な場合は、最寄りの署所に参集し、以後の活動について上級者の指示を受けるものとする。

2　消防団員の非常招集

（１）非常招集発令

ア　局長は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において消防力の増強が必要であると認めたときは、 次号に定める区分により消防団員の非常招集（以下「招集」という。）を発令する。

イ　署長は、管轄に非常災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において緊急に消防力の増強が必要であると認めたときは、次号に定める区分により管轄の消防団員の招集を発令する。

ウ　消防分団長は、地区に非常災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において緊急に消防力の増強が必要であると認めたときは、地区消防団員の招集を発令する。

（２）招集の区分

対　象	区　分	内　　容
消防団員	１号招集	各分団とも所属する団員の３分の１に相当する人員
	２号招集	各分団とも所属する団員の２分の１に相当する人員
	３号招集	団員の全部

（３）招集の準備

消防分団長は、所属消防団員の招集に必要な計画を消防職員の例に準じて樹立するものとする。

（４）命令の伝達

ア　消防総務課長は、局長が第１号アに定める招集を発令したときは、速やかに消防団長に伝達しなければならない。

イ　署長は、管轄の消防団員に招集命令が発令された場合又は発令した場合、速やかに消防副団長及び消防分団長に伝達しなければならない。

ウ　消防団員に対する伝達は，消防分団長が電話等により所属団員に伝達するものとする。

エ　通信途絶等の非常事態における伝達は，近火信号（打鐘信号）等を用いるものとする。

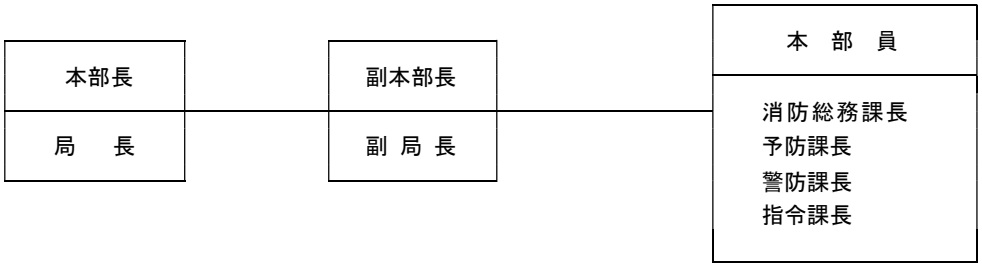
3 非常災害時の消防局、消防署及び消防団の事務機構

（1） 消 防 局 （消防局警備本部）

局長は，非常災害が発生し，又は発生する恐れがあるときは，消防局に警備本部を設置する。

（ア）警備本部の組織

本部長を局長，副本部長を副局長とし，本部員は，各課長をもって組織する。



（イ）指揮体制

区　　分	職　　名	任　　務
本　部　長	局　　長	警備本部・指揮本部及び消防隊を指揮し，非常災害時の消防事務を統括する。
副 本 部 長	副　局　長	本部長を補佐し，本部長に事故等があるときは，副局長がその任務を代理する。
警備対策班長	警 防 課 長	主管任務を処理し，所属職員を指揮監督する。
通信班長	指 令 課 長	
情報収集班長	予 防 課 長	
連絡調整班長	消 防 総 務 課 長	

（ウ）任務分担

担　当	担 当 課 員	任　　務　　分　　担
警備対策班	警防課員	・警備本部の設置及び活動状況把握に関すること。 ・現地指揮本部（緊急消防援助隊指揮支援本部）の設置に関すること。 ・応援隊の部隊配備に関する検討 ・消防活動の検討及び消防部隊の現場指揮に関すること。 ・活動方針及び災害対策に関すること ・消防，水利、水防救急救助資機材の確保に関すること。 ・消防職団員の招集に関すること。 ・協定に基づく応援隊の指揮及び要請の検討に関すること。 ・災害に関する諸情報の取りまとめに関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。 ・応急避難に関すること。 ・その他必要な事項
通　信　班	指 令 課 員	・災害に関する諸情報の伝達に関すること。 ・消防通信の運用及び部隊の統制に関すること。

		・救急病院の状況把握に関すること。 ・その他必要な事項
情報収集班	予 防 課 員	・災害に関する情報の収集及び活動記録に関すること。 ・危険物施設の災害状況の把握に関すること。 ・災害警戒対策に関すること。 ・報道機関の対応（報道要請・発表）に関すること。 ・各班からの要請に基づく応援に関すること。 ・その他必要な事項
連絡調整班	消防総務課員	・消防職団員の参集状況の把握に関すること。 ・応援要請の伝達と受け入れ等に関すること。 ・応援隊の誘導及び誘導員配置に関すること。 ・市災害対策本部との連絡調整に関すること。 ・食料品等，必要な資機材の調達及び配分に関すること。 ・局が所管する施設の被害調査と応急対策に関すること。 ・局内の連絡調整に関すること。 ・他の班に属しない事項

（２）消防署

消防署長（以下「署長」という。）は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次により消防隊を編成する。

（ア）部隊編成

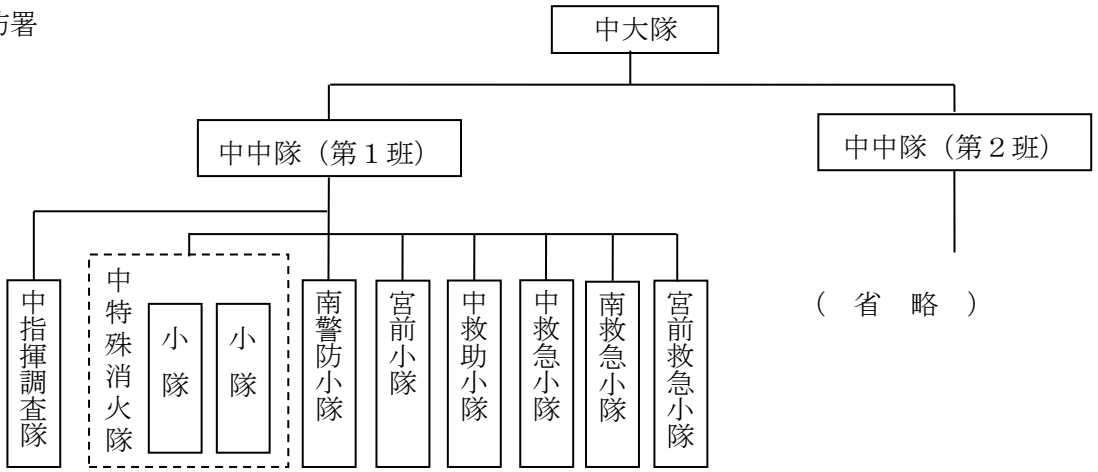
消防部隊の通常編成

【消防局の消防隊】

監　察　隊（臨時）　　消防潜水隊（臨時）　　無線通信隊（臨時）

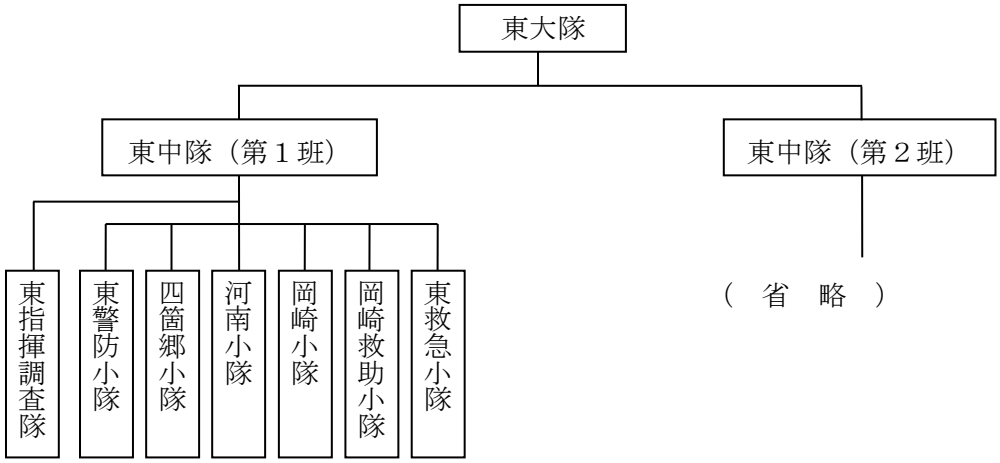
【消防署の消防隊】

中消防署

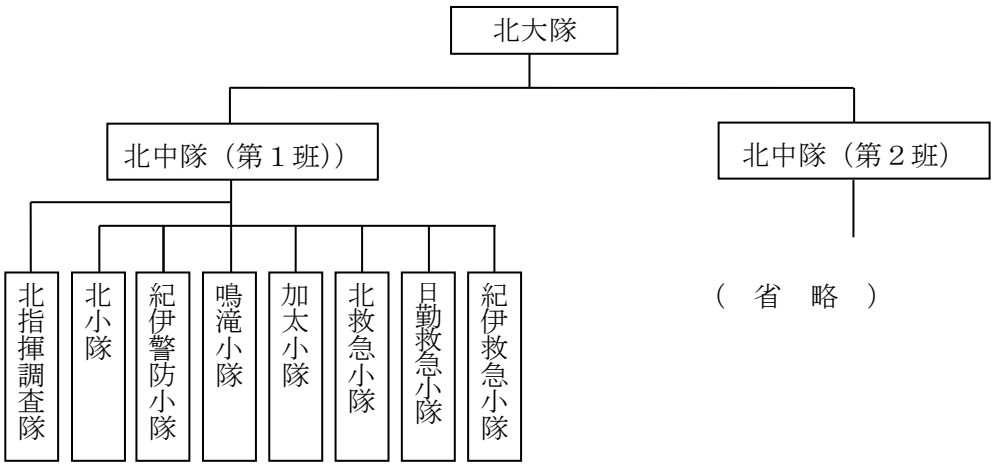


※中特殊消火隊を編成する各小隊の名称は、運用する車両の種類に応じて呼称する。

東消防署



北消防署



※この表において、警防第１班及び救急救助第１班を第１班、警防第２班及び救急救助第２班を第２班とする。

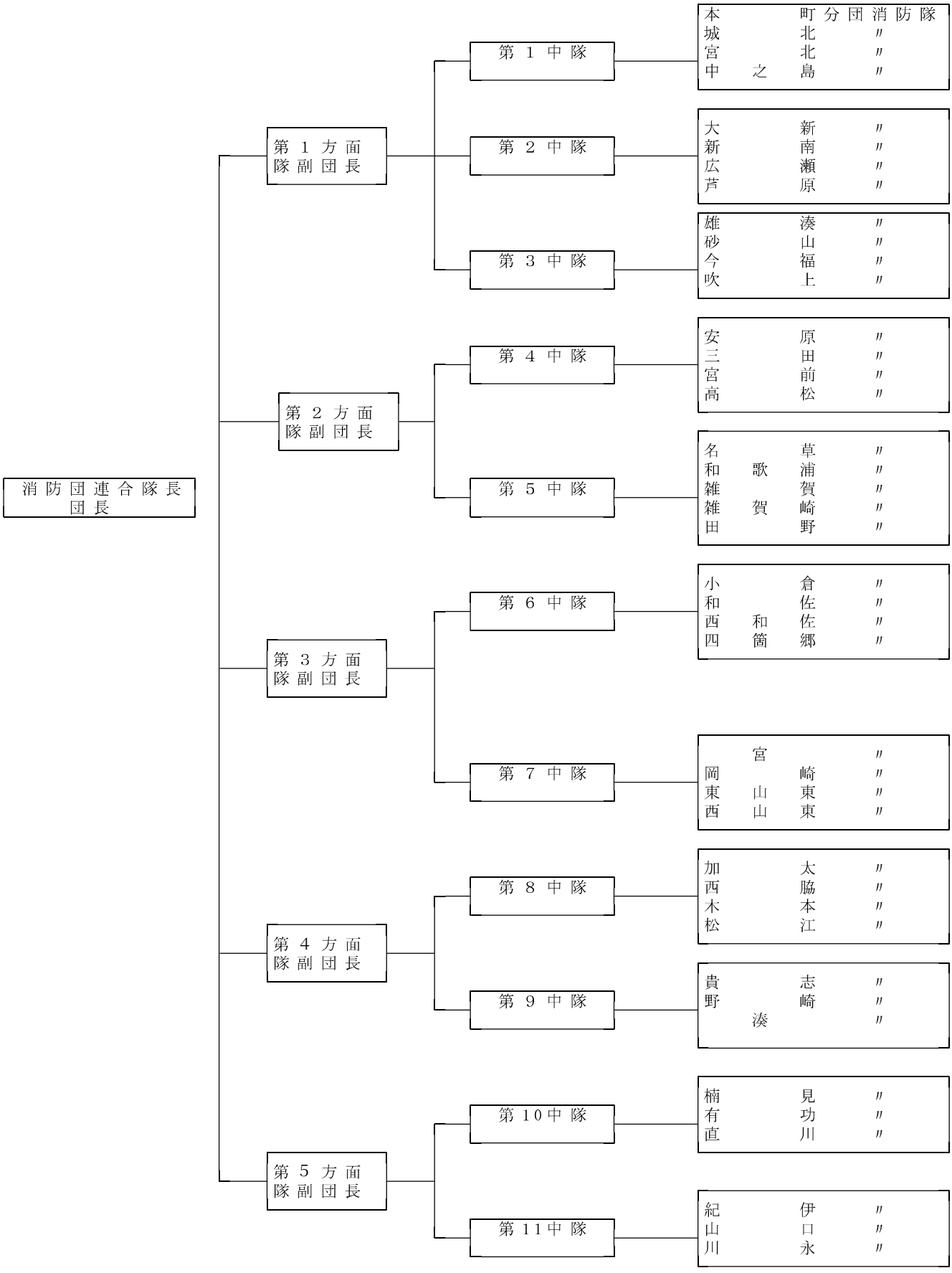
（イ）指揮体制

職　　名	任　　務
大隊長	本部長の命を受けた大隊長は所属部隊を指揮監督し，管轄区域内の警防，救助，救急、水防情報収集及び広報に当たる。
中隊、小隊の長	それぞれ上司の命を受け所属隊員を指揮し，非常災害時の警防，救助，救急、水防活動及び情報収集並びに広報活動に従事する。

（ウ）消防署の任務

① 消火，救急，救助及び水防活動に関すること。
② 災害に関する諸情報の収集及び報告に関すること。
③ 応援隊（緊急消防援助隊，県内応援隊）が活動するための支援情報の提供に関すること。
④ 避難勧告，指示等及び避難誘導に関すること。
⑤ 警備本部との連絡調整に関すること。
⑥ 消防職団員の招集及び参集状況の把握に関すること。
⑦ 消防団との連携に関すること。
⑧ その他必要なこと。

（３） 消 防 団
（ア） 部 隊 編 成


消防団連合隊長
団長
第１方面隊副団長
第２方面隊副団長
第３方面隊副団長
第４方面隊副団長
第５方面隊副団長
第１中隊
第２中隊
第３中隊
第４中隊
第５中隊
第６中隊
第７中隊
第８中隊
第９中隊
第10中隊
第11中隊
本町分団消防隊
城北〃
宮北〃
中之島〃
大新〃
新南〃
広瀬〃
芦原〃
雄湊〃
砂山〃
今福〃
吹上〃
安原〃
三田〃
宮前〃
高松〃
名草〃
和歌浦〃
雑賀〃
雑賀崎〃
田野〃
小倉〃
和佐〃
西和佐〃
四箇郷〃
宮〃
岡崎〃
東山東〃
西山東〃
加太〃
西脇〃
木本〃
松江〃
貴志〃
野崎〃
湊〃
楠見〃
有功〃
直川〃
紀伊〃
山口〃
川永〃

（イ）指揮体制

職　　名	任　　務
消防団連合隊長	消防団連合隊長は，消防団長とし，本部長の命を受け団方面隊を指揮監督し，警防，水防に当たる。
方 面 隊 長	方面隊長は，消防副団長とし，方面消防隊長又は消防団連合隊長等の命を受け所属の団方面隊の各分団を指揮し，警防，水防に当たる。
分　団　長	分団長は，それぞれ上司の命を受け所属部隊を指揮し，災害現場に出動して方面消防隊に協力して現場活動を行う。

（ウ）消防分団の任務

① 消火，救助及び水防活動に関すること。
② 消防隊との連携に関すること。
③ 居住者（特に老人等）の安否の確認。
④ その他必要なこと。

2　海南市消防本部

1　非常召集

召集計画に基づき、消防職員、消防団員の召集を行う。

2　非常召集方法

(1) 非常召集系統に基づいて行う場合

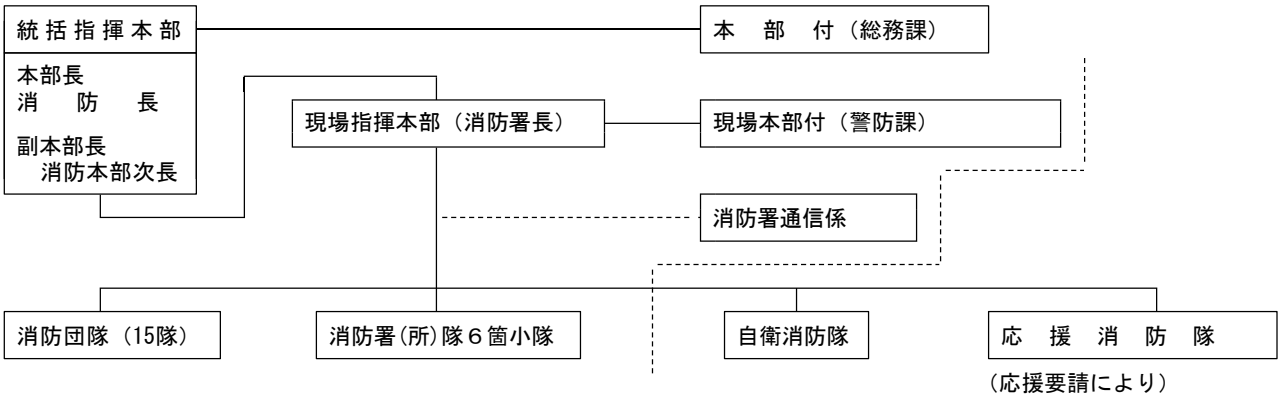
(2) サイレン吹鳴、打鐘により行う場合

(3) 上記以外の方法で事故を覚知して登庁した場合

3　応援計画

海南市が和歌山北部臨海都市広域消防協定を締結している他の関係機関への応援要請は、火災の状況に応じて消防長が定める。

4　組　織



5　任務分担

(1) 総務課（統括指揮本部付）

ア　統括指揮本部長の命令伝達に関すること。

イ　現場指揮本部の消防活動情勢の収集・記録に関すること。

ウ　各種情報の収集と記録に関すること。

(2) 警防課

ア　消防部隊の現場活動状況の把握と現場指揮本部長への報告に関すること。

イ　現場指揮本部長の命令伝達に関すること。

ウ　災害原因の調査と被害調査に関すること。

エ　現場における各種情報収集と報告に関すること。

オ　避難誘導に関すること。

(3) 消　防　署（海南消防署、海南消防署東出張所、下津消防署）

ア　関係機関への緊急連絡に関すること。

イ　消防職団員の非常召集に関すること。

ウ　応援要請に関すること。

エ　その他各種の関連業務に関すること。

オ　災害の警戒・防御・鎮圧に関すること。

カ　救助・救出及び救急搬送に関すること。

キ　消火薬剤の確保と配分に関すること。

(4) 消 防 団

現場指揮本部長の命令に基づく防御に関すること。

6　出動区分

(1) 第１次出動（消防署・消防本部）

ア　火災の通報があったとき。

イ　各種災害が発生したとき。

消防署に所属する職員で当日勤務している者及び消防本部員で当たる。

(2) 第２次出動（消防署・消防本部・消防団）

火災及び各種災害が発生し、これを覚知及び認知したときに、当日の勤務者で防御困難と判断した場合及び消防長の特命によるとき。

3　有田市消防本部

1　非常召集

消防署及び消防団、火災警防計画で消防職員、消防団員の召集を行う。

2　非常召集方法

(1)　非常召集系統に基づいて行う場合

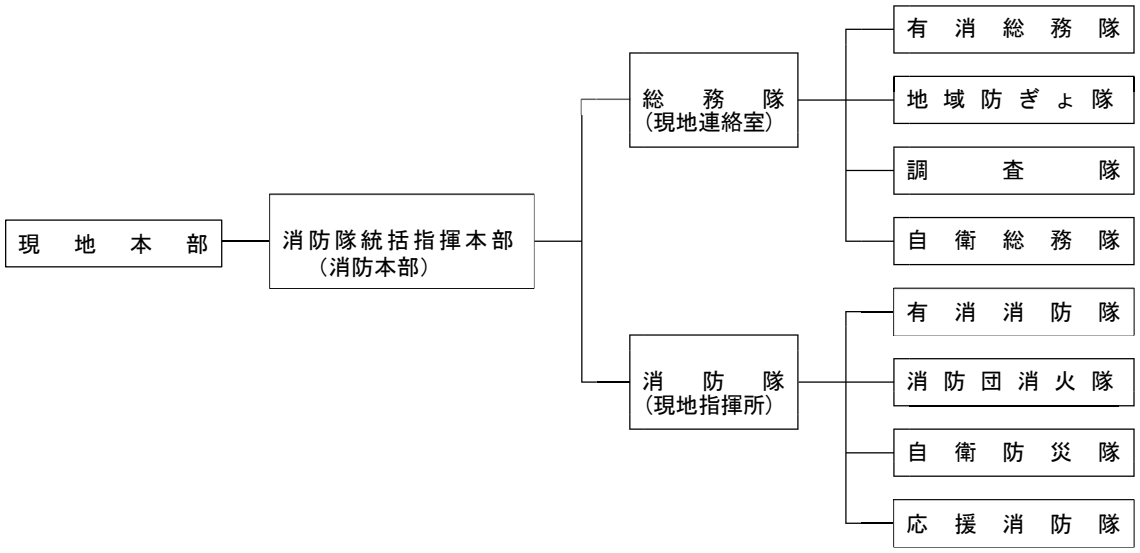
(2)　サイレン吹鳴により行う場合

(3)　上記以外の方法で覚知した場合

3　応援計画

応援協定を締結している他の関係機関への応援要請は、火災等の状況に応じて本部長が行う。

4　組　織



5　任務分担

(1) 消防隊統括指揮本部（消防本部）

ア　防災本部長の命令伝達に関すること。

イ　総務隊・消防隊の活動情勢の収集・記録に関すること。

ウ　各種情報の収集に関すること。

エ　応援要請に関すること。

(2) 総務隊（現地連絡室）

ア　避難誘導に関すること。

イ　地域広報に関すること。

ウ　災害原因の調査と被害調査に関すること。

エ　各種情報の収集に関すること。

オ　関係機関への緊急連絡に関すること。

カ　その他各種の関連業務に関すること。

(3) 消防隊（現地指揮所）

ア　消防隊の現場活動状況の把握と報告に関すること。

イ　現場における各種情報収集と報告に関すること。

ウ　災害の警戒・防ぎょ・鎮圧に関すること。

エ　救助・救出及び救急搬送に関すること。

6　出動区分

(1) 第１出動（消防本部・消防署・消防団）

ア　火災の通報があったとき。

イ　各種災害が発生したとき。

(2) 第２出動（消防本部・消防署・消防団）

ア　火災及び各種災害が発生し、これを覚知したときに第１出動で防ぎょ困難と判断した場合及び消防長の特命があったとき。

4　御坊市消防本部

1　非常招集

消防職員及び消防団員の非常招集は御坊市消防計画に基づいて行う。

2　非常招集方法

(1)　非常招集計画に基づいて行う場合

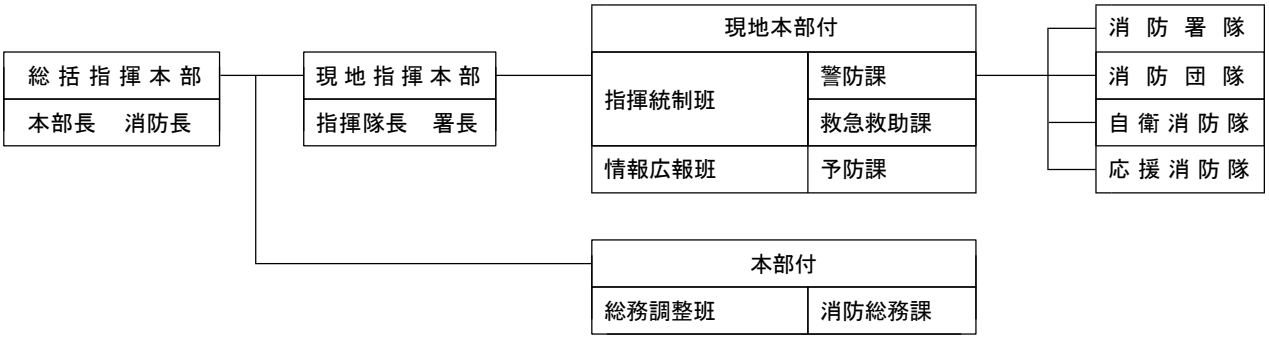
(2)　サイレン吹鳴により行う場合

(3)　上記以外の方法で覚知した場合

3　応援計画

御坊市が和歌山北部臨海都市広域消防協定を締結している他の関係機関への応援要請は、火災の状況に応じて消防長が定める。

4　組　織



5　任務分担

(1) 指揮統制班（警防課・救急救助課）

ア　災害防御活動の方針及び消防部隊の指揮運用に関すること。

イ　応援部隊の誘導配置に関すること。

ウ　応援隊の要請及び活動方針に関すること。

エ　その他関連業務に関すること。

(2) 情報・広報班（予防課）

ア　災害に関する情報及び消防活動情勢の収集、記録に関すること。

イ　避難誘導及び広報に関すること。

(2) 総務調整班（消防総務課）

ア　消防通信の運用及び消防部隊の統制に関すること。

イ　消防職団員の非常招集に関すること。

ウ　応援要請の伝達に関すること。

エ　関係機関との連絡調整に関すること。

オ　食糧品及び各種資機材の補給、調達に関すること

カ　その他災害に関する情報の伝達に関すること。

(4) 消防署隊

ア　災害の警戒、防御、鎮圧に関すること。

イ　救助、救出及び救急搬送に関すること。

(5) 消防団隊

現場指揮本部長の命令に基づく防御に関すること。

6　出動区分

(1) 第１次出動（消防署・消防本部）

ア　火災の通報があったとき。

イ　各種災害が発生したとき。

消防署に所属する職員で、当日勤務している者及び消防本部員であたる。

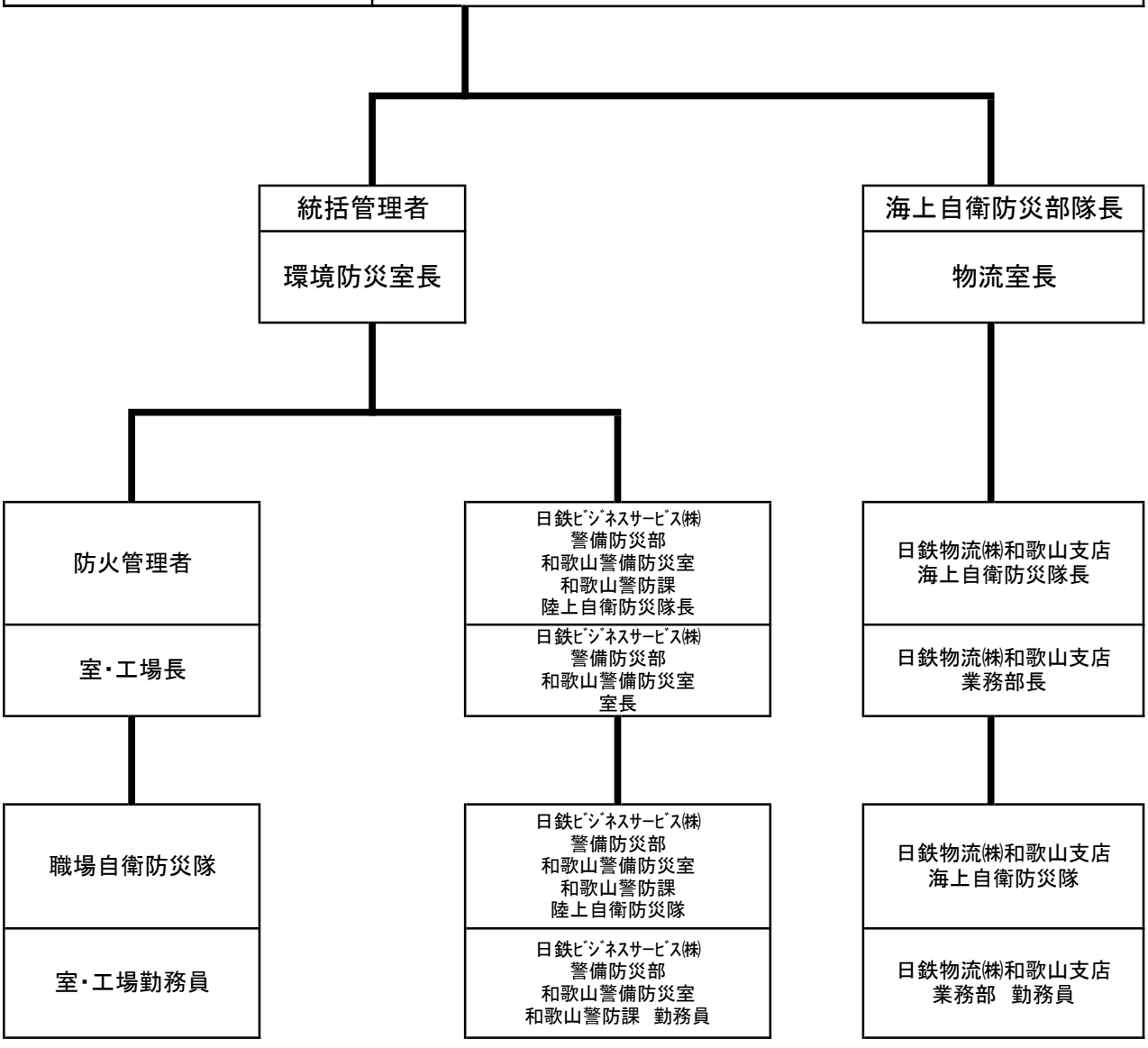
(2) 第２出動（消防署・消防本部・消防団）

火災及び各種災害が発生し、これを覚知及び認知したときに、当日の勤務者で防御困難と判断した場合及び消防長の特命によるとき。

【特 定 事 業 所】

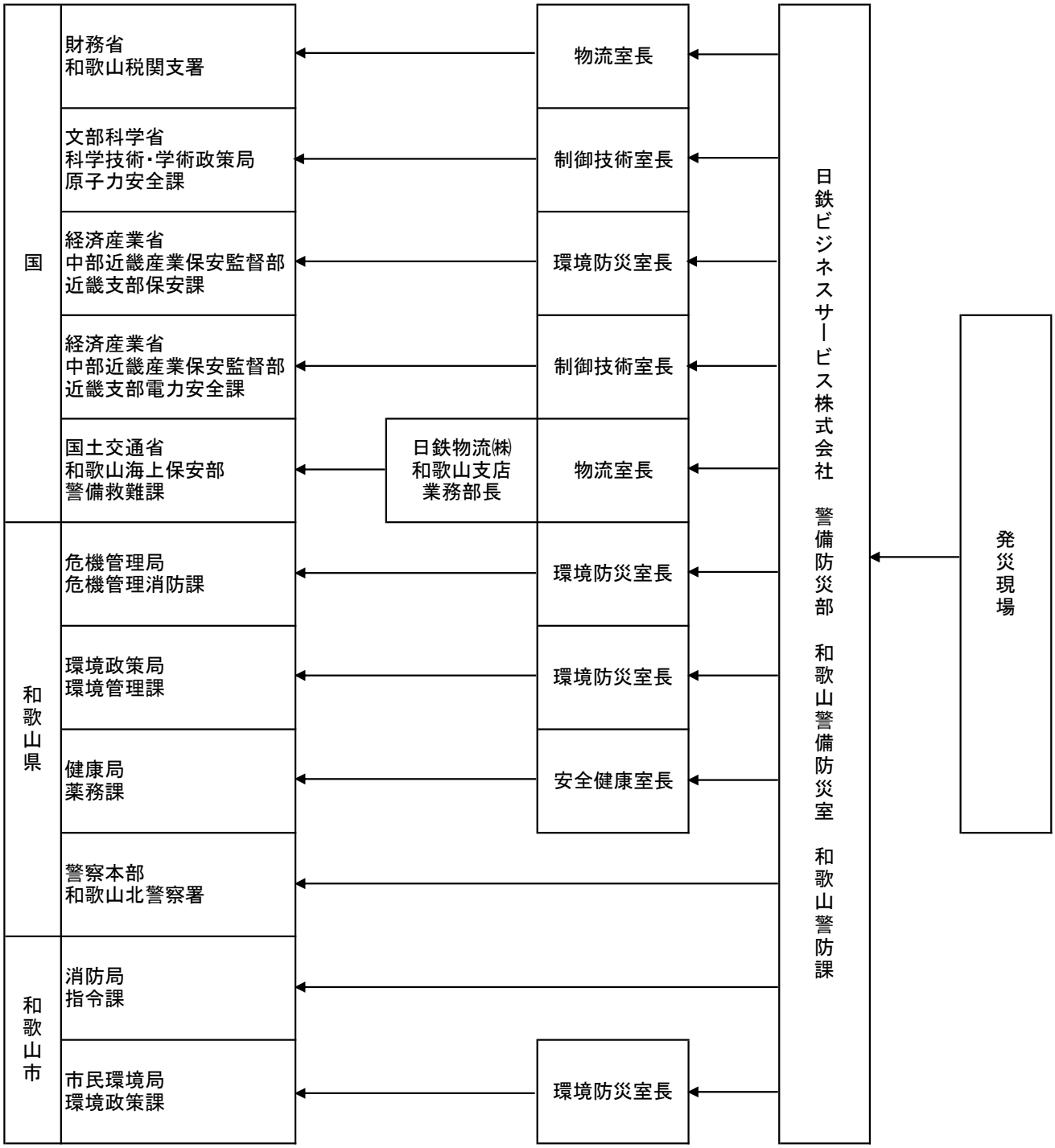
１．日本製鉄株式会社　関西製鉄所（和歌山）

防災管理者	関西製鉄所　所長
副防災管理者	関西製鉄所　和歌山地区　副所長 安全環境防災部　部長 環境防災室　室長 環境防災室　防災管理課　課長 日鉄ビジネスサービス㈱　警備防災部　和歌山警備防災室　室長 日鉄ビジネスサービス㈱　警備防災部　和歌山警備防災室　和歌山警防課 日鉄ビジネスサービス㈱　警備防災部　和歌山警備防災室　和歌山警防課 ｴｱ･ｳｫｰﾀｰ･ｶﾞｽﾌﾟﾛﾀﾞｸﾂ㈱　和歌山工場　工場長 和歌山共同火力株式会社　常務取締役 和歌山共同火力株式会社　技術部　技術関係　専任部長



異常現象発生時の通報連絡系統図

日本製鉄株式会社関西製鉄所（和歌山）



２．花王株式会社和歌山工場

自衛消防防災隊の編成表及び基本任務

夜間及び休日
防災当直（副防災管理者）が指揮
現地対策本部設置後指揮権を委譲

本　部

隊　長　：工場長	本部付　：
副隊長　：	〃　：
〃　：	〃　：
〃　：	〃　：
〃　：	〃　：
	社外対応担当
	（正）　：
	（副）　：

緊急電話 → 防災センター → 消防局
073-423-2000　　医療機関

約総員260名（職場防災隊・防災当直含まず）

本部員
リーダー　：
ｻﾌﾞﾘｰﾀﾞｰ　：

本部補佐　技術開発Ｃ／Ｈ＆ＬＣ

職場防災隊
隊　長　：当該課長
代　理　：当該課長代理

- 職場分隊の指揮
- 隣接分隊の指揮
- 伝令
- 官公庁応対
- 報道会見
- 当該課長 本部指令

33名 工務隊
隊　長　：
代　理　：

4名 浄水班	8名 救助班	8名 工作班	11名 電気班
班長	班長	班長	班長
代理	代理	代理	代理
水利の補給・調整	人命の探索・救助搬送	フロシート配置図収集	送電の管理と照明の確保
排水の処理		防火戸の閉鎖	放水個所周辺の送電停止
		侵入口の確保	
		土嚢構築・油流出防御	
UTY 2名	地区SC技術 6名	地区SC技術 6名	地区SC技術 9名

58名 総務隊
隊　長　：
代　理　：

6名 情報通信班	16名 総務班	15名 誘導班	14名 警戒班
班長	班長	班長	班長
代理	代理	代理	代理
伝令	社内通報・通信	交通情報の収集	外部電話対応	関係官庁の誘導	外部消防車誘導	警戒区域の設定	構内道路の警戒	各門の開閉監視
		ライフライン確保	報道関係者対応		報道関係者誘導			
安衛部会員（研和） 5名	（情報システム）CMDXDIG 4名	地区SC人事総務 7名	H&LC DS 7名	地区SC証 品質保 4名	技術開発C 9名	ケミカルDS 4名	地区SC経理 2名	地区SC技術 6名

131名 防災隊本隊
隊　長　：
代　理　：

3名 広報班	6名 資材搬送班	120名 指揮班
班長	班長	班長
代理	代理	代理
地域広報	各車両の調達	資機材の搬送	官公庁へ第二通報	防災隊の指揮	負傷者の看護手当	伝令
地区SC環境 1名	地区SC技術 4名	地区SC安全 10名	（健康相談室）地区SC人事総務 4名	安衛部会員（研和） 5名

夜間応援者

近隣駆付者 17名			

夜間消防本隊員 48名			
所属	人員	所属	人員
GC第１G	8名	油・機 第１G	8名
GC第２G	4名	油・機 第２G	12名
ﾌｧｲﾝｹﾐｶﾙ東	8名		名
ﾌｧｲﾝｹﾐｶﾙ西	8名		名

消防本隊員 21名	
工場	研究所
7名	14名

安全防災員 22名＋兼務 8名			
兼務防災員	兼務防災員	兼務防災員	兼務防災員
兼務防災員	兼務防災員	兼務防災員	兼務防災員

花王株式会社　和歌山工場緊急（呼出）連絡網

緊急メール・エマコール

火災・爆発　発見者 自火報 第１報 第２報 状況報告

休日・夜間
※17:00～翌08:30は夜間とする

防災センター 073-423-2000

副防災管理者 073-423-8151

（副防災管理者の任務）
1．安全防災員及び消防本隊員に出動を指示する。
2．安全課長に連絡する。
3．オイルフェンス展張の場合
※H1-16-12 有害液体汚染防止緊急措置マニュアル
(1)油脂機能品（第１Ｇ）課長に連絡する。
(2)油脂機能品（第１Ｇ）計器室へ連絡する。
(3)現場確認、指揮をする。

現場確認指揮

火災・爆発の場合	1．自衛消防防災隊長（代理者）到着迄現場の防消火活動等の全般指揮 2．自衛消防防災隊長（代理者）到着後、状況等を報告し本部において補佐
その他の場合	当直者服務要領、防災規程による。

（１次連絡者）
B当直
副防災管理者の指示による任務

本部

工場長	001
副工場長	002
ﾌｧｲﾝｹﾐｶﾙ部長	004
ＧＣ ＰＲＤ部長	005
油脂・機能品部長	013
安全部長	003

（２次連絡者）
ＳＣＭ部門統括
※状況把握後、工場長若しくは代理者が報告する。

防災隊本隊

安全(防災)課長	008
	044

総務隊

人事総務(総務)課長	037
経理課長	038

社外対応担当

人事総務(人事)課長	019
環境課長	017

工務隊

技術部長	039
技術課長	040

職場防災隊

ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ課長	036
ＣＨ第２Ｇ課長	088
ＣＨ生産支援課長	089
ＣＨ第１Ｇ課長	090
ﾌｧｲﾝｹﾐｶﾙ(東)課長	092
ﾌｧｲﾝｹﾐｶﾙ(西)課長	091
ＧＣ 第1Ｇ課長	094
ＧＣ 第2Ｇ課長	095
ＧＣ 生産支援Ｇ課長	007
ＧＣ 和佐Ｇ課長	037
品質保証(ＱＣ)課長	096
品質保証(ＱＡ)課長	116
研究業務推進課長	097

指揮班

	班 長		055
	代 理		043
			124
			042
			050
			045
			119
			047
			046
			123
			041
			122

資材搬送班

	班 長		069
	代 理		070

広報班

	班 長		072
	代 理		071

総務班

	班 長		053
	代 理		054

人事総務

	電 話		056
	対 応		115

警戒班

	班 長		065
	代 理		066

誘導班

	班 長		067
	代 理		068

情報通信班

	班 長		063
	代 理		064

電気班

	班 長		051
	代 理		052

工作班

	班 長		057
	代 理		058

救助班

	班 長		060
	代 理		059

浄水班

	班 長		061
	代 理		062

ガス・油等の漏えい・流出　発見者 検知器 警報器

台風 地震 低温 津波

怪我 急病 薬傷

都市ガス漏えい時
地区ＳＣ UTY計器室へ連絡
大阪ガス 073-424-1241

エレベーター故障時
エレベーターメーカー 各職場の緊急連絡網

地区ＳＣ UTY計器室へ連絡

構内放送

消防局通報／ホットライン 119番通報

※至急医療機関の受診や治療が必要と判断した場合は、直接救急車を要請して下さい。
※直接職場から119番通報要請可
（但し、防災センターに要連絡）
誘導が必要となるため！

1．外科・内科
①井上外科（073-433-2500）
②角谷整形外科（073-433-1161）
③橋本病院（073-426-3388）
2．眼科
①救急情報ｾﾝﾀｰ(073-426-1199)

台風	台風の場合は、職制に通達文を配布する。
低温	凍結防止マニュアル【低温注意報含む】
降雪	異常降雪等による災害防止マニュアル
津波	津波災害防止ﾏﾆｭｱﾙ
地震	地震防災指針
ｽﾓｯｸﾞ	光化学オキシダント緊急時措置マニュアル

その他の非常時
異常事態発生時の行動要領
有害液体汚染防止緊急措置マニュアル

和歌山海上保安部	073-402-5850
和歌山下津港湾事務所	073-431-7266
和歌山税関支署	073-428-3881
海上災害防止センター	0120-49-49-88

本部付け

ｹﾐｶﾙ DSｸﾞﾙｰﾌﾟ長	011
HGLC DS G長	012
技術開発Ｃ産要素技術Ｇ部長	014
技術 電気主任	015
物流ＧＬ	016

研究所関係

所長 ﾊﾞｲｵﾏﾃﾘｱﾙｻｲｴﾝｽ研	099
所長 ハウスホールド研	120
所長 テクノケミカル研	105
所長 解析科学研	103
副所長 ﾊﾞｲｵﾏﾃﾘｱﾙｻｲｴﾝｽ研	100
室長 テクノケミカル4研	102
室長 テクノケミカル6研	121
室長 解析科学研	098
室長 ハウスホールド1研	104
室長 ハウスホールド5研	112
室長 テクノケミカル1研	111
室長 ﾊﾞｲｵﾏﾃﾘｱﾙｻｲｴﾝｽ4研	107
室長 テクノケミカル4研	110
室長 ﾏﾃﾘｱﾙｻｲｴﾝｽ1研	113
室長 テクノケミカル2研	106
室長 加工・ﾌﾟﾛｾｽ開発1研	109
室長 加工・ﾌﾟﾛｾｽ開発2研	108
室長 加工・ﾌﾟﾛｾｽ開発１研	101

本部員

	022
	031
	020
	023
	025
	026
	024
	027
	028
	029
	030
	021
	032
	033
	034
	035

近隣駆付け隊

	073
	065
	074
	075
	076
	077
	078
	079
	080
	081
	083
	084
	085
	087
	093
	117
	118

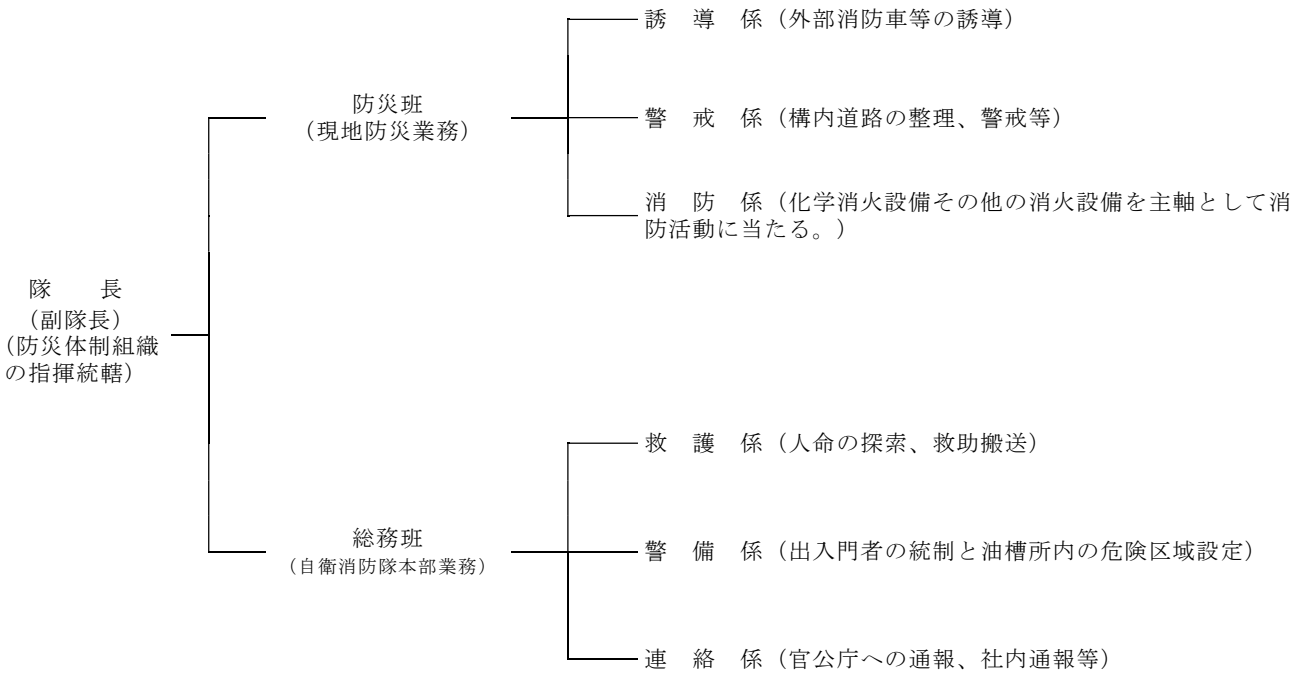
３．大岩石油株式会社青岸油槽所

１　防災活動の基準

(1) 非常災害が発生し、又は発生の予測される場合は、状況により防護体制をしく。

区　分	発　令　基　準	発　令　者	動　員　基　準	非　常　召　集
警戒体制	災害が発生、又は発生が予測される場合	所　長 (防災管理者)	全　所　員	予防規程に定める非常動員要綱により召集する。
非常体制	重大な災害が発生し、又は発生が予測される場合	〃	全所員及び近隣の傍系会社従業員	

２　組　織



３　配備要領

(1) 平常時は防災要員３名を配備し、随時所内を巡回する。

(2) 夜間・休日は、当直、日直・防災要員を配備し、異常事態の発生又は発生を予測した場合は、関係機関に通報する一方、初期防災に努める。

(3) 夜間・休日に異常事態の発生及び発生の予測の通報を受けた防災管理者は、全所員に動員、防護体制を発令し、自衛消防隊が組織され配備につく。

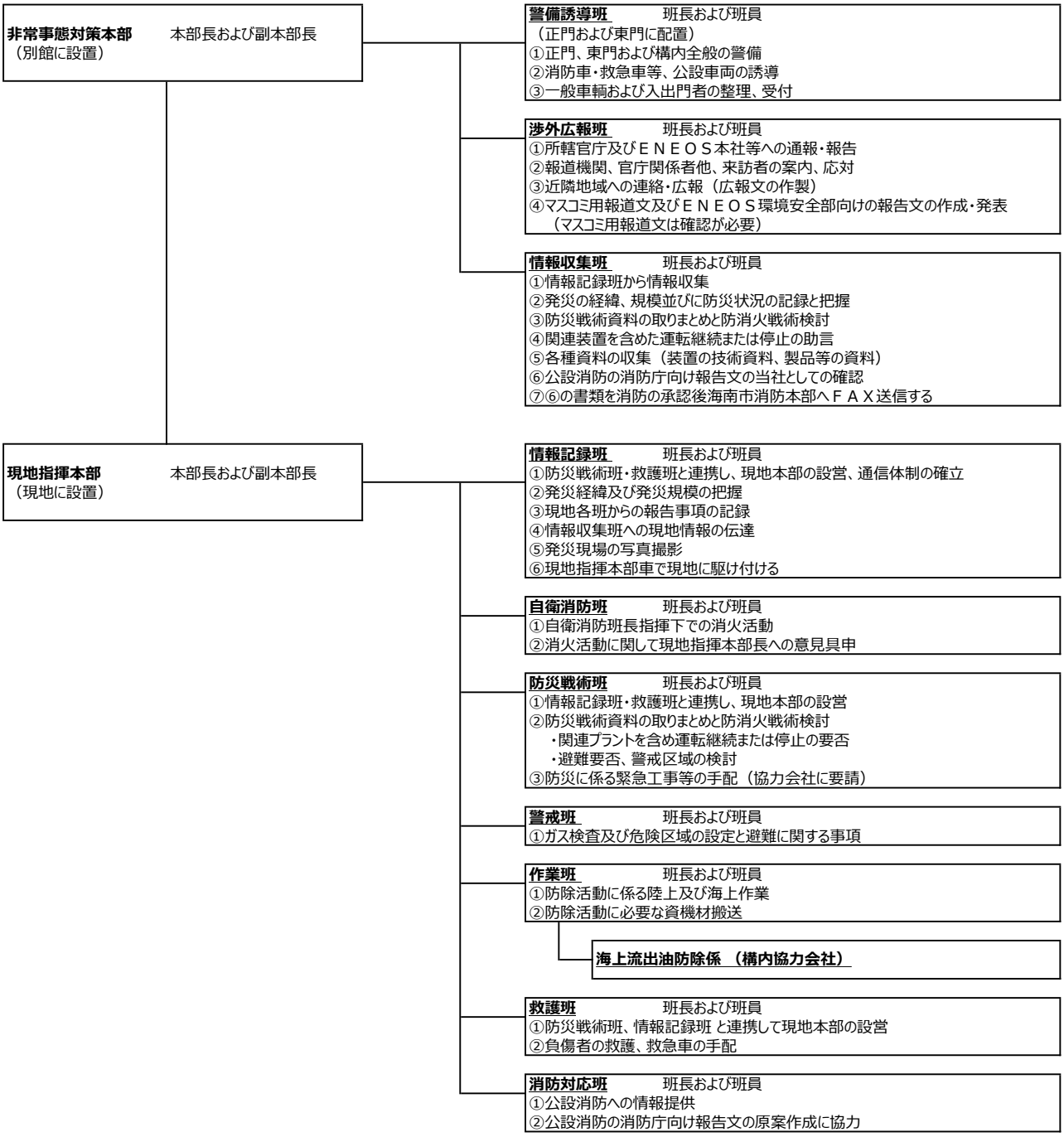
４　そ の 他

毎月１０日を「防災宣言の日」と定め、社長訓示後、誓いの詞、唱和等により、防災意識の徹底を図り、消防バルブ操作及び放水訓練を行う。

また、職員より防災に関する標語を募集し、事務所内貼付を行う。

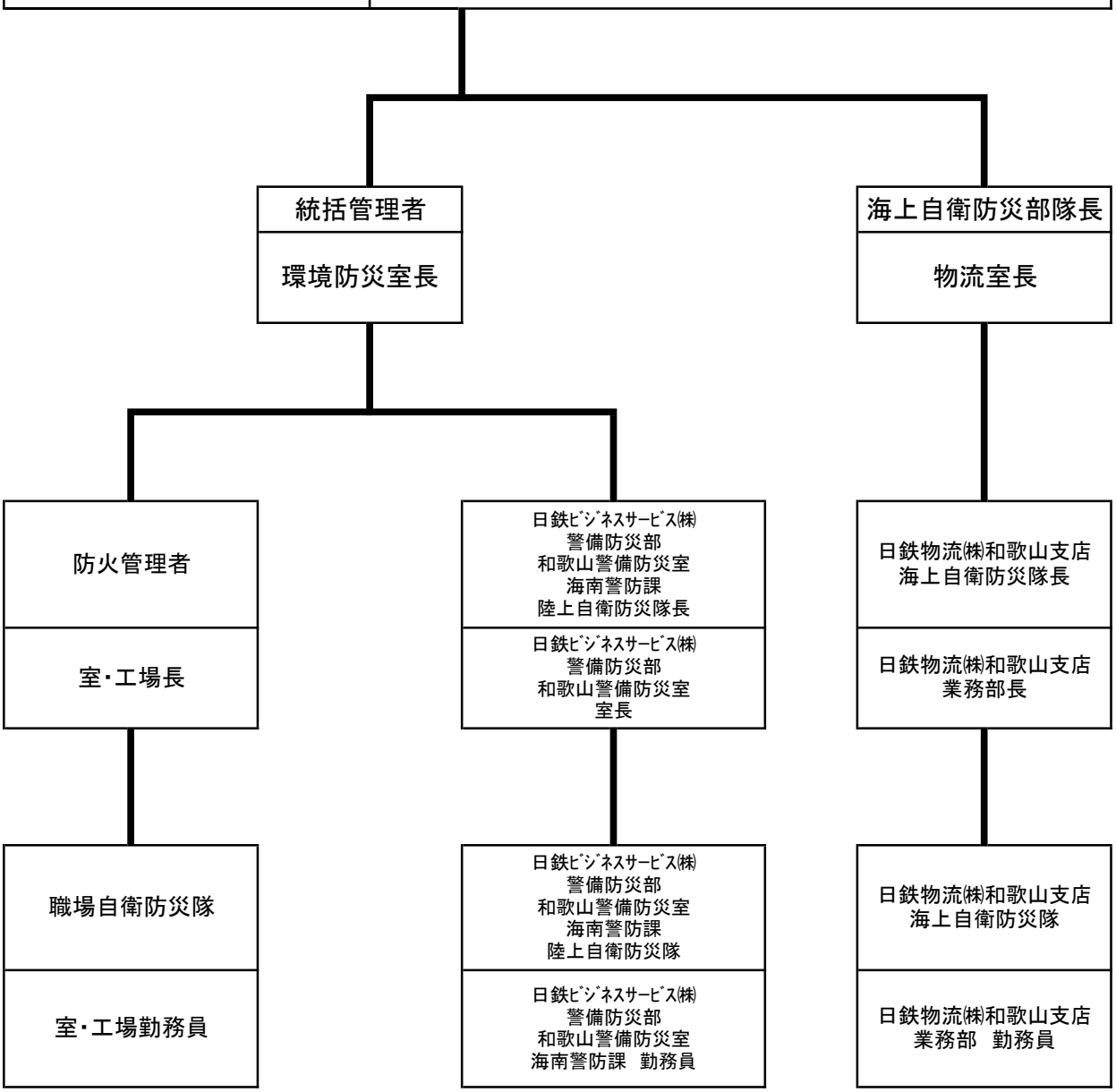
４．ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製株式会社海南工場

非 常 事 態 対 策 組 織



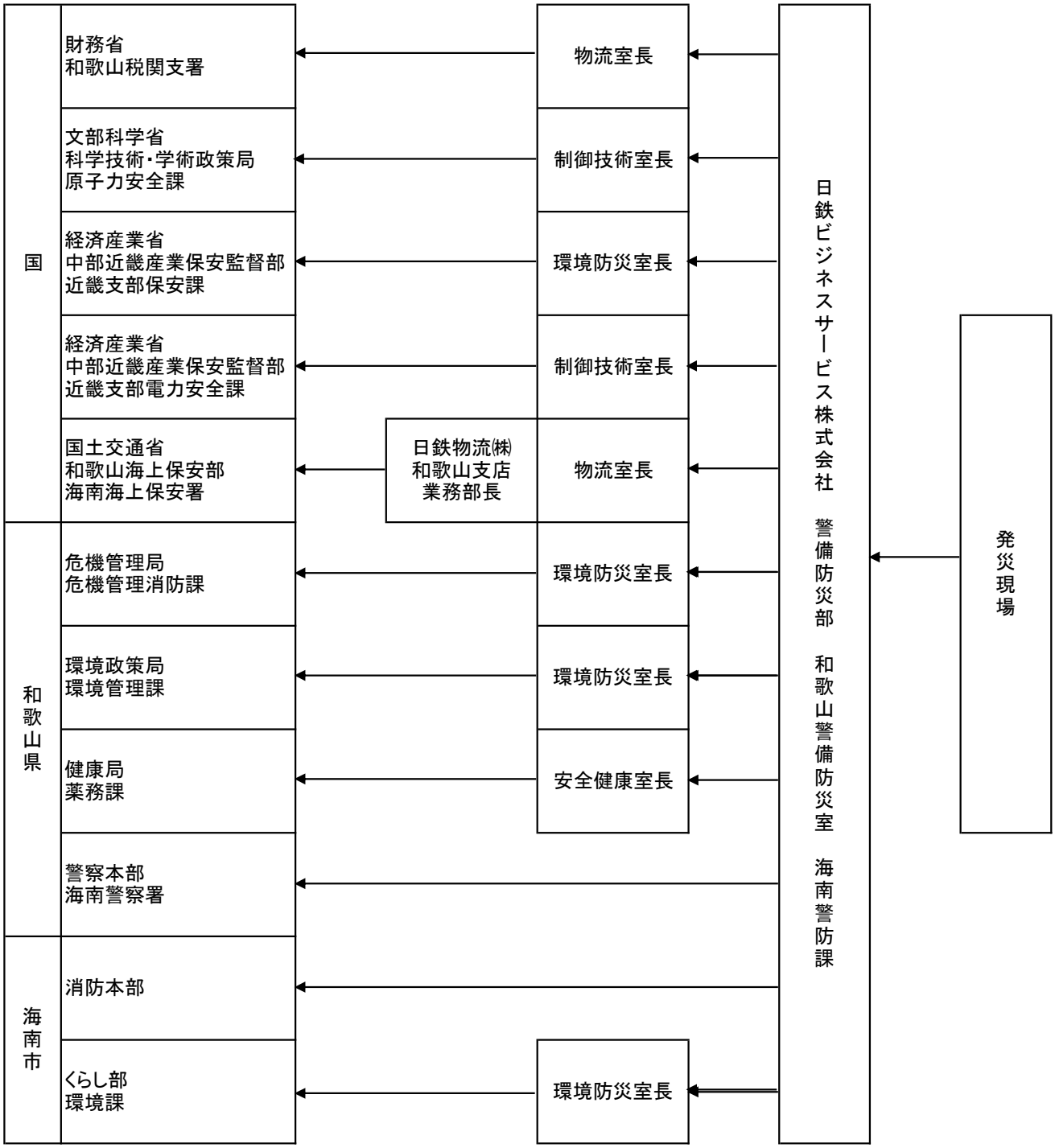
５．日本製鉄株式会社　関西製鉄所（海南）

防災管理者	関西製鉄所　所長
副防災管理者	関西製鉄所　和歌山地区　副所長 鋼管部長 安全環境防災部長 日鉄ビジネスサービス(株)警備防災部　和歌山警備防災室　海南警防課　副長



異常現象発生時の通報連絡系統図

日本製鉄株式会社関西製鉄所（海南）



６．コスモ石油ルブリカンツ株式会社下津工場

１　活動の基準

（１）　火災の発生

（２）　漏油の発生

（３）　台風、水害、地震、津波、異常寒波が当地方を襲い、又は襲うおそれがある場合

（４）　その他、上記各号に準ずる事態が発生するおそれのある場合

２　緊急連絡

非常事態が発生し、あるいは発生のおそれがある場合における連絡を的確かつ迅速にするため、緊急連絡機構を設ける。

なお、緊急連絡の方法、手段等については緊急連絡運営細則に定める。

３ 本部の開設

非常事態の発生、また発生のおそれがあり危険が予想される場合は、原則として本部を開設する。

本部は工場長が開設する。ただし、工場長不在の場合は職制順位職者が代行する。

コスモ石油ルブリカンツ株式会社 下津工場 防衛隊組織

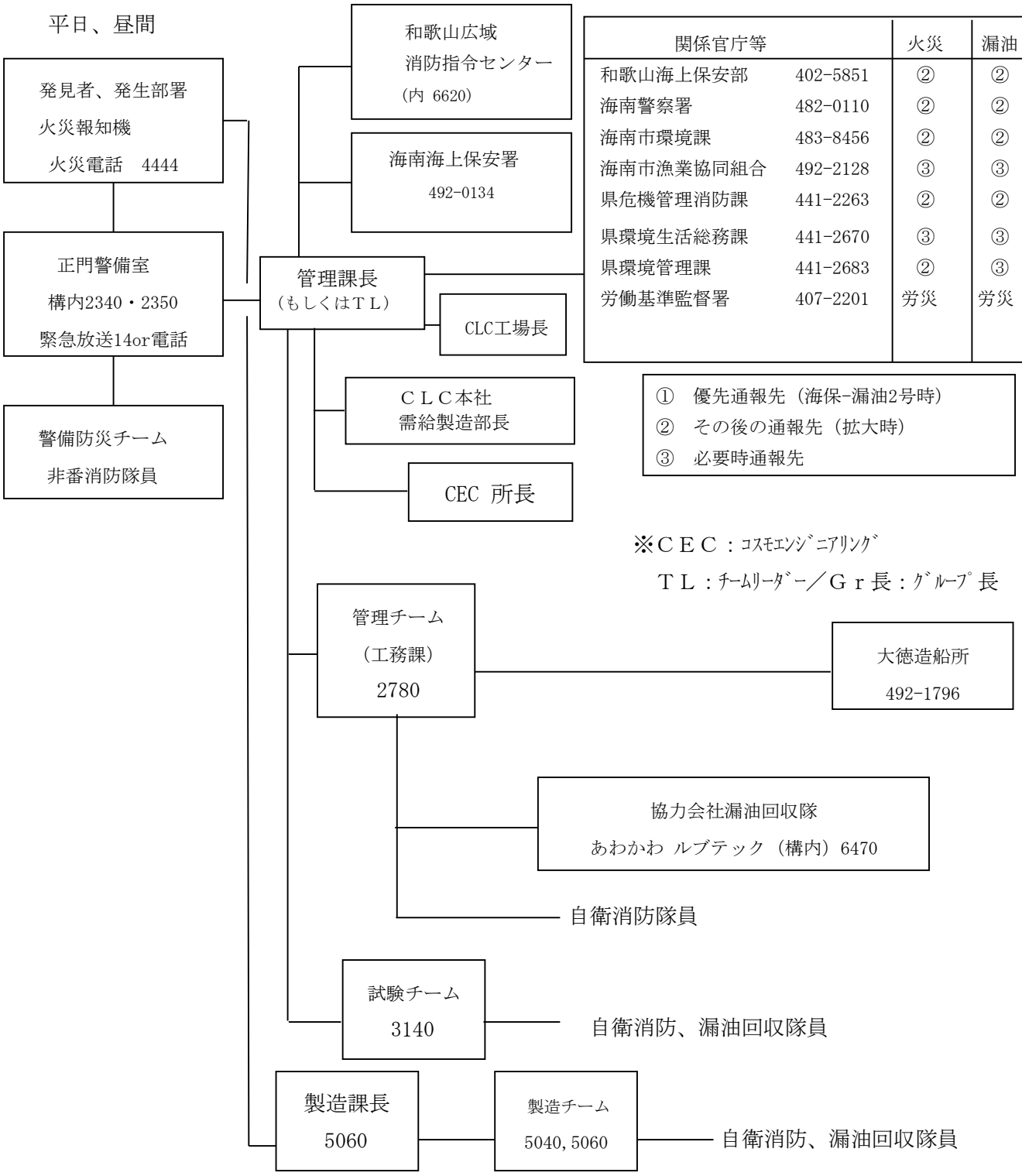
隊　　名		任　　務	隊　　員
本部長・隊長	副本部長・副隊長		
防衛本部 ＣＬＣ工場長 ※工場長不在時 ①ＣＬＳ管理課長 ②ＣＬＳ製造課長 ｜ 庶務隊 予備隊 警備隊	ＣＬＳ管理課長	1 現地指揮本部への各防災活動の指示 2 要員の召集 3 災害情報の収集 4 負傷者の救助・医療機関への連絡 5 応援消防車の誘導及び警備 6 関係官庁及び地元住民への通報 （本社も含む） 7 官庁・報道機関の対応 8 資材の調達・運搬 9 施設の応急措置	専任者
現地指揮本部 ＣＬＳ製造課長	専任者	1 各防災活動の指揮 2 防衛本部からの指示伝達	専任者 （委託者含む）
自衛消防隊 ＣＬＳ警備防災ＴＬ	専任者	1 消防活動等の指揮	専任者 （委託者含む）
漏油回収隊 ＣＬＳ製造チーム員	専任者	1 オイルフェンスの展張・漏油回収	専任者 （委託者含む）
施設予防隊 ＣＬＳ 製造ＴＬ	専任者	1 施設の緊急措置・防災活動	専任者 （委託者含む）

※　ＣＬＣ：コスモ石油ルブリカンツ

ＣＬＳ：コスモルブサービス

ＴＬ　：チームリーダー

火災漏油発生時連絡機構　　別表―２①



関係官庁等		火災	漏油
和歌山海上保安部	402-5851	②	②
海南警察署	482-0110	②	②
海南市環境課	483-8456	②	②
海南市漁業協同組合	492-2128	③	③
県危機管理消防課	441-2263	②	②
県環境生活総務課	441-2670	③	③
県環境管理課	441-2683	②	③
労働基準監督署	407-2201	労災	労災

① 優先通報先（海保-漏油2号時）
② その後の通報先（拡大時）
③ 必要時通報先

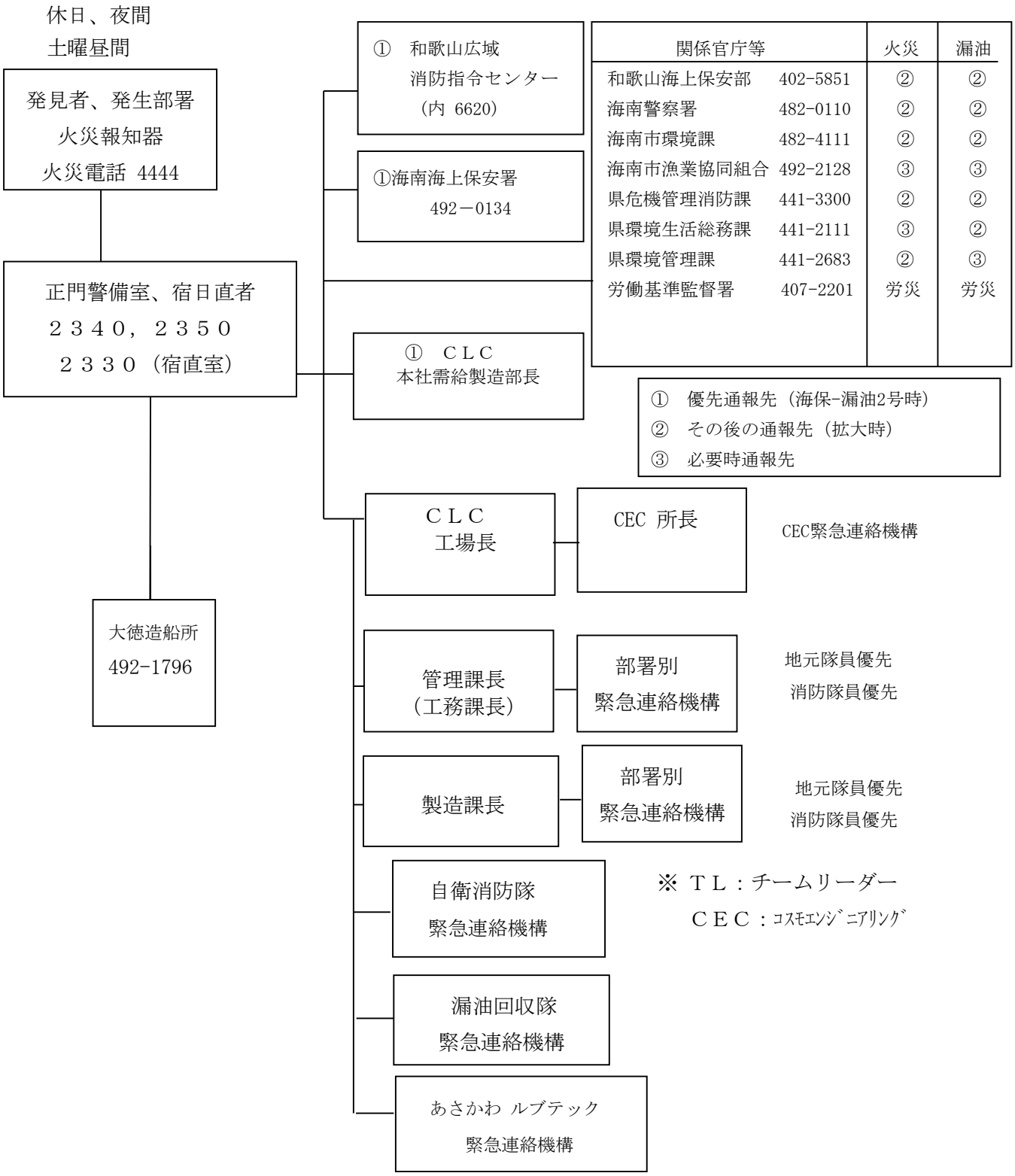
※ＣＥＣ：ｺｽﾓｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ
ＴＬ：ﾁｰﾑﾘｰﾀﾞｰ／Ｇｒ長：ｸﾞﾙｰﾌﾟ長

要　　請　　先 → 管理課長（もしくはチームリーダー） → 工場長 → 警備防災チーム

和歌山北部臨海都市広域消防協定
防災応援協定（海南市）
和歌山県排出油等防除協議会
和歌山下津港海上排出油応援協定
防災応援協定（高田機工）等

＊出動人員　　通常時2名
大型高所放水車 ┐ 一般火災
大型化学消防車 ┘ 危険物火災
要請は種別により異なる

火災漏油発生時連絡機構　　別表―２②



関係官庁等		火災	漏油
和歌山海上保安部	402-5851	②	②
海南警察署	482-0110	②	②
海南市環境課	482-4111	②	②
海南市漁業協同組合	492-2128	③	③
県危機管理消防課	441-3300	②	②
県環境生活総務課	441-2111	③	②
県環境管理課	441-2683	②	③
労働基準監督署	407-2201	労災	労災

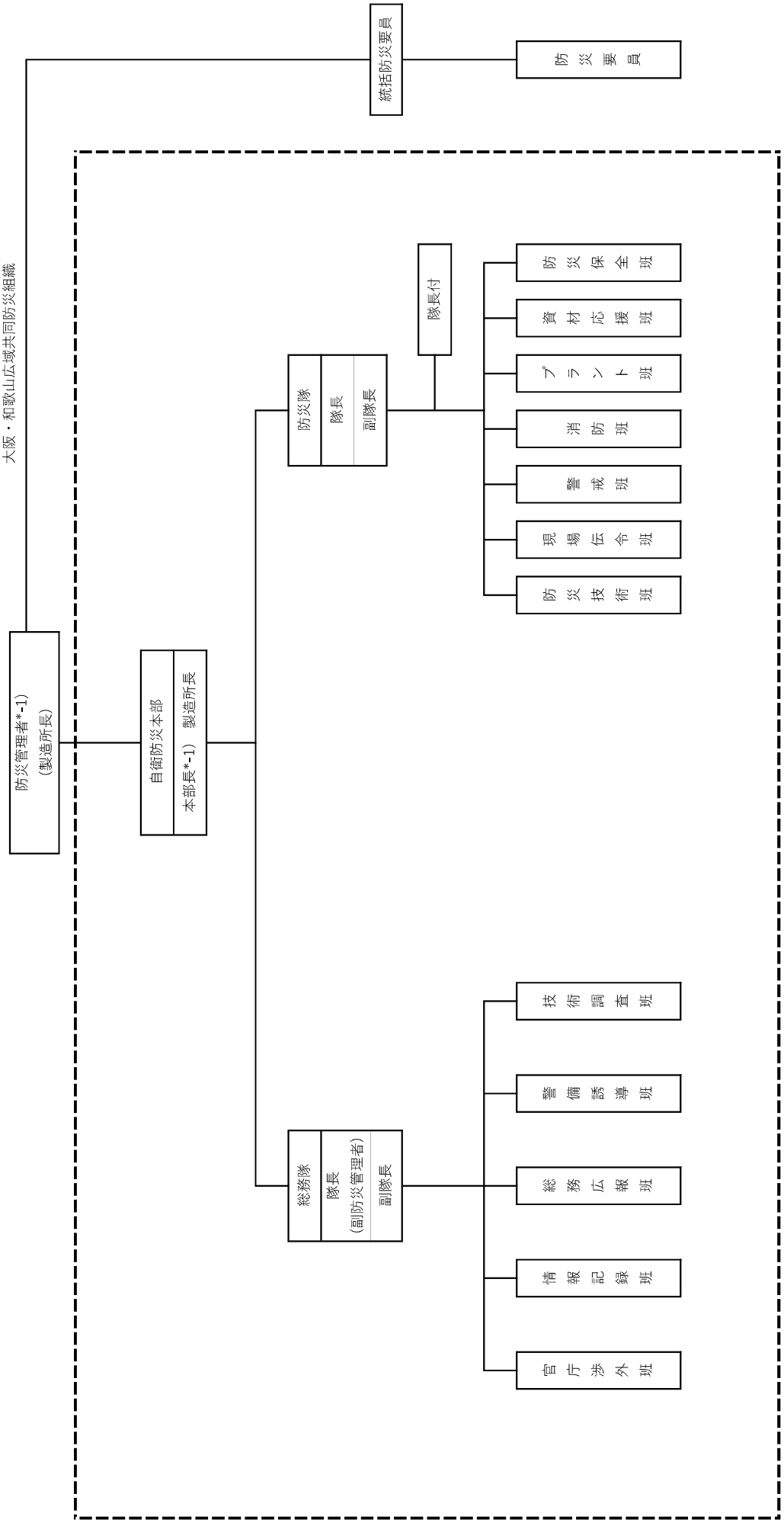
① 優先通報先（海保-漏油2号時）
② その後の通報先（拡大時）
③ 必要時通報先

※所員への連絡：オートダイヤル通信システムにて連絡

＜外部から応援要請があった場合＞

応援要請 → 警備室・宿日直者 → 管理課長(もしくはチームリーダー) → 工場長
→ 警備防災チーム

ENEOS(株)和歌山製造所　自衛防災組織図



注*1）防災管理者および自衛防災隊本部長の代行は、法定選任者順とする。

防災組織構成員の任務分担表

☎　は電話　は防災無線

主 任 務 と 行 動 内 容	装　備　等
(防災本部長) １．防災組織の統括と指令 ２．防災本部の設置（移動） ３．緊急措置および防災対策の承認と指揮 ４．防災活動の指揮権委譲（所轄消防長到着時） ５．指揮権者に対する進言と受令 ６．製造所運営に対する統括 ７．総務隊の掌握と業務指示 ８．社内外対策の効果的な実施 ９．各隊班に対する指令事項の協議と指令 １０．統一見解等、社外公表文の決定	ジェイエックスティジー-わかやま 101 （基地局） ジェイエックスティジー-わかやま 201 iPad Pro ☎ 防災本部と総務隊各班共用 （外線）　２台 （内線）　３台
(総務隊長) １．本社連絡（報告文作成を含む）･対官庁関係･外部情報収集 ２．災害情報の収集管理および官庁・マスコミ・近隣各社等との渉外 ３．場内警戒（含む正門管理） ４．防災部隊との連携、プラントの状況把握、技術援助 なお、防災本部長不在時は代行する。(副防災管理者から法定選任届出順)	ジェイエックスティジー-わかやま 303 ☎ 外線内線共用 （注）　外線電話 ☎ 有消専用 0737-85-1429 （内線 51429） (防災センター内) ☎ 情報記録班　83-1162 (防災センター内) ☎ 技術調査班　82-2894 (宿直室)
(技術調査班) 技術調査……「情報記録班」への初期応援 １．「防災技術班」とのホットラインにより、相互指示等直接連携による調査活動の推進 ２．災害状況の的確把握 ３．被災装置等の各種資料等の準備、提示 ４．統一見解とりまとめへの参画 ５．事故原因分析と対策とりまとめへの参画 ６．災害処理終了みこみ（事態収拾）のための調査 出荷調整……「警戒班」への初期応援 １．災害規模・範囲の拡大防止対策の検討 ２．関連プラント処置対策と運転継続・停止の検討 ３．水・蒸気・電力等供給状況の把握と対策 ４．生産・出荷調整対策 ５．被災プラント異常処置後の対策	ジェイエックスティジー-わかやま 306 PHS 9305/9306 ☎ 宿直室外線（0737-82-2894）で「防災技術班」の携帯電話（090-328-31779）または直課長の携帯電話(090-3169-7884)とたえず通話状態にしておく。 iPad mini ☎ 職場電話を活用
(情報記録班) １．「現場伝令班」とのホットラインにより ⑴　災害場所、規模、防災状況の経過記録 ⑵　防災隊活動の経過記録 ２．総務隊各班の活動経過記録 ３．総務隊各班（班長・副班長不在時）の伝令	☎ 防災センター外線（0737-83-1162）で「現場伝令班」の携帯電話(090-328-31778）とたえず通話状態にしておく。 iPad mini

主 任 務 と 行 動 内 容	装　備　等
（総務広報班）……「官庁渉外班」と相互応援、「警備誘導班」への初期応援 １．対外対処（「官庁渉外班」との連携による） ２．県、市、町関係等への連絡 ３．第２次以降の地域広報（放送、広報車） ４．地域広報と近隣住民対応 ５．報道関係者への対応 ６．漁協との連絡調整（海上流出油時） ７．外部電話、来客の応対 ８．製造所内への広報 ９．通報・連絡先リストの準備 １０．呼出出勤者の把握（出社者確認表への記入指導と集計） １１．乗り物、雨具等の確保 １２．非常用食糧および必需品の確保(一覧については、添付資料－１,－２参照) １３．非常呼集業務の援助 １４．従業員家族への安否報告 １５．報道・地域関係者を本事務所オープン応接に案内 （救護担当） １．負傷者の応急手当 ２．外部救急隊との協力、（必要時）救急車添乗 ３．負傷者状況の報告 ４．薬品、その他必需品の補充	。 （救護担当） ｼﾞｪｲｴｯｸｽﾃｨｼﾞｰわかやま 215 ガス漏洩時はガス検知器持参
（官庁渉外班）……「総務広報班」と相互応援 １．異常現象の状況把握（未通報の場合は、発見から 30 分以内に通報判断） ２．関係官庁への連絡・説明・対応 ２－１．消防技術説明者（直課長）から発災状況を確認のうえ「夜間･休日の防災対策要領 様式２災害発生時の最先着消防隊への情報提供シート」および「誘導道路を記載した構内プロット図」を作成し、最先着消防隊へ情報提供シートを提出・説明する。また、「誘導道路を記載した構内プロット図」は警備誘導班に手渡す。 ３．統一見解とりまとめ参画と本社（環境安全部安全管理グループ、危機管理部危機管理グループ、広報部広報グループ）への報告(衛星電話,MCA 無線使用を含む) ４．事故原因分析と対策とりまとめへの参画 ５．関係官庁折衝（現場案内等） ５－１．消防当局等の関係官庁各位を現地の防災隊に案内し、防災隊長との調整を図る。また、消防当局の代表者を防災本部に案内し情報を共有する。 ５－２．消防当局等の関係官庁から関係各位にヒアリングされた内容について、現地の防災隊を通じて防災本部に報告する。 ６．装置プロット図、レイアウト等の準備 ７．通報、連絡先リストの準備および防災本部への通報結果の報告 ８．産業衛生に係る支援 ８－１．SDS に基づき漏洩物が人体に与える影響や適切な保護具を防災本部を通じて現地の防災隊に速やかに連絡する。 ８－２．硫化水素漏洩の場合、製造所構外の硫化水素濃度の監視をする。 ９．外部機関の現地誘導用保護具準備	☎ 内線外線共用 PHS 9300/9301
（警備誘導班） １．人、車両の入出門管理（警備すべき門の決定） ２．所轄消防や応援車両の現地までの誘導	ｼﾞｪｲｴｯｸｽﾃｨｼﾞｰわかやま 304 PHS 9302/9303/9304

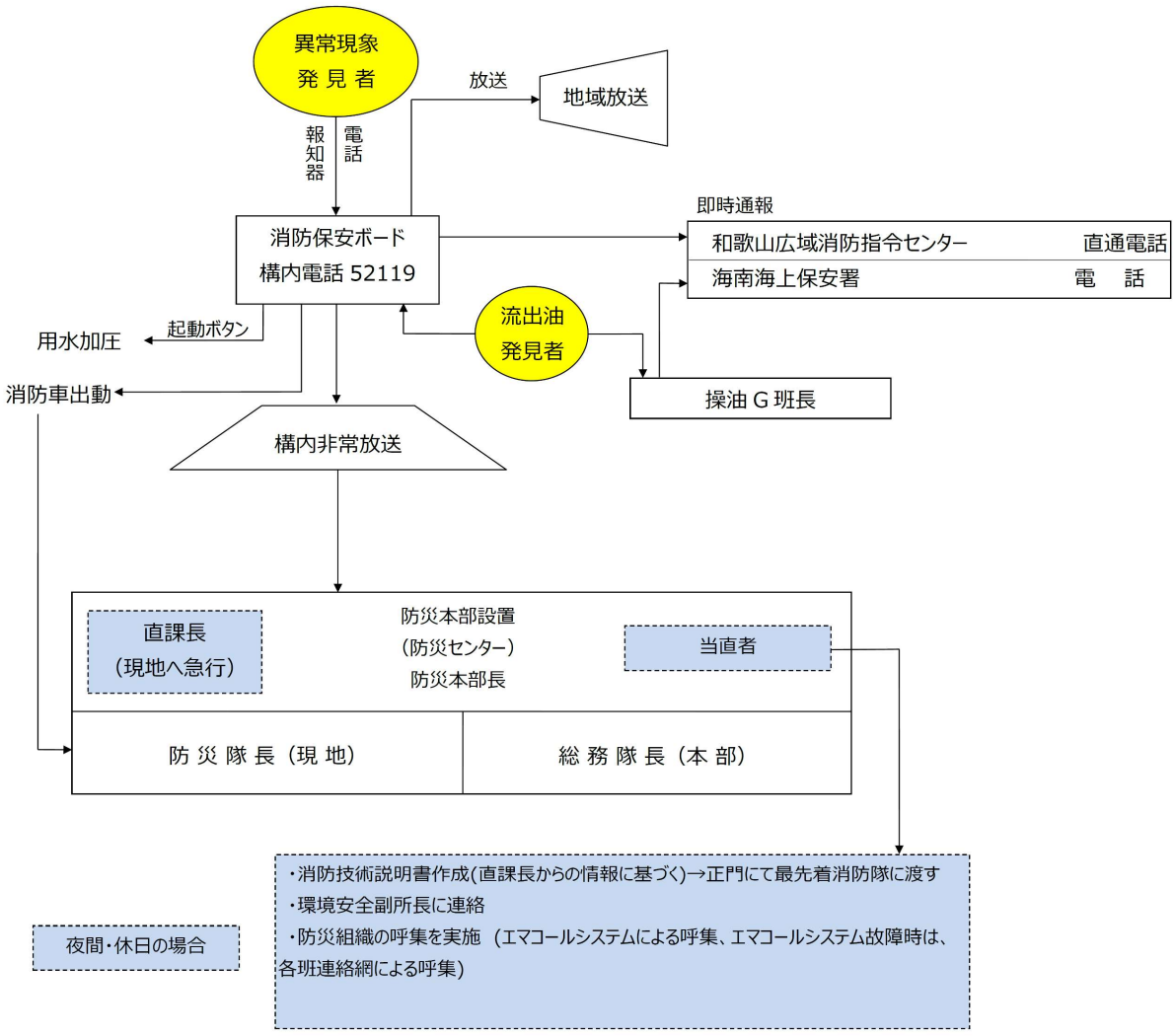
主 任 務 と 行 動 内 容	装　備　等
※　誘導道路については、官庁渉外班に確認し、誘導道路を記載した構内プロット図の受取 ３．警察・官庁関係者を防災センター内指定部屋に案内 ４.警察到着までに、自主的な道路遮断が必要な場合の措置	
(防災隊長) １．防災隊の掌握と業務指示 ２．発災箇所、規模、物体、圧力等の確認 ３．消火活動の指揮命令 ４．現地指揮権の委譲（消防関係到着時点） ５．指揮権者に対する進言と受令 ６．避難要否の決定（警戒区域の設定） ７．統一見解、復旧対策、製造所運営に関する協議と進言 ８．装置の運転続行または停止の検討（含関連プラント） ９．「防災技術班」「隊長付」「消防班」との調整により ・　消火方法の選定 ・　避難要否、警戒区域の検討 １０．防災隊各班活動の検討と予備班の活用指示	㏿ｼﾞｪｲｴｯｸｽﾃｨｼﾞｰわかやま 202 ☎ 「現場伝令班」と「防災技術班」との携帯電話を共用 （注）　携帯電話 ☎ 現場伝令班　090-328-31778 ☎ 防災技術班　090-328-31779 iPad Pro
(防災隊副隊長) １．防災隊長の補佐と報告 ２．防災隊長不在時の代行	㏿ｼﾞｪｲｴｯｸｽﾃｨｼﾞｰわかやま 203
(防災隊長付) １．防災隊初期体制の確立 ２．現地本部の設置と隊長用具の確保 ３．防災隊長、副隊長業務の補佐と特命事項の処理	㏿ｼﾞｪｲｴｯｸｽﾃｨｼﾞｰわかやま 205 （安全担当ﾏﾈｰｼﾞｬｰ） ・資材車より旗、ハンドマイク、隊長衣、ヘルメット、図面，机、携帯電話（３基）を下ろす。
(防災技術班)……「現場伝令班」「機器保全班」への初期応援 １．防災戦術資料のとりまとめと協議への参画 ・　防消火戦術（防災戦術シートの活用） ・　関連プラントを含め装置運転継続または停止の要否 ・　避難要否、警戒区域の検討 ・　負傷者救出方法、予備応援の要否 ２．防火資機材（消火薬剤等）の在庫把握と使用の検討 ３．「技術調査班」とのホットラインにより、相互指示等直接連携による調査活動の推進 ４．事故の箇所、規模、内容物、圧力、量、有害・有毒物質の有無等の的確把握 ５．初動調査を行い、事故の原因の解明に必要な証拠を記録等により保全 ６．原因調査と分析	㏿ｼﾞｪｲｴｯｸｽﾃｨｼﾞｰわかやま 204 PHS 9307/9308/9309/9310 iPad mini ☎ 携帯電話（090-328-31779）で「技術調査班」（0737-82-2894）とたえず通話状態にしておく。
(現場伝令班) １．防災隊各班から防災隊長への報告事項の記録（記録保管/時間経過記録等） ２．「情報記録班」とのホットラインによる総務隊との現場状況伝達 ※情報か指示の明確化 (1) 1 項での記録の情報伝達 (2) 視認可能範囲での防災活動状況伝達　※消防到着/退所,消火活動開始等 (3) 総務隊から防災隊長への報告・確認事項の記録と伝達	㏿ｼﾞｪｲｴｯｸｽﾃｨｼﾞｰわかやま 206 ☎ 携帯電話（090-328-31778）で「情報記録班」（0737-83-1162）とたえず通話状態にしておく。 iPad mini PC(記録共有用) / ルーター
(プラント班) １．初期消火等緊急措置 ２．運転維持または停止（継続，ESD 対策） ３．防災隊長に報告受令　防災隊長への報告は、様式-1 を使用して行う。	㏿ｼﾞｪｲｴｯｸｽﾃｨｼﾞｰわかやま 207 （製油 G） ㏿ｼﾞｪｲｴｯｸｽﾃｨｼﾞｰわかやま 208 （製油 G）

主 任 務 と 行 動 内 容	装　備　等
４．負傷者の確認、救急処置 ５．退避、避難の指令、具申 （流出油処理担当）……「資材応援班」への協力会社員・資機材の応援派遣 １．事故状況に応じ拡散防止、漏油対策の実施 ２．回収作業に必要な人、機材の確保と配置 ３．流出油回収作業および運搬 ４．警戒区域の設定 ５．回収油量の算定 海上流出油時 ・　オイルフェンス展張船、作業船、油回収船による防消火と回収作業 ・　流出油の規模により和歌山県排出油防除協議会への協力要請 陸上流出油時 ・　セパレーターの油回収処理	㏿ｼﾞｪｲｴｯｸｽﾃｨｼﾞｰわかやま 209 （製油 G） ㏿ｼﾞｪｲｴｯｸｽﾃｨｼﾞｰわかやま 210 （東ｵﾌｻｲﾄ） （流出油処理担当） ㏿ｼﾞｪｲｴｯｸｽﾃｨｼﾞｰわかやま 217 ・油回収船 ・油防除回収資機材 ・スロップローリー
（警戒班） １．警戒区域設定の受令 ２．災害現場付近の警戒と二次災害の予防 ・　拒馬、トラロープによる警戒区域の明示 ・　立哨、誘導、迂回路案内 ・　ガス漏洩度の検知と結果の報告	㏿ｼﾞｪｲｴｯｸｽﾃｨｼﾞｰわかやま 211 ｼﾞｪｲｴｯｸｽﾃｨｼﾞｰわかやま 212 ｼﾞｪｲｴｯｸｽﾃｨｼﾞｰわかやま 213 PHS 9311/9312 資材車にトラロープ、ガス検知器、プラント配置保護具あり
（消防班） １．初期活動 (1) 発見者または火災報知器よりの受信 (2) 所轄消防署に通報 (3) 非常呼集（構内一斉放送） (4) 第１次地域広報 (5) 用水加圧、固定泡消火設備の駆動と連絡 (6) 消防車、資材車等の出動 (7) 現地本部明示 (8) 現場における防消火活動（消火用水利の設定） (9) 外部応援部隊との協力 ２．消防班プラント員 ・　構内非常放送と同時に災害現場に出動し防消火活動と特命事項の遂行 防消火活動として消防車設置の補助作業を行う。 (2) 消防車/資材車等への燃料油の補給	㏿ｼﾞｪｲｴｯｸｽﾃｨｼﾞｰわかやま 214 ☎ 直通電話 ㏿・ 有消－１０５，１０６ 消防班 きもと１３ ㏿消防保安 T ｼﾌﾄﾁｰﾌ　きもと７ ㏿消防保安 T きもと９ ㏿消防保安ﾁｰﾑﾘｰﾀﾞｰ きもと８
（資材応援班）……「プラント班（流出油処理~~班~~担当）」への協力会社員・資機材の応援派遣 １．緊急消防資機材（流出油回収資機材）の調達、運搬 ２．必要資機材の把握、調達手配、受入、保管、庫出作業 ３．運搬、荷役車両の確保 ４．道路状況（警戒線）の把握 ５．応援要員の配備 ６．各種応援作業（含む防消火活動）の実行	㏿ｼﾞｪｲｴｯｸｽﾃｨｼﾞｰわかやま 216 ㏿ｼﾞｪｲｴｯｸｽﾃｨｼﾞｰ－わかやま 216 ㏿PHS 9313/9314/9315/9316/9317 ・トラック TOA…１台 石垣工業　…１台 ・フォーク　TOA…1 台 石原組…１台
（防災保全班） １．協力会社への応援要請と出勤者の掌握（出勤者は自社事務所で待機） ２．協力会社呼出し名簿の整理を要請	㏿ｼﾞｪｲｴｯｸｽﾃｨｼﾞｰわかやま 218 ㏿ｼﾞｪｲｴｯｸｽﾃｨｼﾞｰわかやま 305 PHS 9318/9319

主 任 務 と 行 動 内 容	装　備　等
３．防災活動に必要な保全工事の実行 ４．以下の機器につき対応する。 【１】．電路グループ ・　通信、無線、電路、照明等の確保 ・　漏電、感電防止対策 ・　仮設電源の供給と電路調査 ・　清海水切替え作業の応援 【２】．消火ポンプグループ ・　消火用ポンプ（清水、海水）運転管理 ・　清海水送水圧の維持と異常時対策	・資機材および車両 きもと１０

防 災 連 絡 ・ 出 勤 体 制 図

製造所構内で異常現象発生時



自衛消防隊編成表（通常勤務時間内）

	班　　名		分　　掌　　事　　項
対策本部	消防隊長		防災活動の統括管理
	総務班	総務班長	総務班の指揮、対策本部運営（現地本部との情報連絡）
		情報連絡（調査）	現地本部との通報手段確保、時系列整理、関係資料の取出し他
		尾の崎対応	守衛応援他
	広報班	広報班長	広報班の指揮
		広報	社内外連絡、広報資料作成他
	応援		各班の支援
現地本部	消防副隊長		現地防災活動の統括管理、指揮権移譲（市消防隊長引継ぎ）
	総務班	総務班長	総務班の指揮、事故情報集約、現地本部運営（対策本部との情報連絡）他
		情報連絡（調査）	現地本部との通報手段確保、現地本部設営、時系列整理、事故写真撮影、漏洩量算出、指揮権移譲時の記録作成他
		行政対応	『事故概要引継資料(県防災計画特定事故即報)』作成、行政機関への事故状況説明および記録作成、行政の本部への案内他
		救護	応急手当、救急車手配、現地本部設営他
		警戒誘導	立入禁止エリア設定、行政車両誘導他
	発電班	発電班長	発電班の指揮
		発電	系統隔離、電源操作、事故状態監視、漏洩箇所特定他
		運転	通報（ホットライン）、各種消火装置の運転操作他
		委託作業員（燃料委託）	系統隔離、電源操作、事故状態監視、漏洩箇所特定、漏洩量算出他
	保修班	保修班長	保修班の指揮
		保修	資機材の運搬、漏洩物質の処理、作業手配、拡大防止処置（土のう積み、側溝堰き止め）他
		委託作業員	資機材の運搬、拡大防止処置（土のう積み）他
	消火班	委託責任者	消火班の指揮
		委託員	大型化学高所放水車等による火災警戒、消火活動他
	海上防災班	委託責任者	海上防災班の指揮
		委託員	オイルフェンスの展張、海上流出油の回収他

注）１．原則として本編成により活動するものとするが､防災管理者(発電所長)の指示により、手薄な班を応援から補充応援するものとする。
　　２．各班の役割分担および分掌事項の詳細版については、マニュアルに規定する。
　　３．制御系セキュリティ事故時は、原則、出動対象外とする。セキュリティ事故対象設備に対応については、設備所管箇所が実施する。

自衛消防隊編成表（通常勤務時間外）

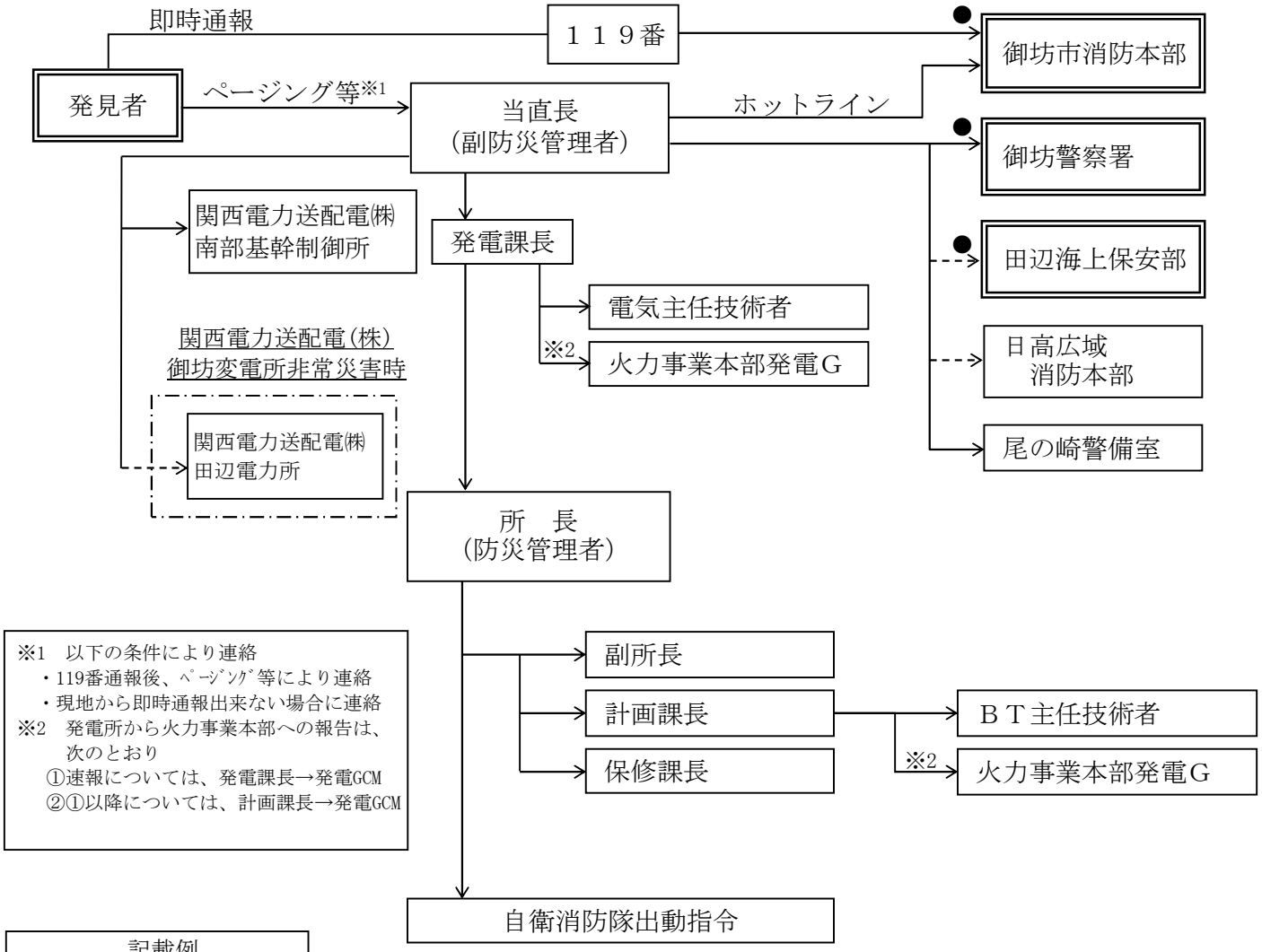
班　名	班　長	班　員	分　掌　事　項
消防副隊長	当直長	――――	・指揮監督
情報連絡班	当直班長 (班長不在時は操作長)	当直員	・消防本部への通報(ホットライン) ・「防災機関通報票」を尾の崎警備室及び消防本部にＦＡＸ送信 ・情報収集及び提供、記録、調査 ・ユニットの操作、監視、事故対応
消　火　班	操作長 (操作長不在時は当直員)	当直員 燃料委託員(※)	・自衛消防隊本部の設営、副隊長の補佐 ・消火器による初期消火活動 ・各種消火装置の運転操作(粉末消火装置、ハロン消火装置等の現地操作) ・漏油および薬品等漏洩拡大防止措置 ・海上流出油対策 ・オイルフェンスの展張指示(海上防災班)
運　転　班	当直員	当直員 燃料委託員(※)	・ユニット操作、監視、事故対応 ・情報連絡補助 ・負傷者の救助及び応急処置 ・防災装置の中央遠隔化操作(泡消火装置、タンク散水等) ・電源の切離しおよび隔離操作
海上防災班	海上防災責任者 (海上監視警戒委託先)	海上防災要員	・海上流出油対策(オイルフェンスの展張及び海上流出油の回収)
消防車班	運営班長	陸上防災要員	・高所化学放水車等による防火、消火活動 ・屋内・屋外消火栓による消火活動 (大型化学高所放水車、泡原液搬送車の二点セットを使用しない場合のみ) ・消火資機材等の準備

注)１．非常招集された通常勤務の班員は、原則として通常勤務時間内の班編成により活動するものとするが､副防災管理者(当直長)の指示により、手薄な班を補充応援するものとする。特に、公設消防隊等への情報提供体制は速やかに確立する。
２．通常勤務時間内の班長以上が到着した場合の消防隊長代行順位は、通常勤務時間内のそれに従うものとする。
３．燃料業務委託範囲に影響が生じる災害発生の場合は、燃料業務委託員へ出動の指示をする。(※)
４．報道関係者等の対応は、通常勤務者到着後、広報班の体制確立後に対応する。
５．尾の崎警備員は、「御坊発電所　非常災害時の位置確認図」により災害場所への進入ルート説明を行なう。

初動連絡経路一覧表（通常勤務時間内）

異常現象を発見した者は、「緊急ダイヤル１１９番」により通報後、速やかに防災管理者または副防災管理者に連絡する。
なお、現場から通報出来ない場合は、ページング放送、口頭の内最も早い手段により防災管理者等に連絡し、「ホットライン」により通報する。

●：直ちに通報する防災機関等を示す。



※1　以下の条件により連絡
・119番通報後、ﾍﾟｰｼﾞﾝｸﾞ等により連絡
・現地から即時通報出来ない場合に連絡
※2　発電所から火力事業本部への報告は、次のとおり
①速報については、発電課長→発電GCM
②①以降については、計画課長→発電GCM

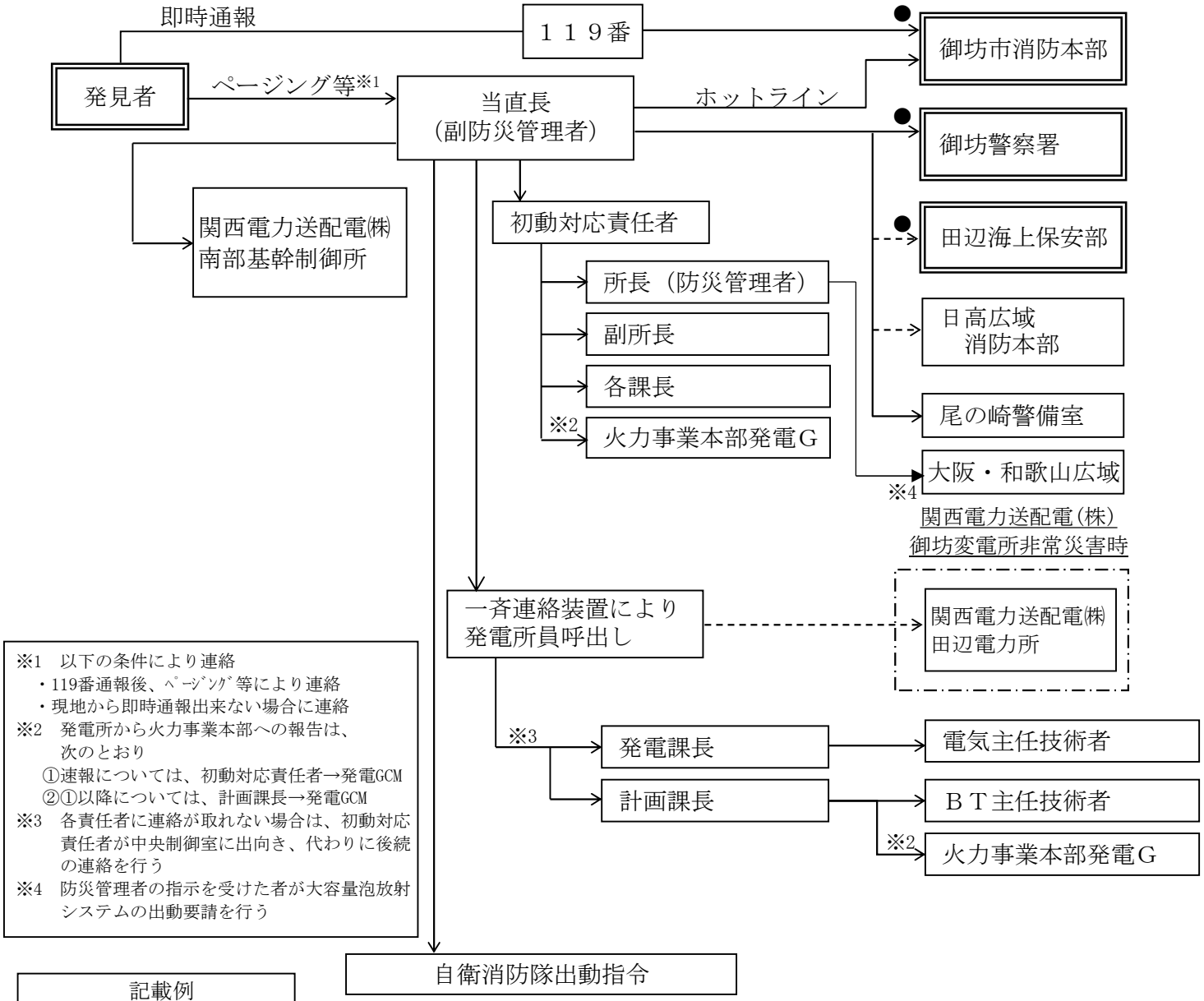
記載例
------ 必要に応じて連絡
——— 一般電話

（注意）社外機関等への通報は、別に定める「非常災害発生時の社内外連絡確認表」による。

初動連絡経路一覧表（通常勤務時間外）

異常現象を発見した者は、「緊急ダイヤル１１９番」により通報後、速やかに防災管理者または副防災管理者に連絡する。
なお、現場から通報出来ない場合は、ページング放送、口頭の内最も早い手段により防災管理者等に連絡し、「ホットライン」により通報する。

●：直ちに通報する防災機関等を示す。



※1　以下の条件により連絡
・119番通報後、ﾍﾟｰｼﾞﾝｸﾞ等により連絡
・現地から即時通報出来ない場合に連絡
※2　発電所から火力事業本部への報告は、次のとおり
①速報については、初動対応責任者→発電GCM
②①以降については、計画課長→発電GCM
※3　各責任者に連絡が取れない場合は、初動対応責任者が中央制御室に出向き、代わりに後続の連絡を行う
※4　防災管理者の指示を受けた者が大容量泡放射システムの出動要請を行う

記載例

------ 必要に応じて連絡
―――― 一般電話

（注意）社外機関等への通報は、別に定める「非常災害発生時の社内外連絡確認表」による。

2　防災本部への報告

防災関係機関が、防災組織及び防災活動要領を定めたとき又は修正したときは、速やかに防災本部長に報告するものとする。

第５節　自衛防災組織の活動基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災活動の一体性が保持されるよう、自衛防災組織の防災活動等の基準について定める。

1　班の編成及び活動の分担

自衛防災組織は、次の基準により編成し、防御活動を分担する。

(1) 指揮連絡班

ア　各班への指令の伝達

イ　その他各班の連絡調整の実施

(2) 通信情報班

ア　異常事態が発生した場合の消防署への通報

イ　事業所内及び関係事業所への通報

ウ　災害情報の収集及び現地本部が設置された場合の現地本部への伝達

(3) 避難誘導班

ア　従業員の避難誘導

イ　消防機関等の現場への誘導

ウ　事業所内の警備

(4) 救 護 班

ア　負傷者等の救護

イ　災害応急対策従業者への給食の実施

(5) 作 業 班

ア　各施設の運転停止等の措置

イ　災害応急対策工事の実施

(6) 防 御 班

ア　消火、延焼防止活動の実施

イ　流出油等の防御活動の実施

ウ　その他災害拡大防止の措置

(7) 補 給 班

ア　消火薬剤等防災資機材の調達及び輸送

イ　輸送車両及び船舶の確保並びに運転の実施

2　出動及び撤収の基準

自衛防災組織の出動及び撤収の基準は、次のとおりとする。

(1) 出　　動

ア　事業所内において、異常事態（災害の規模は問わない。）が発生した場合

イ　他の特定事業所から応援要請があった場合

(2) 撤　　収

災害応急対策及び災害復旧対策が完了した場合

3　指揮系統

自衛防災組織の各班に班長を置き、防災管理者及び副防災管理者は各班長を指揮するものとする。なお、消防長若しくは消防署長又は海上保安部長の指示があった場合は、自衛防災組織は、その指揮下に防災活動を続行する。

4　防災活動の基準

異常事態が発生した場合における自衛防災組織の防災活動の基準は、次のとおりとする。

(1) 異常事態発生について、迅速かつ確実に消防署に通報する。

(2) 従業員に対し、異常事態の発生及び従業員のとるべき措置について周知する。

(3) 的確な判断のもとに、操業の中止等の措置を講ずる。

(4) 全組織をあげて初期防災活動を実施する。

(5) 他の自衛防災組織等に対し、協力を要請する。

(6) 防災関係機関の受入体制を整備する。

(7) 防災関係機関の災害現場への到着後は、その協力を得て、総力を挙げて防御措置を講ずる。

5　防災要員の安全確保

防災管理者及び各班長は、災害応急対策に従事する防災要員の安全措置を充分配慮するとともに、特に消火等の防御活動を実施する防災要員については、爆発等の危険が急迫した場合の早期退避を配慮するものとする。

6　交替要員の確保

災害応急対策が長期間にわたる場合に備え、防災要員の交替要員を確保しておくものとする。

第６節　広域共同防災組織

1　和歌山北部臨海南部地区特別防災区域（該当する事業所：ＥＮＥＯＳ㈱和歌山製造所）、御坊地区特別防災区域（該当する事業所：関西電力(株)御坊発電所）においては、大阪府の堺泉北臨海地区、岬地区の特別防災区域に該当する特定事業所（該当する事業所：ＥＮＥＯＳ㈱堺製油所、コスモ石油(株)堺製油所、大阪国際石油精製(株)、丸紅エネックス(株)堺ターミナル、三井化学(株)大阪工場）とともに平成２０年６月１６日大阪・和歌山広域共同防災組織を設置した。

広域共同防災組織は大容量泡放射システムを用いて防災活動を行う。当該業務は下記を含むものとする。

(1) 大容量泡放射システムの配備場所から災害現場への移動、設定に関する業務
(2) 構成事業所相互の連携、連絡体制の確立に関する業務
(3) 防災要員の防災技術向上に関する業務
(4) 防災資機材等の整備充実及び維持管理に関する業務
(5) 防災関係機関との連絡体制の確立に関する業務

第７節　応援協力体制

1　特定事業所間の相互応援体制

特定事業者は、事業所相互間における災害予防、災害発生時における応援協力の円滑化を図るための協定を締結するように努めるものとする。

防災本部の本部員として特定事業所を代表する事業者は、防災関係機関の指導、協力のもとに応援協定締結の促進を図り、また、既に締結されている応援協定との調和を図るものとする。

応援協定の内容は、おおむね次に掲げる事項とする。

(1) 応援出動の基準及びその連絡方法
(2) 応援資機材の種類及び数量
(3) 応援時の活動内容等
(4) 費用負担等

2　関係市と事業所間の協力体制

特定事業所は、災害発生時における消防機関に対する協力、危険区域の設定及び危険標識の掲示等について、あらかじめ関係市と協議して、その内容、方法等を具体的に定め、協力体制の確立を図るものとする。

3　関係市間における相互応援体制

関係市は、相互に応援協定を締結するように努めるとともに、必要に応じ近接する他市と応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

応援協定の内容は、おおむね次に掲げる事項とする。

(1) 応援出動の基準及びその連絡方法
(2) 応援資機材の種類及び数量
(3) 応援時の活動内容等
(4) 費用負担等

4　海上保安部（署）と関係市の相互応援

・和歌山海上保安部と和歌山市との消防業務協定
・和歌山海上保安部と海南市との消防業務協定
・和歌山海上保安部と有田市との消防業務協定
・田辺海上保安部と御坊市との消防業務協定

(1) この協定は、海上において火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、標記関係機関が協力して消火及び警戒活動を実施するためのものである。
(2) ふ頭又は岸壁に係留された船舶（消防法第２条の「舟」を含む。以下同じ。）及び上架又は入きょ中の船舶並びに河川における船舶に対する消火活動は、主として関係市が担当し、海上保安部はこれに協力する。
(3) 上記以外の船舶の消火活動は、主として海上保安部が担当し、関係市はこれに協力する。

5　他県との相互応援体制

県は、特に大規模な災害に備え、他県との相互応援体制について検討し、その確立を図るものとする。

6　協定の締結及び変更の報告

１の協定を締結し又は変更した者は、その協定書の写しを関係市長及び防災本部長に、２～４までの協定を締結し又は変更した者は、その協定書の写しを防災本部長に提出するものとする。

第3章　災　害　想　定

この災害想定は、特別防災区域内の各種設備及び取り扱われている石油等の性状から、災害発生を態様別に想定し、防災関係機関等の防災活動を有効かつ適切に実施するためのものである。

想定される災害の態様を大別すると、人為的な原因による事故災害と地震等による自然災害とに分けられる。

本計画では、事故災害を石油等の出火、流出、高圧ガスの爆発及び毒性ガスの漏洩に分けて想定を行うこととし、自然災害については、風水害、地震、又は津波等による二次災害が想定される。

第1節　火　災　想　定

石油等の設備の出火危険、予想される災害の規模及びこれらの施設火災に対処するための必要な消防力等については、出火の条件、施設の態様、周辺地域の状況等から、定量的に想定することはなかなか困難であるが、過去の事例等から考えられる火災の態様及び考慮すべき点を想定してみるものとする。

1　装置類より漏洩又は噴出する石油等の火災

装置類より漏洩又は噴出する石油等の火災は、装置全体への火災となる場合もあり、この種の災害による被害の規模は一様でないが、火災によるふく射熱により延焼危険となる範囲、消火活動の可能な範囲を予想して、耐熱服、消火薬剤の量、消防車の性能及び必要台数等、火災に対応するための措置を考慮する必要がある。

2　石油等のタンク火災

最近のタンク類は巨大化し、特に原油等の屋外タンクはその容量も大きく、全面液面火災となった場合は、そのふく射熱による熱影響範囲も大きくなり、更に強力な消防力等が必要と考えられる。

また、高圧ガス等のタンク火災は、爆発火災となる可能性があり、この異常な燃焼がより被害想定を困難にしている実情である。これらの火災に対処するため、燃焼時間、周辺タンクへの熱影響、炎の大きさ、ボイルオーバーを予想し、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、放水砲及び高発泡化学消火剤等を考慮する必要がある。

3　タンカー等の火災

タンカー等の火災については、タンカーの火災と流出した石油等の水面火災が考えられるが、特に、流出した石油等の水面火災は、拡散時間、拡散範囲及び爆発可能濃度に達する時間を予想し、これらの火災に対応するため、消防艇等海上からの強力な消防力を考慮する必要がある。

第2節　爆　発　想　定

爆発には、圧力上昇による設備の破壊と、漏洩したガスによる爆発が考えられる。現在、高圧ガスについては、爆発による爆風圧の影響範囲を試算する例があるが、気象状況、防護壁等の有無等により一律に被害を想定することは困難であるので、過去の事例等から考慮すべき点を想定してみるものとする。

1　圧力上昇による設備の爆発

圧力上昇の要因としては、異常反応、温度上昇による内部圧力の上昇等が考えられ、設備及びこれらに付属する設備の一部が飛散する。この種の災害は、運転圧力、周辺施設の状況及び破壊部分の位置により飛散物の方向等が定めにくく、被害の程度も予想できないが、まず圧力上昇の要因を排除するための予防措置に重点をおいた対応策が必要である。

2　ガス漏洩による爆発

高圧ガス等の液化ガスが漏洩し爆発すると、漏洩量にもよるが、相当広範囲に影響を受けることが予想される。現在、この影響範囲は、漏洩したガスの気化率及び漏洩量、ガスの燃焼熱量等から試算できるが、気象状況、滞留場所の有無等から被害を予想することは困難である。

これらの爆発に対応するためには、設備の規模から漏洩量を想定し、爆発に関与する漏洩量を想定して、爆風等による影響範囲を考慮し、設備の配置、着火源の把握及び緩衝地帯の確保が基本と考えられる。

第3節　石油等流出想定

石油等の流出については、陸上施設から徐々に流出した場合と、タンカー等の事故により一度に大量のものが流出した場合が考えられる。この種の災害は、過去の事例からも見られるように広域的な被害になるおそれがあり、環境上の問題にも発展するため、拡大防止措置について考慮すべき点を想定してみる。

1　陸上施設からの石油等の流出

陸上施設から石油等が流出した場合は、現在、防油堤、流出油等防止堤外への流出は、過去の災害事例からおおむね防止できると予想される。この場合は、火災爆発の危険があるものについては、防油堤内火災による熱影響範囲を考慮する必要がある。

2　タンカー等の事故による石油等の流出

タンカー等及び係留施設から石油等の流出が想定される。この場合は海上気象条件により広範囲に被害が及ぶおそれがあるので、初期拡大防止が必要であり、流出油等の性状及び出火の可能性の有無を想定し、オイルフェンス、油処理剤、油回収船等により流出油防除対策を考慮する必要がある。

第４節　有毒ガスの漏えい想定

有毒ガスが漏洩した場合、まず中毒等の被害が予想される。現在、大気汚染関係から拡散の状態等が試算されているが、有毒ガスのすべてがこの算式によることはできず、風速、風向等の気象条件により大きく左右されることから、過去の事例をもとに考慮すべき点を想定してみるものとする。

有毒ガスのうち、大気に拡散しにくいものが漏洩した場合を想定すると、ガスは地面に沿って風向に忠実に流れる。このため地表面は、その濃度が高くなり中毒、農作物の被害が予想される。

この種の災害は、まず危険区域を把握し、行動可能な範囲を設定する必要がある。

防御活動は、発生源を早期に閉止することにあるので、必要な装備、中和剤の必要量を考慮するとともに、ガスの拡散状態、中毒等に対する応急措置及び必要な応急薬剤の確保が必要と考えられる。

第５節　自然災害による二次災害の想定

異常な自然現象の発生は、現代の科学では正確な予知が困難であり、その予防対策に重点をおかざるをえないこととなる。

もし、異常な自然現象が発生した場合、前第１節から第４節の複合した二次災害が予想されるが、特に大規模な地震が発生した場合は、大量の危険物、高圧ガス等の貯蔵、製造施設において災害が同時多発的に発生するものと考えられるため、災害発生当初における情報収集体制の整備、防御体制の確立が最も重要である。

また、特定事業所においては、あらかじめ災害を想定し、各施設ごとに地盤の振動特性、施設の耐震性等を考慮し、地震等の広域災害に対処するものとする。

特に、大規模地震時に発生する液状化やスロッシングによりタンク等から危険物の漏洩が見込まれる。

津波による屋外貯蔵タンクの被害形態は、津波浸水深、タンクの自重、タンクの内径、貯蔵危険物の重量等の状況により異なることから、それぞれの状況を踏まえ具体的な被害予測を行った上で、屋外タンク貯蔵所の津波対策に関する事項について予防規程に定める必要がある。この被害予測の実施に当たっては、消防庁ホームページにおいて提供されている屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションツールを活用するものである。

なお、平成１８年３月及び平成２６年１０月に公表した和歌山県地震被害想定（抜粋）は８３ページから８４ページのとおりである。

また、平成２５年３月に作成された東海・東南海・南海３連動地震及び南海トラフ巨大地震による津波浸水想定図（抜粋）は、８８ページ～９９ページのとおりである（平成 25 年３月作成の資料であり、令和８年４月時点とは施設の名称等異なる場合がある）。

【平成２６年１０月公表地震被害想定】（抜粋）

１　想定地震

①　東海・東南海・南海３連動地震　　（以下、この章において「３連動地震」という。）

②　南海トラフ巨大地震　　（以下、この章において「巨大地震」という。）

想定地震モデル	①　３連動地震 中央防災会議（2003 年）※1	②　巨大地震 内閣府（2012 年）※2
地震の規模 （ﾓｰﾒﾝﾄﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ）	Ｍｗ8.7	Ｍｗ9.1
震源断層の位置	南海トラフ （静岡県～高知県）	南海トラフ （静岡県～宮崎県）

※1 中央防災会議・東南海、南海地震等に関する専門調査会「東南海、南海地震に関する報告」(2003.12)

※2 内閣府・南海トラフの巨大地震モデル検討会「第二次報告」(2012.8)

２　被害想定における設定

地震がいつ発生するかで被害の様相が変わるため、３連動地震・巨大地震ともに、季節や時刻及び風速について、以下のケースを設けて被害を予測した。

季節	時刻	風速
夏	昼 12 時	4m
冬	夕方 18 時	4m
冬	夕方 18 時	8m
冬	深夜 2 時	4m

※　時刻により人口の分布、行動のしやすさ、火気の使用状況が異なる。
　また、季節・時刻・風速により、出火や延焼の程度が異なる。

また、津波からの避難については、避難行動のパターンを３ケース設定した。

避難行動区分	直接避難 （昼間は 5 分、夜間は 10 分後に避難開始）	用事後避難 （昼間は 15 分、夜間は 20 分後に避難開始）	切迫避難（浸水後に避難を開始、あるいは避難せず）
ケース 1	100%	-	-
ケース 2	70%	30%	-
ケース 3	35%	40%	25%

３　震度及び液状化の予測

①　３連動地震

震度５弱から７となり、中部から南部の沿岸平野部を中心に、震度６強以上の特に強い揺れとなっている。液状化危険度は、揺れが大きく、地下水があり、液状化を引き起こす砂層が厚い平野部を中心に高くなっている。

②　巨大地震

震度５強から７と全県的に強い揺れとなるが、地盤の弱い沿岸平野部で、震度６強以上の特に強い揺れとなっている。液状化危険度は、３連動地震と同様、揺れが大きく、地下水があり、液

状化を引き起こす砂層が厚い平野部を中心に高くなっている。

【平成１８年５月公表地震被害想定】（抜粋）

１　想定地震

①　和歌山県内の中央構造線断層帯を起震断層とする地震
（以下「中央構造線による地震」という。）

②　田辺市付近直下を震源とする地震　（以下「田辺市内陸直下の地震」という。）

	①中央構造線による地震	②田辺市内陸直下の地震
地震の規模 （マグニチュード）	8.0 相当	6.9 相当
震源断層の位置	中央構造線 （淡路島南沖～ 和歌山・奈良県境付近）	旧田辺市～旧本宮町

２　時刻及び季節

季節あるいは時刻が被害予測に大きい影響を与える火災や人的被害を検討するため、時刻及び季節について、以下の３とおりの組み合わせで予測をおこなった。

① 冬 5 時　：多くの人が自宅で就寝中であり、火気の使用が少ない時間帯
② 冬 18 時　：炊事や暖房で火気の使用頻度が高くなる季節・時間帯
③ 夏 12 時　：海岸沿いには多くの海水浴客が集まり、市街地などにも通勤・通学している人や買い物客等が集まっている季節・時間帯

３　地震動の予測

①中央構造線による地震（淡路島南沖～和歌山・奈良県境付近の活断層による地震）

和歌山平野の広い範囲で震度７の揺れが予測されたほか、中央構造線に沿って震度６以上の特に強い揺れが予測されている。中央構造線から離れるにつれて揺れは小さくなるが、中部の沿岸部の一部では、震度６弱・６強の揺れが予測されている。

また、震源断層に近い、和歌山市、海南市などの低地で、液状化危険度が高いと予測された。

②田辺市内陸直下の地震

震源断層付近では、震度５強以上の揺れが予測されたが、震度６弱以上の範囲は限られ、最大震度は６強と予測されている。また、震源から離れると揺れは小さくなる。

揺れが小さいために、県内のほとんどで液状化のおそれはなく、震源付近の低地の一部で液状化危険度が小～中と予測された。

４　危険物・コンビナート施設の被害

(1) 地震・津波の影響

コンビナートごとに、津波浸水深、震度、液状化（PL 値）の予測結果を整理し、被害の様相等を想定した。

ア　３連動地震の場合

以下に石油コンビナートごとの状況を示す。

表１　３連動地震時の石油コンビナートの状況

No	石油コンビナート等 特別防災区域地区名	特定事業所名称	津波の 最大浸水深	震度	液状化指数 （PL値）
1	和歌山北部臨海北部地区	日本製鉄株式会社関西製鉄所（合同事業所）	約 2.3m	6弱	30 以上
2	和歌山北部臨海北部地区	花王株式会社和歌山工場	約 2.3m	6弱	30 以上
3	和歌山北部臨海北部地区	大岩石油株式会社青岸油槽所	約 1.0m	6弱	30 以上
4	和歌山北部臨海中部地区	ENEOS和歌山石油精製株式会社海南工場	約 4.1m	6弱	15～30
5	和歌山北部臨海中部地区	日本製鉄株式会社関西製鉄所(海南)	約 4.8m	6弱	15～30
6	和歌山北部臨海南部地区	コスモ石油ルブリカンツ株式会社下津工場	約 1.4m	6弱	0～5
7	和歌山北部臨海南部地区	ENEOS株式会社和歌山製造所	約 2.6m	6弱	30 以上
8	御坊地区	関西電力株式会社御坊発電所	約 2.6m	6強	30 以上

No	特定事業所名称	想定される状況
1	日本製鉄株式会社関西製鉄所（合同事業所）	岸壁付近は津波浸水区域であり、液状化の危険性が高い
2	花王株式会社和歌山工場	岸壁付近、水軒川付近は津波浸水区域であり、液状化の危険性も高い
3	大岩石油株式会社青岸油槽所	岸壁付近は津波浸水区域であり、液状化の危険性が高い
4	ENEOS和歌山石油精製株式会社海南工場	全域が津波浸水区域であり、液状化の危険性も高い
5	日本製鉄株式会社関西製鉄所(海南)	主要部大半が津波浸水区域となっており、液状化の危険性も高めである
6	コスモ石油ルブリカンツ株式会社下津工場	全域が津波浸水区域である
7	ENEOS株式会社和歌山製造所	北部沿岸部は津波浸水区域であり、全域液状化危険度も高い
8	関西電力株式会社御坊発電所	全域が津波浸水区域となっており、液状化危険度も高い

イ　南海トラフ巨大地震の場合

以下に石油コンビナートごとの状況を示す。

表２　南海トラフ巨大地震時の石油コンビナートの状況

No	石油コンビナート等 特別防災区域地区名	特定事業所名称	津波の 最大浸水深	震度	液状化指数 （PL値）
1	和歌山北部臨海北部地区	日本製鉄株式会社関西製鉄所（合同事業所）	約 4.0m	7	30 以上
2	和歌山北部臨海北部地区	花王株式会社和歌山工場	約 4.6m	7	30 以上
3	和歌山北部臨海北部地区	大岩石油株式会社青岸油槽所	約 2.8m	7	30 以上
4	和歌山北部臨海中部地区	ENEOS和歌山石油精製株式会社海南工場	約 5.2m	6強	30 以上
5	和歌山北部臨海中部地区	日本製鉄株式会社関西製鉄所(海南)	約 6.4m	7	30 以上
6	和歌山北部臨海南部地区	コスモ石油ルブリカンツ株式会社下津工場	約 2.6m	6強	5～15
7	和歌山北部臨海南部地区	ENEOS株式会社和歌山製造所	約 3.0m	7	30 以上
8	御坊地区	関西電力株式会社御坊発電所	約 12.0m	7	30 以上

No	特定事業所名称	想定される状況
1	日本製鉄株式会社関西製鉄所（合同事業所）	大部分が埋立地であり、ほぼ全域が津波浸水区域であり、震度も強く、液状化の危険性もあり
2	花王株式会社和歌山工場	ほぼ全域が津波浸水区域であり、震度も強く、液状化の危険性も高い
3	大岩石油株式会社青岸油槽所	ほぼ全域が津波浸水区域であり、震度も強く、液状化の危険性も高い
4	ENEOS和歌山石油精製株式会社海南工場	全域が津波浸水区域であり、液状化の危険性も高い
5	日本製鉄株式会社関西製鉄所(海南)	ほぼ全域が津波浸水区域であり、震度も強く、液状化の危険性も高い
6	コスモ石油ルブリカンツ株式会社下津工場	全域が津波浸水区域である
7	ENEOS株式会社和歌山製造所	沿岸部は津波浸水区域であり、全域震度も高く液状化危険度も高い
8	関西電力株式会社御坊発電所	全域に大きな津波が到来する震度も高く液状化危険度も高い

(2) コンビナート被害の様相

以下には、コンビナート被害の可能性について、定性的に評価して整理した。

ア　生活への影響・被害様相

和歌山県内には、10 箇所の大規模なコンビナートが存在し、全ての施設が津波浸水区域内に立地している。うち 8 箇所は石油コンビナートであり、火災や石油等の流出が発生する。

関西電力㈱御坊発電所は大津波を被るため、大量の石油が周囲に流出し、海上火災が発生する可能性がある。

なお、揺れ、液状化に対しては、大規模コンビナートのタンクは耐震対策等が行われているため、被害は少ないものと考えられる。

【地震発生直後】

- タンクや配管等の損壊に伴い、火災や石油流出等が発生する。
- 長周期振動により、石油タンクの原油等が振動するスロッシングが生じ、浮き屋根の破損や火災等の被害が発生する。
- 大規模な石油タンク等は概ね耐震対策等が完了しており、既知の地震動による石油等流出の危険性は低い。
- 石油タンクが火災を起こした場合、工場内まで延焼が広がる危険性は低い。
- 毒性ガスや可燃性ガスが大量に漏えいした場合は、周辺に影響が及ぶ可能性がある。
- 延焼が広がり、他の施設等に広がった場合は、さらに被害が拡大する。

【地震発生１日後～】

- 被害が一部の場合は、他のタンク利用などの代替措置により、早い段階からの機能復旧が期待できる。
- 津波の被害が大きい場合は、事業再開に相当な時間を要する。

【地震発生１ヶ月後～】

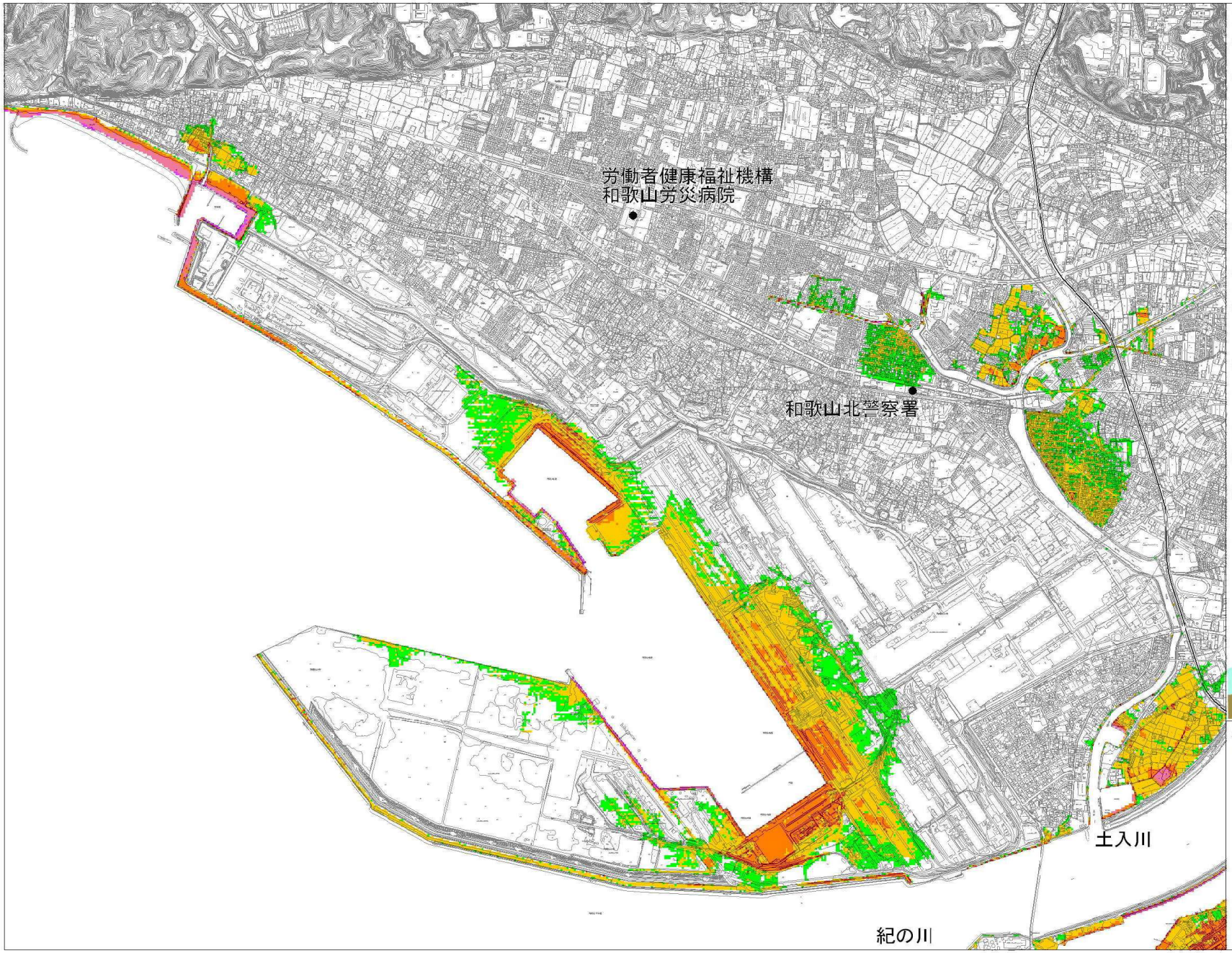
- 被害が広範囲に広がる場合は、点検・修復、機器の復旧に時間を要する。

イ　主な防災・減災対策

- 施設の耐震化、津波対策を推進する。

和歌山県　津波浸水想定図　和歌山市　4／8　東海・東南海・南海3連動地震

平成25年3月作成



［留意事項］

○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご覧ください。

○「津波浸水想定」は、東海・東南海・南海３連動地震による津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。

○東海・東南海・南海３連動地震による津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。

○津波浸水想定の浸水域や浸水深等は、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

○浸水域や浸水深等は、津波の第一波ではなく第二波以降に最大となる場所もあります。

○浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

○この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

［用語について］

浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲

浸水深：陸上の地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ



凡例：

- 0.01m以上　0.3m未満
- 0.3m以上　1.0m未満
- 1.0m以上　2.0m未満
- 2.0m以上　3.0m未満
- 3.0m以上　5.0m未満
- 5.0m以上　10.0m未満
- 10.0m以上　20.0m未満
- 20.0m以上

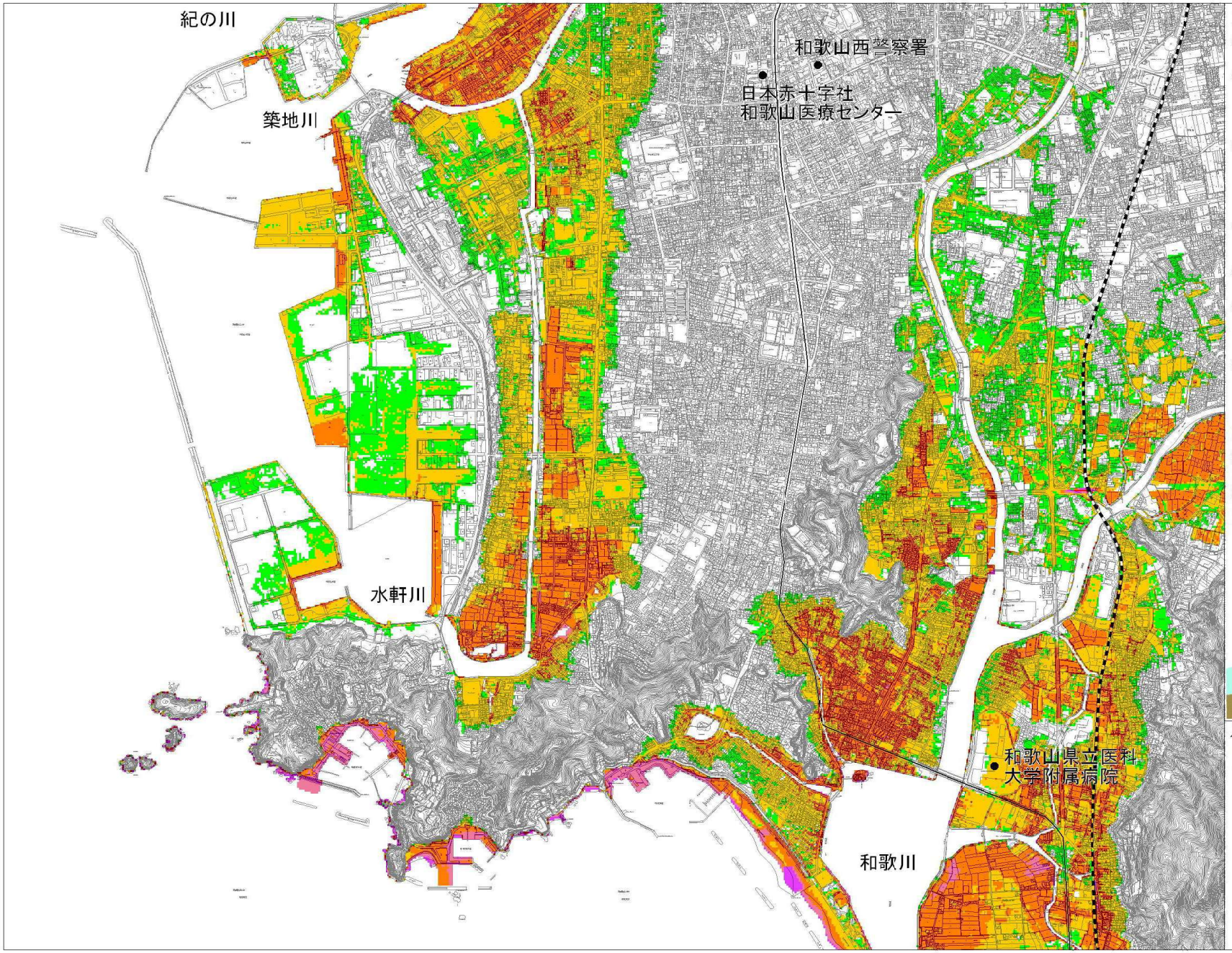
県境界　…… 市町境界
高速道路（阪和自動車道）
幹線道路（国道42号線）
鉄道（JR線）　●主要施設

N

0　100　200　400　600　800　1000m

和歌山県　津波浸水想定図　和歌山市　6／8　東海・東南海・南海3連動地震

平成25年3月作成



［留意事項］

○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご覧ください。

○「津波浸水想定」は、東海・東南海・南海３連動地震による津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。

○東海・東南海・南海３連動地震による津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。

○津波浸水想定の浸水域や浸水深等は、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

○浸水域や浸水深等は、津波の第一波ではなく第二波以降に最大となる場所もあります。

○浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

○この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

［用語について］

浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲

浸水深：陸上の地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ



凡例：

- 0.01m以上　0.3m未満
- 0.3m以上　1.0m未満
- 1.0m以上　2.0m未満
- 2.0m以上　3.0m未満
- 3.0m以上　5.0m未満
- 5.0m以上　10.0m未満
- 10.0m以上　20.0m未満
- 20.0m以上

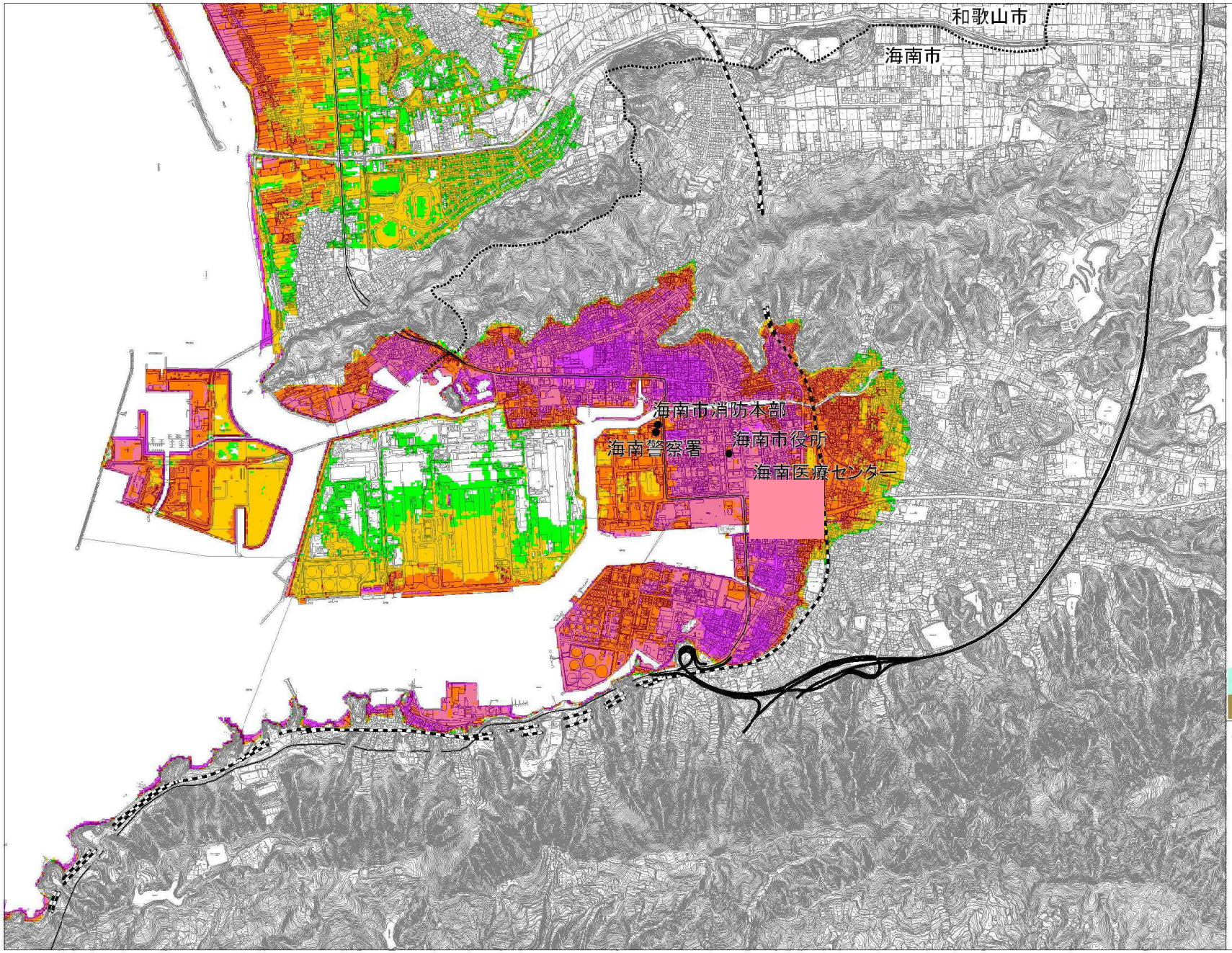
N

県境界　……市町境界
高速道路（阪和自動車道）
幹線道路（国道42号線）
鉄道（JR線）　●主要施設

0　100　200　400　600　800　1000m

和歌山県　津波浸水想定図　海南市　1／2　東海・東南海・南海3連動地震

平成25年3月作成



［留意事項］

○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご覧ください。

○「津波浸水想定」は、東海・東南海・南海３連動地震による津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。

○東海・東南海・南海３連動地震による津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。

○津波浸水想定の浸水域や浸水深等は、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

○浸水域や浸水深等は、津波の第一波ではなく第二波以降に最大となる場所もあります。

○浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

○この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

［用語について］

浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲

浸水深：陸上の地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ



凡例：

- 0.01m以上　0.3m未満
- 0.3m以上　1.0m未満
- 1.0m以上　2.0m未満
- 2.0m以上　3.0m未満
- 3.0m以上　5.0m未満
- 5.0m以上　10.0m未満
- 10.0m以上　20.0m未満
- 20.0m以上

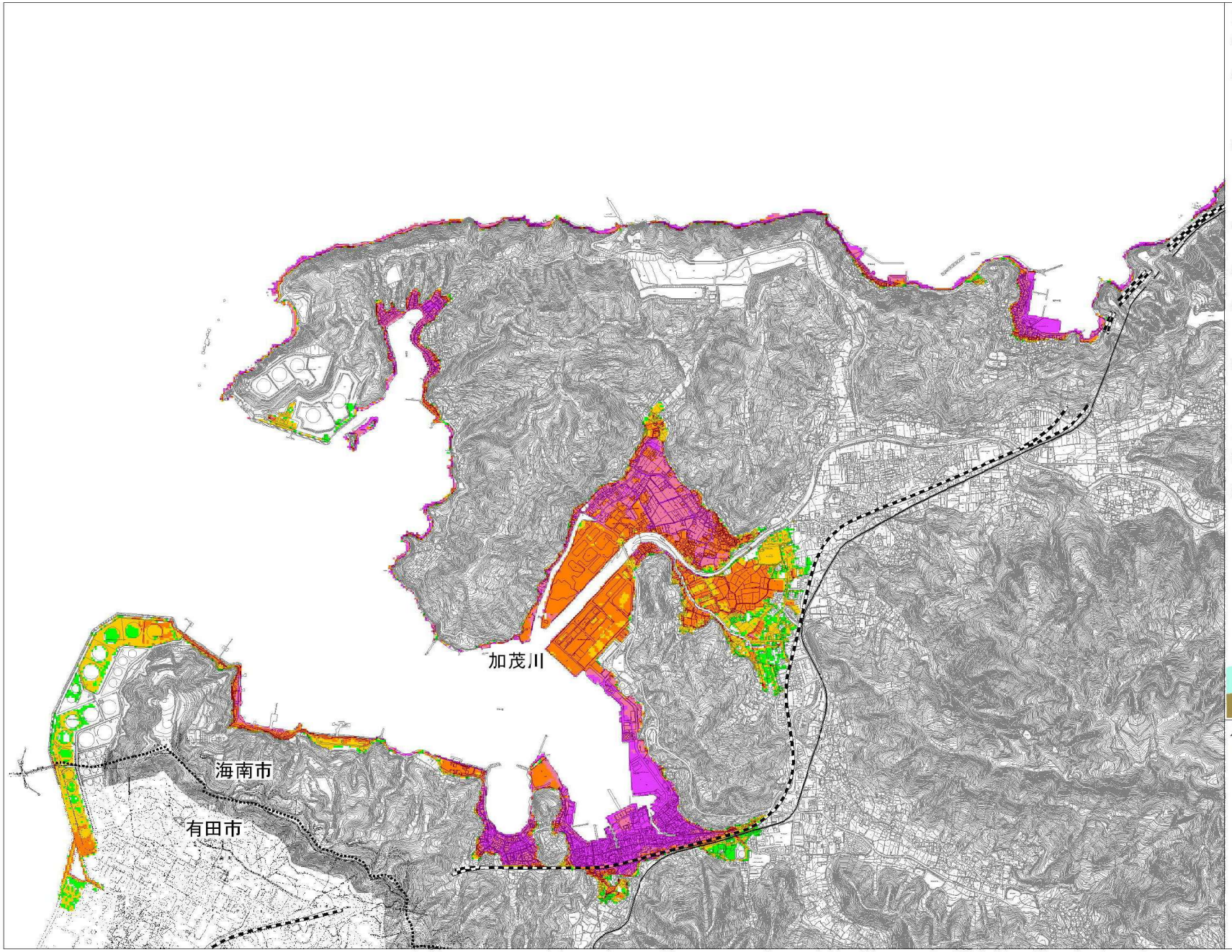
県境界　……　市町境界
高速道路（阪和自動車道）
幹線道路（国道42号線）
鉄道（JR線）　●主要施設

N

0　100　200　400　600　800　1000m

和歌山県　津波浸水想定図　海南市　2／2　東海・東南海・南海3連動地震

平成25年3月作成



[留意事項]

○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご覧ください。

○「津波浸水想定」は、東海・東南海・南海３連動地震による津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。

○東海・東南海・南海３連動地震による津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。

○津波浸水想定の浸水域や浸水深等は、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

○浸水域や浸水深等は、津波の第一波ではなく第二波以降に最大となる場所もあります。

○浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

○この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

[用語について]

浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲

浸水深：陸上の地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ



凡例：

- 0.01m以上　0.3m未満
- 0.3m以上　1.0m未満
- 1.0m以上　2.0m未満
- 2.0m以上　3.0m未満
- 3.0m以上　5.0m未満
- 5.0m以上　10.0m未満
- 10.0m以上　20.0m未満
- 20.0m以上

N

県境界　……市町境界

高速道路（阪和自動車道）

幹線道路（国道42号線）

鉄道（JR線）　●主要施設

0　100　200　400　600　800　1000m

和歌山県　津波浸水想定図　有田市　1／3　東海・東南海・南海3連動地震

平成25年3月作成



[留意事項]

○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご覧ください。

○「津波浸水想定」は、東海・東南海・南海３連動地震による津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。

○東海・東南海・南海３連動地震による津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。

○津波浸水想定の浸水域や浸水深等は、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

○浸水域や浸水深等は、津波の第一波ではなく第二波以降に最大となる場所もあります。

○浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

○この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

[用語について]

浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲

浸水深：陸上の地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ



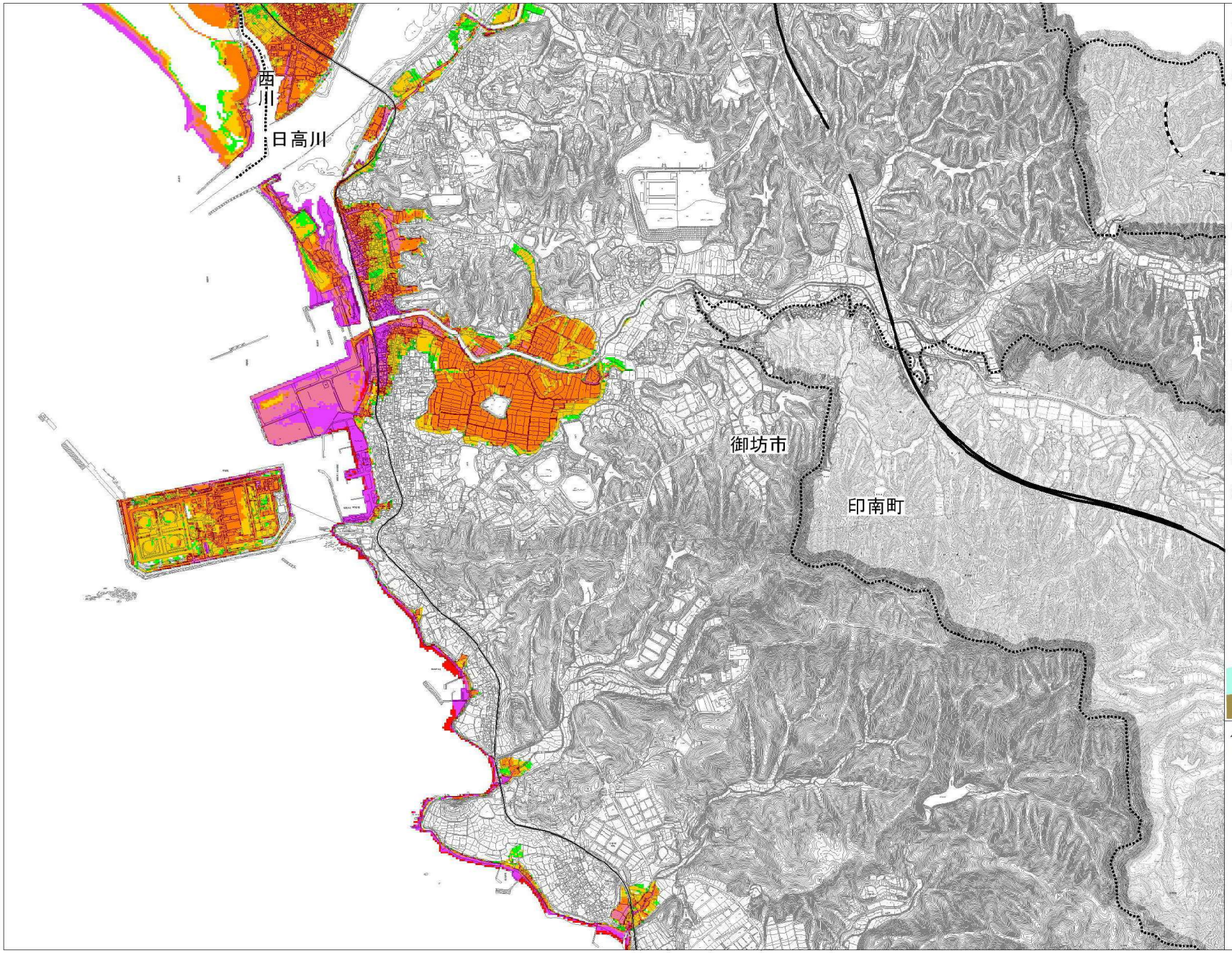
凡例：

- 0.01m以上　0.3m未満
- 0.3m以上　1.0m未満
- 1.0m以上　2.0m未満
- 2.0m以上　3.0m未満
- 3.0m以上　5.0m未満
- 5.0m以上　10.0m未満
- 10.0m以上　20.0m未満
- 20.0m以上

県境界　…… 市町境界
高速道路（阪和自動車道）
幹線道路（国道42号線）
鉄道（JR線）　●主要施設

和歌山県　津波浸水想定図　御坊市　2／3　東海・東南海・南海3連動地震

平成25年3月作成



[留意事項]

○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご覧ください。

○「津波浸水想定」は、東海・東南海・南海３連動地震による津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。

○東海・東南海・南海３連動地震による津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。

○津波浸水想定の浸水域や浸水深等は、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

○浸水域や浸水深等は、津波の第一波ではなく第二波以降に最大となる場所もあります。

○浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

○この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

[用語について]

浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲

浸水深：陸上の地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ



凡例：

- 0.01m以上　0.3m未満
- 0.3m以上　1.0m未満
- 1.0m以上　2.0m未満
- 2.0m以上　3.0m未満
- 3.0m以上　5.0m未満
- 5.0m以上　10.0m未満
- 10.0m以上　20.0m未満
- 20.0m以上

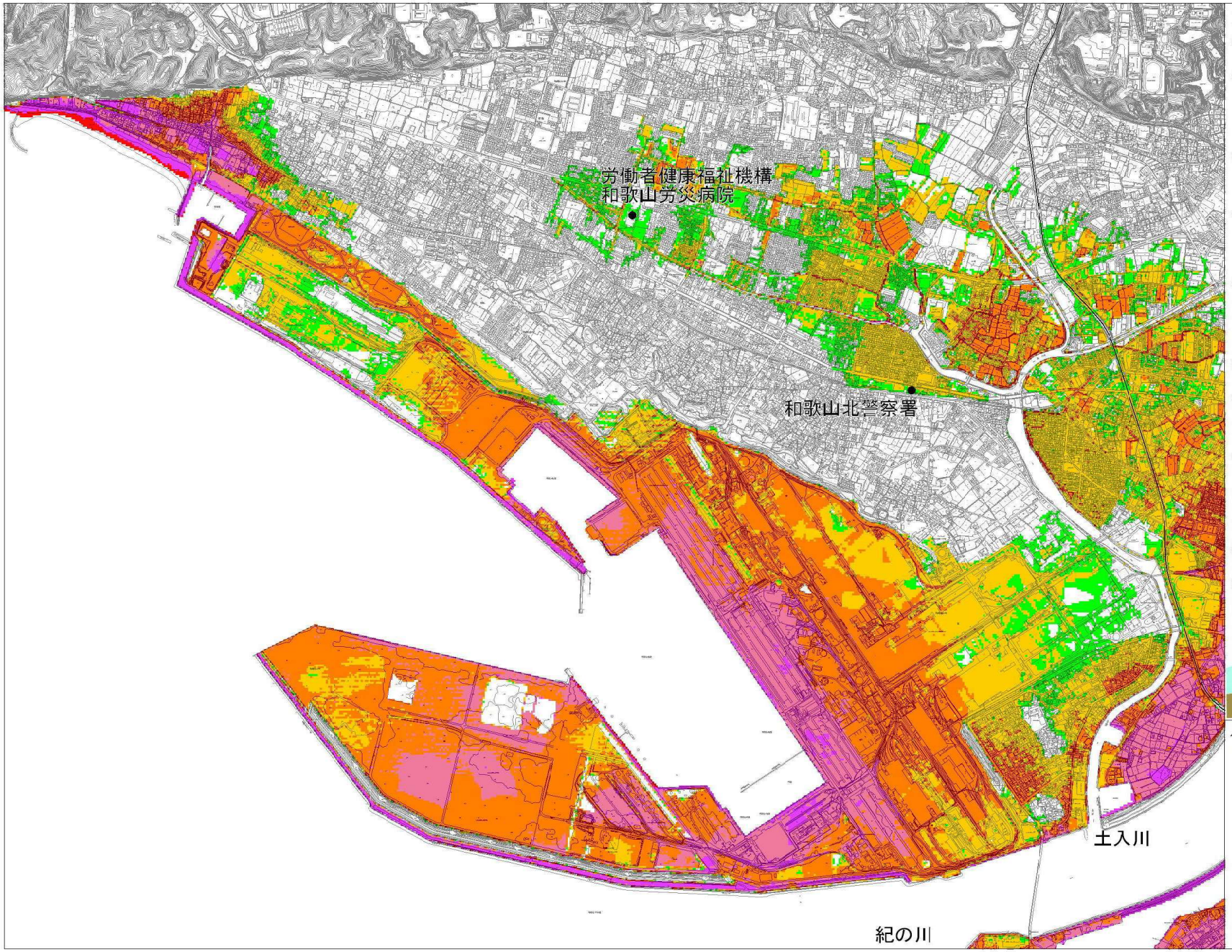
N

県境界　……町境界
高速道路（阪和自動車道）
幹線道路（国道42号線）
鉄道（JR線）　●主要施設

0　100　200　400　600　800　1000m

和歌山県　津波浸水想定図　和歌山市　4／8　南海トラフの巨大地震

平成25年3月作成



［留意事項］

○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご覧ください。

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年法律第１２３号）第８条第１項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。

○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。

○津波浸水想定の浸水域や浸水深等は、「何としても人命守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

○浸水域や浸水深等は、津波の第一波ではなく第二波以降に最大となる場所もあります。

○浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

○この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

［用語について］

浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲

浸水深：陸上の地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ



凡例：

- 0.01m以上　0.3m未満
- 0.3m以上　1.0m未満
- 1.0m以上　2.0m未満
- 2.0m以上　3.0m未満
- 3.0m以上　5.0m未満
- 5.0m以上　10.0m未満
- 10.0m以上　20.0m未満
- 20.0m以上

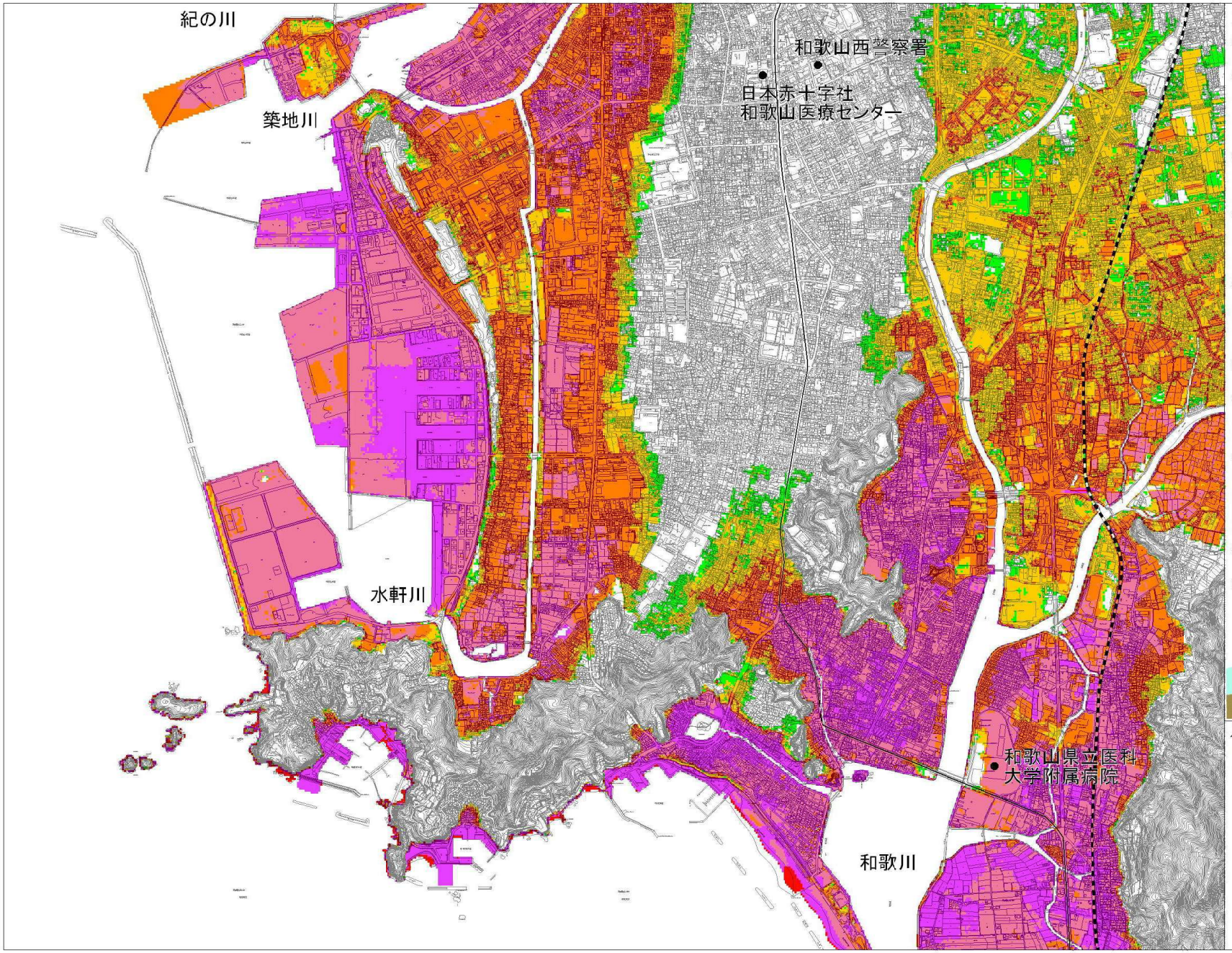
N

県境界　…… 市町境界
高速道路（阪和自動車道）
幹線道路（国道42号線）
鉄道（JR線）　●主要施設

0　100　200　400　600　800　1000m

和歌山県　津波浸水想定図　和歌山市　6／8　南海トラフの巨大地震

平成25年3月作成



［留意事項］

○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご覧ください。

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年法律第１２３号）第８条第１項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。

○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。

○津波浸水想定の浸水域や浸水深等は、「何としても人命守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

○浸水域や浸水深等は、津波の第一波ではなく第二波以降に最大となる場所もあります。

○浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

○この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

［用語について］

浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲

浸水深：陸上の地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ



凡例：

- 0.01m以上　0.3m未満
- 0.3m以上　1.0m未満
- 1.0m以上　2.0m未満
- 2.0m以上　3.0m未満
- 3.0m以上　5.0m未満
- 5.0m以上　10.0m未満
- 10.0m以上　20.0m未満
- 20.0m以上

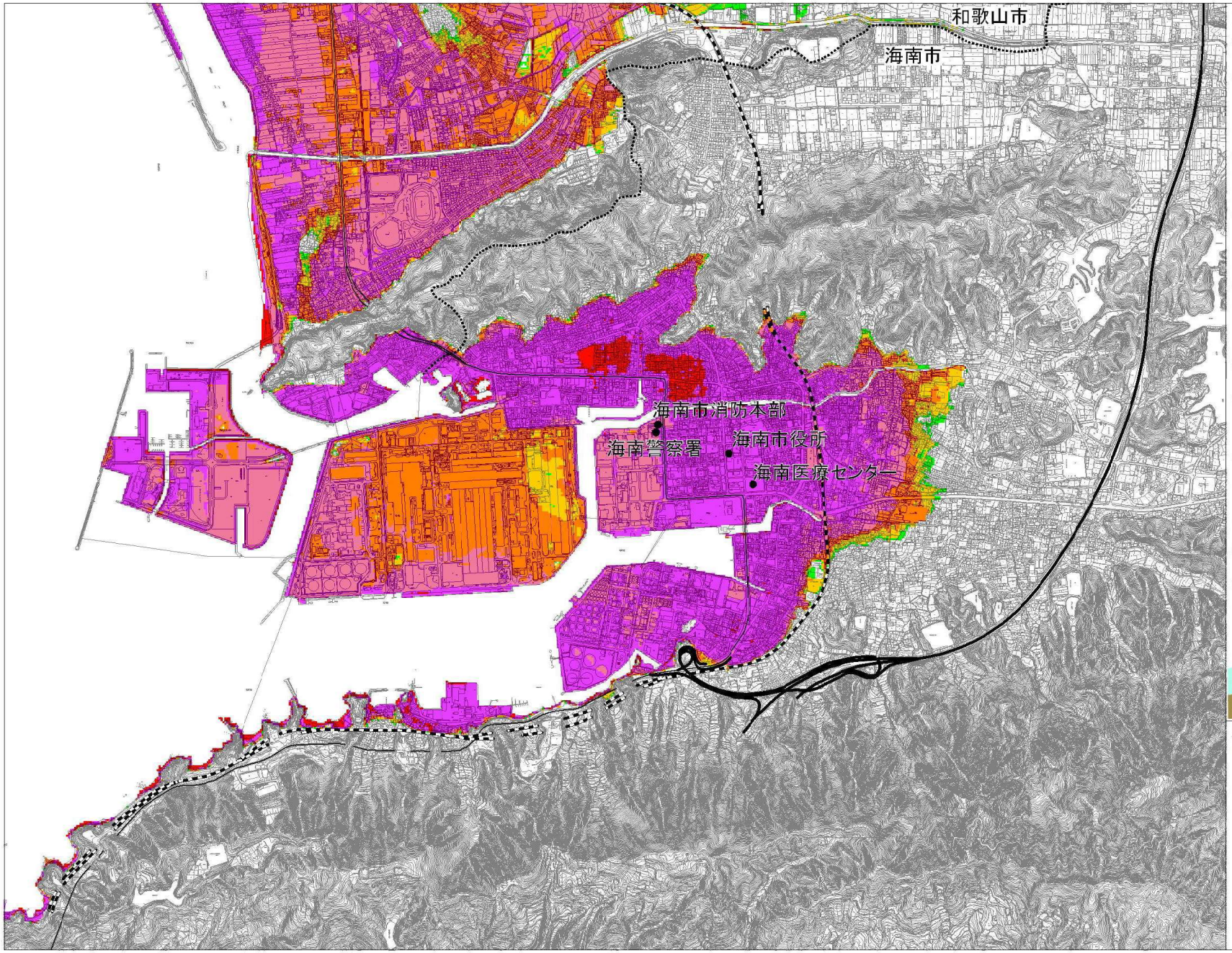
N

県境界　…… 市町境界
高速道路（阪和自動車道）
幹線道路（国道42号線）
鉄道（JR線）　●主要施設

0　100　200　400　600　800　1000m

和歌山県　津波浸水想定図　海南市　1／2　南海トラフの巨大地震

平成25年3月作成



［留意事項］

○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご覧ください。

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年法律第１２３号）第８条第１項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。

○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。

○津波浸水想定の浸水域や浸水深等は、「何としても人命守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

○浸水域や浸水深等は、津波の第一波ではなく第二波以降に最大となる場所もあります。

○浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

○この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

［用語について］

浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲

浸水深：陸上の地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ



凡例：

- 0.01m以上　0.3m未満
- 0.3m以上　1.0m未満
- 1.0m以上　2.0m未満
- 2.0m以上　3.0m未満
- 3.0m以上　5.0m未満
- 5.0m以上　10.0m未満
- 10.0m以上　20.0m未満
- 20.0m以上

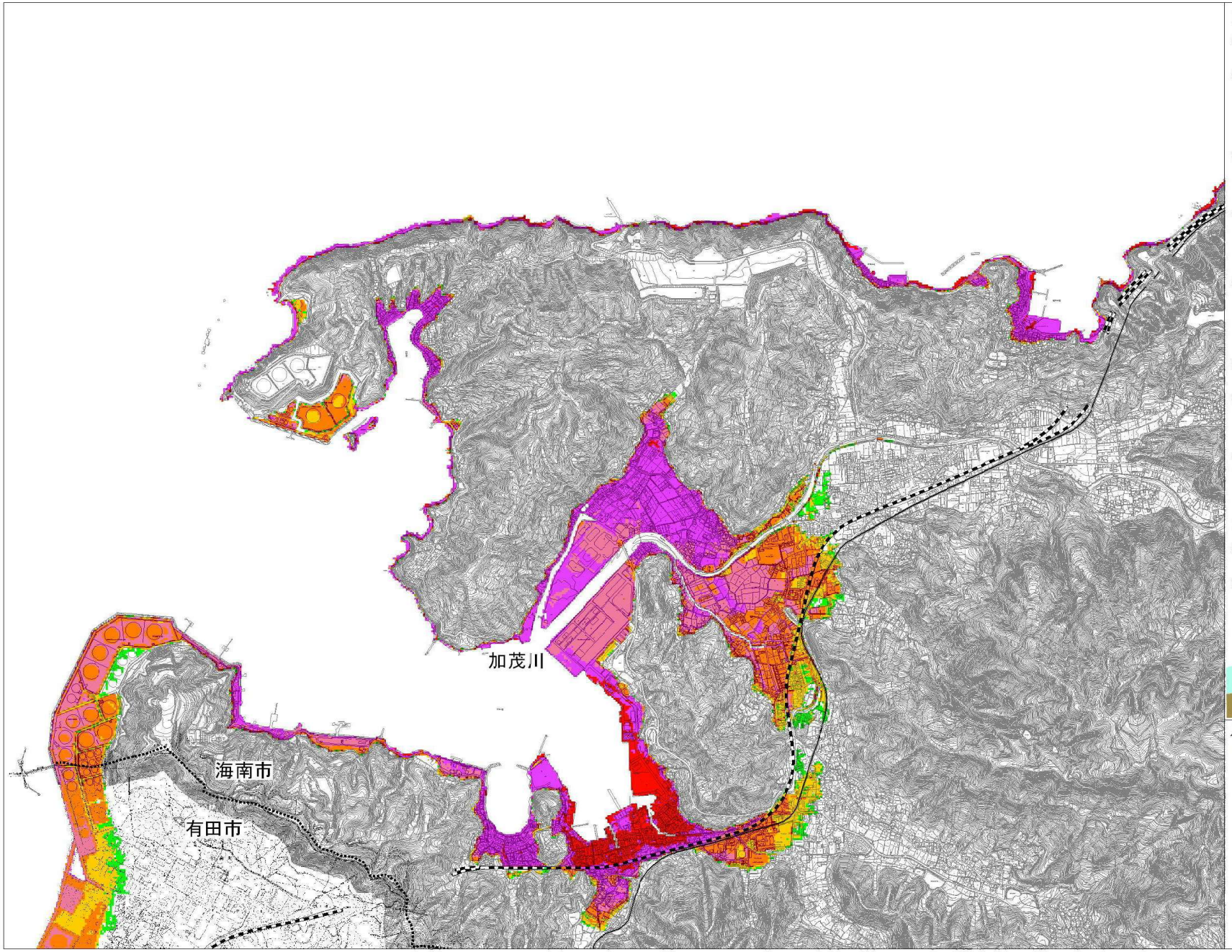
N

県境界　……市町境界
高速道路（阪和自動車道）
幹線道路（国道42号線）
鉄道（JR線）　●主要施設

0　100　200　400　600　800　1000m

和歌山県　津波浸水想定図　海南市　2／2　南海トラフの巨大地震

平成25年3月作成



［留意事項］

○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご覧ください。

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年法律第１２３号）第８条第１項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。

○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。

○津波浸水想定の浸水域や浸水深等は、「何としても人命守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

○浸水域や浸水深等は、津波の第一波ではなく第二波以降に最大となる場所もあります。

○浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

○この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

［用語について］

浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲

浸水深：陸上の地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ



凡例：

- 0.01m以上　0.3m未満
- 0.3m以上　1.0m未満
- 1.0m以上　2.0m未満
- 2.0m以上　3.0m未満
- 3.0m以上　5.0m未満
- 5.0m以上　10.0m未満
- 10.0m以上　20.0m未満
- 20.0m以上

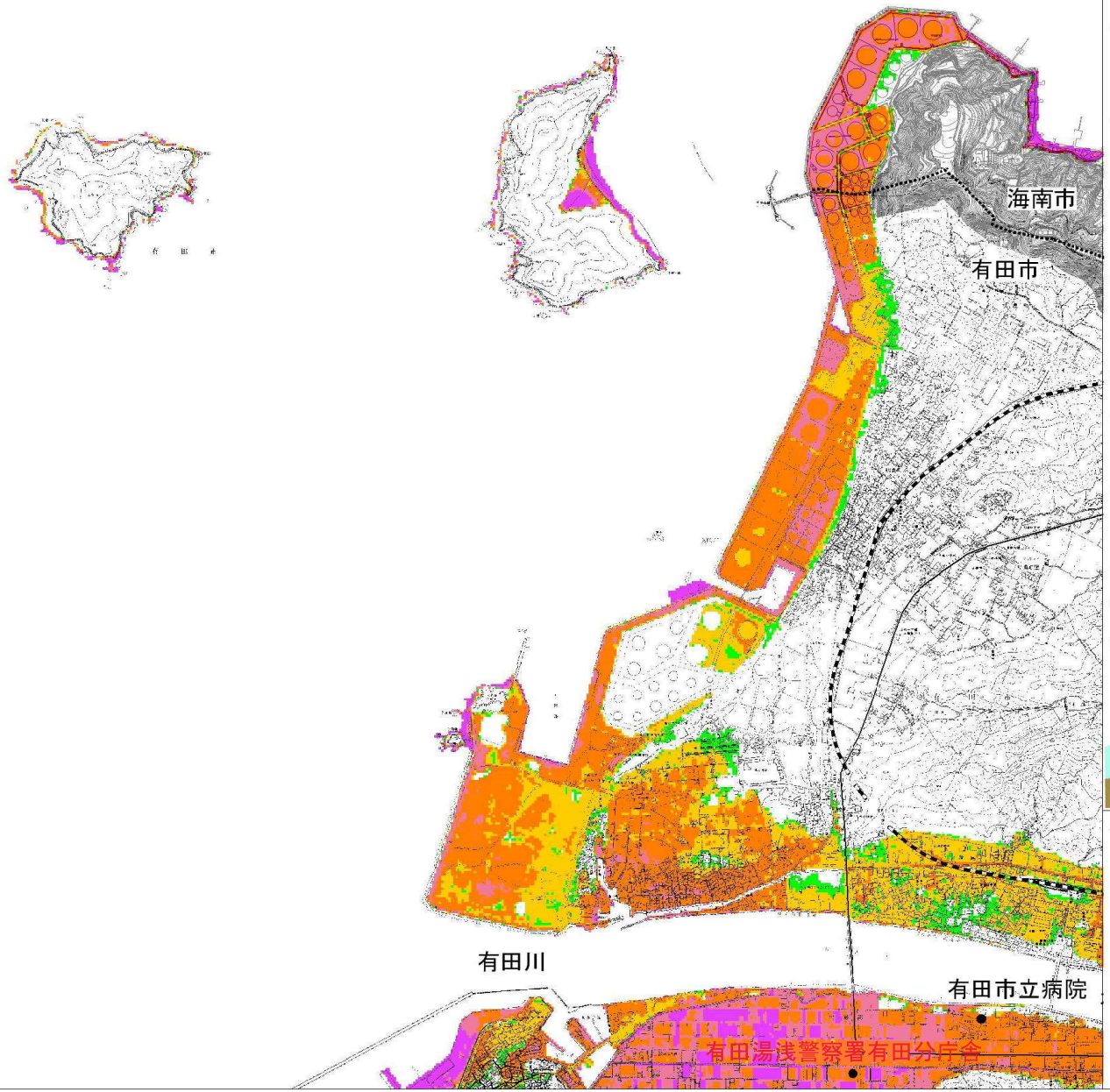
N

- 県境界　…… 市町境界
- 高速道路（阪和自動車道）
- 幹線道路（国道42号線）
- 鉄道（JR線）　●主要施設

0　100　200　400　600　800　1000m

和歌山県　津波浸水想定図　有田市　1／3　南海トラフの巨大地震

平成25年3月作成



［留意事項］

○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご覧ください。

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年法律第１２３号）第８条第１項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。

○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。

○津波浸水想定の浸水域や浸水深等は、「何としても人命守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

○浸水域や浸水深等は、津波の第一波ではなく第二波以降に最大となる場所もあります。

○浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

○この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

［用語について］

浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲

浸水深：陸上の地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ



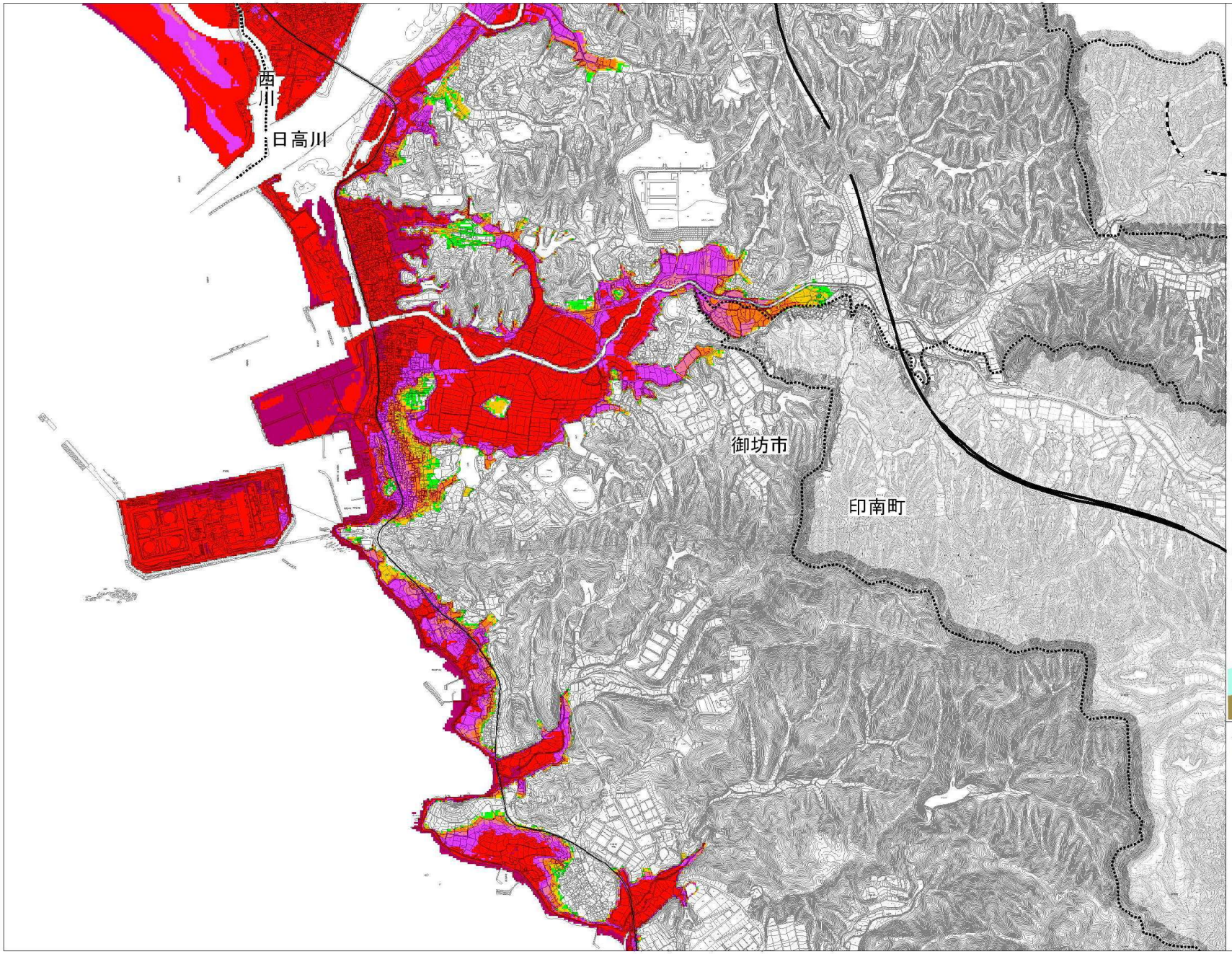
凡例：

- 0.01m以上　0.3m未満
- 0.3m以上　1.0m未満
- 1.0m以上　2.0m未満
- 2.0m以上　3.0m未満
- 3.0m以上　5.0m未満
- 5.0m以上　10.0m未満
- 10.0m以上　20.0m未満
- 20.0m以上

県境界　…… 市町境界
高速道路（阪和自動車道）
幹線道路（国道42号線）
鉄道（JR線）　●主要施設

和歌山県　津波浸水想定図　御坊市　2／3　南海トラフの巨大地震

平成25年3月作成



［留意事項］

○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご覧ください。

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年法律第１２３号）第８条第１項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。

○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。

○津波浸水想定の浸水域や浸水深等は、「何としても人命守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

○浸水域や浸水深等は、津波の第一波ではなく第二波以降に最大となる場所もあります。

○浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

○この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

［用語について］

浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲

浸水深：陸上の地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ



凡例：

- 0.01m以上　0.3m未満
- 0.3m以上　1.0m未満
- 1.0m以上　2.0m未満
- 2.0m以上　3.0m未満
- 3.0m以上　5.0m未満
- 5.0m以上　10.0m未満
- 10.0m以上　20.0m未満
- 20.0m以上

N

県境界　……町境界

高速道路（阪和自動車道）

幹線道路（国道42号線）

鉄道（JR線）　●主要施設

0　100　200　400　600　800　1000m

第４章　災害情報計画

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における特定事業所からの通報及び防災関係機関が行う情報の収集及び伝達について定めるものとする。

第１節　通　報　計　画

特定事業所及び防災関係機関は、特別防災区域に係る異常現象発生時及び地震発生時（気象庁発表震度階級で、特別防災区域に４以上の地震があった場合）には、次により通報を行うものとする。

１　異常現象の範囲

(1) 出　火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの

(2) 爆　発

化学的変化又は物理的変化により発生した爆発現象で施設、設備等の破損が伴うもの

(3) 漏　洩

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏洩

ただし、次に掲げる少量（液体の危険物及び可燃性液体類にあっては数リットル程度）の漏洩で、漏洩範囲が当該事務所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収及び除去を除く。）を必要としない程度のものを除く。

ア　施設又は設備（以下「施設等」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な作動又は操作によるもの

イ　発見時漏洩箇所が特定されたものであって、既に漏洩が停止しているもの又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、補修材等による軽微な応急措置（以下、「軽微な応急措置」という。）により漏洩が直ちに停止したもの

(4) 破　損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）の破壊、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに、使用停止等緊急の措置を必要とするもの

ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏洩の発生のおそれがなくなったものを除く。

(5) 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によっても制御不能なもの、地盤の液状化等であって、上記(1)から(4)に掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの

２　通報基準

(1) 異常現象発生時

ア　特定事業所

特定事業所において、その事業の実施を統括管理する者（以下「通報責任者」という。）は、当該事業所において、異常現象の発生の通報を受け、又は自ら発見した時は、直ちに当該消防本部へ通報するものとする。

通報内容については、発生時刻、発生場所、死傷者の有無、異常現象の内容及び応急処置等とし、第１報の時点において、明らかでない事項については、判明しだい逐次通報するものとする。

発災事業所が広域共同防災組織を構成する特定事業所であり、直径３４メートル以上の浮き屋根式危険物屋外貯蔵タンクの全面火災が発生若しくは拡大が懸念される場合は、広域共同防災組織にも通報する。

イ　消防本部

特定事業所から通報を受けた場合は、直ちに別紙様式１「特定事故即報」により防災本部に通報するものとする。

(2) 地震発生時

ア　特定事業所

地震が発生し、震度４以上を記録した場合、直ちに防災規程等に定めるところにより事業所内の点検を実施し、その結果を当該消防本部へ通報するものとする。ただし、第１報の時点において、明らかでない事項については、判明しだい逐次通報するものとする。

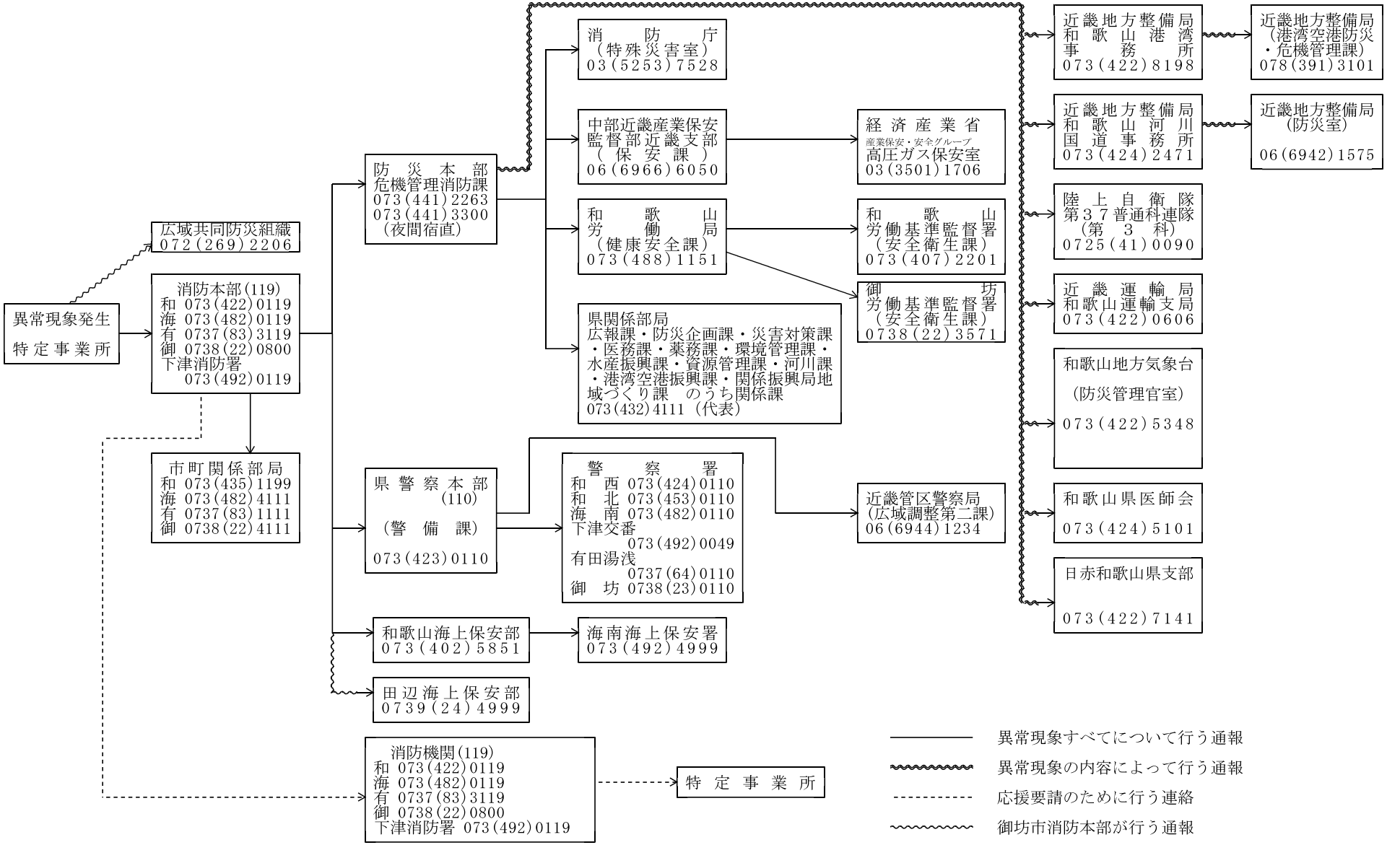
イ　消防本部

各特定事業所からの点検結果を取りまとめ、別紙様式３「地震影響報告書」により遅滞なく防災本部へ報告するものとする。

３　通報系統

通報の方法は、有線（一般加入電話、専用電話、１１９番等）、防災行政無線、又は防災相互無線等災害の状況に応じ別図（特定事業所における異常現象等の通報系統図）により、最も迅速かつ的確な方法で行うものとする。

特定事業所における異常現象の通報系統



第２節　災害情報の収集及び伝達計画

防災関係機関及び特定事業所は、災害発生当初における情報収集体制の整備を図るとともに、有効な応急対策を実施するため、状況変化に応じた必要な情報の収集及び伝達を行うものとする。

1　情報の収集及び伝達

(1) 災害発生当初における被害情報の収集

早期に被害の概要を把握するため、防災本部は必要に応じ、ヘリコプター等（和歌山県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター、防災関係機関の船艇等）により情報収集を行うものとする。

なお、ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）が使用可能な場合には、上空から被害状況を撮影し、通信衛星を経由して防災本部、現地防災本部等に送信し、災害対応に活用するものとする。

上記ヘリコプター等のみでは、対応が不可能な場合、防災本部は第五管区海上保安本部又は、陸上自衛隊第３７普通科連隊に対し応援を要請するものとする。

災害発生当初においては、応急対策上必要な情報を、消防機関をはじめ、保安や環境等を担当する関係機関等と共有を図るものとする。

(2) 防災本部への報告

所轄消防機関及び特定事業所は、発生した災害の状況及びその実施した応急措置の概要について、逐次防災本部に報告するものとする。

なお、現地防災本部が設置された場合は、当該報告は現地防災本部へ報告するものとする。

報告を受けた現地防災本部は速やかに、防災本部へ報告するものとする。

ア　特定事故即報　　別紙様式１（消防機関）

イ　異常現象報告書　　別紙様式２（特定事業所）

ウ　地震影響報告書　　別紙様式３（消防機関）

エ　危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告（オンライン処理）　　別紙様式４（消防機関）

（注）　エについては、四半期ごとに報告すること。

(3) 通信手段の確保

災害時における通信は、有線電話、防災行政無線等災害の状況に応じた最も迅速かつ的確な方法で行うものとするが、防災関係機関等が保有する通信施設が損壊し使用できない場合は、携帯電話、携帯無線等の代替通信設備を活用するとともに、他の防災関係機関の通信施設を利用し通信の確保を図るものとする。

(4) 現場対応に当たる防災要員、公設消防隊等への的確な事故情報の提供

出動、現場到着、活動中等の各段階において、特定事業所の防災管理者・副防災管理者の統括の下、事態認識や活動内容、緊急待避等の情報を現場対応に当たる防災要員、公設消防隊へ適確に伝達することを徹底するものとする。

2　気象警報等及び地震、津波情報等の伝達

和歌山地方気象台は、気象業務法（昭和２７年法律第１６５号）に基づく警報、注意報及び情報等を防災関係機関に迅速かつ的確に伝達し、防災対策の適切な実施を図るものとする。

(1) 気象警報等の種類

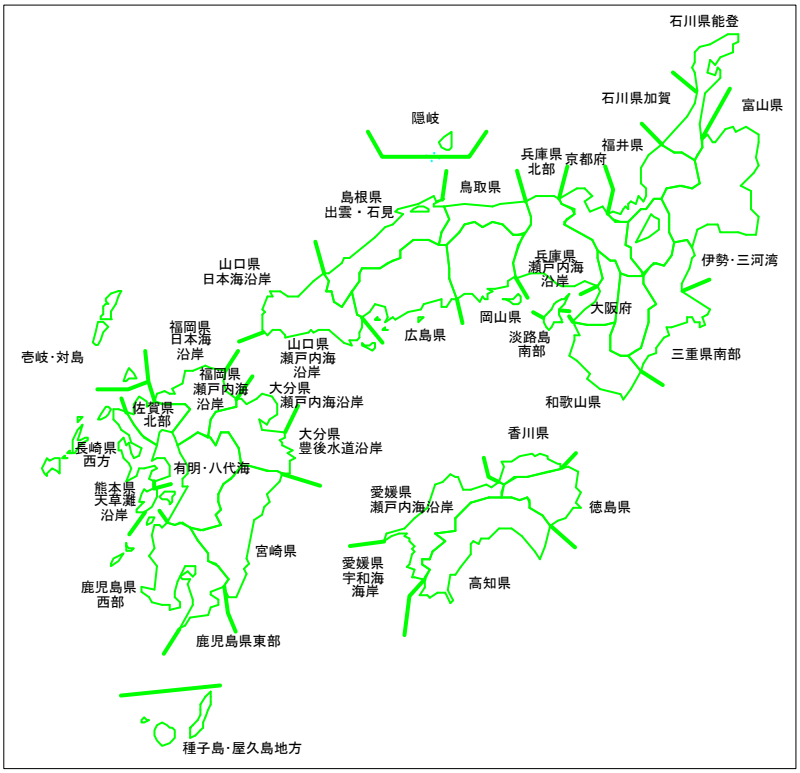
<table>
<tr><th colspan="3">区　　分</th><th>種　　類</th></tr>
<tr><td rowspan="8">一般の利用適合するもの</td><td rowspan="2">注意報</td><td>気象注意報</td><td>風雪注意報、強風注意報、レベル２大雨注意報、レベル２氾濫注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、なだれ注意報、着雪注意報、霜注意報、低温注意報、着氷注意報、融雪注意報</td></tr>
<tr><td colspan="2">レベル２土砂災害注意報、レベル２高潮注意報、波浪注意報、レベル２氾濫注意報</td></tr>
<tr><td rowspan="2">警報</td><td>気象警報</td><td>暴風警報、暴風雪警報、レベル３大雨警報、大雪警報</td></tr>
<tr><td colspan="2">レベル３土砂災害警報、レベル３高潮警報、波浪警報、レベル３氾濫警報</td></tr>
<tr><td rowspan="2">危険警報</td><td>気象危険警報</td><td>レベル４大雨危険警報</td></tr>
<tr><td colspan="2">レベル４土砂災害危険警報、レベル４高潮危険警報、レベル４氾濫危険警報</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特別警報</td><td>気象特別警報</td><td>暴風特別警報、暴風雪特別警報、レベル５大雨特別警報、大雪特別警報、波浪特別警報</td></tr>
<tr><td colspan="2">レベル５土砂災害特別警報、レベル５高潮特別警報、波浪特別警報、レベル５氾濫特別警報
※洪水予報河川（気象庁が国土交通省または都道府県の機関と共同して、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報を行うことをあらかじめ指定した河川）以外の河川については、レベル５大雨特別警報の中で扱います。</td></tr>
</table>

(2) 津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報の種類と内容

ア　津波予報区

日本の沿岸は、６６の津波予報区（原則として、都道府県程度に区分）に分けられている。和歌山県は全域が１つの予報区であり、予報区名称は「和歌山県」である。

「津波予報区図」



イ　大津波警報、津波警報　津波注意報及び津波予報

気象庁は、地震が発生したときは地震の位置や規模を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。

津波警報等とともに発表する「予想される津波の高さ」は、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することは困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられている可能性がある場合は、「予想される津波の高さ」を定性的表現で発表する。「予想される津波の高さ」を定性的表現で発表した場合は、地震発生から約 15 分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から「予想される津波の高さ」を数値で示した更新報を発表する。

〈津波警報等の種類〉及び発表基準・解説・発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	**１０ｍ超**（10ｍ＜予想高さ）	**巨大**	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。**ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。**
		１０ｍ（5ｍ＜予想高さ≦10ｍ）		
		５ｍ（3ｍ＜予想高さ≦5ｍ）		

津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	**３ｍ** （1m＜予想高さ≦3m）	**高い**	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 **ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。**
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで０．２ｍ以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	**１ｍ** （0.2m≦予想高さ≦1m）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 **ただちに海から上がって、海岸から離れてください。**

※大津波警報：特別警報に位置づける。

津波警報・注意報と避難のポイント

- **震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。**
- **津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難しましょう。**
- **津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。**
- **津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報が解除されるまでは、避難を続けましょう。**

〈津波予報の発表基準とその内容〉

発表基準	内　　容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を津波に関するその他の情報に含めて発表します。
津波警報等解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を津波に関するその他の情報に含めて発表します。

ウ　地震情報及び津波情報の種類及び発表基準と内容

〈緊急地震速報（警報）及び地震情報の種類〉

地震情報の種類	発表基準	内　　容
緊急地震速報（警報）注１	地震波が２点以上の地震観測点で観測され、最大震度が５弱以上または最大長周期地震動階級が３以上と予想された場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 強い揺れ（震度５弱以上または長周期地震動階級３以上）が予測される地域及び震度４が予測される地域名（和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の２地域（※１）））
震度速報	震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の２地域（※１））と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度３以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度情報	・震度１以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度１以上に観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合	地震毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を地震発生から１０分後程度で発表（気象庁ＨＰに掲載）。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250mメッシュで推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ・国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表＊。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ＊国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は１時間半～２時間程度で発表

注１：緊急地震速報（警報）のうち、震度６弱以上または長周期地震動階級４が予想される場合を特別警報（地震動特別警報）に位置付ける。

※１　緊急地震速報及び地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報及び地震速報で用いる区域の名称	市郡〔町村〕名
和歌山県	和歌山県北部	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市、岩出市、海草郡［紀美野町］、伊都郡［かつらぎ町、九度山町、高野町］、有田郡［湯浅町、広川町、有田川町］、日高郡［美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町］
	和歌山県南部	田辺市、新宮市、西牟婁郡［白浜町、上富田町、すさみ町］、東牟婁郡［那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町］

〈津波情報の種類 〉

津波情報の種類	発　表　内　容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表します。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報＊1	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報　＊2	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

＊1　沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内　　容
大津波警報を発表中	１ｍ超	数値で発表
	１ｍ以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	０．２ｍ以上	数値で発表
	０．２ｍ未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

＊2　沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※３）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内　容
大津波警報を発表中	３ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	３ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	１ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	１ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

津波観測点（令和８年４月１日現在）

津波観測点名称	所　　在　　地
那智勝浦町 浦神（ナチカツウラチヨウウラガミ）	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神港
串本町 袋 港（クシモトチヨウフクロコウ）	和歌山県東牟婁郡串本町袋港
白浜町 堅田（シラハマチヨウカタタ）	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田漁港
御坊市祓井戸（ゴボウシ ハライド）	和歌山県御坊市名田町野島祓井戸漁港
和歌山（ワカヤマ）	和歌山県和歌山市和歌山港

エ　震度情報で用いる和歌山県内の地域名称等

地域名称	市町村名称	震度発表名称	備考
和歌山県北部	和歌山市	和歌山市男野芝丁	気
	和歌山市	和歌山市一番丁	防
	海南市	海南市下津	県
	海南市	海南市南赤坂	県
	橋本市	橋本市東家	県
	橋本市	橋本市高野口町名倉	県
	有田市	有田市箕島	気
	有田市	有田市初島町	防
	御坊市	御坊市薗	気
	御坊市	御坊市湯川	防
	紀の川市	紀の川市粉河	気
	紀の川市	紀の川市那賀総合センター	防
	紀の川市	紀の川市桃山町元	県
	紀の川市	紀の川市貴志川町神戸	県
	紀の川市	紀の川市西大井	県
	岩出市	岩出市西野	県
	かつらぎ町	かつらぎ町丁ノ町	県
	かつらぎ町	かつらぎ町花園梁瀬	県
	九度山町	九度山町九度山	県
	高野町	高野町高野山中学校	気
	高野町	高野町役場	防
	湯浅町	湯浅町青木	県
	広川町	和歌山広川町広	県
	美浜町	和歌山美浜町和田	県
	日高町	和歌山日高町高家	県
	由良町	由良町里	県
	印南町	和歌山印南町印南	県
	みなべ町	みなべ町土井	気
	みなべ町	みなべ町芝	県
	日高川町	日高川町高津尾	県
	日高川町	日高川町川原河	県
	日高川町	日高川町土生	県
	紀美野町	紀美野町下佐々	県
	紀美野町	紀美野町神野市場	県
	有田川町	有田川町清水	防
	有田川町	有田川町中井原	県
	有田川町	有田川町下津野	県
和歌山県南部	田辺市	田辺市中辺路町栗栖川	県
	田辺市	田辺市本宮町本宮	県
	田辺市	田辺市鮎川	県
	田辺市	田辺市中屋敷町	県
	田辺市	田辺市龍神村西	県
	田辺市	田辺市中辺路町近露	気
	新宮市	新宮市新宮	気
	新宮市	新宮市磐盾	防
	新宮市	新宮市熊野川町日足	県
	白浜町	白浜町消防本部	気
	白浜町	白浜町日置	県
	上富田町	上富田町朝来	県
	すさみ町	すさみ町周参見	防
	串本町	串本町潮岬	気
	串本町	串本町串本	防
	串本町	串本町古座	県
	那智勝浦町	那智勝浦町天満	県
	太地町	太地町太地暖海公園	防
	太地町	太地町役場	県
	古座川町	古座川町高池	気
	北山村	北山村大沼	県

（令和８年４月１日現在）

（備考欄の「気」は気象庁、「県」は和歌山県、「防」は防災科学技術研究所の震度計）

オ　南海トラフ地震に関連する情報

「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表します。

「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記します。

「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表します。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表します。

詳細は下表のとおり

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情　報　名	情　報　発　表　条　件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている場合は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報を発表します。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上（注2）以上の地震（注3）が発生 ・1ヶ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	・想定震源領域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（注4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（注3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくり滑りが発生したと評価した場合
	調査終了	・(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50㎞程度までの範囲。

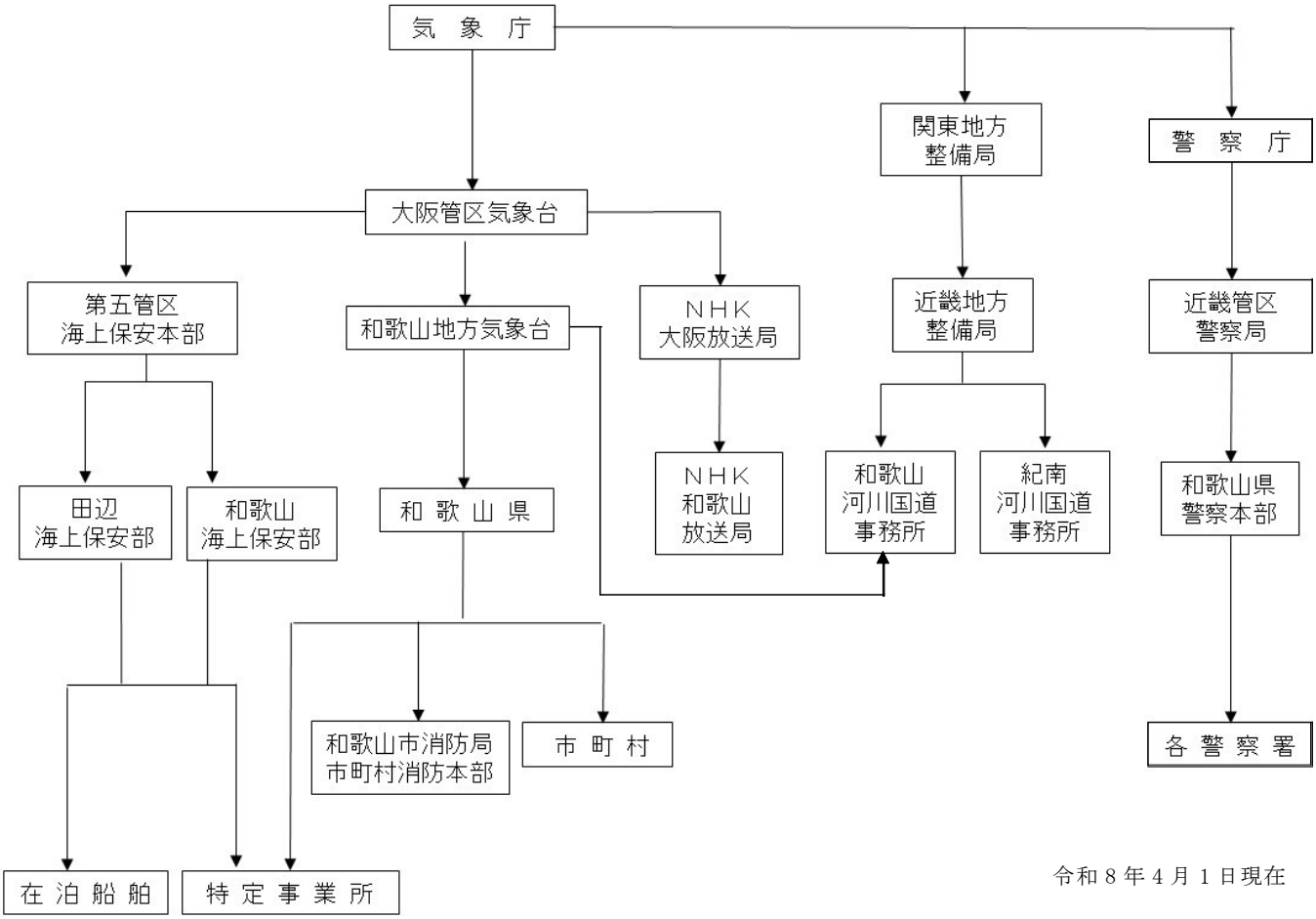
（注2）モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

（注3）太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

（注4）断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

(3) 気象警報等の伝達経路

大津波警報、津波警報及び気象警報等の伝達経路



令和８年４月１日現在

（注１）気象庁ホームページ、テレビ、ラジオ放送等により伝達される情報に十分留意する。
（注２）各市から消防本部への伝達は、管内消防本部である。
（注３）和歌山市から和歌山市消防局への通報は、勤務時間中である。

第３節　災害広報計画

関係市及び関係特定事業者は、相互に協力して災害時における人心の安定と秩序の回復等を図るため、事態の推移に応じ、災害の状況、応急処置の実施状況等を住民に周知するよう広報を実施するものとする。

１　広報の内容

おおむね、次の事項について広報するものとする。

(1) 発生日時、発生場所（発生事業所）
(2) 災害の状況
(3) 地域住民のとるべき措置及び心得
(4) 災害応急措置の実施状況
(5) その他必要な事項

２　広報の方法

関係市及び関係特定事業者は、防災行政無線放送、広報車等を使用するとともに、必要に応じ報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ等により迅速かつ適切な広報を実施するものとする。

別紙様式１

第２号様式（特定の事故）　　第　　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	レイアウト第一種、第一種 第二種、その他
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時 （処理完了）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性ガス 5 毒劇物　6 ＲＩ等　7 その他（　　）	物質名	
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等	人（　人）
		重症	人（　人）
		中等症	人（　人）
		軽症	人（　人）

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部（署）		台 人	
		消防団		台 人	
		消防防災ヘリコプター		機 人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	海上保安庁		人	
	使用停止命令　月　日　時　分	自衛隊		人	
		その他		人	

災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注)第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

第２号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は「○○㈱○○工場」のように事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項で「法」という。）第２条第２号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第２条第４号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第５号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害に状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア　原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ　原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ　その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

消 防 特 第 ６ ２ 号
平成２４年３月３０日

関係道府県消防防災主管部長　殿

消防庁特殊災害室長

異常現象の発生時における迅速な通報の確保について（通知）

石油コンビナート等災害防止法第２３条において特定事業者に義務付けられている異常現象の通報は、応急対応の端緒となる重要な措置であり、迅速かつ適確に実施されることが必要ですが、未だ通報に時間を要している事案も多く発生している状況です。

このような状況を踏まえ、消防庁では「異常現象発生時における通報の迅速化に係る検討会」を開催し、異常現象の通報の実態を調査し、通報が遅れる要因の抽出、迅速な通報を確保するための方策について検討を行いました。検討結果を踏まえ、異常現象の迅速な通報確保のための方策を下記のとおりとりまとめましたので、貴職におかれましては、下記事項に留意の上、特定事業者への指導等にあたられるとともに、貴道府県内の関係市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３７条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

１　適切な通報体制の確保に関する事項

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第２６条第１項第９号に規定される防災規程に定めなければならない異常現象の通報に関する事項に関して、迅速かつ適確な通報を確保するため、特定事業者に対し次の事項について確認を行い、必要に応じて改善するように消防機関から指導することが考えられること。

（１）通報と応急措置の役割分担が明確となっていない場合には、両方の措置を確実に実施できる体制を確保すること。

（２）異常現象と認識しているにもかかわらず、情報収集を行った後に通報することとなっている場合には、異常現象と認識した時点で通報する体制とすること。

（３）従業員（協力会社等の従業員を含む。）が異常現象の判断に迷うことにより通報が遅れるおそれのある場合には、異常現象の通報に関する教育、訓練の内容を充実させること。

（４）通報の手順が定められていないことや複雑であること等により通報が遅れるおそれのある場合には、別紙１を参照し、迅速な通報が行える体制を構築すること。

２　異常現象への対応に関する事項

（１）異常現象と事故の相違を踏まえ、別紙２を参照し、双方を適正に取り扱うこと。

（２）異常現象は通報のみが必要とされているものであり、通報された異常現象に対して、内容にかかわらず一律に石油コンビナート等災害防止法第３９条等に基づく報告を求めないこと。

なお、発生した異常現象の内容を勘案し、必要に応じて事後に報告を求め、又は口頭で問い合わせることは可能であること。

また、事故報告については従前どおり、関係道府県及び関係消防機関の運用に基づいて行われるものであること。

（３）限られた消防力を有効に活用するとともに、特定事業者の通報への躊躇をなくし迅速な通報を確保する観点から、特定事業者から異常現象の規模や被害拡大の危険性について適確な通報がなされるときに異常現象の内容に応じた出動体制で対応することを考慮することが望ましいこと。

３　異常現象の通報に関する共通認識に関する事項

（１）関係道府県、関係消防機関及び特定事業者において意見交換等を行い、異常現象の通報について共通認識を有するようにすることが望ましいこと。

（２）関係道府県及び関係消防機関は、特定事業者の通報への躊躇をなくし迅速な通報を確保する観点から、石油コンビナート等災害防止法の異常現象の通報の意義について、近隣住民等に対して平常時から機会をとらえ広報し、石油コンビナートの防災体制に対する理解を深めるよう努めるとともに、特定事業者に対して近隣住民等へ広報を行い、信頼関係の構築に努め

るよう指導することが望ましいこと。

４　その他

（１）「異常現象の範囲について（通知）（昭和５９年７月１３日消防地第１５８号）」の一部を下記のとおり改正する。

ア　２　爆発　中「施設、設備等」を「化学的変化又は物理的変化により発生した爆発現象で施設、設備等」に改める。

イ　３　漏洩　中「準危険物」を「可燃性固体類、可燃性液体類」に改め、「次に掲げる少量」の下に「（液体の危険物及び可燃性液体類にあっては数リットル程度）」を加え、「漏洩で、」の下に「漏洩範囲が当該事業所内に留まり、」を加え、「散水、回収、除去等の保安上の措置」を「散水等の保安上の措置（回収及び除去を除く。）に改める。

「製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付随する設備（以下「製造等施設設備」という。）」を「施設又は設備（以下「施設等」という。）」に、「製造等施設設備」を「施設等」に改める。

「発見時に」の下に「漏洩箇所が特定されたものであって、」を加え、「製造等施設設備」を「施設等」に改め、「作動若しくは操作」の下に「若しくはバンド巻き、補修材等による軽微な応急措置（以下「軽微な応急措置」という。）」を加える。

ウ　４　破損　中「製造等施設設備」を「製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）」に改め、「修復、」を削る。

「措置を必要とするもの」の次に「ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏洩の発生のおそれがなくなったものを除く。」を加える。

エ　５　暴走反応等　中「制御不能なもの等」を「制御不能なもの、地盤の液状化等であって」に改める。

（２）石油コンビナート等災害防止法以外の法令による通報、届出及び報告については、従来どおり当該法令の定めるところによるものであること。

【問い合わせ先】
消防庁特殊災害室
担　当：松木課長補佐、渡邊係長
電　話：03－5253－7528　ＦＡＸ：03－5253－7538

別紙１

異常現象発生時における通報ガイドライン

１　異常現象発見から通報担当部署への所内連絡

(1)　異常現象を発見した者は、直ちに通報担当部署（防災センター等）へ連絡する。

(2)　異常現象に該当するか否かの判断に迷った場合についても、直ちに通報担当部署へ連絡するものとする。

※　現場確認等に時間を要し、連絡が遅れることのないように留意する。

２　消防機関への通報

(1)　発見者から異常現象発生の所内連絡（上記１(2)の場合を含む。）を受けた通報担当部署は、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、直ちに消防機関に通報するとともに、自衛防災組織に異常現象の発生を連絡する。

(2)　消防機関への迅速な通報体制が確保されている場合は、事業の実施を統括管理する者が消防機関へ通報する。

※　消防機関への通報については、第１報にて把握している情報をできる限り迅速に通報することとし、詳細については第２報以降に通報する等、第１報の通報の迅速化に努める。

３　事業の実施を統括管理する者等への所内連絡

(1)　２(1)により通報担当部署が消防機関に通報した場合は、事業の実施を統括管理する者又はその代理者に連絡する。

(2)　連絡を受けた事業の実施を統括管理する者等は特定事業者へ連絡する。

(3)　連絡を受けた特定事業者は、直ちに、防災規程等及び石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、当該特定事業所の自衛防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行うよう指示する。

４　その他

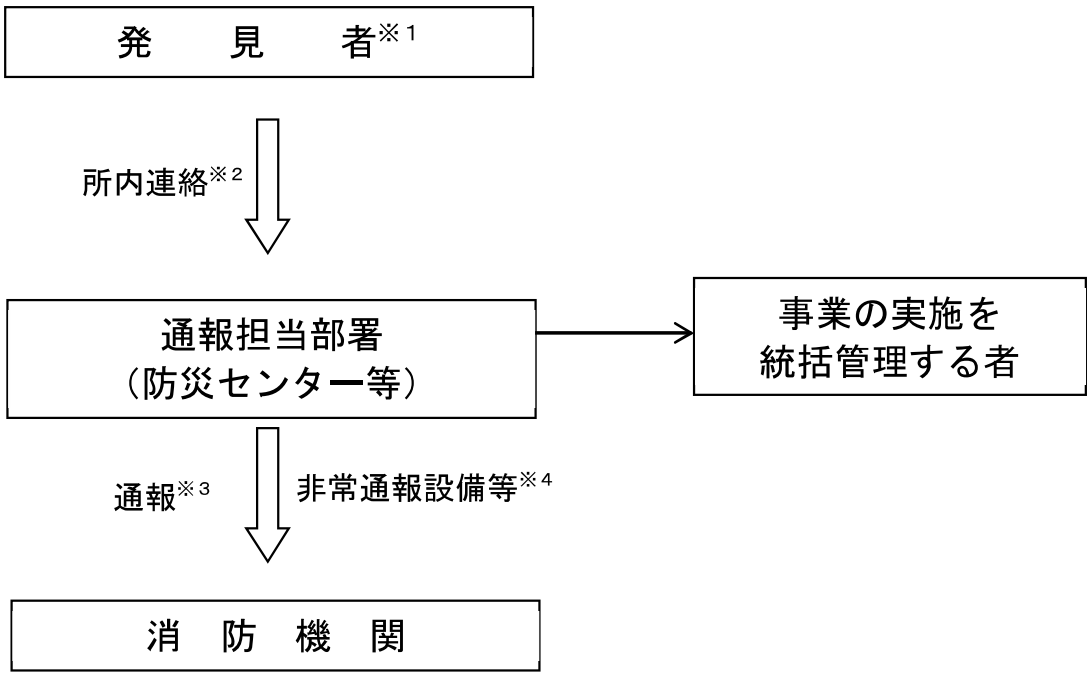
(1)　各特定事業所において、消防機関への迅速な通報が確保されるように、消防機関と検討する等により、別添１を参照し通報マニュアルを定めておく。

(2)　迅速な通報が行われなかった場合には、「別添２　通報体制の見直し方法」により、通報マニュアルの見直し等を実施する。

(3)　特定事業者は異常現象の発見者が迅速に判断できるよう異常現象の通報に関する教育、訓練等の充実に努める。

別添１

通報系統図（例）

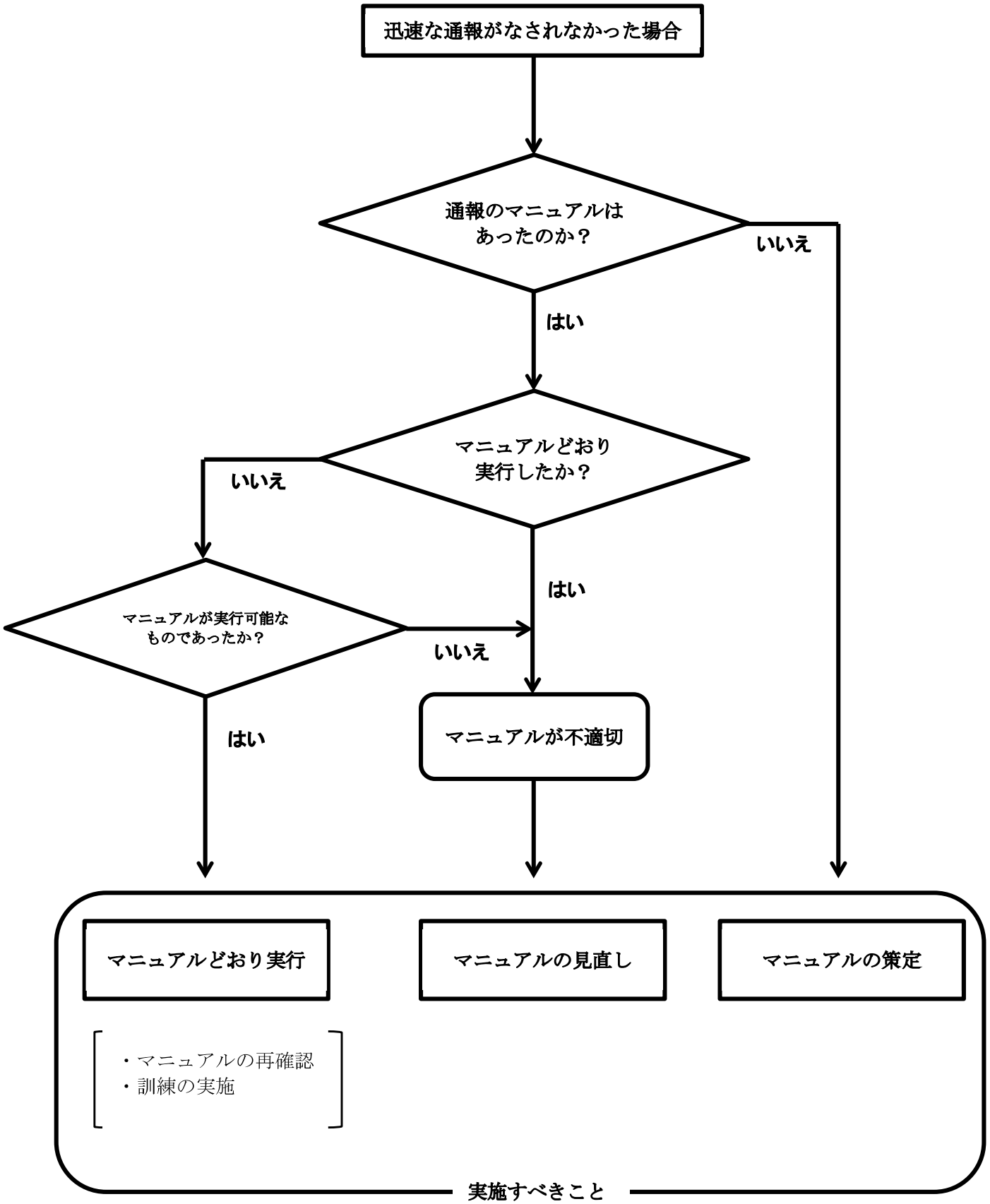


※１　発見者とは、異常現象の発生を覚知した者である。ただし、通報が迅速に行われる場合は、異常現象発生現場の責任者等が発見者となることも考えられる。

※２　発見者は異常現象の発生をできるだけ簡潔・迅速に通報担当部署に連絡する。

※３　消防機関への通報は第１報（発生場所、異常現象の種別、発見時の状況等）をできるだけ迅速に行う。

※４　通報は非常通報設備等を使用する。非常通報設備よりも迅速に通報する手段がある場合は、最も迅速に行える方法で通報する。


迅速な通報がなされなかった場合
通報のマニュアルは
あったのか？
いいえ
はい
マニュアルどおり
実行したか？
いいえ
はい
マニュアルが実行可能な
ものであったか？
いいえ
はい
マニュアルが不適切
マニュアルどおり実行
マニュアルの見直し
マニュアルの策定
・マニュアルの再確認
・訓練の実施
実施すべきこと

別紙２

異常現象への対応に関すること

（「異常現象発生時における通報の迅速化に係る検討報告書　平成 23 年３月」より抜粋）

１　「異常現象」と「事故」の相違

「異常現象」と「事故」は、範囲及び事象発生に対する対応について、以下のような相違があることから、このことを踏まえて適正に対応することが適当であると考えられる。

(1)　範囲の相違

「異常現象」の範囲には、「事故」の前兆現象が含まれていることから、「事故」とは異なるものであり、石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）の概念上は「異常現象」の範囲が「事故」の範囲を包含していると考えられる。

(2)　事象発生に対する対応の相違

異常現象の発生に対する現状の対応について、発生した事象を「事故に該当しない場合」と「事故に該当する場合」に区分し、特定事業者、消防機関及び都道府県の対応を整理すると、次に示すとおり、それぞれの場合における「応急対応」と「事後対応」に相違がある。

ア　事故に該当しない場合（図２－１参照）

(ｱ)　応急対応

特定事業者、消防機関及び都道府県（石油コンビナート等防災本部）ごとの役割により整理する。

ａ　特定事業者

石油コンビナート等特別防災区域の特定事業者は、法第２３条に基づき、異常現象が発生した場合に消防機関等へ通報する。

通報には、１１９番又はホットライン等が用いられている。

ｂ　消防機関

消防機関は、特定事業者からの通報により異常現象の発生を覚知した際、当該異常現象が消防組織法第４０条に基づく即報要領の即報基準に該当するかどうか判断し、都道府県へ連絡する。

(a)　即報基準に該当すると判断した場合

様式(第２号様式) を都道府県へファックスにより即報する。

なお、この即報は、法第２３条に基づく消防機関から都道府県への通報を兼ねる。

(b)　即報基準に非該当と判断した場合

法第２３条に基づき、都道府県へ電話又はファックスにより様式（第２号様式に準拠）を送付することにより通報する。

ｃ　都道府県

都道府県は、消防本部からｂ、(ａ)の即報を受けた場合、当該即報及び自ら収集した情報を整理して消防庁へファックスにより様式(第２号様式)を送付する。

(ｲ)　事後対応

ａ　事象の把握

消防機関は、事業者に対して指導又は法第３９条（報告の徴収）に基づき、

報告の求め又は口頭による問い合わせを行うとともに、現場調査を実施している。なお、一部の石油コンビナート等特別防災区域では、特定事業者は、石油コンビナート等防災計画に基づき、消防機関及び都道府県に異常現象の報告を行っている。

b　消防庁への報告

消防庁は、消防組織法第４０条に基づく「「危険物製造所等及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告」の改正について（平成１５年８月１９日付け消防危第８５号・消防特第１７５号）」により、都道府県及び市町村（消防機関）に対して、特定事業所で発生した「特定防災施設の破損」及び「異常現象に該当するもの」について、四半期ごとにオンライン入力による報告を求めている。

なお、当該通知により報告の対象が「特定事業所に係る事故」から「異常現象に該当するもの」に変更され、事故に該当しないものも報告されている。

消防機関は、前ａにより把握した内容を基に報告を作成し、当該報告について都道府県が内容を確認した上で、消防庁に送付される。

イ　事故に該当する場合（図２－２参照）

(ｱ)　応急対応

特定事業者、消防機関、都道府県ごとの役割により整理する。

a　特定事業者

事故に該当しない場合と同様に、石油コンビナート等特別防災区域の特定事業者は法第２３条に基づき、消防機関等へ通報する。

なお、当該通報は、火災又は危険物施設からの流出事故の場合には消防法に基づく通報を兼ねる。

b　消防機関

事故に該当しない場合と同様である。

なお、消防機関は、第三者からの通報により事故の発生を覚知する場合もある。

また、発生した事象が直接即報基準に該当する場合には、消防機関は直接消防庁へ様式（第２号様式）により即報する。

c　都道府県

事故に該当しない場合と同様である。

(ｲ)　事後対応

a　事象の把握

事故に該当しない場合と同様である。なお、危険物施設の事故の場合には市規則により報告される場合もある。

b　消防庁への報告

事故に該当しない場合と同様である。

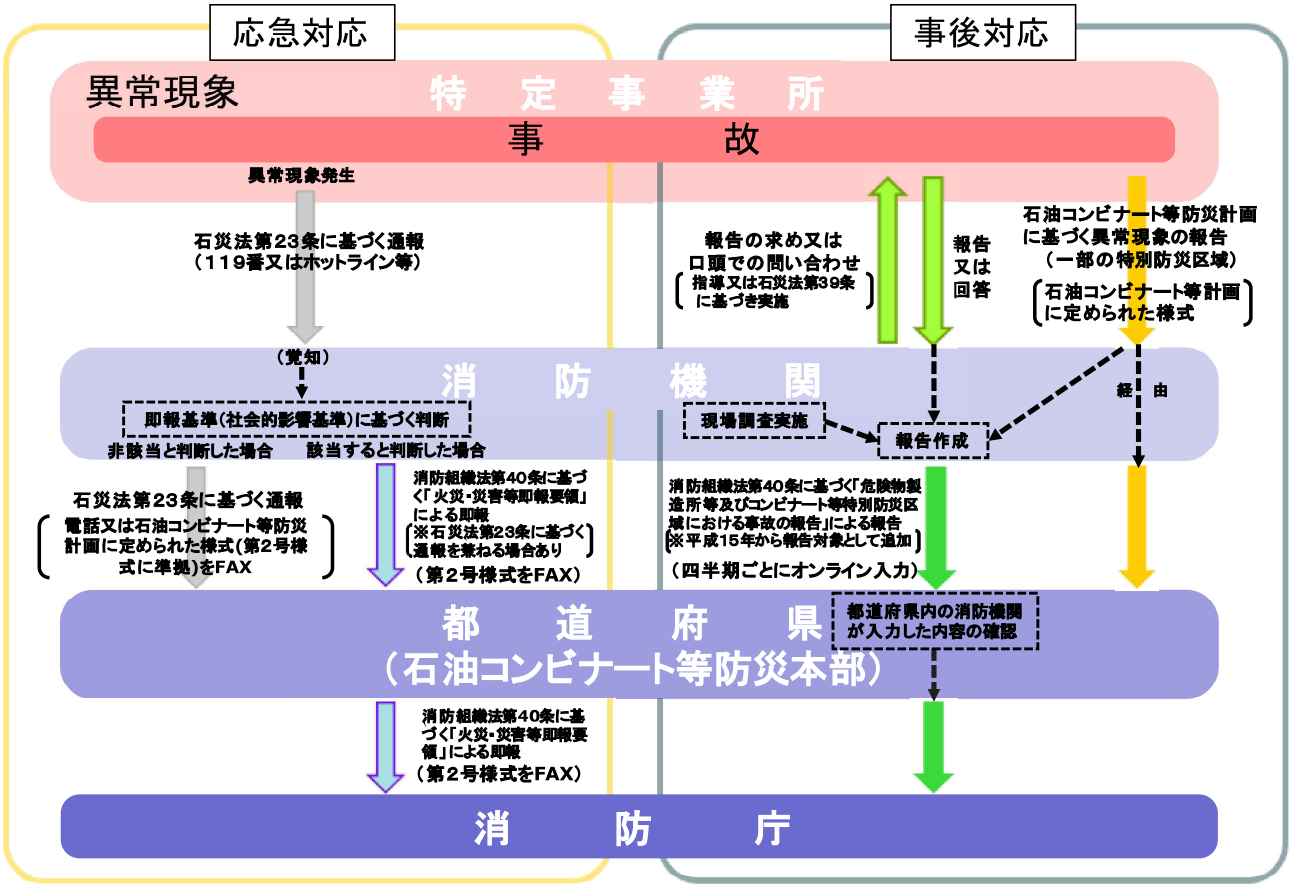


図２－１　異常現象の発生に対する現状の対応（事故に該当しない場合）

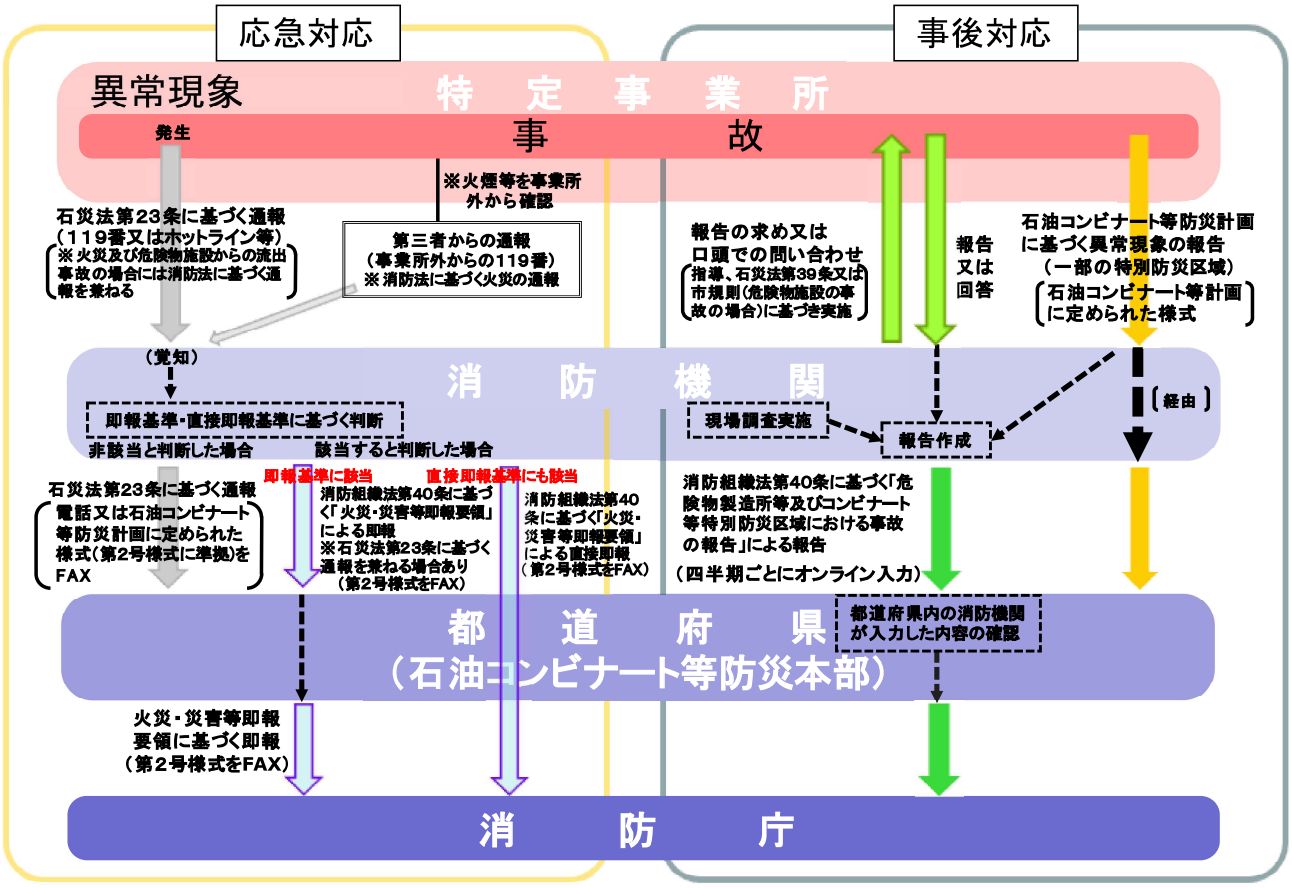


図２－２　異常現象の発生に対する現状の対応（事故に該当する場合）

２　異常現象に対する報告

異常現象が発生した場合に、その内容に関わらず一律に報告書の作成を求めている場合があり、このことが特定事業者の負担を大きくし、特定事業者が通報をためらう要因になっているとの指摘がなされた。

「異常現象」は通報が必要とされる現象であり、その現象の発生をもって報告を求めることは、法の趣旨からは適当ではないと考えられる。

したがって、通報の迅速化の観点からは、特定事業者の負担を軽減し、通報をためらう要因を排除するため、異常現象の発生に対して内容にかかわらず一律に報告を求めることは適当ではないと考えられる。なお、発生した事象の内容を勘案し、事象に応じて適切に報告を求めることは可能である。また、事故報告については従前どおり、関係都道府県及び関係消防機関の運用に基づいて行われるものである。

異常現象に対する報告の見直しに伴い、前１、(2)、ア、(イ)に示した異常現象の発生に対する事後対応を次のように見直すことが適当であると考えられる。

(1)　事故に該当しない場合（図２－３参照）

ア　石油コンビナート等防災計画による異常現象の報告の見直し

一部の石油コンビナート等特別防災区域において石油コンビナート等防災計画に基づき行われている「異常現象の報告」については、求めないこととすることが適当である。

なお、発生した事象の内容等について、必要に応じて報告の求め又は口頭での問い合わせを行うことは可能である。

イ　消防庁への報告の見直し

異常現象については報告を求めないこととする。

(2)　事故に該当する場合（図２－４参照）

ア　石油コンビナート等防災計画による異常現象の報告

前(1)と同様に石油コンビナート等防災計画に基づく「異常現象の報告」では報告を求めないこととすることが適当である。なお、事故報告については従前どおり、関係道府県及び関係消防機関の運用に基づいて行われるものである。

イ　消防庁への報告

異常現象については報告を求めず、事故について報告を求めることとする。

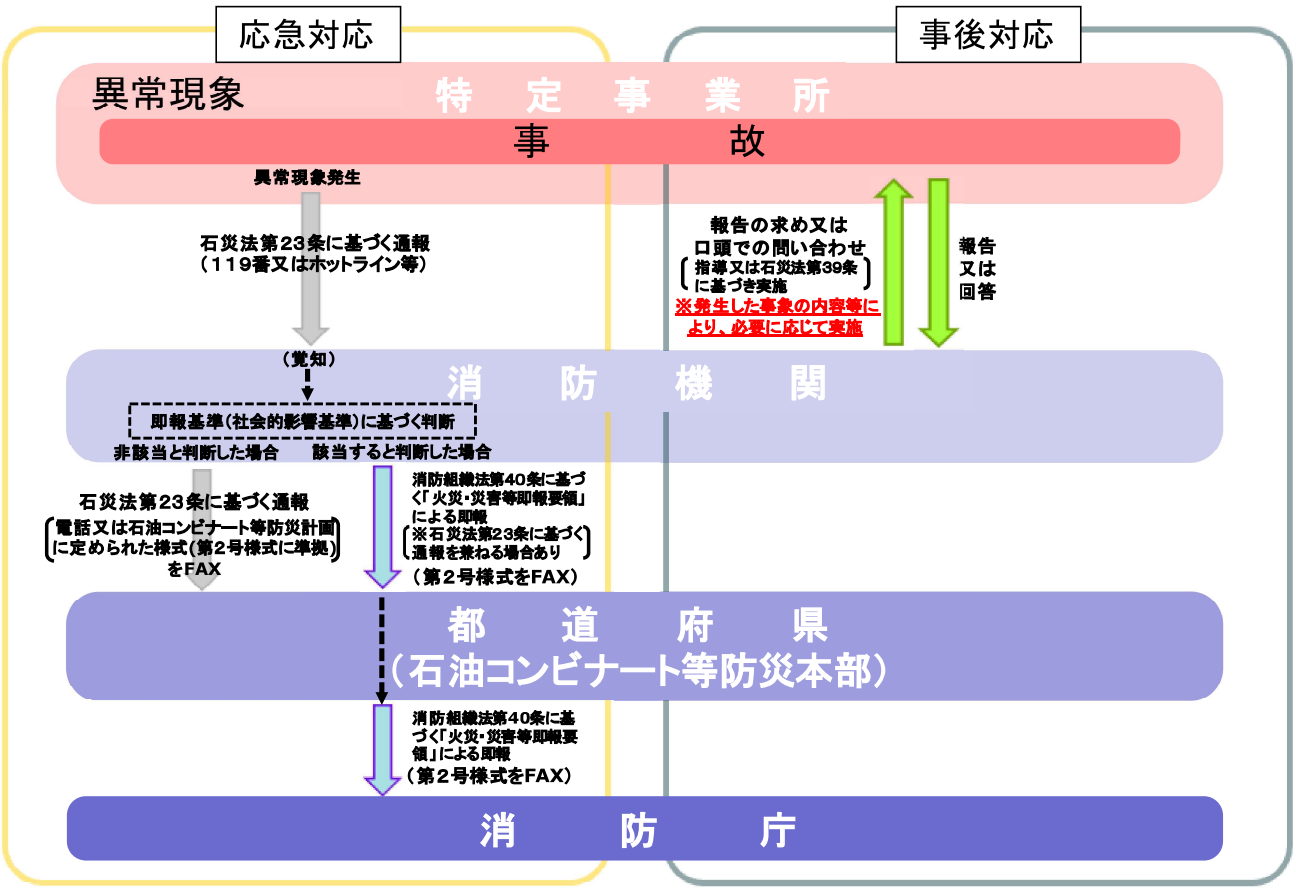


図２－３　異常現象の発生に対する今後の対応（事故に該当しない場合）

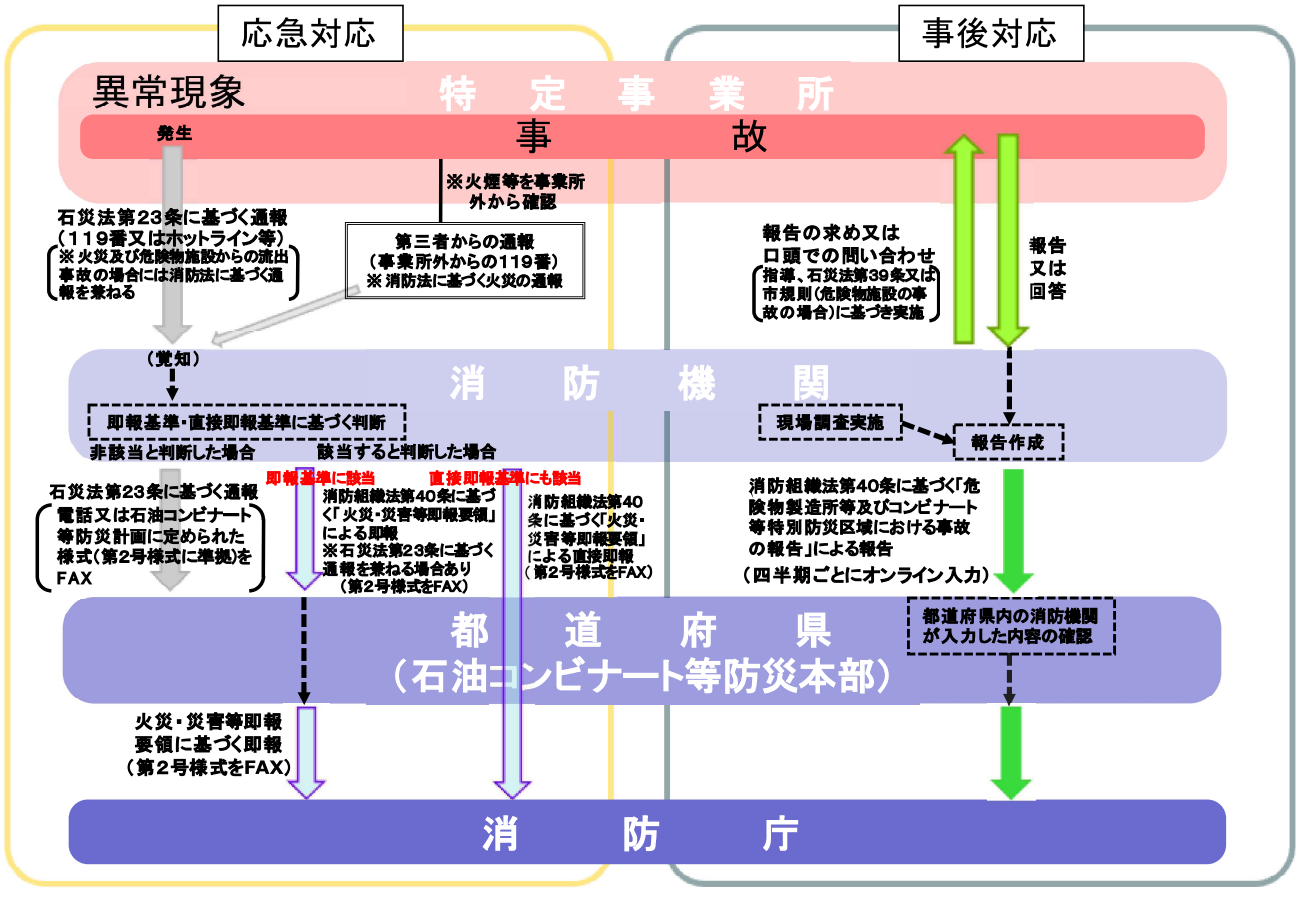


図２－４　異常現象の発生に対する今後の対応（事故に該当する場合）

消防地　第１５８号
昭和 59 年７月 13 日

関係都道府県消防防災主管部長　殿

消防庁地域防災課長

異常現象の範囲について（通知）

特定事業所における異常現象の発生について、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第８４号）第２３条の規定に基づく迅速かつ適確な通報を徹底するため、異常現象の範囲を下記のとおり定めたので、通知する。

貴職におかれては、異常現象の範囲について、下記に基づき石油コンビナート等防災計画に明示するとともに、特定事業所に係る防災規程に定めるよう指導されたい。この場合、当該特別防災区域又は当該特定事業所の状況に応じて、さらに具体的に定めて差し支えないものである。

なお、下記の異常現象の範囲については通商産業省との間で了解が為されたものである。

おって、管下市町村に対しても、この旨通知のうえ、遺憾のないようよろしく御指導願いたい。

記

１　出　　火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの

２　爆　　発

施設、設備等の破損が伴うもの

３　漏　　洩

危険物、準危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏洩

ただし、次にかかげる少量の漏洩で、泡散布、散水、回収、除去等の保安上の措置を必要としない程度のものを除く。

(1) 製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備（以下「製造等施設設備」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う製造等施設設備の正常な作動又は操作によるもの

(2) 発見時に既に漏洩が停止しているもの又は製造等施設設備の正常な動作若しくは操作により漏洩が直ちに停止したもの

４　破　　損

製造等施設設備の破損、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに修復、使用停止等緊急の措置を必要とするもの

５　暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の動作又は操作によっても制御不能なもの等、上記１から４に掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの

別紙様式２

異　常　現　象　報　告　書

年　　月　　日

和歌山県石油コンビナート等防災本部
本部長　　和　歌　山　県　知　事　　様

届出者　事　業　所　名
事業所所在地
（ＴＥＬ）
代　表　者　名　　印

1	異常現象の種類	
2	異常現象発生日時及び鎮火・処理終了時刻	発　生　　月　　日（　　曜日）　　時　　分 鎮火等　　月　　日（　　曜日）　　時　　分
3	異常現象発生場所及び施設の概要	施設地区　　装置 別　添　No.
4	異常現象発生時の気象状況	気温　　℃　・　湿度　　％　・　風向 風速　　m/sec　・　天気
5	製造・貯蔵所等の区分及び取扱い品目	
6	異常現象の状況	別　添　No.
7	異常現象発生原因	別　添　No.
8	措置状況	別　添　No.
9	防災活動状況	別　添　No.
10	被害状況	流出等の量 死者　　名　　重傷者　　名　　軽傷者　　名
11	通報時刻及び通報先並びに通報方法	消防本部　　月　　日　　時　　分　　１１９・一般加入電話　ホットライン 他機関（　　）　　その他（　　）
12	保安管理組織	別　添　No.
13	許認可関係	別　添　No.
14	その他参考事項	別　添　No.
15	報告書作成者	所属　　職名　　氏名　　TEL:　　（内　　）

異 常 現 象 報 告 書 記 載 要 領

異常現象の種類	爆発、火災、可燃性ガスの流出、有毒ガスの流出、危険物の流出、危険物の漏えい破裂、毒劇物の流出、その他のうちから該当するものを記入すること。
届　出　者	事業所名は、異常現象発生事業所名を記載すること。
異常現象発生日時	時刻は２４時間呼称による。
鎮火・処理時刻	火災等の鎮圧、流出、漏えい等の処理終了又は災害のおそれのなくなった時刻を記入すること。
異常現象発生場所及び施設の概要	施設区分は、石油コンビナート等災害防止法による区分を、装置は、異常現象発生装置名を記入すること。 施設の概要は、別添で、施設の生産能力、機能、稼働方法、施設の配置、及び異常現象発生設備の構造、材質、安全装置等の概要、温度、圧力、事故にかかる物質の性状等を記入すること。
製造、貯蔵所等の区分及び取扱い品目	異常現象発生施設の高圧ガス、危険物等の許可区分、及び施設内に保有されていた物質の分類と名称等を記入すること。
異常現象の状況	発生前の状況、発生までの経過、発生時の状況等、いつ、誰が、どこで、どのような作業をしていたとき、どのようになって異常現象になったかを記入し、併せて被害の範囲も付記すること。
異常現象発生原因	直接的、間接的な発生原因、被害拡大原因等をできるだけ詳細に記入すること。
措　置　状　況	応急の措置、応急対策及び恒久対策を検討し、記入すること。
防災活動状況	使用した防災資機材、消防車等、自衛・公設消防に分けて活動状況を記入すること。
被　害　状　況	人的被害（死者、重傷者（１ヶ月以上）、軽傷者の別及び氏名、年齢、職名、被害部位等）、物的被害、被害状況及び被害面積、直接被害額等を記入すること。
保安管理組織	予防規程等に定められた組織及び責任者、取扱者等の役職名、氏名、免状の種類・番号等を記入すること。
許認可関係	石油コンビナート等災害防止法による第１種、第２種事業所の指定年月日、高圧ガス保安法、消防法、労働安全衛生法関係の許可・完成検査年月日、保安検査・定期自主検査等年月日を記入すること。
その他参考資料	工場配置図、プラント機器プロット図、フローシート、異常現象発生部分の詳細図（アイソメ図）、新聞記事、写真等参考となる資料を添付すること。

別紙様式３

地　震　影　響　報　告　書

消防本部名

事業所名		所 在 地			
地　震 発生日時	年　月　日 時　分頃	地　震 発生場所		規 模	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ
点検日時	年　月　日 時　分 ～ 時　分	影 響 の 有　無	有　　無		
点検装置 及び施設 の名称					
被害状況					
措置状況					
備　　考					

別紙様式４

	A	B	C	D	E	F	G
1							
2		項　　目		入力欄			
3	0	年 ※					
4		都道府県コード					
5		消防本部コード ※					
6		消防本部名					
8	1	事故名 ※					
10	2	事故種別	(主) ※		異常現象 ※: 該当　非該当		
11			(主(その他の場合の)内容)		(石油コンビナートの特別防災区域での事故のみ選択)		
13			(従)				
14			(従(その他の場合の)内容)				
15	3	事故発生日時 ※					
17		推定・確定 ※					
18	4	発見日時					
19	5	覚知日時 ※					
20	6	鎮圧・応急措置完了日時 ※					
21	7	鎮火・処理完了日時 ※			調査中		
23	8	覚知別 ※					
24		〃 (覚知(その他の場合の)内容)					
26	9	気象状況	(天気)				
28			(風向)				
29			(風速)				
30			((気温)0℃以上)				
31			((気温)0℃未満)				
32			(相対湿度)				
33	10	発生事業所	(名称) ※				
34			(業態コード)				
35			(業態) ※		業態		
36			(事業の概要)				
38			(従業員数) ※				
40			(従業員のうち正社員の割合) ※				
42			(種別) ※				
43	11	発生場所	(市区町村コード) ※				
45			(所在地) ※				
47			(場所区分) ※				
49			(施設区分) ※		区分		
50			(特別防災区域名) ※				
51	12	施設装置	(名称コード)				
52			(名称)		施設装置名称		
53			(名称その他)				
54			(能力)				

	A	B	C	D	E	F	G
55			(温度) ※		□ 常温		
56			(圧力) ※		□ 常圧		
57			(名称コード)				
58			(名称) ※				
59	13	機器等	(名称その他)				
60			(規模) ※				
61			(名称コード)				
62			(名称) ※				
63			(名称その他)				
65	14	発生箇所	(材質) ※				
66			(材質その他)				
68			(設置位置) ※				
69			(運転状況コード)				
70			(運転状況) ※				
71			(運転状況その他)				
72			(運転状況簡記)				
73	15	発生時	(作業状況コード)				
74			(作業状況) ※				
75			(作業状況その他)				
76			(作業状況簡記)				

	A	B	C	D	E	F	G
77			(施設区分コード)				
81			(施設区分/製造・貯蔵・取扱・運搬の別) ※		製造・貯蔵・取扱・運搬の別		
82				01	02	03	04
83				類・品名・性質	類・品名・性質	類・品名・性質	類・品名・性質
84			(類・品名・性質コード)				
85			(類・品名・性質) ※				
86			(品名(小分類)その他)				
87			(名称) ※				
89			(数量) ※				
90			(倍数)				
91				05	06	07	08
92				類・品名・性質	類・品名・性質	類・品名・性質	類・品名・性質
93			(類・品名・性質コード)				
94			(類・品名・性質) ※				
95			(品名(小分類)その他)				
96			(名称) ※				
98			(数量) ※				
99			(倍数)				
100				09	10	11	12
101				類・品名・性質	類・品名・性質	類・品名・性質	類・品名・性質
102			(類・品名・性質コード)				
103			(類・品名・性質) ※				
104		16 発生施設規制区分等	(品名(小分類)その他)				
105			(名称) ※				
107			(数量) ※				
108			(倍数)				
109				13	14	15	16
110				類・品名・性質	類・品名・性質	類・品名・性質	類・品名・性質
111			(類・品名・性質コード)				
112			(類・品名・性質) ※				
113			(品名(小分類)その他)				
114			(名称) ※				
116			(数量) ※				
117			(倍数)				
118				17	18	19	20
119				類・品名・性質	類・品名・性質	類・品名・性質	類・品名・性質
120			(類・品名・性質コード)				
121			(類・品名・性質) ※				
122			(品名(小分類)その他)				
123			(名称) ※				
125			(数量) ※				
126			(倍数)				
127			(合計倍数)	0.00			
129			(設置の完成:年月日) ※				
131			(直近の完成:年月日)				

	A	B	C	D	E	F	G
133			(物質区分) ※				
135			(状態) ※				
137			(圧力) ※				
139			(温度) ※				
140				21	22	23	24
141				類・品名・性質	類・品名・性質	類・品名・性質	類・品名・性質
142			(類・品名・性質コード)				
143			(類・品名・性質) ※				
144			(品名(小分類)その他)				
145			(名称) ※				
147			(CASNo)				
148			(流出量) ※				
149		17 物質の区分等	(流出量 調査中/不明の別) ※	調査中 不明	調査中 不明	調査中 不明	調査中 不明
151			(単位) ※				
152			(単位その他)				
153				25			
154				類・品名・性質			
155			(類・品名・性質コード)				
156			(類・品名・性質) ※				
157			(品名(小分類)その他)				
158			(名称) ※				
160			(CASNo)				
161			(流出量) ※				
162			(流出量 調査中/不明の別) ※	調査中 不明			
164			(単位) ※				
165			(単位その他)				

	A	B	C	D	E	F	G
167	18	危険物保安統括管理者 ※					
169	19	危険物保安監督者 ※					
171	20	危険物取扱者の取扱・立会い ※					
173	21	名称1					
174		ファイル名1					
175		名称2					
176		ファイル名2					
177		名称3					
178		ファイル名3					
179		名称4					
180		ファイル名4					
181		名称5					
182		ファイル名5					
183	22	事故の概要 ※					
185	23	緊急措置の状況	(有無) ※	有			
187			緊急措置①～③ ※				
188			第1種から第5種消火設備の場合 火災鎮火の効果	火災鎮圧に効果有	火災鎮圧に効果有	火災鎮圧に効果有	
189			緊急措置その他①～③				
191	24	原因	(主原因) ※				
193			(着火原因) ※				
195			(人的要因①)		人的要因詳細		
197			(人的要因②)		人的要因詳細		
199			(人的要因③)		人的要因詳細		
201			(物的・その他の要因①)		物的・その他の要因		
203			(物的・その他の要因②)		物的・その他の要因		
205			(物的・その他の要因③)		物的・その他の要因		
207			(関連原因) ※				
209			(人的要因①)		人的要因詳細		
211			(人的要因②)		人的要因詳細		
213			(人的要因③)		人的要因詳細		
215			(物的・その他の要因①)		物的・その他の要因		
217			(物的・その他の要因②)		物的・その他の要因		
219			(物的・その他の要因③)		物的・その他の要因		
220			(発生原因の状況) ※				
222	25	被害の状況 ※					

	A	B	C	D	E	F	G
223			(当事者:死亡者数)				
224			(　〃　:重症者数)				
225			(　〃　:中等症者数)				
226			(　〃　:軽症者数)				
228			(　〃　:正社員、非正社員別) ※				
230			(　〃　:死傷原因)				
231			(　〃　:死傷原因 その他)				
232			(　〃　:職業又は職名)				
233			(防災活動従事者:死亡者数)				
234			(　　〃　　:重症者数)				
235			(　　〃　　:中等症者数)				
236			(　　〃　　:軽症者数)				
238		26 人的被害	(　　〃　　:死傷原因)				
239			(　　〃　　:死傷原因 その他)				
240			(　　〃　　:職業又は職名)				
241			(第三者:死亡者数)				
242			(　〃　:重症者数)				
243			(　〃　:中等症者数)				
244			(　〃　:軽症者数)				
246			(　〃　:死傷原因)				
247			(　〃　:死傷原因 その他)				
248			(　〃　:職業又は職名)				

	A	B	C	D	E	F	G
249			(被災影響範囲及び拡大の状況) ※				
250			(施設等の被害状況) ※				
251	27	物的被害	(物質の被害状況) ※				
253			(損害額) ※				
254			(一万円以上の場合の金額) ※		万円(1万円未満の数を四捨五入)		
255			(消防機関:台)				
256			(〃 :隻)				
257			(〃 :機)				
258			(〃 :人)				
259			(消防団:台)				
260			(〃 :隻)				
261			(〃 :機)				
262			(〃 :人)				
263			(海上保安部:台)				
264			(〃 :隻)				
265			(〃 :機)				
266			(〃 :人)				
267			(その他の機関:台)				
268			(〃 :隻)				
269			(〃 :機)				
270			(〃 :人)				
271	28	関係機関、自衛防災、消防組織等の出動状況	(自衛:台)				
272			(〃 :隻)				
273			(〃 :機)				
274			(〃 :人)				
275			(共同:台)				
276			(〃 :隻)				
277			(〃 :機)				
278			(〃 :人)				
279			(応援:台)				
280			(〃 :隻)				
281			(〃 :機)				
282			(〃 :人)				
283			(その他:台)				
284			(〃 :隻)				
285			(〃 :機)				
286			(〃 :人)				

	A	B	C	D	E	F	G
288			(公設消防機関:番号①)				
290			(〃 :番号②)				
292			(〃 :番号③)				
293			(公設消防機関:内容)				
295	29	実施した防災活動の状況	(自衛防災・消防組織等:番号①)		(〃 :番号④)		
297			(〃 :番号②)		(〃 :番号⑤)		
299			(〃 :番号③)		(〃 :番号⑥)		
300			(自衛防災・消防組織等:内容)				
301			(消防機関への通報)				
302			(関係機関への情報提供)				
303			(指揮本部等の設置運営)				
304			(消火等の活動)				
305	30	防災活動上の問題点	(二次災害に対する処置)				
306			(教育・訓練)				
307			(消火設備の作動状況)				
308			(その他)				

	A	B	C	D	E	F	G
309			(施設名①)				
310			(使用停止:年月日①)				
311			(改善命令:年月日①)				
312			(停止解除:年月日①)				
313			(関係条項①)				
314			(その他:内容①)				
315			(その他:年月日①)				
317			(その他:文書・口頭①)				
318			(施設名②)				
319			(使用停止:月日②)				
320			(改善命令:年月日②)				
321			(停止解除:年月日②)				
322	31	行政措置	(関係条項②)				
323			(その他:内容②)				
324			(その他:年月日②)				
326			(その他:文書・口頭②)				
327			(施設名③)				
328			(使用停止:月日③)				
329			(改善命令:年月日③)				
330			(停止解除:年月日③)				
331			(関係条項③)				
332			(その他:内容③)				
333			(その他:年月日③)				
335			(その他:文書・口頭③)				

	A	B	C	D	E	F	G
336	32	定期点検等	(定期・自主点検(消防法):年月日)				
337			(定期・自主点検(その他):年月日)				
338			(洩れ試験等(消防法):年月日)				
339			(洩れ試験等(その他):年月日)				
340			(一体点検(消防法):年月日)				
341			(一体点検(その他):年月日)				
342			(保安検査(消防法):年月日)				
343			(保安検査(その他):年月日)				
345	33	当該施設に係る法令違反の有無	(有無) ※	無			
346			(内容)				
347	34	今後の対策や所見					

新入力要領

危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告書入力要領

項目欄	入力要領
0　年 都道府県コード 消防本部コード	オフライン事故情報作成ソフトを利用される場合は、登録年及び都道府県コード並びに消防本部コードを半角で入力すること。 ＊　オンラインシステムで入力する場合は必要なし。
1　事故名	火災、爆発、流出、破損等の種類及び事故の発生原因・状況が明らかとなるように簡潔な表現方法を用いて５０文字程度以内で入力すること。また、できる限り以下の並びとすること。 （「事故発生施設装置等」の「施設・装置名称」及び「機器等名称」並びに発生箇所・原因」）＋（危険物名）＋（火災または流出） 〔例〕 ・地下タンクからボイラーへの埋設配管の腐食による重油の流出 ・一般取扱所において、ドラム缶から携行缶に移し替え中に静電気によりガソリンが着火したことによる火災 ・タンク受入れ配管をピグでクリーニング中、工事中の火気によりピグ出口で爆発 ・屋外タンクに接続したボイラー（一般取扱所非該当）のサービスタンクのフロートスイッチ故障による重油の流出 ・給油取扱所で誤注入されたガソリン入り灯油の販売
2　事故種別	(1)　該当種別を選択すること。事故種別は次のとおり。 1　爆発：化学的変化による爆発の一つの形態であり、急速に進行する化学反応によって多量のガスと熱とを発生し、爆鳴・火災及び破壊作用を伴う爆発現象及び物理的変化による爆発現象をいう。 2　火災：人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするものをいう。 3　流出：危険物の漏えい　漏れ、溢れ、飛散、流出又は噴出等をいう。なお、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）に定める特定事業所においては、危険物のほか高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物又は劇物の漏えいを含む。 また、製造所等に配管で接続された少量危険物施設等において、明らかに指定数量以上の危険物が流出し、又は焼失したものと認められる場合には、当該製造所等の事故（流出）として扱う。 4　破損：製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準が適用されている部分における破損（亀裂、損傷、破壊等）をいう。なお、特定事業所においては、危険物のほか高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物又は劇物に係る関係法令等によって、当該物質を貯蔵又は取扱う施設の構造及び設備の基準が適用される部分における破損（亀裂、損傷又は破壊等）をいう。 5　その他：上記１～４に該当しないものをいう。なお、この場合（　）内にその内容を簡記すること。 6　コンタミ：製造所等の危険物タンクで油種が違うものが混じった場合をいう。給油取扱所において、販売の有無に関わらずコンタミが判明した場合は、コンタミ事故として取り扱うこと。 また、腐食疲労等劣化等により水が混入した場合（水コンタミ）にあっては、破損又はその他の事故として取り扱うこと。 ＊　移動タンク貯蔵所の交通事故について、１～４に該当しないものは入力の必要はない。

	＊　少量危険物施設の場合、石災法上の異常現象でなければ入力の必要はない（製造所等に配管で接続された少量危険物施設等において、明らかに指定数量以上の危険物が流出した場合を除く。）。 (2)　石油コンビナート等特別防災区域における事故の場合は、異常現象に該当、非該当を選択すること。 事故種別の２以上が発生した場合のうち、爆発及び火災の双方が発生した場合は、発端となった形態を（主）に、引き続き発生した形態を（従）に選択すること。それ以外の場合は（主）のみを選択すること。 〔例〕 ・爆発後に延焼した場合 （主）に爆発、（従）に火災を選択する。 ・配管のピンホール部分から油漏れが発生し、火災となった場合 （主）に火災を選択すること。 ・移動タンク貯蔵所が横転しタンク側面に亀裂が生じ、積載していた灯油が流出した場合 （主）に流出を選択すること。 ・固定給油設備に乗用車が衝突し破損した場合 （主）に破損を選択すること
３ 発生	事故が発生した日時を入力し、推定、確定、不明の別を選択すること。不明を選択した場合は、入力の必要はない。 なお、時刻については、24時間表示にすること（以下同じ。）。
４ 発見	事故を発見した日時を入力すること。
５ 覚知	消防機関が事故を覚知した日時を入力すること。 発生から処理完了まで長時間を要する事案の場合、覚知日時を基準とし、報告する。 〔例〕 ・流出発生H20年12月１日(推定)、覚知H21年１月１日、処理完了２月１日 H21年第１四半期の事故報告で報告のこと
６ 鎮圧・応急措置完了	事故種別に応じて、次のとおり現場の最高指揮者（消防機関の職員）が認定した日時を入力すること。 (1)　火災：火勢が防ぎょ下に入り、拡大の危険がなくなった。 (2)　その他の事故：応急措置が完了した。（流出事故の場合、流出防止措置が完了した。）。
７ 鎮火・処理完了	事故種別に応じて、次のとおり現場の最高指揮者が認定した日時とすること。 (1)　火災：再燃のおそれがなくなった。 (2)　上記(1)以外の事故：全ての処理が完了した。
８ 覚知別	消防機関が事故を覚知した方法の該当する区分を選択（入力）すること。 覚知方法区分 １１９ 無線 ホットライン 警察電話 駆付 事後聞知 一般加入 その他 なお、「その他」の場合は、（　）内にその内容を入力すること。
９ 気象状況	天気・風向について、天気区分及び風向区分を選択すること。

		天気区分：快晴、晴、曇、煙霧、砂じんあらし、地ふぶき、霧、霧雨、雨、みぞれ、雪、あられ、ひょう、雷雨、不明 風向区分：無風状態、北、北北東、北東、東北東、東、東南東、南東、南南東、南、南南西、南西、西南西、西、西北西、北西、北北西、風向不明 風速・気温・相対湿度については、火災報告取扱要領によること。
10 発生事業所	(1)名称等	「○○株式会社○○工場」のように事業所名称の全てを入力すること。 なお、特定事業所の場合には、事業所名称の後に「石油コンビナート等実態調査入力要領」に定める特定事業所の団体コードを併記すること。 〔例〕□□株式会社□□工場　123456 また、事故の発生した事業所が、合同事業所（「石油コンビナート等災害防止法の運用について」（昭和５２年７月２２日付け消防地第１２４号　５２立局第４６６号　建設省都防発第６２号）第１、２により、一の事業所とされている事業所をいう。）を構成する事業所である場合（合同事業所の主たる事業所である場合を除く。）にあっては、事故の発生した事業所の名称の後に主たる事業所の名称を（　）書きで入力すること。 〔例〕△株式会社△△工場（□□株式会社□□工場　123456）
	(2)種別	発生事業所が、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）内であるかどうかについて該当する項目を選択すること。 特別防災区域内：発生事業所が、石災法第２条第２号に規定する特別防災区域内に存している場合 特別防災区域外：上記以外の場合 当該区域が特別防災区域内である場合は、下記該当項目を選択すること。 ①レイアウト：石災法第２章に規定するレイアウト対象の事業所 ②第１種　：石災法第２条第４号に規定する事業所（①を除く。） ③第２種　：石災法第２条第５号に規定する事業所 ④その他　：①～③以外の事業所 なお、事故の発生した事業所が、合同事業所を構成する事業所である場合にあっては、合同事業所としての種別を選択すること。
	(3)業態	火災報告取扱要領別表第２「業態別分類表」により分類し、業務例示を参考にして選択すること。
	(4)事業の概要	事業所の名称によって事業の概要を知ることの出来ない場合に入力するものとし、事業の概要が明らかとなるよう簡潔に入力すること。 〔例〕・エチレン、プロピレン、塩素等を原料とし、酸化エチレン、酸化プロピレン及びその誘導体を製造 ・油圧鋳造機ほかの機械設備によりアルミ製自動車部品を製造
	(5)従業員数	事業所に所属する従業員（常時事業所内で業務に従事する派遣社員、アルバイト社員等を含む。）の数を選択すること。 従業員とは、事故発生時に事故発生事業所に所属する従業員（総合職・技能職・一般職等全ての職種を含む。）とし、子会社、関連会社の社員等であっても、常時事業所内で業務に従事する者を含む。ただし、このなかには施設の保守、改修等のために一時的に事業所内で作業する者は含まない。 １:10 人以下　２:11 人～20 人　３:21 人～30 人　４:31 人～40 人 ５:41 人～50 人　６:51 人～100 人　７:101 人～300 人　８：301 人以上

	うち 正社員の割合	事業所に所属する従業員のうち正社員（派遣社員、アルバイト社員等は含まない）の割合を選択すること。 １:30%以下　２:30%を超え 40%以下　３:40%を超え 50%以下 ４:50%を超え 60%以下　５:60%を超え 70%以下　６:70%を超え 80%以下 ７:80%を超え 90%以下　８:90%を超え 100%以下
11 発生場所	(1)所在地 (2)区分	事故の発生した場所の地番まで入力すること。 事故の発生場所が事業所内又は事業所外であるかについて選択すること。 「事業所内」は、石災法第２章の適用を受けるレイアウト対象の事業所（事故の発生した事業所が合同事業所を構成する事業所である場合であって当該合同事業所がレイアウト対象の事業所である場合を含む。）であるとき、該当する施設地区を選択すること。 施設地区：製造施設地区、貯蔵施設地区、入出荷施設地区、用役施設地区、事務管理施設地区、その他施設地区 「事業所外」は、当該場所が海上、陸上又はその他（河川、湖沼）のうち該当する項目を選択すること。 「10 発生事業所」欄で種別が特別防災区域内である場合は、その区域名を入力すること。
12 施設装置	(1)名称 (2)能力	別表第１「施設装置名称コード表」により、事故が発生した施設又は装置の名称及びそのコード番号を選択すること。この場合、「その他」となるときは内容を(2)の能力欄に簡記すること。なお、装置等のとらえ方が困難な場合は、入力を要しない。 装置等の処理能力（キロリットル/日、トン/時）、消費量（リットル/時）、容量（リットル）等を入力すること。 〔例〕・常圧蒸留装置　15,000 キロリットル/日 ・ボイラー施設　350 トン/時 〔地下タンク貯蔵所、給油取扱所の場合の入力例〕 ・地下タンク貯蔵所の場合、名称欄に地下タンク（1209）を選択、能力欄にタンク容量を入力 ・給油取扱所の場合、名称欄にその他（9999）を選択し、能力欄に給油取扱所である旨及びタンク容量を入力 ※　固定給油（注油）設備、印刷機等の施設内の機器については、次の「13 機器等」で入力すること。
13 機器等	(1)名称 (2)規模 (3)温度・圧力	事故に係る機器等について、別表第２「機器等名称コード表」により選択すること。この場合、「その他」となるときは内容を簡記すること。 〔例〕・地下貯蔵タンクの場合、名称は「貯槽（タンク）」を選択する。 容量、寸法、能力等（直径○○ミリメートル、高さ○○ミリメートル、容量○○リットル）を入力すること。 〔例〕・地下貯蔵タンクの場合 直径 1,300 ミリメートル、全長 3,800 ミリメートル、容量 5,000 リットル 発災時に当該機器等又は取り扱っていた物質の温度及び圧力（メガパスカル）とすること。ただし、常温、常圧の場合は、各チェックボックスにチェックをすること。

<table>
<tr><td>14 発生箇所</td><td>(1)名称</td><td>別表第３「発生箇所部位部品名称コード表」により選択すること。
〔例〕
・油を地下タンクに貯蔵するためポンプにて送油したが、地下タンクの残量を確認せずに行ったため通気管より流出・・・「通気管」と入力
・給油取扱所の送油配管の腐食によるガソリンの流出・・・「給油管等」と入力
・給油取扱所の固定給油（注油）設備のホースの破裂により流出・・・「給油（注油）ホース」と入力
・移動タンク貯蔵所からポリ容器に灯油を充填中、注油ホースから注油ノズルが脱落し、灯油が流出・・・「給油（注油）ノズル」と入力</td></tr>
<tr><td></td><td>(2)材質</td><td>発生箇所部位部品の主たる材質を次表に基づき選択（入力）すること。
ステンレス、アルミニウム、特殊合金、ガラス、鋼鉄、鋳鉄、銅、
パーライト、合成樹脂、ＦＲＰ、コンクリート、石綿、木材、ゴム
紙、その他（　　）

なお、鋼板、鋼管、管継手、バルブ等については、JIS 規格番号及び材料記号等を入力することでもよい。
〔例〕
・鋼板　JIS G 3101 SS400
・鋳鉄フランジ型仕切弁　JIS B 2071　呼び圧力 10K SCPH2</td></tr>
<tr><td></td><td>(3)設置位置</td><td>発生箇所が「屋内」(埋設を除く)、「屋外」(埋設を除く)、「埋設」(土または砂と触れている場所)のいずれの部分であるかを選択すること。

＊ピット内、カルバート内は「屋内」とする。</td></tr>
<tr><td>15 発生時</td><td></td><td>事故が発生した時の施設装置の運転状況及び作業員等の作業状況を、別表第４「運転・作業状況コード表」により選択（入力）すること。なお、作業状況は、事故の主原因が人的要因に係る場合のみ入力すること。
この場合、「その他」となるときは内容を簡記すること。</td></tr>
<tr><td>16　発生施設規制区分等</td><td>(1)施設区分</td><td>該当する項目を選択すること。なお、各項目は以下のとおりである。
「1.危険物　」：消防法の許可又は承認に係る危険物施設
「2.高圧ガス」：高圧ガス保安法の許可に係る高圧ガスの施設
「3.高危混在」：消防法及び高圧ガス保安法の許可に係る施設
「4.その他」：運搬、無許可施設、上記 1～3 に該当しない石災法上の特定事業所の施設等</td></tr>
<tr><td></td><td>(2)製造・貯蔵・取扱・運搬の別</td><td>①　製造所、貯蔵所、取扱所、運搬の区分を選択すること。
ただし、次の区分の場合、右欄の設置形式等を参考に該当する項目を選択すること。

<table><tr><td>区分</td><td>設置形式等</td></tr><tr><td>屋内貯蔵所</td><td>平屋建、平屋建以外、建築物内設置、特定、特定の高層式、高層式、指定過酸化物、その他</td></tr><tr><td>屋外タンク貯蔵所</td><td>特定、準特定、新法、旧法（第一段階基準、第二段階基準、旧基準）、円柱屋根、球面屋根、シングルデッキ型浮屋根、ダブルデッキ型浮屋根、固定屋根付き浮き屋根、岩盤タンク、地中タンク、海上タンク、その他</td></tr></table></td></tr>
</table>

地下タンク貯蔵所	鋼製タンク（二重殻タンク以外）、鋼製二重殻タンク、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク、強化プラスチック製二重殻タンク、タンク室、直埋設、漏れ防止
移動タンク貯蔵所	積載式、積載式以外、給油タンク車、国際コンテナ、単一車、被けん引車
給油取扱所	航空機、船舶、鉄道又は軌道、LNG、CNG、水素、自家用、メタノール、エタノール、セルフ、屋内、屋外
販売取扱所	一種、二種
移送取扱所	特定、特定以外
一般取扱所	吹付塗装等、洗浄作業、焼入等、消費、充てん、詰替え、油圧装置等、切削装置等、熱媒体油循環装置

〔例〕
・地下タンク貯蔵所で設置形式が「鋼製タンク」「タンク室」の場合、鋼製タンク（タンク室）を選択
・給油取扱所で設置形式が「セルフ」「屋外」の場合、セルフ（屋外）を選択

〔事故のあった施設のとらえ方の例〕
・給油取扱所内で移動タンク貯蔵所から出火し、給油取扱所の施設が焼損
……移動タンク貯蔵所の事故
・灯油用固定注油設備から移動タンク貯蔵所に注入中、タンクが満杯となり移動タンク貯蔵所のマンホールから流出
……給油取扱所の事故
・移動タンク貯蔵所から給油取扱所の地下タンクに注入中、危険物が流出
……移動タンク貯蔵所のホースの破損等、移動タンク貯蔵所から地下タンクの注入口の前までの間で流出した場合には移動タンク貯蔵所の事故
……地下タンクの通気管やマンホール等地下タンクの注入口以降から流出した場合には給油取扱所の事故
・屋外タンク貯蔵所に接続したボイラー（一般取扱所非該当）のサービスタンクからの重油の流出
……屋外タンク貯蔵所の事故
・移動タンク貯蔵所から灯油ホームタンクに注入中、灯油ホームタンクの注入口から灯油の流出
……移動タンク貯蔵所の事故
・灯油タンクに誤ってガソリンを注油し、そのガソリン入り灯油を販売
……給油取扱所の事故
・許可施設と許可施設とを結ぶ配管の途中で重油が流出
……漏油部分を含む施設側の事故

② 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いは、それぞれ「仮貯蔵」、「仮取扱い」とすること。

③ 危険物の運搬は「運搬」、無許可施設は「無許可」とすること。

(3)類・品名・名称・数量・倍数

当該危険物施設の許可に係る危険物の類、品名、政令別表第３に規定する性質（以下、「性質」という。）、名称、数量及び指定数量の倍数を選択（入力）すること。品名の略名は、原則使用しない。

〔例〕
給油取扱所で、ガソリン、灯油、軽油及び廃油（第３石油類）を扱う場合
第４類　第１石油類（非水溶性）　ｶﾞｿﾘﾝ　10000ﾘｯﾄﾙ50倍
〃　第２石油類（　〃　）　灯油　10000ﾘｯﾄﾙ10倍

		〃　　〃　　（　〃　　）　軽油　10000ﾘｯﾄﾙ10倍 〃　　第３石油類（　〃　　）　廃油　10000ﾘｯﾄﾙ　５倍　　計75倍
	(4)設置の完成 直近の完成	①　製造所等：設置に係る完成検査日及び直近の変更に係る完成検査日 ②　仮貯蔵又は仮取扱い：承認に係る取扱い等の開始日 ③　運搬又は無許可施設：入力の必要はない。
17 物質の区分等	(1)物質・状態・圧力・温度	(1)　事故の発端となった物質について、該当する全ての区分を選択すること（危険物の場合、指定数量の少ない物質から入力のこと）。 物質区分：危険物、高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物、劇物、その他 また、当該物質の物理的な状態の該当する項目を選択すること。 状態　：　固相、液相、気相 圧力　：　常圧、加圧 温度　：　低温、常温〔0-40℃〕、高温 物質の名称（商品名は除く。）を入力すること。この場合、危険物であるときは、類、品名及び性質並びに化合物名又は物質名を入力すること。物質名の略名は原則使用しない。また、商品名は使用しない。 〔例〕 ・第１類　塩素酸塩類（第１種酸化性固体）名称：塩素酸ナトリウム ・第４類　第１石油類（非水溶性液体）　名称：ガソリン ・高圧ガス　名称：水素 ・指定可燃物　名称：プラスチック ・その他　名称：紙くず
	(2)分類・名称・ＣＡＳNo.	(2)　物質のＣＡＳNo.（Chemical Abstracts Service Registory Numbers の略で、アメリカの CAS Chemistry System に登録されている番号）が判明している場合は、その番号を入力する。
	(3)流出量	流出事故の場合には、流出した物質の量を入力し、単位を選択すること。 流出量：（　　）、単位：(ﾘｯﾄﾙ／ｷﾛｸﾞﾗﾑ／その他（　　))
18 危険物保安統括管理者 19 危険物保安監督者 20 危険物取扱者の取扱・立会い		該当する項目を選択すること。ただし、仮貯蔵・仮取扱い、運搬及び無許可施設は選択の必要はない。 危険物保安統括管理者　：選任有、選任無、不要 危険物保安監督者　：選任有、選任無、不要 危険物取扱者の取扱・立会い：有、無
21 設備・機器等の概要		工程図（フローチャート）で書き表すことのできる設備等については、工程図及び機器構造図（概略図）に発災部分を明示すること。 工程図で書き表せない設備等については、ブロックダイヤグラム及び許可図面等を用いて概要及び発災部分を明示すること。 上記図面は、電子ファイルにより入力すること。 なお、登録可能な電子ファイル容量制限は、１ファイルにつき５ＭＢで、電子ファイルは５ファイルまで登録可能。
22 事故の概要		事故の全体の状況が把握できるように、 (1)　事故に至る経緯 (2)　事故時の作業等の状況 (3)　事故の模様 (4)　被害の範囲 (5)　死傷者の発生状況

	(6)　実施した緊急措置 (7)　作動すべき安全装置等の状況 などについて簡記すること。なお、個人名、会社名等は入力しないこと。 ＊　文中で使われる「容量」、「能力」等の単位は、全て漢字、カタカナで入力すること。 〔入力例〕リットル、平方メートル、トン、キロパスカル ＊ 記載例は以下のとおり (火災事例) 製造所内において、容器の清掃のためトルエンを洗浄液としてステンレス容器内で手洗い洗浄していたところ、アースを接地することを失念したため、引火性雰囲気下において静電気が発生、可燃性蒸気に着火したことで洗浄作業をしていた従業員が火傷をしたもの。周辺の設備等への延焼はない。 (爆発・火災事例) 工場内加熱蒸気発生プラントのトラブルにより全プラントの緊急停止を行っていたところ、爆発火災が発生、隣接するプラントへ延焼した。また、爆発による爆風と飛散物により、周辺施設や一般家屋にも損傷等の被害が及んだもの。この爆発・火災により従業員１名が死亡した。 (流出事例) 地下タンク貯蔵所の液面計が実際と異なる油量を表示していたため、移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に地下タンクの容量限界を超えた受入れをしたことにより、地下タンクの通気管先端部から敷地及び河川に灯油 100 リットル（うち約 10 リットルが河川）が流出した。なお、吸着マットを使用し、応急措置を実施した。
23 緊急措置の状況	発災時に実施した緊急措置の有無のいずれかを選択すること。 緊急措置を実施した場合は、その内容を下記の「緊急措置コード表」に従い、複数ある場合には主要な３種類までを選択（入力）すること。 その他を選択した場合は、措置内容を簡記すること。 第１種から第５種消火設備を使用し、火災鎮圧に効果があった場合は、チェックボックスにチェックをすること。 緊急措置コード表 緊急措置の内容 ／ コード番号 ／ 効果有 装置の緊急停止（原料遮断、ポンプ停止、反応停止剤投入等） ／ 1 ／ 周辺火気の消火 ／ 2 ／ 第１種消火設備 ／ 3 ／ □ 第２種消火設備 ／ 4 ／ □ 第３種消火設備 ／ 5 ／ □ 第４種消火設備 ／ 6 ／ □ 第５種消火設備 ／ 7 ／ □ 防油堤排水弁閉止、防油堤遮断装置作動等 ／ 8 ／ 緊急排出、緊急移送 ／ 9 ／ その他（　　） ／ 10 ／ 〔例〕・緊急遮断装置の作動 …… コード番号１を選択 〔例〕・ストーブ等の消火 …… コード番号２を選択 〔例〕・小型消火器による消火 … コード番号７を選択

24 原因

(1)主原因

主原因及び関連原因は、事故発生の主原因及び関連原因を、下記の「事故別の主原因及び関連原因の区分表」に従い選択すること。

(2)関連原因

関連原因は、主原因以外に事故の原因になったと考えられるものを二種類まで選択すること。

区分の判断には別表第５「主原因及び関連原因の区分のための例示」を参考にすること。

【事故別の主原因及び関連原因の区分表】

事故	主原因及び関連原因の区分
爆発・火災	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、放火等、交通事故、類焼、最大震度６弱以上の地震、その他の地震等災害、風水害、不明、調査中
流出・破損	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、最大震度６弱以上の地震、その他の地震等災害、風水害、悪戯、不明、調査中

※　主原因で「腐食疲労等劣化」、「設計不良」、「故障」等の「物的・その他の要因」を入力した場合、この事故の背景として「維持管理不十分」、「操作確認不十分」、「監視不十分」といった「人的要因」が関与しているケースは、関連原因としてこれら「人的要因」を入力すること。

（例）　長期間の点検を怠ったために腐食孔を発見できず、結果として危険物配管、容器等から危険物が流出した場合、主原因としては「物的・その他の要因」である「腐食疲労等劣化」が該当し、関連原因としては「人的要因」である「維持管理不十分」が該当する。

【要因別の主原因及び関連原因の区分表】

要因別	主原因及び関連原因の区分
人的要因	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分
物的・その他の要因	腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、悪戯

(3)主原因・関連原因の詳細

主原因及び関連原因の詳細を、別表第６、７「事故分析チェックリスト（人的要因)、(物的・その他の要因)」より選択すること。なお、関連原因を二種類選択した場合は、関連原因を選択した順に詳細を入力してください。

(4)着火原因

着火原因及びそのコードを下記の「着火原因コード表」に従い選択すること。

【着火原因コード表】

着火原因	裸火	高温表面熱	溶接・溶断等火花	静電気火花
コード番号	11	12	13	14

着火原因	電気火花	衝撃火花	自然発熱	化学反応熱	摩擦熱
コード番号	15	16	17	18	19

着火原因	過熱着火	放射熱	その他	調査中	不明
コード番号	20	21	30	88	90

<table>
<tr><td></td><td></td><td>（注１）裸火
〔例〕屋内貯蔵所でガソリンをポリ容器に小分け中、タバコを吸おうとライターで火を付けたため発生した可燃性ガスに引火、出火したもの。
（注２）高温表面熱
〔例〕危険物容器を固定しない状態でエレファントノズルの内蓋を閉めずに運搬したため、容器が転倒し流出した油が排気管の熱により発火したもの。
（注３）静電気火花
〔例〕セルフスタンドで、客がガソリンを給油するため給油口のキャップを緩めた際、燃料タンク内に充満していた可燃性ガスが噴出し、静電気の放電によりスパークしたもの。
（注４）過熱着火
〔例〕アスファルトプラントを手動運転中、誤操作により材料供給が停止したため炉内温度が急激に上昇し、集塵装置のバグフィルターに着火したもの。</td></tr>
<tr><td></td><td>(5)発生原因の状況</td><td>主原因及び着火原因に至るまでの間接的な要因や作業環境の状況などを含め、必要な説明を加え入力すること。
〔例〕ベルトコンベアのロール軸受のボールベアリング等において過度の使用により摩擦熱が発生していたところ、プレス機から飛散した油圧作動油がコンベアベルト等を介して軸受部に達し、発火。さらに、油を含んでいたコンベアベルトに着火し延焼したもの。</td></tr>
<tr><td colspan="2">25 被害の状況</td><td>火災及び流出事故の場合、次の区分に従い、被害の拡大状況の該当する項目番号を選択すること。
<table><tr><td>1. 設備機器内</td><td>危険物施設から出火し、出火した設備機器内でとどまったもの</td></tr><tr><td>2. 施設装置建屋内</td><td>危険物施設から出火又は流出し、出火又は流出した施設建屋内など当該危険物施設でとどまったもの</td></tr><tr><td>3. 隣接施設へ拡大</td><td>他の施設にまで延焼又は流出拡大したが事業所※内でとどまったもの</td></tr><tr><td>4. 事業所外※へ</td><td>事業所外※にまで延焼又は流出拡大したもの</td></tr><tr><td>5. 他の施設から</td><td>他の施設からの類焼により当該危険物施設が火災となったもの</td></tr><tr><td>6. 流出に起因し施設外から</td><td>危険物の流出に起因し施設外から火災となったもの</td></tr></table>※　移動タンク貯蔵所が荷卸先等の事業所内に在る場合は、「事業所」を「当該移動タンク貯蔵所が在る事業所」と読み替える。</td></tr>
<tr><td colspan="2">26 人的被害</td><td>次の区分に従い、被害内容等を入力すること。
重症　：傷病の程度が３週間の入院加療を必要とするもの以上のもの
中等症：傷病の程度が重症又は軽症以外のもの
軽症　：傷病の程度が入院加療を必要としないもの

・当事者：発災事業所の従業員
当事者にあっては、正社員／非正社員／正社員及び非正社員のいずれかを選択すること。
・防災活動従事者：防災活動に従事した者（当事者を除く。）</td></tr>
</table>

		・第三者：上記の当事者及び防災活動従事者を除く者 なお、当該事故により負傷した後30日以内に死亡した者は死者とする。
	死傷原因	死傷原因を選択（入力）すること。 火災・煙／中毒／酸欠／墜落／転倒等／爆風圧等の衝撃／その他（　　）
27 物的被害	(1) 被災影響範囲及び拡大の状況	被害を受けた範囲及び拡大の状況の概要を入力すること。流出事故の場合は、流出範囲が事業所の敷地境界線から 100m程度で収まっているかどうかが、事故の深刻度レベルのしきい値となっていることから、このことが分かるような記載内容とすること。 〔例〕 ・火災により○○装置を焼損 ・爆発により飛散物が半径200㍍の範囲内に飛散し、住宅15棟のガラスが破損 ・流出した油が事業所側溝から河川に流れ込み、海上まで３㌔㍍にわたり拡散し、のり養殖に被害 ・地下タンクから灯油100㍑が漏えいし、うち約10㍑が施設外の側溝内に流出した。流出範囲は敷地境界線より100m程度に収まっている。 ・横転した移動タンク貯蔵所からガソリン及び軽油が幅４m、長さ30mにわたり漏えいした。
	(2) 施設等の被害状況	当該事故により被害を受けた施設（棟）、設備、機器等の名称及び数量並びに焼損、破損等の程度を入力すること。 〔例〕 ・○○工場 200平方㍍全焼、隣接事業所２棟（12平方㍍, 125平方㍍）部分焼及び活性炭吸着設備全焼 ・地上式固定給油設備１基を破損
	(3) 物質の被害状況	当該事故により被害を受けた物質の分類、名称及び数量並びに焼失、流出等の状況を入力すること。 なお、危険物の場合は、17欄と同様に入力すること。 〔例〕・第４類第１石油類（非水溶性）ガソリン 1,000㍑流出
	(4) 直接損害額	１万円未満又は１万円以上と選択すること。１万円以上の場合は、１万円未満の数を四捨五入した額を（　）に入力すること。 なお、損害額は事故によって受けた直接的な損害とし、消火活動等により受けた水損、破損、汚損等の損害は含めるが、消火等のために要した経費、整理費、り災のための休業による損失、河川等への流出に伴う損害等の間接的な損害の額は除く。 ＊損害額が調査中であっても登録業務を行い、判明後はすぐに入力すること。
28 関係機関、自衛防災・消防組織等の出動状況		各組織ごとに出動した車両、船艇、ヘリコプター及び人員の数（半角数字）を入力すること。
29 実施した防災活動の状況		防災活動を実施した場合は、その内容を次の「防災活動内容コード表」に従いコード番号を選択する（複数ある場合には公設消防機関については主要な３種類、自衛消防組織等については主要な６種類）とともに、公設消防機関については、火災警戒活動又は流出した油の回収等を含む消防活動について、自衛消防組織等については、初期消火又は緊急措置（オイルフェンスの展張等）を含めた防災活動について簡潔に入力すること。また、固定式消火設備の作動状況についても入力すること。

<table>
<tr><td></td><td>【防災活動内容コード表】
<table><tr><th>防災活動の概要</th><th>コード番号</th></tr><tr><td>消火</td><td>1</td></tr><tr><td>冷却</td><td>2</td></tr><tr><td>土のう積み等拡散防止措置</td><td>3</td></tr><tr><td>流出防止措置
（テーピング、プラグ打ち、フランジ増し締め等）</td><td>4</td></tr><tr><td>回収、除去、拡散</td><td>5</td></tr><tr><td>オイルフェンスの展張</td><td>6</td></tr><tr><td>油回収（海上）</td><td>7</td></tr><tr><td>付近住民への広報活動</td><td>8</td></tr><tr><td>救護活動待機</td><td>9</td></tr><tr><td>その他</td><td>99</td></tr></table>
その他の項目〔例〕
・救護活動
・調査活動</td></tr>
<tr><td>30 防災活動上の問題点</td><td>自衛防災組織又は自衛消防組織等の防災活動において問題となった事項がある場合、次の事項別によりその概要を入力すること。
①消防機関への通報　②関係機関への情報提供
③指揮本部等の設置運営　④消火等の活動
⑤二次災害に対する処置　⑥教育・訓練
⑦消火設備の作動状況　⑧その他

その他の項目〔例〕
・土壌に流出した重油の回収状況の確認に困難を極めた。
・用水路が暗きょになっているため、目視による確認が困難であった</td></tr>
<tr><td>31 行政措置</td><td>発災施設及び関連施設等について消防法に基づく許可の取消し等の命令を行った場合は、施設ごとに項目欄に入力すること。
なお、「その他」欄は、命令以外の措置をとったとき、その内容（警告、指示等）を（　）内に入力すること。

〔例〕
・法第11条の５第１項・第２項　危険物の貯蔵・取扱基準遵守命令
・法第12条第２項　製造所等の位置、構造及び設備の基準適合命令
・法第12条の２第１項・第２項　製造所等の使用停止命令
・法第12条の３第１項　製造所等の緊急使用停止命令
・法第13条の２第５項　危険物取扱者免状の返納命令
・法第13条の２４第１項　危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令
・法第14条の２第３項　予防規程変更命令
・法第16条の３第３項・第４項　危険物施設についての応急措置命令
・法第16条の５　資料提出命令、報告徴収命令
・法第16条の６　無許可貯蔵等の危険物に対する措置命令</td></tr>
<tr><td>32 定期点検等</td><td>直近の定期点検、自主点検、保安検査、一体点検の実施日を入力すること。
なお、漏れ試験等とは、地下タンク、地下埋設配管の漏れの有無に関する定期点検及び移動貯蔵タンクの水圧試験に係る定期点検をいう。また、一体点検とは、固定式の泡消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所の泡の適正な放出を確認する一体的な点検をいう。</td></tr>
</table>

33　当該施設に係る法令違反の有無	日常的な管理状況等も含め、当該施設における法令違反の有無について、該当項目を選択すること。 なお、法令違反のあった場合は、その概要と根拠条項を入力すること。 〔例〕 ・法第10条第１項　　指定数量以上の危険物の無許可貯蔵・取扱い ・法第10条第３項　　製造所等における危険物の貯蔵・取扱いの基準違反 ・法第11条第１項　　製造所等の無許可設置、位置・構造及び設備の無許可変更 ・法第11条第５項　　製造所等の完成検査前使用 ・法第11条第６項　　製造所等の譲渡・引渡の届出義務違反 ・法第11条の４第１項　　危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出義務違反 ・法第12条の２第１項・第２項　　製造所等の使用停止命令違反 ・法第12条の３　　製造所等の緊急使用停止命令又は処分違反 ・法第12条の６　　製造所等の廃止の届出義務違反 ・法第12条の７　　危険物保安統括管理者の選解任届出義務違反 ・法第13条第１項　　危険物保安監督者の選任義務違反 ・法第13条第２項　　危険物保安監督者の選解任届出義務違反 ・法第13条第３項　　製造所等における危険物取扱者以外の者の危険物の取扱い ・法第13条の２第５項　　危険物取扱者免状返納命令違反 ・法第14条の２第１項　　予防規程の作成認可の規定違反 ・法第14条の２第３項　　予防規程の変更命令違反 ・法第14条の３第１項・第２項　　保安検査受認義務違反 ・法第14条の３の２　　点検記録の作成及び保存の義務違反 ・法第16条　　危険物の運搬基準違反 ・法第16条の２第１項　　危険物取扱者の無乗車による危険物の移送 ・法第16条の２第３項　　危険物取扱者免状携帯義務違反 ・法第16条の３第２項　　製造所等における緊急事態虚偽通報 ・法第16条の３第３項・第４項　　製造所等の応急措置命令違反 ・法第16条の５第１項　　製造所等の立入検査等の拒否又は資料提出命令等違反 ・法第16条の５第１項　　移動タンク貯蔵所の停止命令等違反
34 今後の対策や所見 ※　危険物規制事務について管理･監督的立場にある方の意見を記載することが望ましい。	事故発生原因、拡大原因又は防災活動等から得られた課題をもとに当該施設で自主的又は消防の指導により実施された対策について簡記すること。 〔例〕 ・従業員の安全教育の実施 ・電気機器類の点検の実施 消防機関が事故から得た教訓、教訓をもとに消防機関としての取組むべきこと等について入力すること。 〔例〕 ・当該事業所に対し、従業員への教育及び吸殻の管理を徹底するよう指導したところであるが、今後、管内の他の事業所に対しても指導を行い、同種事故防止に努める必要がある。

人的要因の報告項目の入力要領

項目欄	入力要領
41 誤った行為を行った（操作未実施の場合は正しい操作を行わなかった）理由	なぜ、誤った行為を行ったのかを入力すること（行為者又は不作為者からの調書に基づき、供述が得られなかった場合は推定される項目に基づき入力すること）。 〔例〕 ・静電気火災に対する認識不足のため、アースをとらないでトルエンの移し替え作業を行った。 ・周囲の状況をよく確認せずに電気溶接作業を行ったため、溶接火花が周囲の可燃物に着火した。
42 取扱者、立会者の経験年数等	(1) 危険物を取り扱った者が従業員（正社員／非正社員）か従業員以外かを選択すること。 人的要因に基づく事故の場合に、事故原因となった危険物を実際に取扱った者の年齢及び当該取扱い行為や発災に関する作業の経験年月数を入力すること。 ・危険物を取扱った者の年齢　：（　）歳 ・発災に関する作業の経験年月数：（　）年（　）ヵ月 当該取扱者が持つ免状の種類を選択すること。【複数選択可】 甲種／乙種第１類／乙種第２類／乙種第３類／乙種第４類／乙種第５類／乙種第６類／丙種／無免許 また、上記の免状が、取り扱った危険物に対して適正か否かを選択すること。 (2) (1)の取扱者が無免許の場合、立ち会いを行った者について選択（入力）すること。 立ち会いを行った者が従業員（正社員／非正社員）か従業員以外かを選択すること。 人的要因に基づく事故の場合に、事故原因となった危険物の取扱いに立ち会った者の年齢及び発災に関する作業や立ち会いの経験年月数を入力すること。 ・立ち会いを行った者の年齢　：（　）歳 ・発災に関する作業の経験年月数：（　）年（　）ヵ月 当該立会者が持つ免状の種類を選択すること。【複数選択可】 甲種／乙種第１類／乙種第２類／乙種第３類／乙種第４類／乙種第５類／乙種第６類／丙種／無免許 また、上記の免状が、取り扱った危険物に対して適正か否かを選択すること。

腐食疲労等劣化の報告項目の入力要領

項目欄	入力要領
51 流出部位の詳細	流出した部位の場所、設計板厚、腐食形状及び大きさについて、選択（入力）すること。 ① 場所 母材部／溶接部／その他（　　） ② 設計板厚 （　）ミリメートル ③ 腐食形状 ピンホール／ピンホール以外 ④ 腐食の大きさ：（　　） 〔例〕直径１ミリメートル、４平方センチメートル
52 流出部位の使用年月数	流出部位の使用年月数を入力すること。 なお、流出部位に取替歴がある場合には、直近の取替日からの使用年月を入力すること。 ・使用年月数：（ ）年（ ）ヵ月／不明
53 流出部位に係る直近の点検内容と経過年月数	流出部位に係る直近の点検内容を選択（入力）し、その点検日からの経過年月を入力すること。 ・点検内容【複数選択可】 加圧法／減圧法／微加圧法／微減圧法／水圧／水張／放射線透過／磁粉探傷／浸透探傷／真空／その他（　　） ・経過年月数：（ ）年（ ）ヵ月／不明
54 日常の管理状況と異常覚知後の対応	流出・拡散防止のために実施されている日常の管理について選択（入力）すること。 また、異常覚知後の対応について、選択(入力)すること。 ① 日常の管理内容【複数選択可】 無／漏えい検知装置確認／在庫確認／目視点検／その他（　　） ② 日常管理の頻度 無／（　）日に一度／不定期 ③ 異常覚知後の対応 無／漏れ試験により漏れを確認／目視により漏れ箇所を発見／その他（　　）
55 腐食等劣化原因の調査	実施した設置環境の調査項目について、選択（入力）すること。【複数選択可】 無／管対地電位／土壌比抵抗／土質／地下水位／土壌水分含有率／水素イオン濃度／その他（　）
56 防食措置	防食措置の内容について選択（入力）すること。 (1)　埋設部 ① タンク本体 ・外面防食の種類 無／アスファルト／モルタル／エポキシ樹脂／タールエポキシ樹脂／ウレタンエラストマー樹脂／ガラス繊維強化プラスチック／その他（　　） ・内面防食の種類 無／強化プラスチック／その他（　　） ・電気防食の種類 無／流電陽極方式／外部電源方式／選択排流方式 ② 配管、機器等（タンク本体以外）

	・外面防食の有無 無／有（　　） ※有の場合は防食剤の種類を入力すること。 ・電気防食の種類 無／流電陽極方式／外部電源方式／選択排流方式 (2)　地上部（埋設部以外） ①　タンク本体 ・雨水浸入防止剤の有無 無／有（　　） ※有の場合は雨水浸入防止剤の種類を入力すること。 ・内面コーティングの種類 無／エポキシ系塗装／タールエポキシ系塗装／ガラスフレーク／ガラス繊維強化プラスチック／その他（　　） ・アニュラ板の裏面防食の種類 無／アスファルトサンド／アスファルトモルタル／アスファルトコンクリート／オイルサンド／油散布／その他（　） ・底板の裏面防食の種類 無／アスファルトサンド／アスファルトモルタル／アスファルトコンクリート／オイルサンド／油散布／その他（　） ②　配管、機器等（タンク本体以外） ・外面防食の種類 無／有（　　） ※有の場合は防食剤の種類を入力すること。 ・保温材の有無 無／有

交通事故の報告項目（移動タンク貯蔵所の単独事故に限る）の入力要領

項目欄	入力要領
61 事故を発生させた車両の詳細	車（セミトレーラの場合はトレーラ部）の使用年月数を入力すること。 事故を発生させた車両の移動貯蔵タンクの諸元（タイプ・サイズ・内部構造・材質）を選択（入力）すること。 ① 使用年月数：（　）年（　）カ月 ② タンク諸元 ・タイプ だ円／円／角／特殊形状 ・サイズ： 前方から（　）ﾘｯﾄﾙ、（　）ﾘｯﾄﾙ、（　）ﾘｯﾄﾙ、（　）ﾘｯﾄﾙ、（　）ﾘｯﾄﾙ、（　）ﾘｯﾄﾙ、（　）ﾘｯﾄﾙ、（　）ﾘｯﾄﾙ 合計（　）ﾘｯﾄﾙ ③ 材質 鋼／炭素鋼／ステンレス／アルミ／その他（　） ④ 板厚：（　　）ﾐﾘﾒｰﾄﾙ
62 道路状況	道路状況を選択（入力）すること。【複数選択可】 直線／カーブ／平坦／坂／乾いていた／濡れていた／凍っていた／アスファルト／コンクリート／砂利道／その他（　　）
63 乗務経験年数	事故を起こした運転手の当該車両への乗務経験年月数を入力すること。 乗務経験年月数：（　）年（　）ヵ月
64 積載状況	積み荷の積載状況について入力すること。 第１室:（　）（　）ﾘｯﾄﾙ、第２室:（　）（　）ﾘｯﾄﾙ、 第３室:（　）（　）ﾘｯﾄﾙ、第４室:（　）（　）ﾘｯﾄﾙ、 第５室:（　）（　）ﾘｯﾄﾙ、第６室:（　）（　）ﾘｯﾄﾙ、 第７室:（　）（　）ﾘｯﾄﾙ、第８室:（　）（　）ﾘｯﾄﾙ、 第９室:（　）（　）ﾘｯﾄﾙ、第10室:（　）（　）ﾘｯﾄﾙ 合計　（　）ﾘｯﾄﾙ 〔例〕第１室：(ガソリン) (3000) ﾘｯﾄﾙ
65 消防隊が積み荷の品名等を特定した方法	消防隊が積み荷の品名等を特定した方法を選択（入力）すること。 運転手からの情報／表示板／イエローカード／その他（　　）
66 イエローカードの有無	イエローカードの有無を選択すること。
67 移動貯蔵タンクの状況	材質、破損状況等を入力すること。 〔例〕 ・４室構造（4 ｷﾛﾘｯﾄﾙ×４室）の第２室の側板が縦５センチメートル横２センチメートルにわたって亀裂、損傷材質は、鋼板 3.2 ミリメートル

別表第１　施設装置名称コード表

	施設・装置名称	コード番号
共通	低圧湿式ガスホルダ	1101
	低圧乾式ガスホルダ	1102
	高圧ガスホルダ（球形、円筒形）	1103
	固定屋根式（地上）タンク	1201
	浮屋根式（地上）タンク	1202
	固定屋根付浮屋根（地上）タンク	1203
	円筒横置型（地上）タンク	1204
	地中タンク	1205
	岩盤タンク	1206
	海上タンク	1207
	屋内タンク	1208
	地下タンク	1209
	簡易タンク	1210
	その他のタンク	1299
	タンク専用室	1301
	貯蔵倉庫	1302
	移動貯蔵タンク	1303
	海上入出荷施設	1401
	ローリー充てん施設	1402
	ドラム充てん施設	1403
	貨車充てん施設	1404
	ボンベ充てん施設	1405
	冷凍施設	1501
	空気、不活性ガス施設	1502
	自家発電施設	1503
	受変電施設	1504
	ボイラー施設	1505
	電解施設	1506
	制御計測室	1507
	蒸気発生施設	1508
	配電施設	1509
	廃ガス燃焼装置	1601
	廃液、排水処理施設	1602
	排煙脱硫装置	1603
	集塵装置	1604
	焼却装置	1605
	脱湿装置	1606
	フレアスタック	1607
	事務所等	1701
	試験研究施設	1702
	分析、試験装置	1703
	自動車等の点検、整備作業場	1704
	洗浄作業場	1705
	販売店舗等	1706
	配合室	1707

	施設・装置名称	コード番号
石油精製工業	常圧蒸留装置	2101
	減圧蒸留装置	2102
	精製装置	2103
	分解装置	2104
	溶剤抽出装置	2105
	重油直接脱硫装置	2106
	重油間接脱硫装置	2107
	水添脱硫装置	2108
	改質装置	2109
	硫黄回収装置	2110
	ガス回収装置	2112
	水素製造装置	2113
	潤滑油製造装置	2114
	パラフィン製造装置	2115
	脱ろう装置	2116
	アルキル化装置	2117
	アスファルト製造装置	2118
	脱塩装置	2119
	その他	2999
ガス工業（ガス事業）	コークス炉	3101
	ガス発生炉	3102
	ナフサ改質装置	3103
	水素化分解炉	3104
	ガス改質装置	3105
	ガス精製装置	3106
	タール蒸留装置	3107
	ベンゾール精製装置	3108
	熱調調整装置	3109
	気化装置	3110
	ガス圧縮機	3111
	その他	3999
電力事業	発電装置	4101
	変圧装置	4102
	開閉装置	4103
	その他	4999
有機化学工業	【エチレン系製品】	
	エチレン製造装置	5101
	ポリエチレン製造装置	5102
	ｴﾁﾚﾝｵｷｻｲﾄﾞ・ｴﾁﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙ製造装置	5103
	エタノール製造装置	5104
	アセトアルデヒド製造装置	5105
	酢酸、酢酸ｴﾁﾙ・酢酸ﾌﾞﾁﾙ製造装置	5106
	塩化ビニル製造装置	5107
	スチレンモノマー製造装置	5108
	ポリスチレン製造装置	5109
	α－オレフィン製造装置	5110
	その他のエチレン系製品製造装置	5199

	施設・装置名称	コード番号
有機化学工業	【プロピレン系製品】	
	プロピレン製造装置	5202
	ポリプロピレン製造装置	5203
	オクタノール製造装置	5204
	アセトン製造装置	5205
	プロピレンオキサイド製造装置	5206
	プロピレングリコール製造装置	5207
	ﾎﾟﾘﾌﾟﾛﾋﾟﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙ製造装置	5208
	メチルエチルケトン(MEK)製造装置	5209
	アクリル酸エステル製造装置	5210
	その他プロピレン系製品製造装置	5299
	【合成ゴム】	
	ブタジエン製造装置	5301
	ｽﾁﾚﾝ・ﾌﾞﾀｼﾞｴﾝ・ﾗﾊﾞｰ(SBR)製造装置	5302
	ﾎﾟﾘﾌﾞﾀｼﾞｴﾝ・ﾗﾊﾞｰ(BR)製造装置	5303
	ｸﾛﾛﾌﾞﾚﾝ・ﾗﾊﾞｰ(CR)製造装置	5304
	ｴﾁﾚﾝ・ﾌﾟﾛﾋﾟﾚﾝ・ｼﾞｴﾝ・ﾒﾁﾚﾝ(EPDM)製造装置	5305
	ﾆﾄﾘﾙ・ﾌﾞﾀｼﾞｴﾝ・ﾗﾊﾞｰ(NBR)製造装置	5306
	ﾎﾟﾘｲｿﾌﾞﾚﾝ・ﾗﾊﾞｰ(IR)製造装置	5307
	ｲｿﾌﾟﾚﾝ・ｲｿﾌﾞﾁﾚﾝ・ﾗﾊﾞｰ(IIR)装置	5308
	その他の合成ゴム系製造装置	5399
	【芳香族系化合物】	
	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ・ﾄﾙｴﾝ・ｷｼﾚﾝ (BTX) 製造装置	5401
	フェノール製造装置	5402
	ﾄﾘﾚﾝｼﾞｲｿｼｱﾈｰﾄ(TDI)製造装置	5403
	ｼﾞﾌｪﾆﾙﾒﾀﾝｼﾞｲｿｼｱﾈｰﾄ(MDI)装置	5404
	無水マレイン酸製造装置	5405
	無水フタル酸製造装置	5406
	その他の芳香族系化合物製造装置	5499
	【その他】	
	アンモニア製造装置	5901
	メタノール製造装置	5902
	ブタノール製造施設	5903
	n-ﾊﾟﾗﾌｨﾝ・ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ製造施設	5905
	高級アルコール製造装置	5906
	ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製造施設	5910
	アジビン酸製造施設	5911
	その他の合成樹脂製造装置	5959
	その他	5999

	施設・装置名称	コード番号
鉄鋼・非金属工業	【鉄鋼】	
	高炉、電気炉等金属溶接装置	6102
	熱間圧延装置	6103
	冷間圧延装置	6104
	洗浄装置	6105
	メッキ装置	6106
	鋳造装置	6107
	鍛造装置	6108
	管製造装置	6109
	電線、ケーブル製造装置	6110
	その他	6199
無機化学工業	ソーダ製造施設	7101
	電炉	7102
	無機顔料製造施設	7103
	圧縮ガス・液化石油ガス製造施設	7104
	塩製造施設	7105
	その他	7199
その他		9999

別表第２　機器等名称コード表

	機器等名称	コード番号
塔槽類	蒸留、精留塔（ｽﾀﾋﾞﾗｲｻﾞｰ、ｽﾄﾘｯﾊﾟｰ）	101
	【蒸留、精留、分溜、蒸発、濃縮】	
	反応塔、槽	102
	【分解、重合、改質】	
	抽出塔、槽	103
	【抽出、吸着、分離、晶析】	
	吸収塔、槽	104
	【吸収】	
	洗浄塔、槽（ｳｵｯｼﾝｸﾞﾀﾜｰ、ｽｸﾗﾊﾞｰ）	105
	【洗浄、脱臭】	
	混合、溶解槽	106
	【混合、溶解、計算、ろ過、静置、中和】	
	貯槽（タンク）	107
	【貯蔵】	
	【　　】はプロセス別を示す。	
	その他の塔槽類	199
容器	ドラム等容器	201
	ボンベ	202
	バケット	203
熱交換機	熱交換器	301
	加熱炉	401
	燃焼、焼却炉	402
	焼入れ、焼戻し炉	403
	ボイラー	404
	溶融炉（高炉）	405
	金属、ガラス溶融炉	406
	乾燥炉	407
	分解炉	408
	その他の炉	499
ポンプ・圧縮機等回転（往復）機器	ポンプ	501
	圧縮機	502
	ブロアー	503
	タービン	504
	遠心分離機	505
	遠心ろ過機	506
	集塵機	507
	攪拌、混合機（ニーダー）	508
	粉砕機（ﾐﾙ、ﾍﾞﾙﾍﾞﾗｲｻﾞｰ、ｱﾄﾏｲｻﾞｰ）	509
	回転蒸発機	510
	ふるい、分級機	511
	押出機、造粒機	512
	ロータリーキルン、ロータリードライヤー	513
	その他の回転（往復）機器	599

	機器等名称	コード番号
移送	ホッパー	601
	運搬車	602
	バケットエレベーター	603
	ローディングアーム	604
	ピグ装置	605
	配管（送油、注入管等）	606
	コンベア、フィーダー	607
	その他の移送機器	699
電源・計測	配電盤、分電盤	701
	変圧器	702
	計測装置	703
	発電機	704
	操作盤	705
	その他の電源、計測機器	799
その他	充てん機	901
	詰替機	902
	印刷機	903
	塗装機	904
	切断機	905
	冷凍機	906
	クーリングタワー	907
	フィルター	908
	蒸発機、サイクロン	909
	乾燥機	910
	固定給油（注油）設備	911
	ろ過機	912
	濃縮機	913
	加熱ヒーター	914
	脱臭設備	915
	換気設備	916
	排気設備	917
	フライヤー設備	918
	その他	999

別表第３　発生箇所部位部品名称コード表

	部位部品名称	コード番号
機器等本体	タンク側板	101
	タンク底板	102
	タンク屋根板	103
	ポンツーン	104
	塔槽類本体	105
	本体溶接部	106
	本体に係るボルト、ナット、リベット	107
	容器本体	108
	その他の機器等本体	199
付属配管・ダクト及び接続部	管継手（ダクトを含む）	201
	フレキシブル管継手（ダクトを含む）	202
	スチームトラップ	203
	開閉弁	204
	制御弁	205
	逆止弁	206
	緊急遮断弁	207
	ドレンノズル	208
	ストレーナー	209
	ドレンバルブ	210
	ホース(給油、注油及び注入ホースを除く)	211
	フレームアレスタ	212
	パッキング	213
	配管の保温材、ヒーター	214
	配管のボンディング、接地	215
	配管の架台、サポート	217
	その他の附属配管等	299

	部位部品名称	コード番号
主要部位	安全弁	301
	破裂板	302
	ベント管、ブロー管、放出管	303
	通気管	304
	マンホール	305
	覗き窓	306
	指示計器	307
	レベルゲージ	308
	液面計	309
	保温材、ヒーター	311
	ヒーティングコイル	312
	バーナー	313
	タンク浮屋根シール	314
	ラダー（廻りはしご等）	315
	主要部位の架台、サポート	316
	その他の部位	399
主要付属部品	電動機	401
	配線、スイッチ類	402
	制御盤	403
	計測盤	404
	接地	405
	その他の部品	499
その他	ベルト、チェーン	901
	ローラー	902
	軸受	903
	計量口	904
	タンクの注入口	905
	車両の給油口	906
	給油管等	907
	給油（注油）ホース	908
	給油（注油）ノズル	909
	フィルター	910
	その他	999

別表第４　運転・作業状況コード

運転状況	コード番号	作業状況	コード番号
定常運転中	01	運転操作中	01
スタートアップ中	02	定期修理中	02
シャットダウン中	03	不定期修理中	03
緊急操作中	04	サンプリング中	04
停止中	05	点検中	05
休止中	06	計測作業中	06
貯蔵・保管中	07	新規建設工事中	07
給油中	08	改造工事中	08
受入中	09	廃止解体工事中	09
払出中	10	監視中	10
運搬中	11	洗浄中	11
荷積中	12	充填中	12
荷卸中	13	小分け・詰替中	13
試運転中	14	抜取中	14
新規建設中	15	原料仕込み中	15
改造中	16		
廃止解体中	17	その他	99
移送中	18		
その他	99		

別表第５　主原因及び関連原因の区分のための例示

原因の別		内容・例示	備　　考
人的要因	維持管理不十分	当該施設において本来されなければならない維持管理が不十分であったものをいう	現状の事故報告では、腐食、劣化、故障、破損が主原因と考えられる事例が、維持管理不十分に分類されている事例が多い。
		〔該当事例〕 ・給油ホースの接続が緩んでいた事に気付かず放置していたため、事故当日、振動等により給油ホースが固定給油設備から脱落し、ポンプが作動したため油が流出した。	＊長期間の点検を怠ったため、バルブに腐食や疲労が発生したことが流出につながった場合：主原因は「腐食疲労等劣化」に該当。 ＊法定点検や自主点検等の定められた点検が行われていたが、設備等の機能が正常に保てなくなったことが流出につながった場合：主原因は「故障」に該当。 ＊配管やボルトに腐食や疲労がなく、異常な圧力の上昇等が原因となってバルブの一部に破損が発生したことが流出につながった場合：主原因は「破損」に該当。
		〔該当事例〕 ・作業工程において、床に危険物がこぼれ落ちることがあるため、日常的にこぼれ落ちた危険物を水洗いしており、その排水が油分離槽に溜まったままとなっていた。当日は、大雨によりその油分離槽がオーバーフローし、油分離槽の中の危険物が河川に流出した。	＊油分離槽を適切に管理せず、定常的に危険物が溜まっている状態で降雨により油分離槽から危険物が流出した場合：主原因は「維持管理不十分」に該当。 ＊危険物施設の油分離槽に雨水が流れ込む構造になっており、油分離槽を適切に管理していたにもかかわらず通常の降雨が原因で流出の原因となった場合：主原因は「設計不良」に該当。
	誤操作	本来なされなければならない操作と異なる操作を実施したものをいう	確認することにより防げたと思われた事故については確認不十分に分類する。
		〔該当事例〕 ・配管の加熱温度の設定を変える必要がないのに、設定温度を上げてしまったことにより配管内温度が上昇した。これが起因となり、配管のフレキシブル管継ぎ手が破損し、配管内部の危険物が流出した。	＊操作ミスに起因し、温度が異常に上昇したことが破損につながった事例であるため、「誤操作」を主原因とし、「破損」を関連原因とする。 ＊加熱温度の設定変更の必要があり、設定温度の設定を誤った場合：主原因は「操作確認不十分」に該当。 ＊操作ミスにより加熱温度の設定変更をしたことで（他の計器の状況から）工程の異常に気付くべきところ気付かなかった場合：主原因は「誤操作」、関連原因は「監視不十分」に該当。
		〔該当事例〕 ・配管内の滞油抜き作業の事前準備中、バルブ操作手順を誤り、直前に設置されている仕切バルブを閉鎖せずにエア抜きバルブを開放したため、エア抜き配管から重油が噴き出した。	＊操作手順ミス：主原因は「誤操作」に該当。
	操作確認不十分	操作項目、操作手順には問題ないが、確認が不十分であったため、操作の内容等が不適切であったものをいう	
		〔該当事例〕 ・移動タンク貯蔵所の運転手がガソリンを地下タンクに荷下ろしする際、突合せ固定式結合金具の緊結が不十分であったためガソリンが流出した。	＊操作手順には問題ないが、緊結の確認がされていなかったため流出につながった場合：主原因は「操作確認不十分」に該当。
		〔該当事例〕 ・移動タンク貯蔵所から少量危険物屋外タンクに注油中にメーターを見間違えたため重油が流出した。	＊監視者の監視不十分により流出が拡大した場合：主原因は「操作確認不十分」、関連原因は「監視不十分」に該当。
	操作未実施	本来なされなければならない操作を行わなかったものをいう	
		〔該当事例〕 ・ドラム缶詰替作業時に、アースを接続せずに実施したため静電気が発生、放電し着火した。	
		〔該当事例〕 ・移動タンク貯蔵所から地下タンク貯蔵所に荷下ろしの際、切替弁の切り替え操作を忘れてポンプを回転させたため、逆流によりタンク天部の開放されたハッチ２箇所より灯油が流出した。	＊切替弁の切り替え操作を行ったが、切り替わっていなかった場合：主原因は「操作確認不十分」に該当。
	監視不十分	本来なされなければならない監視が不十分であったものをいう	
		〔該当事例〕 ・移動タンク貯蔵所からホームタンクに注油中、取扱者がその場を離れたため、ホームタンク注入口に差し込んであった注入ノズルが外れたことに気付かず、灯油が流出した。	
		〔該当事例〕 ・移動タンク貯蔵所から屋内タンクへ注入の際、立会い者は液面計で容量を超えていないことを確認していたが、注入時の圧力により気泡等が発生し、オーバーフロー管から危険物が溢れ、ためます内に流出したもの。また、ためますにひび割れがあったために、この部分から敷地外の側溝まで流出が拡大した。	＊注入速度の管理不足：主原因は「監視不十分」、関連原因は「操作確認不十分」に該当。 ＊ためますのひび割れ：主原因は「監視不十分」、関連原因は「腐食疲労等劣化」、「維持管理不十分」に該当。

物的要因	腐食疲労等劣化	腐食疲労等劣化が原因となり事故に至ったものをいう	長期間の点検を怠ったために腐食疲労等劣化が原因で危険物配管、容器等から内部の危険物が流出した事例。 腐食疲労等劣化が原因で故障や破損に至った事例も見られるが、流出箇所が腐食または劣化している場合には、「腐食疲労等劣化」を主原因とし、故障や破損は関連原因とする。
		〔該当事例〕 ・腐食の進行により金属表面が損耗し、配管内部の危険物が流出した。	＊長期間の点検を怠ったために流出発生まで摩耗が発見できなかった場合：主原因は「腐食疲労等劣化」、関連原因は「維持管理不十分」に該当。
		〔該当事例〕 ・長期間の振動・荷重等により疲労が発生し、配管内部の危険物が流出した。	＊長期間の点検を怠ったために流出発生まで疲労が発見できなかった場合：主原因は「腐食疲労等劣化」、関連原因は「維持管理不十分」に該当。
	設計不良	設計不良が原因となり事故に至ったものをいう	設計不良による事故は、破損に至った事例が多く、「破損」に分類されている事例も見られるが、明らかに設計不良が原因であると認められる事例を「設計不良」と区分する。
		〔該当事例〕 ・通常の操業において応力を受けている部分の配管が破損し、内部の危険物が流出した。	＊誤操作等により、想定を越えた応力が発生したために配管が破損した場合：主原因は「誤操作」に該当。 ＊破損部分に腐食、劣化が見られる場合：主原因は「腐食疲労等劣化」に該当。
		〔該当事例〕 ・圧力逃し弁と逃し管が設置されていなかったため、圧力の上昇により材料が破損した。	
	故障	機器の故障が原因となり事故に至ったものをいう	故障により破損に至った事例も見られるが故障が原因とされる事例は「故障」を主原因にする。
		〔該当事例〕 ・フロートスイッチ配線の断線により、フロート機能が停止した事により危険物が溢流した。	
		〔該当事例〕 ・給油ノズルの満了停止装置が故障していたため、満了になっても装置が機能せず、ガソリンの吐出が止まらず流出した。	
	施工不良	施工不良が原因となり事故に至ったものをいう	腐食疲労等劣化により破損に至った事例も見られるが施工不良が原因とされる事例は「施工不良」を主原因にする。
		〔該当事例〕 ・施工時にフランジボルト締め付け状態が不均一であったため、振動が促進してボルトが緩み、流出に至った。	
		〔該当事例〕 ・ノズル溶接部の溶け込み不足による溶接欠陥箇所に間隙腐食の形態で腐食が促進し、開口、流出に至った。	＊溶接欠陥に起因した事故：主原因は「施工不良」、間接原因は「腐食疲労等劣化」に該当。
	破損	破損が原因となり事故に至ったものをいう	疲労腐食、故障、施工不良が原因である場合は、それらを主原因とする。
		〔該当事例〕 ・敷地内の除雪をタイヤローダーで実施中、配管に接触し、配管が亀裂破損し、灯油が流出した。	
	交通事故	公道を走行する車両の事故をいう	
		〔該当事例〕 ・交通事故によりローリー車タンク部分の破損によりガソリンが流出した。	
		〔該当事例〕 ・公道走行中の車両が運転を誤り給油取扱所に侵入し、固定給油設備に衝突、ガソリンが流出した。	

別表第６　事故分析チェックリスト（人的要因）

第Ⅰ層	第Ⅱ層	第Ⅲ層	第Ⅳ層		参考例
1 設備	1.1 設計	1.1.1 マン▪マシン インターフェース	a	モニタ▪計器類の視認性が悪い	（モニタが小さくて、文字盤が小さくて）よく見えなかった、類似のメータが並んでいるため見間違えた
			b	パネル類の操作性が悪い	操作釦の配列が悪いため誤操作し易い（操作中に当ってしまう等）、類似の釦が並んでいるため間違い易い
			c	オペレータ判断情報が不適切	プロセス全体の状況を把握できる表示画面がない、オーバーフローを知らせる警報がない（または分かりにくい）
			d	その他	
		1.1.2 工程▪システム設計	a	法令▪基準違反	消防法等の該当法令の基準を満たしていない、社内設計基準を満たしていない
			b	危険性評価結果が反映されない	MSDSから得られた危険情報に基づいた対策がとられない(化学反応における温度、濃度等)、想定される事故発生時の対策がとられない（遠隔操作、防護壁等）
			c	安全設計が不適切	操作に必要な足場がない、レイアウトが良くない、設計が作業性をあまり配慮していなかった
			d	その他	
	1.2 監理▪保守※1	1.2.1 監理	a	施工監理が不適切	図面指示通りの施工がされていなかった、溶接不良を見落とした
			b	その他	
		1.2.2 点検▪整備	a	点検していない／不足	点検リストに入っていなかった、定期点検を怠った、点検周期が長かった
			b	点検内容が不適切	点検方法が適切ではなかった、測定点が適切ではなかった
			c	異常事態の放置	異常には気付いていたが問題ないレベルと判断していた、次回のシャットダウンで整備しようと考えた
			d	整備していない	定期の部品交換を怠った、コストダウンを図るため整備を先延ばしにした
			e	整備内容が不適切	交換部品を間違えた、ボルトの締付トルクが低すぎた
			f	確認不足	工事終了時の完成を怠った、試運転確認を実施しなかった
			g	その他	

※1：新設備の施行監理、試運転等も含む

※ は、消防機関の調査としては必須項目とはしないが、何らかの状況が掴めた場合は記入

第Ⅰ層	第Ⅱ層	第Ⅲ層	第Ⅳ層	参考例
2 環境	2.1 物理的環境	2.1.1 温熱・騒音	a 環境が悪い	気分的によくない環境だった（高温、騒音、粉塵）、採光・照明に問題、乱雑
			b その他	
		2.1.2 作業スペース	a 作業スペースが確保されない	作業場所に荷物が置かれていた、障害物があったので操作しづらかった
			b 整理・清掃されない	作業環境が乱雑、危険物のかすが堆積していた
			c その他	
	2.2 社会的環境	2.2.1 雰囲気	a 安全に対する意識が低い	危険な操作であったが周囲の人も行っていたので気にしなかった、不安全行動を相互に注意し合わない
			b その他	
		2.2.2 安全文化	a リーダーシップがない	経営トップの明確な意思表示がない、組織の安全哲学が明示されない
			b 安全の情報が乏しい	報告システムがない、報告書の記入に時間を要するため報告しない
			c 不平に対して鈍感	許容範囲を超える作業に対して不満が出ない、現場から上がってきた報告に対処しない（対策をとらない、フィードバックがない）
			d 非難の文化	エラーやヒヤリ・ハットを報告しにくい雰囲気である（報告者が保護されない）、責任追及が優先される
			e その他	

第Ⅰ層	第Ⅱ層	第Ⅲ層	第Ⅳ層	参考例
3 制度	3.1 規則・手順	3.1.1 内容・周知	a 規則・手順がない／文書化されない	ルールがなかった、手順が標準化されていなかった、規則の内容が公式な文書になっていなかった
			b 規則・手順の内容が不適切	ルールがあいまい（複数の解釈が可能等）、作業要領があるがやりにくかった、危険性や禁止事項に関する記述がない、事故防止に役立たない
			c 周知不足	ルールを説明しなかった、ルールを知らなかった
			d その他	
		3.1.2 実用性	a 実施困難／不可能	ルールが守りづらい（作業をするのが困難になる、ルールに従うと作業できない等）
			b 更新されない	規則や手順の変更に伴う更新がない、実態に合った内容の見直しがされない
			c その他	
	3.2 教育・訓練	3.2.1 内容	a 教育・訓練がない／不足	リフレッシュ教育がない、職場移動時の教育がない、アルバイト社員への教育が不足、OJTがない
			b 教育・訓練内容が不適切	訓練内容が現場の実情に合っていないため役立たない、必要な内容を網羅していない（設計図面が用意されない等）
			c その他	
		3.2.2 実施状況	a 教育・訓練が実施されない	教育・訓練制度はあるが実施されていなかった
			b 評価がない	教育・訓練の効果が評価されない（理解度等について確認しない、現場からのフィードバックがない）
			c その他	

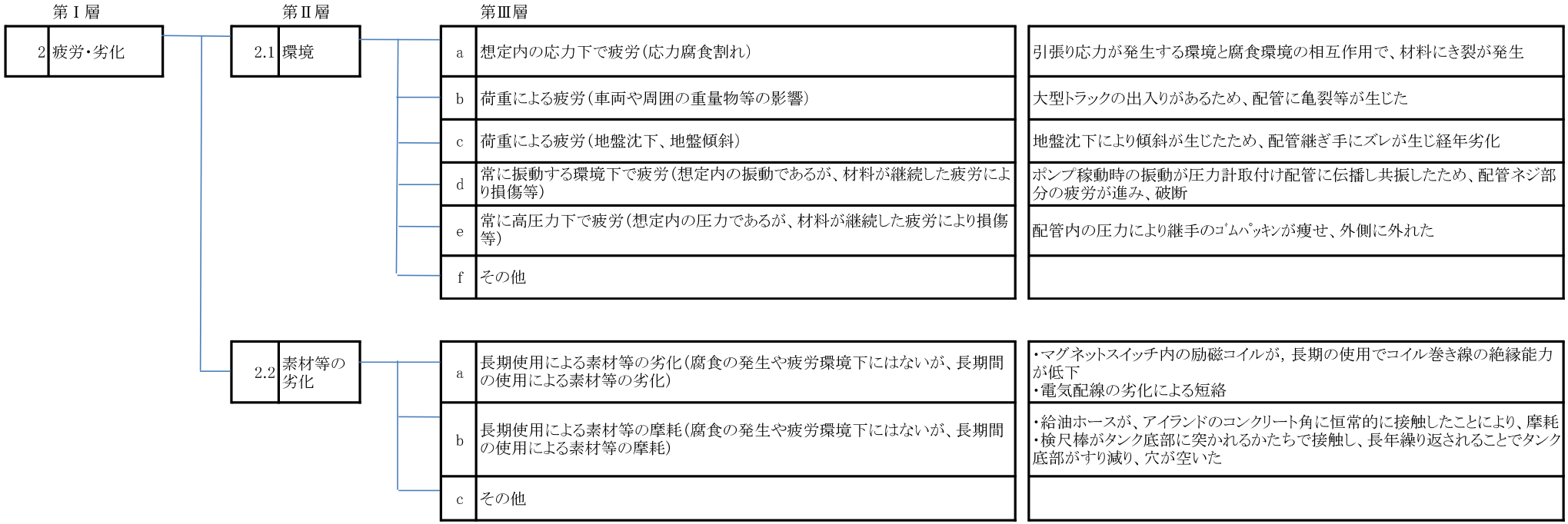

第Ⅰ層
第Ⅱ層
第Ⅲ層
第Ⅳ層
参考例
4 管理
4.1 組織
4.1.1 人員配置（役割・責任）
a 人の配置が不適切
ー人当たりの作業範囲が広かった、監視が必要な場所に人を配置しなかった
b メンバーー構成が不適切
年齢、技量、経験が偏っていた
c 役割・責任が不適切
業務分担が明確でなかった、統括責任者がいなかった（個々の工事には監督者がいたが調整役がいなかった）
d その他
4.1.2 勤務体制
a 職場・チームー間の関係・連携が悪い
他職場のことなので緊急時でも応援しなかった、チームー間のライバル意識が強すぎて協力しない
b 超過勤務が多い
残業が多かった
c その他
4.1.3 記録
a 記録されない／保存されない
マネジメントシステムで規定された記録を怠った、保存期間内の記録が破棄されていた
b 記録の更新がない
定期更新が行われなかった、操業条件の変更に伴う記録の更新がなかった
c 記録が活用されない
安定／異常操業時のデータが参照されない
d その他
4.1.4 コミュニケーション
a 伝達内容の誤り
指示内容を間違えた、報告内容を間違えた
b 伝達方法が不適切
連絡確認を行わなかったので指示が伝わっていなかった、伝達経路や方法が公式に定められていなかった
c 重要情報が伝達されない
上司が情報を保持していた、チームー・職場間の情報交換がなかった
d その他
4.2 監督
4.2.1 監査
a 監査がない
監査制度がなかった
b 監査が実施されない／不足
管理層による職場の監査を行っていなかった、監査制度はあったが問題発生時にしか行われていなかった
c その他
4.2.2 監視
a 監視がない
非定常作業に監視（監督）義務がなかった
b 監視が実施されない／不足
工事現場の監視（監督）を行っていなかった、適切な位置にいなかった
c その他
4.3 リスクアセスメント
4.3.1 事故調査
a 根本原因が追求されない
責任の追及や表面的な原因調査に終始し根本原因が突き止められない
b 過去の教訓が生かされない
事故事例の水平展開がない（同ープラントにおける類似事故の続発）
c その他
4.3.2 危険意識
a 危険に対する認識がない／不足
重大な事故発生に至る可能性に気が付かなかった
b 安全装置・標示等が提供／使用されない／不適切
インターロックはあったが未使用であった、現場標示がなかった、保護具を使用しなかった、安全帯を使わずにやった、封印解除方法が容易、静電気除去シートに触れなかった
c 危険性評価がない／不適切
化学物質の危険性評価が行われなかった、異常操業時の危険性評価が行われなかった、テストのため通常とは異なる条件で操業していた、生産量が増加して堆積物が増えていた
d その他
4.4 緊急時対応
4.4.1 緊急時の管理
a 緊急時計画がない
事故発生時の緊急時対応計画がなかった
b その他
4.4.2 適合性
a 実施困難／不可能
緊急時計画はあったが実態にあっていない、緊急時には実施不可能な内容であった
b その他

※ は、消防機関の調査としては必須項目とはしないが、何らかの状況が掴めた場合は記入

第Ⅰ層	第Ⅱ層	第Ⅲ層	第Ⅳ層	参考例
5 人	5.1 本人の意識	5.1.1 違反（故意）	a 理解しない	規則の内容を十分に理解していなかった（教育を受けた／規則を配布されていたが理解しようとしなかった）
			b 問題意識の不足	ルールを守らなかった、ルール違反しても危ないと思わなかった、効率改善のため手順を無視した、可燃性液体の付近で火気を使用していた
			c 怠慢	現場確認を怠った、バルブや蓋の閉止確認を怠った、ライン洗浄を十分に行わなかった
			d その他	
		5.1.2 思慮	a 不注意	無意識に手が動いた、単純作業で気を抜いた、いつもと同じ機械だったので油断した、慣れた作業だから反射的に手が動いた、急いでいたらつい手が出た、気が付かなかった
			b 取り違い	隣接する別ラインのバルブを操作してしまった
			c 思い込み	先輩を見習ってやったつもりだった、バルブを閉止したと思ったが実際には開いていた、配管の液抜きは完了していると思った
			d 配慮不足	よく考えずに行動した、周囲への影響を考慮せずに操作した
			e 過信	大丈夫と思った、経験に頼りすぎた、作業に自信がありすぎた、この仕事でミスをしたことがなかった、自分流のやり方でやった
			f その他	
	5.2 本人の知識・能力	5.2.1 知識	a 知識不足	使用方法の知識不足、設備・機械の構造と機能がよく分からない、危険物の特性を知らなかった、規則の内容をしらなかった
			b 知識の活用不足	場所規則・執務規定の活用不足、法規・各種便覧等の活用不足
			c 忘れる	覚えられない、物忘れ、急所が多い時その1つを忘れる、あわてて緊張するといろんな急所を忘れる
			d その他	
		5.2.2 技能・技術力	a 未経験	初めての職場であった、初めての作業であった
			b 経験不足／習熟不足	仕事の技能経験が乏しかった、練習が足りなかった、やる自信がなかった、やり方が身に付いていなかった
			c その他	
	5.3 本人の体調	5.3.1 肉体的	a 肉体的疲労	（肉体的に）疲労していた
			b 睡眠不足	昨夜よく眠れなかった、夜遅くまで飲酒していた
			c その他	
		5.3.2 精神的	a 精神的疲労	長時間勤務によりストレスが溜まっていた
			b 冷静でなかった	慌てていた、上司にあおられて気が焦っていた、トラブル時で急いでいた
			c 混乱	複数の作業をやっていた
			d 過度の緊張	トラブル作業でプレッシャーがかかっていた
			e その他	
	5.4 対人関係	5.4.1 上司	a 階級組織	上司の指示は絶対であった、作業指示が一方的で意見を聞いてくれなかった
			b 権威主義的／従順	言われた通りにやればよいと考えた、先輩の指示が最善の方法と考えた
			c その他	
		5.4.2 同僚	a 競争による摩擦	査定を意識して、同僚との関係がぎくしゃくしていた
			b 相性が悪い	共同作業で相手と性格が合わなかった、共同作業で呼吸が合わなかった
			c その他	

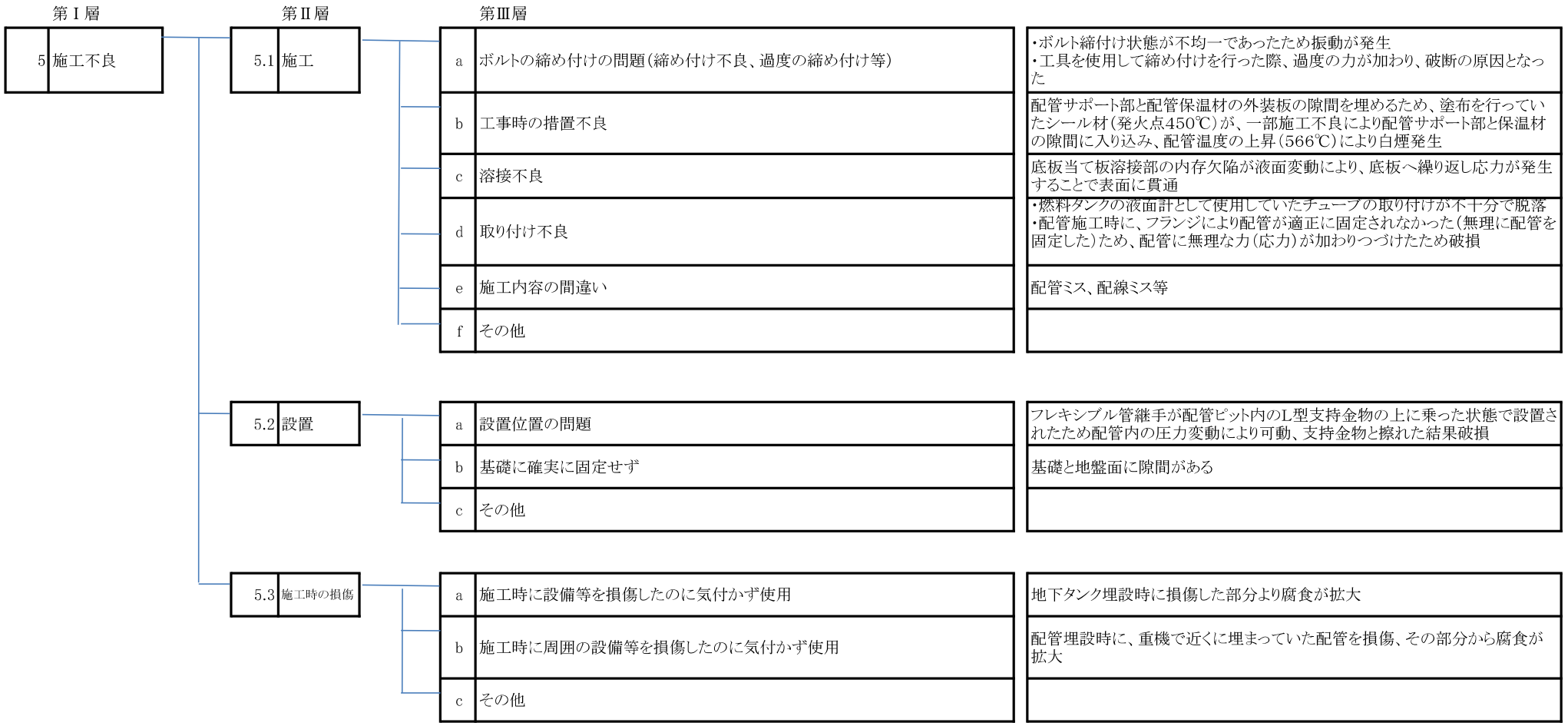
別表第７　事故分析チェックリスト（物的・その他の要因）

第Ⅰ層	第Ⅱ層	第Ⅲ層		参考例
1 腐食	1.1 環境	a	多湿環境（保温材に雨が浸入、水はけの悪い土壌、地下水位の上昇）	・ウォーミングヒーター空気抜き配管保温材への雨水浸入による配管外面腐食 ・粘土質の中の埋設配管の溶接部が腐食劣化
		b	高温多湿環境（温泉の湯気の影響、周囲が高温多湿環境）	道路下の高温多湿なカルバート内に配管された部分が腐食
		c	塩分の影響	海岸近傍に設置された配管が海水の影響により局部的に錆が発生
		d	工程の中で腐食環境の生成（塩素イオン、水素イオン、酸、硫化物等）	・主配管が重合禁止剤に含まれる有機酸により腐食（酸腐食） ・タンク内面気相部の腐食生成分（微量の硫化水素など）による腐食減肉
		e	迷走電流腐食	40m離れた場所に電車が通っているが、配管に塗覆装、電気防食はされていなかったため、腐食が発生
		f	デポジット腐食（堆積物下腐食、付着物下腐食）	水酸化鉄が物質が沈殿して配管の底にたまり、その影響により腐食
		g	異種金属間腐食	腐食部位直近に鋼管同士がフランジ接合されており、溶接で接合したフランジと鋼管でそれぞれ材質の違いによる異種金属間腐食電池が形成
		h	濃淡電池腐食（通気差電池腐食、すき間腐食等）	コンクリートトラフ内の埋設吸引管が通気差腐食により孔を生じた
		i	バクテリア腐食	配管に鉄バクテリアが沈殿し、腐食が発生
		j	その他	
	1.2 防食	a	防食無し（耐腐食性の材料を使用せず）	埋設配管の継手溶接部に腐食テープ処置を怠ったため当該箇所より腐食
		b	防食剤が悪いために腐食発生	タンク本体の防食措置が溶解したため、腐食が発生
		c	防食措置が悪いために腐食発生	エポキシ樹脂塗装時に水分の影響により十分に硬化しなかったため、防食効果がなく、腐食
		d	防食塗装・被覆剥離（経年による剥離）	ピット式配管が、ピット内に溜まった泥及び雨水等により配管の塗覆装が経年劣化したため鋼材が腐食
		e	防食塗装・被覆剥離（工事等により損傷）	地下配管が防食テープ一重巻きで施行され、埋め戻しの際に良質の砂を使わずに、石の混じった土で埋め戻したため、防食テープが傷つき、その部分が電食により穴があいた
		f	エロージョン・コロージョン	燃料中に含まれていた固形ゴミによって配管エルボー部が腐食され貫通孔があいて流出した
		g	その他	

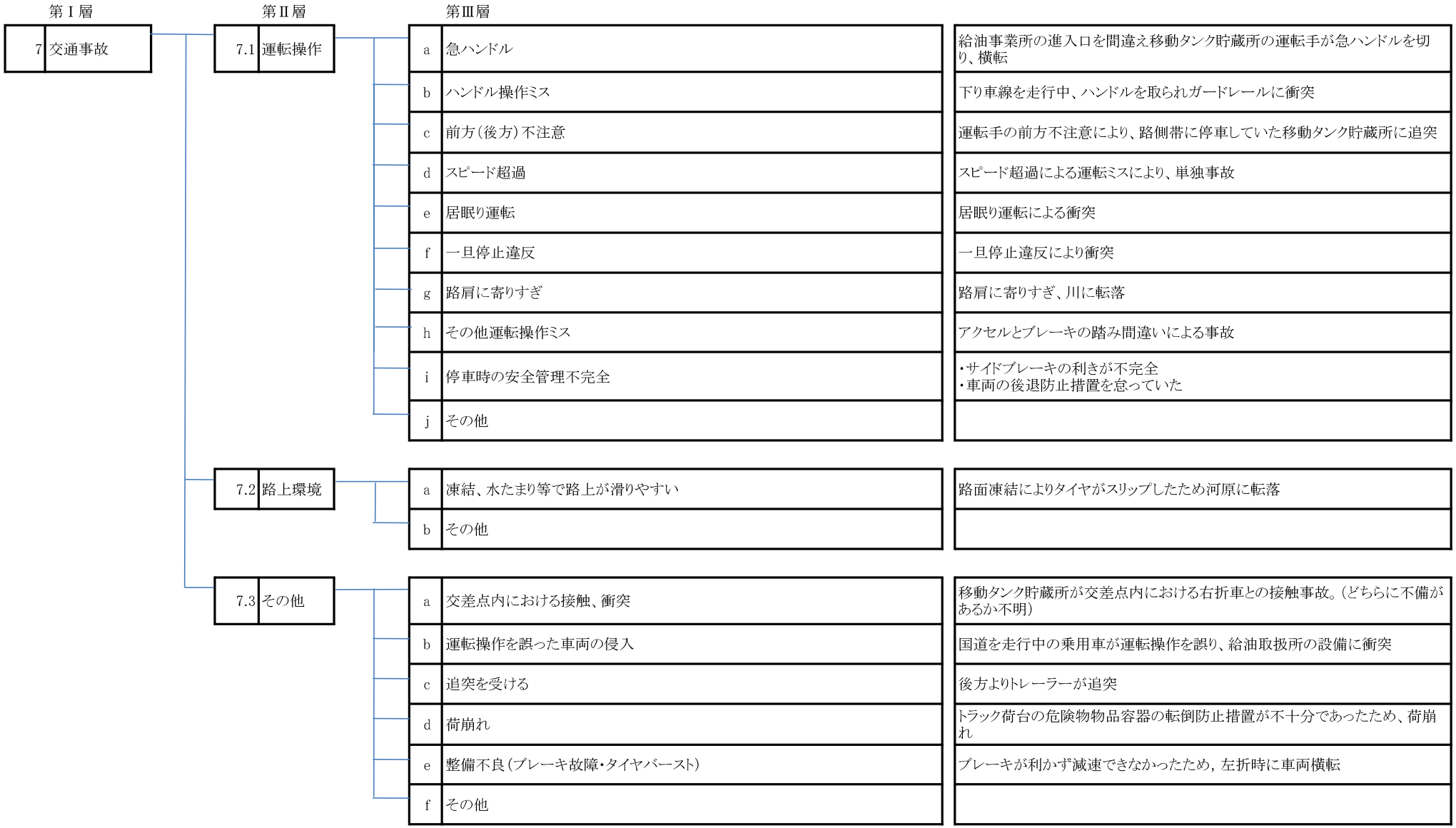

第Ⅰ層
第Ⅱ層
第Ⅲ層
2 疲労・劣化
2.1 環境
a 想定内の応力下で疲労（応力腐食割れ）
引張り応力が発生する環境と腐食環境の相互作用で、材料にき裂が発生
b 荷重による疲労（車両や周囲の重量物等の影響）
大型トラックの出入りがあるため、配管に亀裂等が生じた
c 荷重による疲労（地盤沈下、地盤傾斜）
地盤沈下により傾斜が生じたため、配管継ぎ手にズレが生じ経年劣化
d 常に振動する環境下で疲労（想定内の振動であるが、材料が継続した疲労により損傷等）
ポンプ稼動時の振動が圧力計取付け配管に伝播し共振したため、配管ネジ部分の疲労が進み、破断
e 常に高圧力下で疲労（想定内の圧力であるが、材料が継続した疲労により損傷等）
配管内の圧力により継手のｺﾞﾑﾊﾟｯｷﾝが痩せ、外側に外れた
f その他
2.2 素材等の劣化
a 長期使用による素材等の劣化（腐食の発生や疲労環境下にはないが、長期間の使用による素材等の劣化）
・マグネットスイッチ内の励磁コイルが，長期の使用でコイル巻き線の絶縁能力が低下
・電気配線の劣化による短絡
b 長期使用による素材等の摩耗（腐食の発生や疲労環境下にはないが、長期間の使用による素材等の摩耗）
・給油ホースが、アイランドのコンクリート角に恒常的に接触したことにより、摩耗
・検尺棒がタンク底部に突かれるかたちで接触し、長年繰り返されることでタンク底部がすり減り、穴が空いた
c その他

第Ⅰ層	第Ⅱ層	第Ⅲ層		
3 設計不良	3.1 能力	a	処理能力不足(処理能力の限界を超えたため溢流等)	・降雨時、油分離槽に入り込む雨水を処理しきれなくなった ・中継タンクからオーバーフローした灯油を地下貯蔵タンクへ返油する能力が不足
		b	想定を越えた圧力の発生	ガスタービン停止後、その余熱により燃料配管内の灯油が加熱膨張した。当該配管には逆止弁が設けられていたことから圧力が上昇してガスタービン発電装置の燃料ポンプ内のシールを損傷し灯油が漏えいしたもの
		c	想定を越えた応力の発生	タンク本体とタンク側板ノズルの配管の間に可とう性がなく、ノズルネックに応力がかかった状態であったことにより、側板とノズルの境の溶接付近に亀裂を生じた
		d	想定を越えた振動等の発生	本体の異常な振動による送油管の破損
		e	想定を越えた温度の発生	パッキンが使用温度の上限を超えた温度で使用されたため劣化
		f	その他	
	3.2 材料	a	使用材料の強度不足	ドレン配管が施工時に配管の焼き鈍しが不十分であったため配管硬度が高く硫化物応力割れが起こり破断
		b	使用材料の耐食性不足	耐腐食性の配管を使用しなかったことによる腐食
		c	使用材料の耐薬品性不足	耐油性パッキンを使用しなかったことによる劣化
		d	その他	
	3.3 機能	a	必要とされる機能が備わっていない	逆火防止装置が備え付けられているべきところに設置されていなかった
		b	機器を使用条件どおりに使用しない	ヒータ運転用に適切なファンが設置されていなかった
		c	その他	

第Ⅰ層		第Ⅱ層		第Ⅲ層		
4	故障	4.1	機能	a	機器の機能の停止	・油量計が動かない ・満了になってもオートストップ機能が働かない ・弁が故障により閉じない ・モーターが回転しない
				b	機器の異常動作	・給油ノズルのトリガー（ラッチ付き）が戻らない ・工作機械（マシニングセンタ）の誤作動により、金属加工中に切削歯にずれが生じ、異常摩擦が発生
				c	周囲からの異物の作用による機器の動作不良	固定給油設備のノズルが破損し、この破片が油量調節弁を作動させているばね部に噛み込んだことにより主弁が完全に閉止できない状態となった
				d	その他	
		4.2	取扱い	a	正規の取扱いを行わなかったことが原因で機器が正常な機能を保てず	セルフスタンドで顧客が給油ノズルのラッチを固定した状態で自己車両にガソリンの給油を行っていたが、満油時にオートストップ機能が作動すると同時に給油ホース内の圧力が上昇したために、安全継ぎ手が離脱した
				b	その他	
		4.3	その他	a	機器そのものには故障はなかったが、電源、燃料の供給がなかったために正規の動作が保てず	配線の断線により、電気の供給が止まったためにフロート機能が停止
				b	その他	


第Ⅰ層
第Ⅱ層
第Ⅲ層
5 施工不良
5.1 施工
a ボルトの締め付けの問題(締め付け不良、過度の締め付け等)
・ボルト締付け状態が不均一であったため振動が発生
・工具を使用して締め付けを行った際、過度の力が加わり、破断の原因となった
b 工事時の措置不良
配管サポート部と配管保温材の外装板の隙間を埋めるため、塗布を行っていたシール材(発火点450℃)が、一部施工不良により配管サポート部と保温材の隙間に入り込み、配管温度の上昇(566℃)により白煙発生
c 溶接不良
底板当て板溶接部の内存欠陥が液面変動により、底板へ繰り返し応力が発生することで表面に貫通
d 取り付け不良
・燃料タンクの液面計として使用していたチューブの取り付けが不十分で脱落
・配管施工時に、フランジにより配管が適正に固定されなかった(無理に配管を固定した)ため、配管に無理な力(応力)が加わりつづけたため破損
e 施工内容の間違い
配管ミス、配線ミス等
f その他
5.2 設置
a 設置位置の問題
フレキシブル管継手が配管ピット内のL型支持金物の上に乗った状態で設置されたため配管内の圧力変動により可動、支持金物と擦れた結果破損
b 基礎に確実に固定せず
基礎と地盤面に隙間がある
c その他
5.3 施工時の損傷
a 施工時に設備等を損傷したのに気付かず使用
地下タンク埋設時に損傷した部分より腐食が拡大
b 施工時に周囲の設備等を損傷したのに気付かず使用
配管埋設時に、重機で近くに埋まっていた配管を損傷、その部分から腐食が拡大
c その他

第Ⅰ層	第Ⅱ層	第Ⅲ層		
6 破損	6.1 自然現象	a	凍結	バルブ内に溜った水が気温低下により凍結し、弁箱に亀裂を生じさせた
		b	雪の重み	バルブ内に溜った水が気温低下により凍結し、弁箱に亀裂を生じさせた
		c	強風・台風	改築工事用の足場が台風による強風のため倒壊し，屋外ポンプ設備付近露出送油配管のバイパス弁を直撃し継手部分を破損
		d	地盤沈下	地盤沈下により地下タンク貯蔵所の注油口地下埋設部分の配管の継ぎ手が破損
		e	その他	
	6.2 工事時	a	重機等の衝突	トラクターが重油管立ち上り部分に接触し破損
		b	工事資機材による損傷	工事時に工事用資機材により配管を破損したことに気付かず操業
		c	その他	
	6.3 点検時	a	点検時に資機材が接触	施設点検時に業者が資機材で鋼製タンクのビニル製ゴムホースを損傷
		b	点検時の処置の不備	非常用ディーゼル発電機設備の点検のため当該流量計の入口弁及び出口弁を閉操作し密閉状態となっていた。この状態で外気温度が上昇したため、流量計内の気体が膨張して内圧が上昇し、パッキンが破壊
		c	その他	
	6.4 定常運転時	a	車両等の接触	・除雪車が誤って配管を損傷 ・給油取扱所で車両が給油設備を破損
		b	物質の落下・ぶつかりによる破損	ブロック塀解体工事の破片が重油配管のフランジに当たりフランジの破損
		c	機器そのものが落下	給油ノズルがコンクリート床面に落下した衝撃で破損
		d	異常圧力上昇等	サービスタンク受入れパイプの元バルブが閉の状態でポンプが作動したため、配管に高圧がかかり，地中埋設のパイプの腐食した部分が亀裂
		e	その他	
	6.5 材料	a	機器に使用している材料の不適による（設計不良、施工不良、腐食、疲労等を伴わない）機器の破損	耐油性パッキンが必要な部分に耐油性パッキンを使用しなかったことによる劣化
		b	その他	


第Ⅰ層
第Ⅱ層
第Ⅲ層
7 交通事故
7.1 運転操作
a 急ハンドル
給油事業所の進入口を間違え移動タンク貯蔵所の運転手が急ハンドルを切り、横転
b ハンドル操作ミス
下り車線を走行中、ハンドルを取られガードレールに衝突
c 前方(後方)不注意
運転手の前方不注意により、路側帯に停車していた移動タンク貯蔵所に追突
d スピード超過
スピード超過による運転ミスにより、単独事故
e 居眠り運転
居眠り運転による衝突
f 一旦停止違反
一旦停止違反により衝突
g 路肩に寄りすぎ
路肩に寄りすぎ、川に転落
h その他運転操作ミス
アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故
i 停車時の安全管理不完全
・サイドブレーキの利きが不完全
・車両の後退防止措置を怠っていた
j その他
7.2 路上環境
a 凍結、水たまり等で路上が滑りやすい
路面凍結によりタイヤがスリップしたため河原に転落
b その他
7.3 その他
a 交差点内における接触、衝突
移動タンク貯蔵所が交差点内における右折車との接触事故。(どちらに不備があるか不明)
b 運転操作を誤った車両の侵入
国道を走行中の乗用車が運転操作を誤り、給油取扱所の設備に衝突
c 追突を受ける
後方よりトレーラーが追突
d 荷崩れ
トラック荷台の危険物物品容器の転倒防止措置が不十分であったため、荷崩れ
e 整備不良(ブレーキ故障・タイヤバースト)
ブレーキが利かず減速できなかったため，左折時に車両横転
f その他


第Ⅰ層
第Ⅱ層
第Ⅲ層
8 悪戯
8.1 環境
a 容易に侵入可能
・敷地内に容易に侵入可能で、固定注油設備のノズルも取り外し可能であった
・一般取扱所に侵入し、ゴミ箱に火を付けた
b 監視等不備
セルフスタンドで子供が給油
c その他
8.2 時間帯
a 操業・営業時間帯
セルフ給油取扱所で給油後漏れた危険物（ガソリン）に放火
b 操業・営業時間帯外（従業員等不在時間帯）
夜間給油取扱所に侵入し、コック及びレバーを操作
c その他

第５章　災害予防計画

特別防災区域に係る災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関は、特別防災区域及びその周囲の状況を十分に把握し、災害予防対策について調査研究するとともに、関係法令に基づき権限を有する機関は、特定事業所に対する点検査察等監督指導を強化し、災害発生要因の排除と災害予防の徹底を図るものとする。また、特定事業所においては、自衛防災組織等の設置及びその充実強化に努めるとともに、危険物施設等の安全管理と自主点検・検査を徹底することにより、安全管理体制を強化し、防災教育訓練を実施して、その他の事業者と協力してこれに対処する等効果的な災害予防対策に万全を期するものとする。

第１節　石油及び高圧ガス等災害予防計画

１　保安体制の強化

特定事業者は、特に下記事項に留意し、保安体制の強化に努めるものとする。

(1) 法令の規定に基づき、防災管理者等の選任、防災資機材等の整備及び防災要員の配置を行い、自衛防災組織を配置するとともに、自衛防災組織が行うべき業務に関する防災規程を定め、その円滑な運用を行う。

(2) 危険物取扱者、高圧ガス製造保安責任者、安全管理者等、法令に基づく各種資格者その他各種技能資格者の育成を図ること。

(3) 予防規程、危害予防規程等保安に関する諸規程及び点検基準並びに緊急時の措置基準等については、防災規程等との整合を図り、その内容について職員等に周知徹底すること。

(4) 特定事業所内の関係事業者に対し、的確な作業指示及び把握を行うとともに、作業命令系統と作業監督制度の確立を図ること。

(5) 特定事業所は、爆発や火災、有害物質の漏えい等の発生危険性を有する設備等について、安全制御のための条件やその確認方法（監視計測手段・判断指標）、具体的な影響範囲等を明確化し、自衛防災組織や公設消防隊に事前に周知するものとする。

２　安全管理と自主点検・検査の徹底

特定事業者は災害の未然防止を図るため、危険物施設等について、おおむね次の措置を講じ、安全の確保に努めるものとする。

(1) 石油、高圧ガス等の貯蔵施設、製造施設、取扱施設及び導配管等については、法令で定められた基準に適合するよう維持するとともに、地震、津波、台風その他の異常な自然現象に備えて、保全対策を講ずること。

(2) 各種施設並びに機器類の点検・検査については、重要度・危険度に応じて適正な点検・検査基準を整備するほか、チェックリストを細分化して完全な点検・検査が行えるようにするとともに、その記録を保存するなど、点検・検査制度の確立を図ること。

また、機器類の腐食、脱炭、窒化等による疲労に対処するため、機器交換等の基準を定め、施設の安全管理に努めること。

特に経年劣化の可能性の高い施設・設備については、早期の交換、補修に努めるとともに、日常点検の頻度を増やすなど保全対策に万全を期すること。

(3) 運転基準については、運転開始、停止、緊急停止及び運転再開に当たって、適切な操作が正確にできるよう整備し、その遵守の徹底を図ること。

また、自動安全装置、緊急遮断弁、ガス検知器など非常時に作動する装置の保守管理の徹底に努めること。

特に緊急停止作業を行う際の作業手順等の確認、作業従事者全員への周知徹底を図ること。

(4) 誤作動防止については、次の措置を講ずること。

貯槽、導配管、バルブ及び消防用施設等については、標識及び色別表示を明確にする基準を定めて実施すること。流体の方向表示及びバルブ又はコック等の開閉方向表示を明らかにすること。バルブの位置は、操作しやすい場所に設けること。

(5) 石油、高圧ガス等の入出荷に当たって取扱者に対して、油流出、ガス漏えい等を防止するため、安全管理を徹底させること。

(6) 石油、高圧ガス等の輸送のために出入りする関係者に対しては、容器及び付属品並びに車両の整備点検、資格者の乗務、消火器及び緊急防災工具の常備を徹底するなど、保守に万全を期するよう指導すること。

３　特定事業者間の相互応援の確立

特定事業者は、その特定事業所が所在する特別防災区域において生じた他の事業所の災害に対し、自衛防災組織の派遣等災害の拡大防止に協力するものとする。

なお、災害の拡大防止に協力するための相互応援に関し、応援要請の手続、応援出動の方法、応援活動の内容、費用負担等について、あらかじめ相互応援協定等を締結し協力体制を確立しておくものとする。

４　災害の再発防止措置等の実施

防災関係機関等は、応急措置完了後下記事項に留意し、災害の再発防止措置を行うものとする。

(1) 災害発生原因究明の徹底

消防機関、県、中部近畿産業保安監督部近畿支部、海上保安機関、和歌山労働局及び県警察は協力して災害発生原因の究明に努め、その結果を必要に応じ防災関係機関等に伝達するとともに、災害発生事業所に対し設備の改善命令等必要な措置

をとり、災害の再発防止を図るものとする。

(2) 災害活動の検討評価

防災本部は各機関の応急措置完了後、防災活動を実施した防災関係機関等からの応急措置実施報告書をとりまとめ、その結果を防災関係機関等に送付するとともに、必要に応じ検討会等を開催し、防災関係機関等の防災活動の緊密な連携が図れるよう努めるものとする。

(3) 災害発生事業所の改善措置の実施

災害原因の究明が行われ、防災関係機関から設備の改善命令等が行われた場合、直ちに施設の改善、保安体制の強化、防災資機材等の整備を図るものとする。

第２節　自然災害予防計画

1　特定事業者は、風水害、地震、津波、高潮その他異常な自然現象が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、気象・地象及び海象情報の収集に努め、事業所内の警戒体制を強めるものとする。

また、これらの自然現象による火災、爆発、石油等の漏洩等の二次的災害の発生及び拡大を防止するため、防災規程、設備基準等の見直しを図り、必要に応じて危険個所の増強、操業の停止等安全確保措置を講じるものとする。

なお、屋外タンク貯蔵所を所有する特定事業所の津波対策については、下記によるものとする（平成 26 年 2 月 12 日付け消第 1638 号和歌山県総務部危機管理局消防保安課長通知）。

(1) 屋外貯蔵タンク元弁の閉止体制の構築

津波により配管が破損した場合に、タンクからの危険物流出を防止するため、次の対策を講ずること。

①　使用時以外はタンク元弁を閉止すること。

ただし、配管とタンクとの結合部分の直近に、予備動力源が確保され地震発生時に作動する緊急遮断弁の設置や、タンク内の危険物が配管に逆流することを防止する逆支弁の設置など、タンク内の危険物が配管破損部分から流出するおそれがない措置を講じている場合は、使用時以外のタンク元弁の閉止は要しないものとする。

②　予防規程や作業マニュアル等に、使用時以外のタンク元弁を閉止する体制、従業員への教育及び定期的な訓練について規定すること。

(2) 地震に伴う津波発生時の対応

津波発生時は、従業員等の迅速な避難を最優先とすること。

また、津波が到達する時間及び従業員等の避難を考慮した上で、施設の緊急停止を含めた屋外貯蔵タンクの元弁閉止に努めること。

2　防災関係機関は、特別防災区域に係る風水害、地震、津波、その他の異常な自然現象による災害を予防するため、港湾区域内の海岸保全施設の整備に努めるとともに、耐震強化岸壁の整備を推進するものとする。

また、陸海空の輸送ルートを確保するため、臨時ヘリポート、緊急物資の基地等災害応急対策の活動拠点の整備に努めるものとする。

第３節　航空機事故による災害防止

1　県及び市町村は、航空機の墜落等による事故から特別防災区域に係る災害を防止するため、必要に応じて、関西空港事務所に対して運行の監督又は行政指導の強化を要請するものとする。

2　防災関係機関及び特定事業者は、特別防災区域又は付近上空において、航空法（昭和２７年法律第２３１号）第８１条（最低安全高度）、第８３条（衝突予防等）、第８５条（粗暴な操縦の禁止）、第８９条（物件の投下）等に違反して飛行中の航空機を発見した場合は、直ちに電話等により進入、旋回、退出方向、推定高度、その他参考事項を関西空港事務所に通報して、災害の未然防止を図るものとする。

第４節　防災教育及び訓練計画

1　防　災　教　育

防災関係機関及び特定事業者は、機関職員及び事業所職員に対し、特別防災区域に係る災害発生の未然防止と拡大防止に対応する責務を正しく認識させるとともに、人格の向上、学術技能の修得、規律の保持、協同精神のかん養を図り、能率的に職務を遂行し得るよう努めるものとする。

(1)　特定事業所における教育訓練

ア　特定事業者は、単独又は共同して計画的に従業員等に対する教育訓練を実施するものとする。なお、教育訓練の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意し、実施するものとする。

(ｱ) 経験年数等を考慮し、段階的に実施すること。

(ｲ) 協力会社に対する教育を徹底すること。

(ｳ) 適正操作のための技術教育を実施すること。

(ｴ) 過去の事故原因等を内容とした実務的な教育を実施すること。

(ｵ) 実施効果を評価し、実効ある教育訓練を実施すること。

イ　特定事業者は、防災関係機関が行う教育訓練に参加し、知識及び技術の向上を図るものとする。

ウ　特定事業者は、防災本部長からこれらの教育訓練の実施状況について提示を求められた場合は、速やかに報告するものとする。

(2)　防災関係機関における教育訓練

ア　県・市及び消防機関

和歌山県消防学校において、初任教育、専科教育及び特別教育（自衛消防隊隊員・幹部教育）の区分により実施するものとする。

イ　その他の防災関係機関

防災に関する専門的知識及び技能について、特に教育する必要があるときは、教育計画を策定し、研究会、研修会、講習会、見学、現地調査及び教養資料の配布等の方法により、各機関の実状に応じ、最も適切な方法を選択して行うものとする。

2　防　災　訓　練

防災関係機関及び特定事業者は、あらかじめ計画を立て単独、共同、又は総合的な防災訓練を実施し、災害応急対策のための実践的技能の向上、一体的活動体制の充実を図る。

(1) 訓練区分及び実施機関

ア　単　独　訓　練

防災関係機関及び特定事業者は、業務に関連した訓練種目を選定して訓練を実施する。

イ　共　同　訓　練

(ｱ) 特定事業者は、あらかじめ災害を想定し、特定事業所間相互の共同訓練を実施する。

(ｲ) 防災関係機関及び特定事業者は、あらかじめ災害を想定し、共同して訓練を実施する。

ウ　総合防災訓練

県は、あらかじめ災害を想定し、防災関係機関及び特定事業者と連携した総合防災訓練を図上訓練（講義形式による計画、手順の説明等を含む。）又は実動訓練により年１回以上実施する。

(2) 訓　練　種　目

緊急措置訓練	住民広報訓練
情報連絡訓練	消　防　訓　練
避難、避難誘導、交通規制、救出救護訓練	油流出等処理訓練
地震等自然災害応急対策訓練	資機材調達訓練
海上災害対策訓練	総　合　訓　練

第５節　防災施設及び防災資機材の整備計画

防災活動を実施する機関及び事業所は、特別防災区域に係る災害の発生の未然防止と災害の発生に際し、迅速かつ有効な防災活動を実施するため、法令等に基づき防災施設及び防災資機材を整備し、災害の拡大防止の徹底を図るものとする。

1　特定事業所における防災施設、防災資機材の整備強化

特定事業者は、法令等に基づき、流出油等防止堤、消火用屋外給水施設、非常用通報設備その他の防災施設を設置し、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、普通化学消防車、消火薬剤、オイルフェンス、オイルフェンス展張船、油回収船、その他の防災資機材を備え付けるとともに、適切な維持管理を行うものとする。

2　消防機関における防災資機材等の整備促進

消防機関は、消防力の整備指針（平成１２年消防庁告示第１号）に定めるところにより、また、実情に応じ防災資機材等を整備又は増強を図るものとする。

3　県による石油コンビナート等特別防災区域内にオイルフェンス、油回収装置等、防災資機材の設置

石油コンビナート等特別防災区域は、臨海部にあり、石油等が海上に流出すると拡散し、周辺地域に及ぼす影響は大きい。

石油コンビナート等災害防止法に基づき、特定事業所は法令で定める資機材を整備しているが、タンカー等の船舶や当該特定事業所以外で発生した油流出事案が発生した場合、海上保安部、港湾管理者、消防機関等と連携協力し、速やかに対応するため、県は「和歌山県防災資機材管理運用要綱」を定めてオイルフェンスや油回収装置を整備し、有効かつ迅速に活用するため場所を選定して設置し、運用している。

県有のオイルフェンスや油回収装置を特定事業所に設置している場合は、要綱に基づき当該特定事業所と協定を締結し、適正に管理・運用している。

4　その他の防災関係機関における防災資機材等の整備充実

その他の防災関係機関は、業務分担に応じそれぞれ必要な資機材等の整備増強を図るものとする。

第６節　通信設備整備強化計画

特別防災区域に係る災害が発生した場合、情報の収集及び伝達に必要な通信手段の整備強化について定めるものとする。

1　特定事業者

特定事業者は、災害が発生した場合、初期防災体制の充実及び消防機関等に対する通信手段を強化するため、次の事項について積極的に推進するものとする。

(1) 専用通信手段の多重化

消防機関及び自衛防災組織の基地と相互に通信できる専用通信手段の整備に努めるとともに、ホットラインの無線化等の通信の多重化を推進する。

(2) 事業所間防災無線網の整備

情報の共有化及び事業所間応援体制の強化を図るため、事業所間防災無線の整備を推進する。

(3) 従業員の招集手段の強化

夜間・休日等の災害の発生に対し、初期防災体制の整備を図るため従業員の招集について、一元的に実施できる招集手段の強化に努めるものとする。

(4) 災害時における通信手段の強化

災害時においては、その保有する通信設備のみでは対処できないことを考慮し、携帯電話、携帯無線機及び緊急仮設電話等の設置に努めるものとする。

2　防災関係機関

防災関係機関は、防災対策に関し、各機関所属の無線通信設備の強化を図るとともに、防災関係機関が相互に通信できる無線通信設備の設置を推進するものとする。

第７節　調　査　研　究

防災関係機関及び特定事業者は、特別防災区域に係る防災対策を有効かつ適切に実施するため、単独又は共同して、防災に関する次の事項について調査研究を行うものとする。

また、防災本部においても、必要に応じ専門部会を設置する等して、調査研究を行うものとする。

なお、調査研究を実施した場合には、必要に応じ他の防災関係機関にその結果を提供するものとする。

（調査研究事項）

1　石油及び高圧ガス等の貯蔵、取扱い及び処置に係る技術上の安全に関すること。

2　災害の防御技術に関すること。

3　防災施設・資機材等の新設、改良に関すること。

4　災害想定に関すること。

5　災害原因調査に関すること。

6　その他必要と認められる事項

第６章　災害応急対策計画

特別防災区域に係る災害が発生し、又はそのおそれがある場合、災害応急対策を的確かつ円滑に推進するための基本的事項について定めるものとする。

第１節　陸上施設等火災応急対策計画

特定事業所に係る災害の防止及び拡大の防止をするための応急対策について定めるものとする。

１　実　施　機　関

(1) 防御活動は、消防本部及び自衛防災組織が一体となって行うものとする。

(2) 火災の規模により更に消防力を必要とする場合は、特別防災区域内の特定事業者は協定に基づき、その保有する消防隊を出動させて応援するとともに、当該市長は、必要に応じ隣接する市長に対し応援を要請するものとする。

２　防御活動の分担

災害に伴う火災の防御活動は、消防長が指揮統制を行うものとする。

(1) 消　防　本　部

消防本部は、警防計画の定めるところにより防御活動を行うものとする。

(2) 消　　防　　団

消防団は、警防計画の定めるところにより出動し、特別防災区域内の災害が周辺住民に被害を及ぼすおそれがあるときは、主として消防警戒区域の設定、民家等への延焼防止及び住民の人命救助活動に当たるものとする。

(3) 自衛防災組織

ア　災害が発生した特定事業所（以下「発災事業所」という。）の自衛防災組織は、直ちに防御活動を実施するとともに、応援隊の受入れ体制を整備するものとする。

イ　他の特定事業者の自衛防災組織は、出動に備え準備体制をとるものとする。

(4) 応　　援　　隊

ア　隣接市長及び他の特定事業所の自衛防災組織は、要請又はあらかじめ締結された応援協定に基づき、防御活動を行うものとする。

イ　消防本部は、特別防災区域において、風水害、地震、津波等による大規模な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、災害に属する県内の消防力、又は相互応援協定による消防力では対応が困難と予想される時は、「大規模災害応援計画」に基づき、府県間を越えた応援活動体制の確立に努めるものとする。

３　消火活動の基本

(1) 消防長は、火災発生を覚知した時は、出動計画に基づき、消防隊を出動させるものとする。

(2) 出動する消防隊は、化学消火剤等必要な機材を携行し、現場到着後は、指揮本部の指示により消火活動を実施するものとする。

(3) 消防長は、火災が拡大し周辺住民に危険が及ぶと判断した場合は、この計画に定める避難誘導計画に基づき、直ちに所要の措置を講ずるものとする。この場合においては、周辺民家への延焼を防止するための消火活動を優先して行うものとする。

(4) 高圧ガス等の可燃性ガスの火災の場合においては、ガスの流出閉止作業が困難な時は、ガスの拡散を防止するため、直接消火を避け周囲の危険を排除しながら燃焼させるものとする。

特に、毒性ガスの場合は、直接消火は避けるものとする。

(5) 消防隊の進入経路、配置部署、消火時期及び消火方法等について、現場指揮責任者は、発災事業所の防災管理者又は自衛防災組織の消防隊長と十分協議のうえ実施するものとする。

(6) 消防隊の進入経路及び配置部署については、周囲の危険物等の状況を十分把握し、かつ距離及び風向等を考慮して決定するものとする。

４　発災事業所のとるべき措置

(1) 防災関係機関への通報及び連絡要員の配置

(2) 装置の運転停止

(3) 自衛防災組織による防御活動

(4) 公設消防機関等の受入れ体制の整備

(5) 周辺住民への広報活動

(6) 緊急事態に対する体制の整備

(7) 周辺事業所への通報及び協力要請

(8) 広域共同防災組織への大容量泡放射システムの搬送要請

(9) その他火災の規模に応じた必要な措置

5　防災関係機関のとるべき措置

(1) 市

ア　防災関係機関への協力要請

イ　隣接市に対する応援要請

ウ　防災資機材の調達搬入

エ　周辺住民に対する広報活動

オ　危険区域内の住民に対する避難の勧告及び指示

カ　その他災害の規模に応じた必要な措置

(2) 消　防　本　部

ア　危険区域の設定

イ　防御活動

ウ　人命救助及び救急搬送

エ　消防団、自衛防災組織及び共同防災組織に対する指示

オ　その他災害の規模に応じた必要な措置

(3) 県　　警　　察

ア　緊急車両等の通行の確保

イ　危険区域内への立入禁止等

ウ　被災者の救助

エ　避難の指示及び誘導

オ　災害現場周辺の警備並びに広報活動

カ　その他災害の規模に応じた必要な措置

(4) その他防災関係機関

その他の防災関係機関は、この計画の定めるところにより、防災本部と連絡を密にして応急対策の実施に当たるものとする。

第２節　接岸・接標中のタンカー等の火災応急対策計画

タンカー等の火災の防御及び拡大を防止するための応急対策について定めるものとする。

1　実　施　機　関

(1) 防御活動は、消防本部、海上保安部（署）、自衛防災組織が一体となって行うものとする。

(2) 火災の規模により更に消防力を必要とする場合は、特別防災区域内の特定事業者は、協定に基づきその保有する消防隊を出動させ応援に当たるとともに、当該市長は、必要に応じ隣接市に対し応援を要請するものとする。

2　防御活動の分担

(1) タンカー等の消火活動は、「海上保安機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に緊密な連絡のもとに円滑な消火活動を実施するものとする。

なお、自衛防災組織の行う防御活動に対する指示は、陸上にあっては消防長、海上にあっては海上保安部(署)長が行うものとする。

(2) 消防長及び海上保安部(署)長は、それぞれ相互に連絡を密にし、消防力を適正配置して防御活動を行うものとする。

(3) その他の応援隊の分担については、陸上施設の火災応急対策に準じて行うものとする。

3　消防活動の基本

(1) 陸上からの消火活動の基本は、陸上施設の消火活動の基本に準じて行うものとする。

(2) 海上からの消火活動の基本は、次のとおりとする。

ア　海上保安部(署)長は、巡視船艇を現場に出動させ自衛防災組織に対し必要な指示をするとともに、消火活動を実施するものとする。

イ　海上保安部長は、タンカー等の海上火災が発生した場合で必要があると認めるときは、船舶所有者等に対し、消火、延焼の防止等の措置を命ずるものとする。

ウ　海上保安部長は、必要に応じ周辺海域の船舶交通の制限又は禁止措置を行うものとする。

(3) 自衛防災組織は、残油の抜き取りが可能な時は、消防長又は海上保安部長の指示により、油の抜き取り作業を実施するものとする。

4　特定事業所のとるべき措置

(1) 必要に応じ関連施設の運転停止

(2) 近接導配管等の管理者に対する通報

(3) 船長及び乗組員に対する応急対策の指示

(4) その他火災の規模等に応じた措置

5　防災関係機関のとるべき措置

(1) 市

ア　防災関係機関への協力要請

イ　隣接市に対する応援要請

ウ　防災資機材の調達搬入

エ　周辺住民に対する広報活動

オ　危険区域内の住民に対する避難の勧告・指示及び誘導

カ　その他災害の規模に応じた必要な措置

(2) 消　防　本　部

ア　危険区域の設定

イ　防御活動

ウ　海上保安部等との連絡調整

エ　人命救助及び救急搬送

オ　自衛防災組織及び共同防災組織に対する指示

カ　その他災害の規模に応じた必要な措置

(3) 海上保安部（署）

ア　海上防御活動

イ　人命救助

ウ　海上での危険区域の設定

エ　危険区域内及びその付近船舶に対する船舶交通の制限又は禁止措置

オ　災害広報活動

カ　消防本部との連絡調整

キ　海上での自衛防災組織に対する指示

ク　タンカー等の船長に対する必要な指示

ケ　その他災害の規模に応じた必要な措置

(4) 県　　警　　察

ア　緊急車両等の通行の確保

イ　危険区域内への立入禁止等

ウ　被災者の救助

エ　避難の指示及び誘導

オ　災害現場周辺の警備並びに広報活動

カ　その他災害の規模に応じた必要な措置

(5) その他防災関係機関

その他の防災関係機関は、この計画の定めるところにより、防災本部と連絡を密にして応急対策を実施するものとする。

第３節　有毒ガス漏えい応急対策計画

特別防災区域から区域外へ有毒ガスが漏えいした場合において、周辺地域住民の安全確保を図るため応急対策について定めるものとする。

1　実　施　機　関

(1) 防御活動は、自衛防災組織、消防本部及び海上保安部が一体となって実施するものとする。

(2) 危険区域の設定は、自衛防災組織、当該市、海上保安部（署）及び県が協力して実施するものとする。

2　防御活動及び危険区域の設定の分担

(1) 防御活動は、原則として自衛防災組織が行うものとする。

(2) 発災事業所以外で同様な施設を有する特定事業所は、応援協定又は要請により防御活動を行うものとする。

(3) 消防本部においては、空気呼吸器等必要な装備を装着した者が行うものとする。

(4) 海上からの防御活動は、海上保安部（署）の空気呼吸器等必要な装備を装着した者が行うものとする。

(5) 危険区域の設定は、他の特定事業者の自衛防災組織、市及び県がその機能に応じ周辺地域の濃度測定等必要な措置を実施するものとする。

(6) 海上の危険区域の設定は、海上保安部（署）長が行うものとする。

3　防御活動等の基本

(1) 通報を受けた当該市長は、ガスの性状及び風向等からみて、速やかに危険区域を設定するものとする。

(2) 当該市は、危険区域を設定した場合は、速やかに警察等防災関係機関に連絡し協力を求めるものとする。

(3) 設定した危険区域は、ガス検知器により状況を把握し、必要に応じ危険区域を変更するものとする。

(4) 発災事業所の自衛防災組織は、速やかに閉止作業を実施するとともに、事業所内に応援隊の集結場所を明示するものとする。
(5) 水利部署は、風上・風横のものを使用するものとする。
(6) 危険区域への進入は、必ず空気呼吸器を装着させ噴霧筒先を重点的に配備し、援護注水を行うものとする。
(7) 危険区域内での噴霧筒先は固定し、隊員は、安全な場所へ退避させるものとする。
(8) 中和反応による発熱については特に注意し、周辺の危険物等の除去を行うものとする。
(9) 閉止作業は、援護噴霧注水のもとに、風上より実施するものとする。

4　発災事業所のとるべき措置
(1) 防災関係機関への通報
(2) 閉止作業及び防御活動
(3) 周辺住民への広報活動
(4) 他の特定事業者への通報及び協力要請
(5) 応援隊の受入れ体制の整備
(6) 防御活動に対する助言
(7) その他災害の規模等に応じた措置

5　防災関係機関のとるべき措置
(1) 市
ア　危険区域の設定
イ　防災関係機関への協力要請
ウ　周辺住民に対する広報活動
エ　危険区域内の住民に対する避難の勧告・指示及び誘導
(2) 消　防　本　部
ア　防御活動
イ　被災者の救急活動
(3) 県　　警　　察
ア　緊急車両等の通行の確保
イ　避難の指示及び誘導
ウ　危険区域内への立入禁止等
エ　災害現場周辺の警備並びに広報活動
オ　被災者の救助
カ　その他災害の規模に応じた必要な措置
(4) 海上保安部（署）
ア　海上からの防御活動
イ　海上での危険区域の設定
ウ　危険区域内及びその付近船舶に対する船舶交通の制限又は禁止措置、並びに、火気の使用制限若しくは禁止措置
(5) その他防災関係機関
その他の防災関係機関は、この計画の定めるところにより、防災本部と連絡を密にして応急対策を実施するものとする。

第４節　石油等流出防御応急対策計画

陸上施設及び接岸、接標中のタンカーから、石油等が流出した場合（以下「流出油」という。）の応急対策について定めるものとする。

1　実　施　機　関

陸上施設及び接岸、接標中のタンカー等から流出油防除等の活動は、発災事業所の自衛防災組織、海上保安部（署）、港湾管理者、県、市がそれぞれ協力して行うものとする。

なお、海上流出油に対応するため、必要に応じ「和歌山県排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）の効果的な運営を図ることとする。

2　防御活動の分担
(1) 陸上における防御活動の分担
ア　流出油の拡大防止及び回収作業等は、自衛防災組織が行うものとする。
イ　流出油が更に拡大するおそれがある場合又は拡大した場合は、他の特定事業所の応援を求めて防御活動を行うものとする。
ウ　火気使用禁止及び火災予防警戒は、消防長の指揮により自衛防災組織及び消防本部が行うものとする。
エ　消防長は、防御活動を指示するとともに、必要に応じ流出油等の状況を海上保安部（署）長に連絡するものとする。
オ　海上保安部（署）長は、消防長との連携を密にし必要に応じ海上警戒を行うものとする。

(2) 海上における防除活動の分担

ア　流出油等が海上に及んだ場合及び接岸・接標中のタンカー等からの流出油等の防除作業は、自衛防災組織及び船舶所有者（タンカー等からの流出の場合に限る。）が行うものとする。

なお、海上保安部長は、必要に応じ、上記の者に対し指示を行うものとする。

イ　海上保安部長は、海上での危険区域の設定及び船舶交通の制限又は禁止措置、並びに火気の使用制限、若しくは禁止措置を行うものとする。

ウ　流出油が陸上に及んだ場合の陸上での火気使用禁止及び火災予防警戒は、消防長の指揮により、自衛防災組織及び消防本部が行うものとする。

エ　海上保安部長は、タンカー等の船舶所有者等が、油等の防除のために必要な措置を講じていないと認められるときは、これを命ずるものとする。

3　発災事業所のとるべき措置

(1) 防災関係機関への通報

(2) 流出源の閉止及び拡大防止措置

(3) タンカーの船長がとるべき措置の指示

(4) 火気使用禁止措置

(5) 事業所内での危険区域の設定

(6) 住民に対する広報

(7) 流出油の回収措置

(8) 他の特定事業者への通報及び協力要請

(9) 応援隊の受入れ体制の整備

(10) 防除資機材の緊急配備及び防除要員の派遣措置

(11) その他災害の規模に応じた措置

4　防災関係機関のとるべき措置

(1) 消　防　本　部

ア　災害情報の収集及び伝達

イ　陸上での火気使用禁止措置

ウ　流出油拡大防止の指示及び危険区域の設定

エ　人命救助及び負傷者等の救急搬送

オ　海上保安部との連絡調整

カ　その他災害の規模に応じた措置

(2) 市

ア　災害情報の収集及び伝達

イ　住民に対する広報

ウ　避難の勧告、指示及び誘導

エ　防災資機材の調達搬入

オ　他市町長に対する応援要請

カ　知事に対する自衛隊の派遣要請

キ　その他災害の規模に応じた措置

(3) 海上保安部（署）

ア　災害情報の収集及び伝達

イ　海上での火気使用禁止措置

ウ　危険海域の設定

エ　流出油の拡大防止措置

オ　発災事業所、タンカー等の船長及び船舶所有者がとるべき防除措置等に対する指導、命令

カ　危険区域内及びその付近船舶に対する船舶交通の制限又は禁止措置、並びに、火気の使用制限、若しくは禁止措置

キ　消防長との連絡調整

ク　人命救助及び負傷者等の救急搬送

ケ　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第４１条の２に基づく要請

コ　協議会に対する協力依頼

サ　その他災害の規模に応じた措置

(4) 県　　警　　察

ア　災害情報の収集及び伝達

イ　危険区域への立入禁止等

ウ　緊急車両等の通行の確保

エ　避難の指示及び誘導

オ　被災者の救助
カ　災害現場周辺の警備並びに広報活動
キ　その他災害の規模に応じた必要な措置

(5) その他防災関係機関

その他防災関係機関は、この計画の定めるところにより、防災本部と連絡を密にして応急対策を実施するものとする。

第５節　自然災害応急対策計画

特別防災区域に係る風水害、地震、津波又はその他異常な自然現象により、二次災害が発生し、又はその恐れがある場合の応急対策について定めるもとする。

なお、地震等の自然災害により広域かつ甚大な災害が発生した場合は、県災害対策本部と一体となった災害対策本部組織の運用を図り、必要に応じ県地域防災計画等に定める災害応急対策計画を準用するものとする。

１　自然災害に対するとるべき措置

(1) 特定事業者のとるべき措置

ア　事業所の火気使用設備の制限
イ　導配管の点検
ウ　自衛防災組織の出動準備体制
エ　次の事項について、直ちに点検し、その結果を消防機関に報告する。
(ｱ) 製造施設、貯蔵施設等の異常並びに防油堤及び流出油等防止堤の亀裂等の有無
(ｲ) 消火設備・保安設備の機能の適否
(ｳ) 用役設備の機能の適否
(ｴ) 防災資機材等の点検
オ 周辺地域の状況把握
カ 津波の災害が予想される場合は、津波の到達までの時間に、危険物施設等の浸水被害を最小限にするために必要な措置。ただし、従業員等の避難を優先する。

(2) 防災関係機関のとるべき措置

ア　消 防 本 部
自然被害の状況により、速やかに応急対策が講じられるような体制の配備
イ　海上保安部（署）
(ｱ) 台風津波情報の収集伝達
(ｲ) 巡視船艇の警戒出動
ウ　その他の防災関係機関
その他の防災関係機関は、情報の収集及び被害状況の把握に努め、準備態勢をとる必要な措置を講じるものとする。

２　自然災害により二次災害が発生した場合のとるべき措置

自然災害により二次災害が発生した場合は、その災害の態様により本章災害応急対策計画中、次の各節について準用する。

第 １ 節　陸上施設等火災応急対策計画
第 ２ 節　接岸・接標中のタンカー等の火災応急対策計画
第 ３ 節　有毒ガス漏えい応急対策計画
第 ４ 節　石油等流出防御応急対策計画
第 ６ 節　救出応急対策計画
第 ７ 節　救急医療対策計画
第 ８ 節　避難誘導計画
第 ９ 節　住民等に対する広報計画
第１１節　交通規制応急対策計画
第１２節　自衛隊災害派遣計画

第６節　救出応急対策計画

災害現場における人命救出応急対策について定めるものとする。

１　実　施　機　関

特定事業者、消防本部、警察本部、海上保安部（署）及び県がそれぞれ協力して行うものとする。

２　救出活動の分担

(1) 災害発生直後の救出活動は、特定事業者が行うものとする。

(2) 災害現場の状況により、特殊機材等を必要とする場合の救出活動は、陸上においては消防本部及び警察本部、海上においては海上保安部（署）が行うものとする。

３　特定事業者のとるべき措置

(1) 救出活動

(2) 救出機材及び救出活動に必要な要員の確保
(3) 救出路の啓開
4　消防本部、警察本部、海上保安部（署）及び県のとるべき措置
(1) 救出活動及び負傷者の搬送
(2) 医療機関（医療班）との連絡調整
(3) その他災害の状況に応じた措置
5　防災関係機関のとるべき措置
(1) 市長は、当該市の救助力のみでは救出活動に支障が生ずると判断した場合は、県に対して、自衛隊、県外の消防機関及び県防災ヘリコプター等の応援を求めるものとする。
(2) 県は、被害状況及び救出活動の状況を把握し、被災市への救出活動の応援を必要と認めた場合、又は、市長から救出活動の応援要請があった場合は、自衛隊及び消防庁に対して応援を要請するものとする。
(3) 自衛隊は、災害に際しその事態に照らして特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認めて、知事からの要請を待たないで、自衛隊の自主的判断に基づいて部隊等を派遣することができるものとする。
なお、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。
ア　災害に際し、防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
イ　災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
ウ　災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
エ　その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第７節　救急医療対策計画

救急医療の実施については、第６節救出対策計画と相まってこの節で定めるところにより実施するものとする。
1　実　施　機　関
(1) 特定事業者は、速やかに救急医療搬送活動を行うものとする。
(2) 災害現場における救急医療活動は、市長の要請により、保健所・公立病院・日赤和歌山県支部・県医師会及び県看護協会等の協力に基づき行うものとする。
(3) 救急搬送は、消防本部及び市長の要請により、日赤和歌山県支部、自衛隊及び県等が協力して行うものとする。
2　緊急医療活動の分担
(1) 負傷者等の応急手当及び救急搬送は、県、市及び医療機関並びに特定事業者が相互協力して行うものとする。
(2) 負傷者等の収容施設の手配準備等については、市において行うものとする。
(3) 当該市地域内の医療機関で措置できない負傷者等がある場合において、陸上搬送が困難な場合又は速やかに専門医療機関へ搬送する場合は、県及び自衛隊等のヘリコプターにより搬送するものとする。
3　特定事業所のとるべき措置
(1) 救急医療活動
(2) 救急医療が必要な場合の市長に対する連絡
(3) 医療機関に対する協力
4　防災関係機関のとるべき措置
(1) 消　防　本　部
ア　負傷者の搬送
イ　その他災害の規模に応じた必要な措置
(2) 市
ア　市の所管の医療機関による医療班の編成
イ　現地救護所の設置
ウ　当該市の地域内の医療機関の出動要請
エ　負傷者等の収容施設の手配
オ　日赤和歌山県支部及び医師会に対する応援要請
カ　知事に対する自衛隊の派遣要請の通報
キ　その他災害の規模に応じた必要な措置
(3) 医療機関（別表のとおり）
ア　市長の要請に基づく医療班の現地出動
イ　負傷者の応急手当及び搬送
ウ　負傷者等の収容施設への受入
エ　その他災害の規模に応じた必要な措置

(4) 県

ア　ＤＭＡＴ及び医療救護班の派遣要請（災害拠点病院、災害支援病院、日赤和歌山県支部、県医師会及び県看護協会）

イ　自衛隊の災害派遣要請

ウ　消防本部との連携による負傷者搬送

エ　その他災害の規模に応じた必要な措置

(5) その他防災関係機関

その他防災関係機関は、この計画の定めるところにより、防災本部と連絡を密にして応急対策を実施するものとする。

別　表　　特別防災区域の近辺に所在する医療機関等

名　　称	所　　在　　地	救急告示	病床数	診　療　科　目	電話番号
和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	○	800	糖代内・気管食道外科（気外）・消内・呼内・循内・精・ 小・心外・呼外・脳外・整外・皮・泌・産婦・眼・放・麻・リハ・歯口外・血内・病診・リウ・形外・耳・腎内・神内・救・食外	073 447-2300
日本赤十字社和歌山医療センター	和歌山市小松原通四丁目 20	○	700	循内・消内・糖内・内分泌内・血内・腎内・呼内・小・皮・泌・産婦・眼・耳・整・麻・ 呼外・精・心外・リハ・心内・小外・リウ・救急・ 病理・乳外・漢方・感染内・消外・放治・放診・脳外・脳内・形外・緩内・腫内・歯外	073 422-4171
済生会和歌山病院	和歌山市十二番丁 45	○	200	内・消内・糖代内・循内・外・整・皮・耳・放・リハ・眼・麻・泌・脳外・腎内・血外	073 424-5185
浜　　病　　院	和歌山市吹上二丁目 4-7		115	外・内・放・糖代内・消内・内視内・リハ	073 436-2141
橋　　本　　病　　院	和歌山市掘止南ノ丁 4-31	○	118	内・放・麻・整・リハ・消外・外・肛外・消内・循内・心内・精・糖代内・皮・泌・呼内・血内	073 426-3388
和歌浦中央病院	和歌山市塩屋六丁目 2-70	○	162	内・外・眼・リハ・整・泌・消内・循内・小・血内・皮・脳内・乳外・血外	073 444-1600
堀口記念病院	和歌山市湊本町三丁目 4-1	○	150	整・外・リハ・内・呼内・消外・循内・救急・消内	073 435-0113
古梅記念病院	和歌山市新生町 5-37	○	110	整・外・内・リハ・乳外・脳外	073 431-0351
誠佑記念病院	和歌山市西田井 391	○	80	内・外・整・心外・循内・消外	073 462-6211
独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院	和歌山市木ノ本 93-1	○	303	内・外・整・眼・小・耳・放・泌・麻・産婦・消内・リハ・呼内・循内・皮・血内・脳内・脳外・救急・病診・肝内・乳外	073 451-3181

名　　称	所　　在　　地	救急告示	病床数	診　療　科　目	電話番号
月山チャイルドケアクリニック	和歌山市秋月 482-1	○	12	内・小・小外	073 476-2300
瀬　藤　病　院	和歌山市岡山丁 71		20	内・消内・循内・リハ・放	073 424-3181
須　佐　病　院	和歌山市吹屋町四丁目 30	○	93	外・内・放・整・リハ・脳外・麻・消内	073 427-1111
中　谷　病　院	和歌山市鳴神 123-1	○	195	外・整・内・リハ・循内・放・消内・呼内・泌・鏡内・神内・糖代内	073 471-3111
角谷整形外科病院	和歌山市吉田 337		60	整・麻・内・リウ・リハ・放・形外・循内・美皮	073 433-1161
角谷ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ病院	和歌山市納定字前筋 10-1		60	内・整・放・リハ・循内・脳外	073 475-1230
福　外　科　病　院	和歌山市和歌浦東三丁目 5-31		54	外・肛外・循内・放・麻・内・消外・消内・内分泌内・代内・リハ	073 445-3101
宇　都　宮　病　院	和歌山市鳴神 505-4	○	80	内・呼内・循内・肛外・麻・放・胃・整・老年内・形外・ペ内・美容外・皮	073 471-1111
藤　民　病　院	和歌山市塩屋三丁目 6-2		93	内・精・消内・リハ・整・外	073 445-9881
今　村　病　院	和歌山市砂山南二丁目 4-21	○	52	内・外・放・リハ・脳外	073 425-3271
伏虎リハビリテーション病院	和歌山市畑屋敷東ノ丁 1 番地	○	67	リハ・循内・整・脳外・皮・リウ・泌・血内・内・放・美皮	073 433-4488
児　玉　病　院	和歌山市友田町四丁目 130 番地 A-tower		44	内・消内・循内・整・リハ・腎内・透内・リウ	073 436-6557
稲　田　病　院	和歌山市和田 1175		72	内・消内・リハ・眼	073 472-1135

名　　称	所　　在　　地	救急告示	病床数	診　療　科　目	電話番号
前　田　外　科	和歌山市園部９６９－２		19	消内・肛外・内・皮	073 461-0002
青　木　整　形　外　科	和歌山市布引 763-8		0	整・放・リハ・リウ・麻	073 446-2110
上　山　病　院	和歌山市内原 998	○	56	内・呼内・循内・消内・内視内・外・呼外・乳外・消外・整・小外・麻・肛外・リハ・放・皮・胃	073 446-1200
綿　貫　整　形　外　科	和歌山市北野２８１		19	整・リハ・放・麻	073 462-6200
綿貫第二クリニック	和歌山市北野字川原田２８５		14	整・麻・内・ペ内	073 462-6202
紀伊クリニック	和歌山市宇田森２７５－１０		19	内・外・放・泌・消外・循内	073 461-7161
嶋　病　院	和歌山市中之島 874-3	○	57	外・整・内・精・肛外・泌・リハ・胃内・循内・リウ	073 431-3900
医療法人青松会 河西田村病院	和歌山市島橋東ノ丁 1-11	○	99	内・呼内・循内・放・消内・リハ・外・皮・小・整・神内・泌	073 455-1015
西　和　歌　山　病　院	和歌山市土入 176		120	内・皮・整・リハ・放・消内・呼内・循内・糖代内・腎内・透内・脳内・リウ・泌	073 452-1233
半　羽　胃　腸　病　院	和歌山市掘止南ノ丁 4-11		51	内・消内・外・肛外・放・皮・リハ・泌・精・腎内・秘	073 436-3933
高　山　病　院	和歌山市小雑賀三丁目 1-11		50	外・整・小・内・循内・呼内・皮・胃・リハ・肛外・透内・消内・放・麻	073 426-2151
和歌山生協病院	和歌山市有本 143-1	○	156	内・呼内・消内・循内・神内・アレ・肛外・リウ・外・小・放・リハ・麻・腎内・糖代内・消外	073 471-7711

名　　称	所　　在　　地	救急告示	病床数	診　療　科　目	電話番号
中　江　病　院	和歌山市船所 30-1	○	192	内・消内・循内・整・外・麻・リハ・放・呼内・脳外・胃内・糖代内・鏡内・脳内・泌	073 451-0222
向　井　病　院	和歌山市北野 283		70	内・放・リハ・心内・精・脳外	073 461-1156
向陽　脳とせぼね・循環器内科クリニック	和歌山市津秦 40		19	内・外・整・泌・循内・消内・リハ・呼内・放・脳外・消外・乳外・麻・心外	073 474-2000
海南医療センター	海南市日方 1522-1	○	146	内・外・整・小・泌・婦・眼・耳・皮・麻・リハ・放・病診・臨検	073 482-4521
笠　松　病　院	海南市船尾 196		45	外・内・整・リハ・胃内	073 482-3153
医療法人晃和会 谷口病院	海南市日方 327-11		43	整・内・リハ・放・血内・腎内・循内・糖代内・透内・心外・腎内・消内	073 482-2500
石　本　病　院	海南市船尾 365	○	53	外・整・内・泌・リハ・放・皮・呼内・消内・循内・肛外・透内	073 482-5063
辻秀輝整形外科	海南市名高 178-1	○	19	整・放・リハ	073 483-3131
辻　整　形　外　科	海南市築地 1-50		0	整・形・リハ・放・脳外	073 483-1234
医療法人恵友会 恵　友　病　院	海南市船尾 264-2	○	50	内・呼内・消内・循内・外・脳外・消外・リハ・放・麻・泌・腎内（人工透析）	073 483-1033
有田市立病院	有田市宮崎町 6	○	145	内・外・産婦・小・眼・耳・皮・泌・整・循内・脳外・救急	0737 82-2151
済生会有田病院	有田郡湯浅町吉川 52-6	○	149	内・外・放・眼・消外・整・耳・リハ・循内・心外・皮・泌・脳外・形外・乳外	0737 63-5561

名　　称	所　　在　　地	救急告示	病床数	診　療　科　目	電話番号
桜　ケ　丘　病　院	有田市箕島 904	○	99	内・婦・眼・泌・放・リハ・腎内・呼内・糖内・皮・循内・透内・消内・脂内・脳内・脳外	0737 83-0078
西　岡　病　院	有田郡有田川町小島 278-1	○	120	内・外・整・放・リハ・アレ・皮・リウ・麻・脳外・消外・肛外・形外・ペ外	0737 52-6188
はしもとクリニック	有田郡湯浅町湯浅 1749-3		0	内・外・肛外・放・乳外・消内・リハ	0737 62-2226
有　田　南　病　院	有田郡有田川町小島 15	○	71	内・眼・皮・リハ・泌・放・リウ・消内・腎内・透内	0737 52-3730
ひ　だ　か　病　院	御坊市薗 116-2	○	355	内・小・眼・耳・産婦・整・皮・泌・精・放・外・麻・脳外・循内・歯外・形外・リハ・救急	0738 22-1111
北　出　病　院	御坊市湯川町財部 728-4	○	182	外・内・糖内・消内・消外・形外・乳外・肛外・麻・循内・リハ・整・リウ・小・アレ・脳外・血外・泌・歯・歯外・腎内・呼内・呼外・胸外・矯歯、小歯・放	0738 22-2188
整形外科北裏病院	御坊市湯川町小松原 454	○	100	整・麻・リハ・内	0738 22-3352
独立行政法人国立病院機構 和　歌　山　病　院	日高郡美浜町和田 1138	○	260	内・外・小・循内・呼内・呼外・歯・放・心外・リハ・皮・神内・乳外	0738 22-3256

第８節　避難誘導計画

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域住民の生命及び身体を保護するため、必要な避難誘導措置について定めるものとする。

１　実　施　機　関

(1) 避難の勧告、指示及び誘導は、市長及び警察官又は海上保安官が行うものとする。

(2) 従業員に対する避難の指示は、特定事業者が行うものとする。

２　避難の勧告及び指示の分担

(1) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに住民に対し避難の勧告及び指示を行い、誘導するものとする。

(2) 警察官は、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。

(3) 海上保安官は、海上において人命保護のため必要があるとき、又は市長から要請があったとき、若しくは市長が避難の勧告及び指示のいとまがないときは、船舶乗組員及び住民等に対し避難の勧告及び指示を行うものとする。この場合、直ちに市長に通知するものとする。

(4) 特定事業者は、従業員等の生命及び身体を保護するため、必要と認めるときは、防御活動等必要要員を除き自主的に避難を指示するものとする。

３　避難誘導の基本

(1) 避難勧告及び指示の基本は、次のとおりとする。

ア　事前避難

災害の拡大が予想され、事前に避難させる必要があると認めるとき。

イ　緊急避難

特別防災区域に係る災害が発生し、周辺住民に被害が及ぶおそれがあり、緊急に住民を安全な場所へ避難させる必要があると認めるとき。

ウ　収容避難

災害の拡大状況等からみて、長時間にわたる避難が必要と認めた場合は、収容施設を開設する。

(2) 避　難　誘　導

ア　市長は、避難誘導するものとする。

イ　避難経路には、原則として、市職員を配置するとともに、防災関係機関と連携し、避難場所までの誘導を確実に行うものとする。

ウ　緊急に多数の住民を避難させる必要が生じた場合、市長は、防災関係機関及び特定事業者に協力を要請し、要請を受けた防災関係機関及び特定事業者は、避難場所への誘導、搬送について協力するものとする。

エ　避難場所への避難は、原則として徒歩とし、老人、子供、病者等については、車両による避難を考慮するものとする。

(3) 避難場所及び経路

ア　避難場所は、別表のとおりとする。

なお、避難経路については、市長はあらかじめ所轄警察署等と協議して定めておくものとする。

イ　有毒ガスの大量漏えい等により、危険区域に入る避難場所及びそのおそれがある避難場所は絶対に避けるものとする。

４　避難誘導後の措置

(1) 警察官又は海上保安官は、災害対策基本法による避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を当該市長へ通知するものとする。

(2) 特定事業者は、従業員に避難を指示した場合は当該市長に報告するものとする。

５　避難場所等の周知

市長は、あらかじめ避難場所を地域住民に周知させておくものとする。

６　防災関係機関のとるべき措置

(1) 市

ア　住民に対する避難の勧告及び指示並びに誘導

イ　防災関係機関への協力要請

ウ　避難場所等の事前周知

エ　避難場所への誘導の指示及び搬送

オ　収容施設の開設

カ　避難状況の把握

(2) 県　　警　　察

ア　避難の指示

イ　避難誘導及び市に対する協力

ウ　避難現場周辺の警備

エ　避難経路の交通規制

オ　市に対する避難指示の通知

(3) 海上保安部（署）

ア　海上における避難の勧告及び指示

イ　避難航路における船舶交通の整理・航行指導

ウ　市に対する協力

エ　市に対する避難勧告及び指示の通知

(4) 輸　送　機　関

車両による避難者の輸送

(5) その他防災関係機関

その他防災関係機関は、市長の実施する避難誘導に対し協力するものとする。

7　特定事業者のとるべき措置

(1) 従業員に対する避難の指示

(2) 市長が実施する避難誘導及び輸送に対する協力

(3) 市長に対する避難の報告

別　紙　避難場所

和歌山市

施　設　名	所　在　地	電話番号	避難収容可能人員（人）	一時避難可能人員（人）	面　積（㎡）	構　造	給食能力	避難所区分	津波浸水予測地域	緊急避難先レベル（津波）	備　考
砂　山　小　学　校	和歌山市砂山南２丁目 1-52	073(425)0131	1,130	2,576	9,019	鉄筋	有	風水害 津波 地震	津波浸水予測地域	☆☆	
西コミュニティセンター	和歌山市砂山南３丁目１番 11 号	073(494)4800	515	1,500	5,251	鉄骨鉄筋		風水害 津波 地震		☆☆☆	
西　和　中　学　校	和歌山市砂山南３丁目 3-9	073(436)7111	2,150	6,921	24,228	鉄筋	有	風水害 津波 地震		☆☆☆	
県立和歌山商業高等学校	和歌山市砂山南３丁目 3-94	073(424)2446	2,613	12,809	44,836	鉄筋	有	風水害 津波 地震	津波浸水予測地域	☆☆	
砂　山　公　園	和歌山市出口中ノ丁７			1,939	6,788		無	津波 地震	津波浸水予測地域	☆	
長　町　公　園	和歌山市東長町９丁目８			1,623	5,681		無	津波 地震		☆☆☆	
港　公　園	和歌山市築港４丁目 14			474	1,659		無	地震	津波浸水予測地域	×	
湊御殿公園	和歌山市湊御殿３丁目７			1,378	4,826		無	地震	津波浸水予測地域	×	
端　ノ　丁　公　園	和歌山市土佐町３丁目６			281	986		無	地震	津波浸水予測地域	×	
今　福　小　学　校	和歌山市今福３丁目 7-46	073(424)6101	991	2,874	10,062	鉄筋	有	風水害 津波 地震		☆☆☆	
今　福　公　園	和歌山市今福２丁目 211-3			453	1,587		無	津波 地震		☆☆☆	

和歌山市

施設名	所在地	電話番号	避難収容可能人員（人）	一時避難可能人員（人）	面積（㎡）	構造	給食能力	避難所区分	津波浸水予測地域	緊急避難先レベル（津波）	備考
湊小学校	和歌山市湊２丁目 17-40	073(455)0286	1,022	2,197	7,695	鉄筋	有	風水害 津波 地震	津波浸水予測地域	☆☆	
湊公園	和歌山市湊３丁目 301			614	2,149		無	津波 地震	津波浸水予測地域	☆	
野崎小学校	和歌山市野崎 130-1	073(455)3234	1,132	2,591	9,071	鉄筋	有	風水害 津波 地震	津波浸水予測地域	☆☆	
福島小学校	和歌山市福島 135-4	073(452)5112	1,066	2,923	10,235	鉄筋	有	風水害 津波 地震	津波浸水予測地域	☆☆	
野崎西小学校	和歌山市梶取 301-3	073(451)1841	1,137	2,629	9,204	鉄筋	有	風水害 津波 地震	津波浸水予測地域	☆☆	
河北中学校	和歌山市北島 370-1	073(455)2114	1,917	6,549	22,923	鉄筋	有	風水害 津波 地震	津波浸水予測地域	☆☆	
島橋公園	和歌山市島橋西ノ丁 1			1,147	4,015		無	地震	津波浸水予測地域	×	
福島公園	和歌山市福島 120-1			832	2,912		無	津波 地震	津波浸水予測地域	☆	
野崎公園	和歌山市野崎 191-1 他			1,161	4,064		無	津波 地震	津波浸水予測地域	☆	
松江小学校	和歌山市松江北４丁目 1-1	073(451)4159	1,549	4,430	15,508	鉄筋	有	風水害 津波 地震	津波浸水予測地域	☆☆	
河西中学校	和歌山市松江北５丁目 19-1	073(455)3125	2,881	5,877	20,573	鉄筋	有	風水害 津波 地震	津波浸水予測地域	☆☆	

和歌山市

施設名	所在地	電話番号	避難収容可能人員（人）	一時避難可能人員（人）	面積（㎡）	構造	給食能力	避難所区分	津波浸水予測地域	緊急避難先レベル（津波）	備考
河西コミュニティセンター	和歌山市松江北２丁目 20-7	073(480)1171	682	682	2,389	鉄骨	有	風水害 津波 地震	津波浸水予測地域	☆	
木本小学校	和歌山市榎原 255	073(455)0053	1,706	3,100	10,852	鉄筋	有	風水害 津波 地震	津波浸水予測地域	☆☆	
木本公園	和歌山市木ノ本 761-2			807	2,827		無	津波 地震		☆☆☆	
榎原公園	和歌山市榎原 26-2			443	1,552		無	津波 地震	津波浸水予測地域	☆	
西脇小学校	和歌山市西庄 1012	073(455)0118	1,317	2,056	7,199	鉄筋	有	風水害 津波 地震		☆☆☆	
西脇中学校	和歌山市西庄 1110-5	073(455)0112	1,784	4,296	15,038	鉄筋	有	風水害 津波 地震		☆☆☆	
西庄公園	和歌山市西庄 215			3,434	12,021		無	津波 地震		☆☆☆	
つつじが丘総合公園	和歌山市つつじか丘４丁目 1-1,1-2,2,4,5	073(488)5702	1,330	24,532	85,866	鉄筋	無	風水害 津波 地震		☆☆☆	
八幡台小学校	和歌山市西庄 1110	073(453)5666	1,512	4,087	14,308	鉄筋	有	風水害 津波 地震		☆☆☆	
元西脇中学校跡	和歌山市西庄 1037			950	3,328		無	津波 地震		☆☆☆	
和歌山北高等学校西校舎	和歌山市西庄 1148-1	073(453)1281	2,635	9,945	34,811	鉄筋	有	風水害 津波 地震		☆☆☆	

和歌山市

施設名	所在地	電話番号	避難収容可能人員（人）	一時避難可能人員（人）	面積（㎡）	構造	給食能力	避難所区分	津波浸水予測地域	緊急避難先レベル（津波）	備考
雑賀小学校	和歌山市西浜１丁目 4-48	073(444)1480	1,881	3,091	10,822	鉄筋	有	風水害 津波 地震	津波浸水予測地域	☆☆	
西浜中学校	和歌山市西小二里１丁目 6-1	073(444)0482	2,356	5,077	17,773	鉄筋	有	風水害 津波 地震	津波浸水予測地域	☆☆	
星林高等学校	和歌山市西浜２丁目 9-9	073(444)4181	2,736	7,307	25,576	鉄筋	有	風水害 津波 地震	津波浸水予測地域	☆☆	
和歌山工業高等学校	和歌山市西浜３丁目 6-1	073(444)0158	6,591	10,288	36,049	鉄筋	有	風水害 津波 地震	津波浸水予測地域	☆	
秋葉山公園	和歌山市秋葉町 14			35,164	123,075		無	津波 地震		☆☆☆	
高津公園	和歌山市関戸３丁目 775-1			3,719	13,019		無	津波 地震		☆☆	
松下体育館	和歌山市西浜 1037	073(444)8274	551	551	1,931	鉄筋	無	風水害 地震	津波浸水予測地域	×	
和歌川終末処理場（屋外）	和歌山市塩屋５丁目 3-41	073(444)2463		13,803	48,312		無	地震	津波浸水予測地域	×	
秋葉山公園県民水泳場	和歌山市秋葉町 4-11	073(455)7300	2,323	2,637	9,232	鉄筋	無	風水害 津波 地震		☆☆☆	

（注１）学校面積については、体育館及び校舎並びに運動場の合計面積を記載した。
（注２）公園等の屋外避難場所については、一時避難可能人員のみを記載した。

海　南　市

施　設　名	所　在　地	電話番号	避難収容可能人員（人）	建　物面　積（㎡）	木造鉄骨等の別	給食能力	避難所区分	津波浸水予測地域	緊急避難先レベル（津波）	備　考
黒江・船尾地区避難所	海南市黒江 222		32	165	鉄	無	風水害 津波 地震		☆☆☆	
黒　江　小　学　校	海南市船尾 236-4	073(482)0147	451	813	鉄	有	地震	津波浸水予測地域	☆	
海南スポーツセンター	海南市船尾 260-3	073(486)2870	192	1,425	鉄	無	風水害 地震	津波浸水予測地域	☆	
黒江防災コミュニティセンター	海南市船尾 222-21	073(483)5220	76	320	鉄	有	風水害 地震	津波浸水予測地域	☆	
日　方　小　学　校	海南市日方 1257	073(482)0118	364	1,458	鉄	無	地震	津波浸水予測地域	☆	
海　南　中　学　校	海南市日方 962-2	073(482)0548	420	1,618	鉄	無	地震	津波浸水予測地域	☆	
日　方　公　民　館	海南市日方 839	073(482)6865	76	304	鉄	有	風水害 地震	津波浸水予測地域		
海 南　ｎｏｂｉｎｏｓ	海南市日方 1525-6	073(483)8739	136	3,579	鉄	無	地震	津波浸水予測地域	☆	
みらい子ども園	海南市日方 1272-3	073(482)1951	847	3,388	鉄	有	地震	津波浸水予測地域		
海南保健福祉センター	海南市日方 1519-10	073(483)8760	207	646	鉄	無	風水害 地震	津波浸水予測地域	☆	
内　海　保　育　所	海南市鳥居 69	073(482)1089	47	190	鉄	有	津波 地震		☆☆☆	

海　南　市

施　設　名	所　在　地	電話番号	避難収容可能人員（人）	建　物面　積（㎡）	木造鉄骨等の別	給食能力	避難所区分	津波浸水予測地域	緊急避難先レベル（津波）	備　考
内　海　小　学　校	海南市鳥居 190	073(482)0258	392	1,247	鉄	無	風水害 地震	津波浸水予測地域	☆	
第　三　中　学　校	海南市鳥居 15-3	073(482)0563	397	1,588	鉄	無	地震	津波浸水予測地域	☆	
内　海　公　民　館	海南市鳥居 650-1	073(482)2158	75	304	鉄	有	風水害 地震	津波浸水予測地域		
防　災　セ　ン　タ　ー	海南市日方 1294-13	073(483)8714	46	187	鉄	無	地震	津波浸水予測地域	☆	
冷　水　地　区　避　難　所	海南市冷水 630-1		32	112	鉄	無	津波 地震		☆☆☆	

海南市下津町

施　設　名	所　在　地	電話番号	避難収容可能人員（人）	建　物面　積（㎡）	木造鉄骨等の別	給食能力	避難所区分	津波浸水予測地域	緊急避難先レベル（津波）	備　考
下　津　小　学　校	海南市下津町下津 477	073(492)0116	391	1,565	鉄	有	風水害 地震	津波浸水予測地域	☆	
大　東　小　学　校	海南市下津町方 1	073(492)2040	256	1,024	鉄	有	地震	津波浸水予測地域	☆	
下　津　第　一　中　学　校	海南市下津町下津 500-2	073(492)0101	287	1,151	鉄	無	地震	津波浸水予測地域		

海南市下津町

施設名	所在地	電話番号	避難収容可能人員（人）	建物面積（㎡）	木造鉄骨等の別	給食能力	避難所区分	津波浸水予測地域	緊急避難先レベル（津波）	備考
下津防災ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	海南市下津町丸田 217-1	073(492)0251	55	223	鉄	有	風水害 地震	津波浸水予測地域	☆	
海南市民交流ｾﾝﾀｰ	海南市下津町下津 500-1	073(492)4490	234	893	鉄	無	風水害 地震	津波浸水予測地域	☆	
拝待体育館	海南市下津町下津 500-1	073(492)4546	381	1,526	鉄	無	地震	津波浸水予測地域		
下津保健福祉ｾﾝﾀｰ	海南市下津町上 14-6	073(493)2722	102	411	鉄	無	風水害 地震	津波浸水予測地域	☆	
こじか保育所	海南市下津町上 2-1	073(492)1007	175	700	鉄	有	地震			

有　田　市

施　設　名	所　在　地	電話番号	避難収容可能人員（人）	一時避難可能人員（人）	建　物面　積（㎡）	木造鉄骨等の別	給食能力	避難所区分	津波浸水予測地域	緊急避難先レベル（津波）	備考
初　島　小　学　校	有田市初島町里 1242	0737(82)2467	250	500	3,203	鉄	無	風水害 津波　地震		☆☆	
旧 初 島 中 学 校	有田市初島町里 1350-1	0737(82)2468	300	600	2,852	鉄	無	風水害 津波　地震		☆☆	
初　島　公　民　館	有田市初島町浜 1367-3	0737(82)4159	100	200	674	鉄	有	風水害			
港　小　学　校	有田市港町 261	0737(83)4880	350	700	2,073	鉄	無	風水害 津波 地震		☆☆	
箕　島　小　学　校	有田市箕島 155	0737(82)2034	500	1,000	6,231	鉄	無	風水害 津波　地震	津波浸水予測地域	☆☆	
有　和　中　学　校	有田市箕島 79	0737(82)2075	250	500	4,506	鉄	無	風水害 津波　地震	津波浸水予測地域	☆☆	
市　民　体　育　館	有田市初島町浜 1756-5	0737(83)0109	380	720	1,714	鉄	無	風水害			
文化福祉センター	有田市箕島 27	0737(82)3221	160	320	473	鉄	有	風水害　地震			

御　坊　市

施　設　名	所　在　地	電話番号	避難収容可能人員（人）	一時避難可能人員（人）	建　物面　積（㎡）	木造鉄骨等の別	給食能力	避難所区分	津波浸水予測地域	緊急避難先レベル（津波）	備　考
河　南　中　学　校	御坊市塩屋町北塩屋 300	0738(22)0749	630	1,360	4,350	鉄	有	風水害津波地震		☆☆☆	
塩　屋　小　学　校	御坊市塩屋町南塩屋 17	0738(22)0859	430	860	3,429	鉄	有	風水害地震			
祓　井　戸　会　館	御坊市名田町野島 3403	0738(29)2944	80	160	399	鉄	有	風水害津波地震	津波浸水予測地域	☆☆	
野　島　会　館	御坊市名田町野島 1749	0738(29)2193	50	100	228	鉄	有	風水害津波地震		☆☆☆	
名　田　小　学　校	御坊市名田町野島 325	0738(29)2334	570	1,140	2,396	鉄	有	風水害津波地震		☆☆☆	
名　田　中　学　校	御坊市名田町上野 1348-15	0738(29)2314	360	720	3,039	鉄	有	風水害津波地震		☆☆☆	
国立和歌山高専	御坊市名田町野島 77	0738(29)2301	1,140	2,280	18,309	鉄	有	風水害津波地震		☆☆☆	
楠　井　会　館	御坊市名田町楠井 1940-2	0738(29)2211	30	60	277	鉄	有	風水害津波地震		☆☆☆	
猪　野　々　会　館	御坊市塩屋町北塩屋 1973-8	0738(24)3228	20	40	119	鉄	有	風水害津波地震		☆☆	
森　岡　会　館	御坊市塩屋町塩屋 1915		30	60	132	鉄	有	風水害津波地震		☆☆☆	

◎津波避難先安全レベルの考え方

緊急避難先レベル３ （☆☆☆）	浸水の危険性がない地域に、より標高が高くより離れた安全な場所を指定
緊急避難先レベル２ （☆☆）	浸水予想近接地域に、緊急避難先（レベル３）へ避難する余裕が無いときの緊急避難先として指定
緊急避難先レベル１ （☆）	浸水の危険性がある地域に、時間的に緊急避難先（レベル２、３）に避難する余裕がない場合に対応するために緊急避難先として指定

※詳細は、県ホームページ防災・減災対策の総点検で見直した避難先情報（https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/hinannsaki_d/fil/revel.pdf）に掲載している。

第９節　住民等に対する広報計画

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人心の安定秩序を図るための広報活動について定めるものとする。

1　実　施　機　関

広報活動の実施は、特定事業者、県、市、県警察、海上保安部（署）及び防災本部が一体となって行うものとする。

2　広報活動の分担

(1) 特定事業者は、緊急の場合、自らの判断において実施するとともに、市長からの指示があった場合は、速やかに実施するものとする。

(2) 市長は、災害の発生を知ったとき、又はそのおそれがあるときで広報活動の必要を認める場合は、速やかに実施するものとする。

(3) 県は、市長の要請により、県防災ヘリコプターによる広報の必要を認めた場合は、速やかに実施するものとする。

(4) 県警察は、災害現場において、広報の必要を認めた場合は、速やかに実施するものとする。

(5) 海上保安部（署）は、海上において広報の必要を認めた場合は、速やかに実施するものとする。

(6) 防災本部は、災害の規模及び拡大状況からみて、災害が広域に及ぶと予想される場合は、報道機関の協力を得て実施するものとする。

3　広報活動の基本

(1) 広報内容は、おおむね次のとおりとする。

ア　災害発生の状況(危険の種類（火災、爆発、漏えいの別))

イ　災害の拡大状況(危険の及ぶ範囲)

ウ　周辺住民のとるべき措置（屋内待避や避難の方法等）

エ　避難勧告及び指示並びに避難場所

オ　災害応急対策の実施状況（火災や漏洩等の事故収束の見通し、流出・拡散した物質の希釈や回収など復旧の見通し等）

カ　その他必要な事項

(2) 広報の方法

ア　特定事業者は、広報車、有線設備又は放送設備等により実施するものとする。

イ　県は、防災ヘリコプターにより実施するものとする。

ウ　市長は、広報車等により実施するものとする。

エ　県警察は、パトカー等により実施するものとする。

オ　防災本部は、ＮＨＫテレビ、テレビ和歌山又はＮＨＫラジオ、和歌山放送の協力を得て実施するものとする。

カ　海上保安部（署）は、巡視船艇及び航空機により実施するものとする。

4　特定事業者のとるべき措置

(1) 広報活動

(2) 市長からの指示に基づく広報活動

(3) 他の特定事業者に対する協力要請

(4) 連絡要員の配置

5　防災関係機関のとるべき措置

(1) 県

ア　広報活動

(2) 市

ア　広報活動

イ　特定事業者に対する広報活動の指示

(3) 県　　警　　察

ア　現場広報活動

(4) 海上保安部（署）

ア　海上における広報活動

(5) 防災本部

ア　テレビ、ラジオによる広域的な広報活動

イ　広報活動の実施状況の把握

6　報道機関への協力

防災関係機関及び特定事業者は、報道機関が行う取材活動に対し、できる限り協力するものとする。

第１０節　警戒区域の設定計画

災害に対する応急措置を円滑に実施するため、警戒区域の設定は、次により行うものとする。

1　実　施　機　関

市、消防本部、海上保安部、県警察

2　実　施　内　容

(1) 市の措置

災害対策基本法に基づき、自ら又は警察官若しくは海上保安官に要求し、警戒区域を設定すること。

(2) 消防機関の措置

ア　消防法に基づき、自ら又は警察官に要求し、火災警戒区域及び消防警戒区域を設定すること。

イ　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、一定海域について船舶の撤去又は船舶の進入禁止、火気使用禁止等を行うこと。この場合、海上保安部等に通知するものとする。

(3) 海上保安部の措置

ア　海上交通安全法、港則法及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、一定の海域について警戒区域を設定し、船舶交通の制限又は禁止措置、火気の使用制限、若しくは禁止する措置等を行うこと。

イ　海上保安官は、災害対策基本法に基づき、警戒区域設定に関する緊急措置及び代行措置を行うこと。この場合、市長に通知するものとする。

(4) 県警察の措置

ア　警察官は、災害対策基本法に基づき、警戒区域設定に関する緊急措置及び代行措置を行うものとする。

イ　警察官は、消防法に基づき、消防警戒区域及び火災警戒区域の設定に関する緊急措置及び代行措置を行うものとする。

ウ　警察署長は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、船舶の進入禁止等の緊急措置及び代行措置を行うものとする。

エ　関係法令に基づき、警戒区域設定等に関する緊急措置又は代行措置を行った場合は、同法令に基づき、警戒区域等設定権者に通知するものとする。

第１１節　交通規制対策計画

災害時において、物資及び資機材等の緊急輸送並びに災害現場付近における人命の危険防止等を行うための交通規制対策について定めるものとする。

1　実　施　機　関

県警察及び海上保安部（署）とする。

2　交通規制の目的

(1) 避難経路の確保

(2) 緊急通行車両の通行路の確保

(3) 災害現場付近の混雑緩和

(4) 危険区域への立入禁止等

(5) 海上交通安全の確保

3　交通規制の方法

(1) 県警察は、車両等の通行の禁止あるいは制限のため、標識の設置又は現場警察官の指示により行うものとする。

(2) 海上保安部（署）は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じ船舶交通の整理、航行指導、避難誘導等を行うものとする。

第１２節　自衛隊災害派遣計画

災害が発生した場合において、地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、特に必要があると認めるときは、自衛隊法第８３条に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1　災害派遣要請権者

知事及び第五管区海上保安本部長

2　災害派遣要請の基準

災害が発生した場合において、防災関係機関及び特定事業所の防災能力を持ってしては防災上十分な効果が得られない場合、その他特に必要があると認める場合に行うものとする。

3　災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

(1) 人命の救助

(2) 消防活動

(3) 道路の応急啓開

(4) 緊急輸送

(5) 炊飯及び給水支援
(6) 通信支援
(7) その他必要な支援

4　災害派遣要請の手続

(1) 災害派遣要請権者は、関係市長（以下「災害派遣請求者」という。）から自衛隊の災害派遣の要請があった場合において、その必要があると認めるときは、速やかに自衛隊に対し、災害派遣を要請するものとする。

(2) 災害派遣要請は、自衛隊法施行令第１０６条に規定する所要事項を記載した文書をもって要請するものとする。
ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法をもって行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

要請先　　陸上自衛隊第３７普通科連隊長
ＴＥＬ　０７２５－４１－００９０（第３科）

5　災害派遣部隊の受入れ体制

災害派遣請求者は、派遣部隊の作業の実施に必要な資機材等の確保、現地における応急対策活動の実施の調査等の受入れ体制を整えておくものとする。

6　災害派遣部隊の撤収

災害派遣要請権者は、自衛隊による応急対策が終了したとき、又は災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、派遣部隊の長と協議のうえ、撤収を要請するものとする。

7　災害派遣に要する経費の負担

部隊が派遣された場合、次に掲げる経費は自衛隊において負担するものとし、これらの経費以外の経費は、それぞれ災害派遣請求者において負担する。

(1) 隊員の給与
(2) 隊員の食糧費
(3) その他部隊に直接必要な経費

第１３節　近畿地方整備局による災害対応応援

災害が発生又はその恐れのある場合、近畿地方整備局は「災害時の応援に関する申し合わせ」（平成 17 年 6 月 14 日近畿整備局企画部長・和歌山県県土整備部長により締結）に基づき、被害拡大を防ぐための緊急対応実施等（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣及び災害対策用資機材）の応援を行う。

1　応援の内容

・被害情報の収集
・災害応急復旧
・二次災害の防止
・その他必要と認められる事項

2　応援の要請

和歌山県は近畿地方整備局防災室へ口頭または電話等により応援要請を行う。

【連絡先】近畿地方整備局防災室（TEL：06-6942-1575、FAX：06-6944-4741）

3　応援の実施

近畿地方整備局は和歌山県の応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

第１４節　防災資機材等の調達及び輸送計画

応急対策の実施に際し、防災資機材等に不足を生じ、又は生じるおそれがある場合における防災資機材等の調達及びその輸送等については、次により行うものとする。

1　調　達　先　等

(1) 防災関係機関等相互の防災資機材の調達
防災関係機関及び事業所は、相互に防災資機材の調達を行う。

(2) 他都道府県の防災資機材の調達
他の都道府県知事に対する防災資機材等の調達要請は、知事が行う。

2　調　達　手　続

防災資機材を調達する場合は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話等で行うものとし、事後において文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び調達理由
(2) 必要とする防災資機材の数量

(3) 輸送方法
(4) その他必要な事項

3　輸　送　方　法

調達防災資機材の緊急輸送は、原則として災害発生事業所又は防災資機材に不足をきたした機関が輸送するものとし、これが不可能若しくは著しく困難な場合は、調達先に依頼するほか、次の方法により輸送する。ただし、発災事業所が広域防災組織を構成する特定事業所であり、浮き屋根式危険物屋外貯蔵タンクの全面火災が発生若しくは拡大が懸念され、大容量泡放射システムの搬送が必要な場合には、当該輸送計画に基づく方法を行う。

(1) 陸　上　輸　送

運送業者の車両、防災関係機関の車両及び災害派遣要請に基づき出動した自衛隊の車両

(2) 航　空　輸　送

市長の要請による県及び海上保安庁並びに災害派遣要請に基づき出動した自衛隊のヘリコプター

(3) 海　上　輸　送

海上輸送業者の船舶及び市長の要請による海上保安庁並びに災害派遣要請に基づき出動した自衛隊の船艇

4　輸 送 の 確 保

(1) 陸上輸送の確保

防災本部長の要請があった場合、近畿運輸局和歌山運輸支局長は、災害の救助、その他公共の福祉を維持するため必要であり、かつ、当該運送を行う者がいない場合又は著しく不足する場合は、自動車運送事業者に対し輸送の協力要請等必要な措置を講じる。

(2) 海上輸送の確保

防災本部長の要請があった場合、近畿運輸局和歌山運輸支局長は、災害の救助、その他公共の安全維持のため必要であり、かつ、自発的に海上輸送、又は港湾輸送の業務を行う者がいない場合若しくは著しく不足する場合は、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対し輸送の協力要請等必要な措置を講じる。

第７章　災害復旧計画

第１節　災害原因調査

特別防災区域に係る災害が発生した場合の災害原因調査については、防災関係機関の調査によるほか、特に必要がある場合には、防災本部に防災関係機関及び学識経験者をもって構成する災害調査部会を設置し、調査するものとする。

第２節　改　善　計　画

災害調査部会が設置された場合における当該災害発生事業所に対する改善指示については、防災関係機関は相互に緊密な連絡を保ちながら、同部会の調査結果及び諮問内容を勘案し、所管法令に基づき適切な改善指示を行うものとする。

また、事業所再開に際しては、同部会の安全性の確認を得た後、使用停止命令の解除等の行政措置を執るものとする。

第３節　公共施設の災害復旧計画

この計画は、特別防災区域における災害発生後、民生の安定、社会経済活動の早期回復を図り、被災した公共施設の原形復旧に合わせて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設、又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害程度を十分検討のうえ、次の事項について計画する。

1　河川公共土木施設災害復旧事業計画
2　海岸公共土木施設災害復旧事業計画
3　道路公共土木施設災害復旧事業計画
4　橋梁公共土木施設災害復旧事業計画
5　港湾公共土木施設災害復旧事業計画
6　都市災害復旧事業計画
7　上下水道施設、廃棄物処理施設災害復旧計画
8　住宅災害復旧事業計画
9　社会福祉施設災害復旧事業計画
10　公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
11　学校教育施設災害復旧計画
12　社会教育施設災害復旧事業計画
13　その他災害復旧事業計画

第８章　　南海トラフ地震に関する防災計画

第１節　目　　的

この計画は、和歌山県石油コンビナート等特別防災区域について、地震防災上整備すべき施設に関する事項、地震防災応急対策、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項、防災教育及び訓練に関する事項を定め、地震防災体制の推進を図ることによって、被害を最小限に軽減することを目的とする。

第２節　地震防災上整備すべき施設等に関する事項

１　危険物等施設における対策

特別防災区域内においては、大量の危険物を貯蔵、取り扱っており、大規模地震発生時は大規模な災害になる可能性が大きく、かつ周辺地域にも影響を及ぼす可能性があるので、第５章第１節「石油及び高圧ガス等災害予防計画」により、保安体制の強化、施設の安全管理等の対策を講ずるとともに、災害を想定した消防戦術の確立、消防活動マニュアルの整備及び危険物、高圧ガス等施設における耐震性の強化に努めるものとする。

２　警防面における事前対策

大規模地震発生時には、同時に複数の災害が発生する可能性があり、災害の拡大を防止するため、警防面の事前対策として第５章第５節「防災施設及び防災資機材の整備計画」に基づき、防災施設の維持管理の強化及び防災資機材の整備・増強を図るものとする。

第３節　地震防災応急対策

１　防災体制の確立

(1) 防災本部

防災本部は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という）が発生したと判断したときは、特別防災区域に係る災害の未然防止及び拡大防止を図るため、その規模、形態によって発災市に現地防災本部を設置し、総合的応急対策を講ずるものとし、その組織は本計画第２章第１節第１「防災本部の組織」によるものとする。

(2) 現地防災本部

現地防災本部は、防災本部の指示を受け、当該特別防災区域において、被害情報の収集・伝達及び緊急かつ総合的な防御活動を実施することとし、その設置場所及び組織は、本計画第２章第２節第２「現地本部の設置場所」及び同節第３「組織」によるものとする。

(3) 防災関係機関及び特定事業所

地震が発生した場合、防災関係機関及び特定事業所は、本計画第２章第４節「防災関係機関の組織動員計画」に基づき、関係機関との連携を図りながら、地震防災応急対策を迅速かつ的確に行う。

２　情報の収集・伝達

地震発生時、防災本部は、早期に被害の概要を把握するために、その情報収集に努めるものとする。

特定事業所及び所轄消防機関は、災害情報の収集及びその応急措置を努めることとし、その内容を逐次防災本部に報告するものとする。なお、現地防災本部が設置された場合は、当該情報は現地防災本部へ報告するものとし、報告を受けた現地防災本部は、速やかに防災本部に報告するものとする。

情報の収集・伝達における役割並びに地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、本計画第４章第２節「災害情報の収集及び伝達計画」によるものとする。

３　その他の応急対策

防災関係機関及び特定事業所は、地震発生時において、地震災害の防止及び拡大の防止、地域住民の生命及び身体の保護のため、本計画第６章各節に定める災害応急対策を実施するものとする。

第４節　津波からの円滑な避難の確保に関する事項

１　津波に関する情報の伝達等について

気象庁が発表する津波警報等については、防災関係機関、特定事業所相互間及び内部において、確実に情報が伝達される体制を確立するものとし、その情報の種類と内容及び伝達方法については、本計画第４章第２節「災害情報の収集及び伝達計画」によるものとする。

２　避難誘導計画

(1) 特定事業者は、あらかじめ津波からの避難場所を定め、その位置及び避難経路を示す図面等を作成し、全従業員・顧客等に周知するものとする。

(2) 津波警報や津波に係る避難勧告が発令されるなど、避難が必要なときは、従業員・顧客等に速やかに避難する旨、あらかじめ定めた避難場所の位置及び避難経路を知らせるものとする。

(3) 従業員はあらかじめ定められた安全措置を行い、特定事業者に報告した後、津波からの避難場所に避難する。なお、安全措置を行う際は、津波到達時間や従業員が避難に要する時間を考慮するものとする。

(4) その他、避難誘導に係る事項については、第６章第８節「避難誘導計画」に定めるところにより実施するが、下記の事項にも留意する。

ア　長い時間の揺れを感じたときは、南海トラフ地震の可能性が高いので、津波警報等の情報を待つことなく、直ちに行動をとる。

イ　避難場所等に到達した際には、津波が連続して発生することに鑑み、一定期間、避難場所に留まるか、更に安全な待避場所に移動することとする。

第５節　南海トラフ地震臨時情報に伴う措置

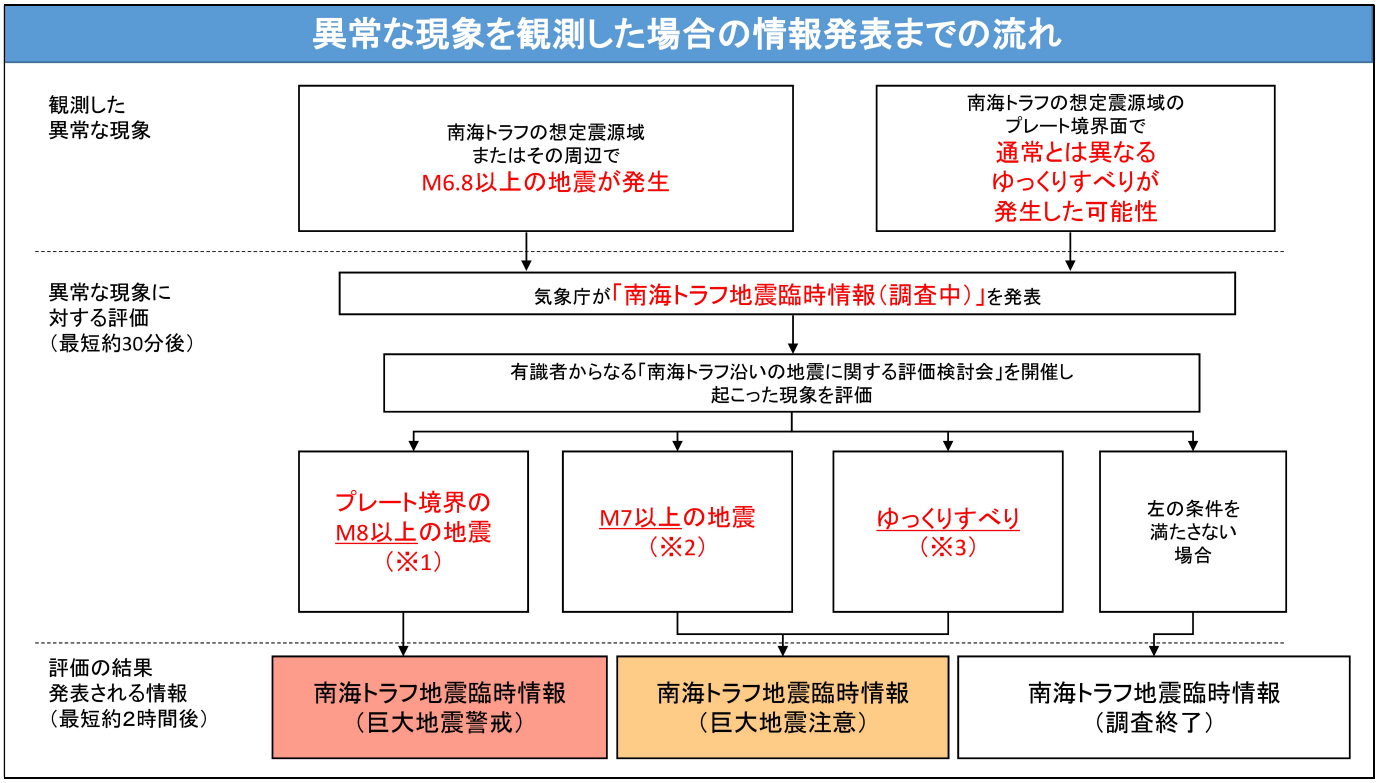
南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、特定事業所及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報の伝達体制、活動態勢及び危険物施設の緊急にとるべき措置等の防災対策を迅速かつ的確に機能するよう準備しておくものとする。

なお、特定事業所は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対策を実施することは現実的に困難であることに留意し、日頃からの地震への備えを再確認することを基本に、個々の状況に応じた適切な防災対応を実施するため、南海トラフ地震防災規程（又は南海トラフ地震防災対策計画）を策定するものとする。

１　情報の収集及び伝達

気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報については、防災関係機関、特定事業所相互間及び内部において、確実に情報が伝達される体制を確立するものとし、その情報の種類と内容及び伝達方法については、本計画第４章第２節「災害情報の収集及び伝達計画」によるものとする。

＜南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ＞



※１　南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※２　南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 ㎞程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※３　ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

２　活動態勢

特定事業所及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合、直ちに必要な防災対応が実施できるよう活動態勢を整備し、必要な要員の確保及び配備体制に万全を期すよう努めることとする。

（１）要員の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）への防災対応の実施に当たり、必要な要員を確保する必要がある。このため、特定事業所及び防災関係機関は、要員の確保、動員計画及び参集場所等配備体制を定めておくものとする。

なお、防災要員の確保については、次の点に留意すること。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が伝達された場合、直ちに要員の確保に努めること。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）は１週間から２週間程度継続することから、交代防災要員についても配慮した配備体制をとること。

（２）活動態勢の整備

活動態勢の整備に当たっては、地震発生時の対応も含め、責任体制及び指揮命令系統を明確にし、応急対策の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

ア 防災本部の措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合は、速やかに情報の収集及び伝達、特定事業所が実施する応急的保安措置の把握を行う。

なお、防災本部は、県地域防災計画に基づき設置される災害対策本部と一体となり、情報の的確かつ迅速な収集・伝達に努めるものとする。

イ 特定事業所の措置

特定事業所は、速やかに防災要員等を確保し、南海トラフ地震防災規程（又は南海トラフ地震防災対策計画）に定めるところにより、防災対応を実施することとする。

ウ 防災関係機関の措置

防災関係機関が定める防災業務計画に準拠し、防災体制を確立し、他の機関等との連携を図りながら、防災対応を実施することとする。

３ その他

南海トラフ地震臨時情報の発表前に特別防災区域において、大規模地震が発生している場合には、第６章「災害応急対策計画」により、災害発生防止、拡大防止に努めること。

第６節　防災教育及び訓練に関する事項

防災関係機関及び特定事業所は、大規模な地震を想定し、必要な防災教育を行うとともに、地震・津波に対する災害応急対策を含む訓練を実施するものとし、その事業計画は、本計画第５章第４節「防災教育及び訓練計画」によるものとする。